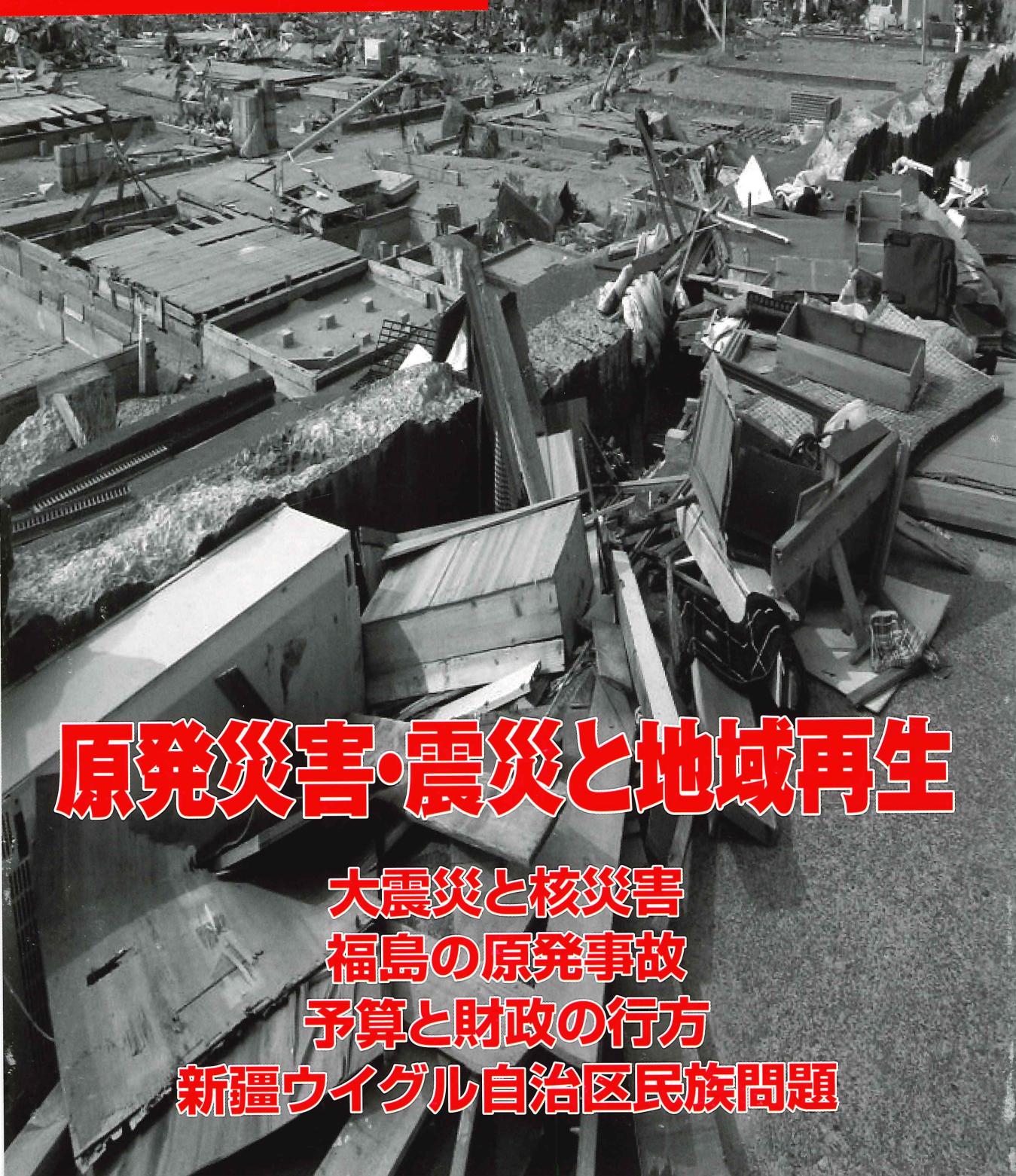


働きつつ学ぶ権利を担う経済科学の総合雑誌

# 経済科学 通信

2011.9 No.126

1981年5月20日第4種郵便物認可  
ISSN 0385-065X



## 原発災害・震災と地域再生

大震災と核災害

福島の原発事故

予算と財政の行方

新疆ウイグル自治区民族問題

●資本主義経済の危機とどう対峙するか

# 世界経済危機とマルクス経済学

基礎経済科学研究所編



執筆者 大西広／北野正一／松本朗／徳永潤二／秋山誠一／吉田真広／後藤康夫／塚本恭章／伊藤国彦／米田貢／紀國正典／森岡孝二／中本悟  
資本主義体制の危機をどう打開するか。近代経済学諸派の経済理論を批判的に検討する中で、マルクス経済学の優位性を検証。A5判・2600円

## 未来社会を展望する



●好評2刷！ ポスト資本主義社会に向けて人間発達論からのアプローチ  
甦るマルクス 基礎経済科学研究所編  
マルクスが資本主義の根本批判を通じて展望した未来社会像（自由人の連合）を21世紀未来社会論として展開する労作。  
46判・2800円

●資料に教材にそのまま使える最新データ 野口邦和監修

## 原発・放射能図解データ



原発と地震、核廃棄物、電力コスト、発電能力と需要のピーク、放射能と人体、自然エネルギーの可能性など120点のデータと解説。  
46判・1800円

## 大震災・原発事故とメディア



●衝撃の原子力P/A方策（安全神話マニユアル）を収録  
放送レポート別冊 メディア総合研究所編  
「原子力P/A方策」を再録。  
A5判・1300円

税別価格 東京都文京区本郷2-11-9  
電話03(3813)4651(代表)

大月書店

メールマガジン配信中(登録はHPから)  
<http://www.otsukishoten.co.jp/>

## 基礎研からのお知らせ

### 現代資本主義研究会

●11月12日(土)14:00～ 京大経201演  
エネルギー問題

報告者 和田幸子 他

●12月25日(日)14:00～ 京大経201演  
ベーシック・インカムと公務労働

報告者 成瀬龍夫 他

# 経済科学通信

Letters of Economic Science

第126号(2011年9月)

## NEWSを読み解く

大震災と核災害をめぐって考えたこと	森岡 孝二	2
福島の原発事故を追ってきて、感じたこと	乗松 聰子	7
予算と財政の行方	東郷 久	9
新疆ウイグル自治区民族問題の新情報	大西 広	13

SPECIAL EDITION

## 特集 原発災害・震災と地域再生

### 特集にあたって

福島原発事故と「脱原発依存」の地域戦略	清水 修二	19
ヴォイス・フロム・フクシマ		
—「低線量長期被曝都市・福島」の静かなる革命—	後藤 宣代	25
福島で進行中の核の大惨事をどう見るか		
—「双頭の天龍」を地球生命圈に降下させた危険を見据えよう	藤岡 悅	33
経済学の課題としての原発問題	高田 好章	44
「国策」としての原子力	吉田 央	47
原発事故のデータを読むために—放射線データの読み方、三大原発事故の比較、		
若狭原発銀座の現状—	野口 宏	55
原発ローコスト言説と資産除去債務会計		
—バッズ会計によるバックエンド事業の認識—	梶原 太一	62
東日本大震災の真の復興のために	池田 清	70
東日本大震災と復興の基本方針をめぐって	平岡 和久	76

### 今日の恐慌を考える(2)

恐慌論の新展開	海野 八尋	83
---------	-------	----

SPECIAL EDITION

## 特集 小特集：権力と科学者

学問・思想の自由と科学者の社会的責任	高木 秀男	90
科学と権力—学者たちによる懲戒解雇事件の意味すること—	馬頭 忠治	96

### 投稿論文

マルクス経済学とマクロ経済動学	金江 亮	108
-----------------	------	-----

### 学会動向

環境・文化革命と人間発達（人間発達の経済学第3回日中会議京大会議）	十名 直喜	112
人間発達北京会議	井上 宏	114
世界政治経済学会	南 有哲	117

### 書評

世界経済危機とマルクス経済学	松尾 匡	119
フェミニズムと経済学	森井久美子	122

### 紙面批評

森岡真史論文に答えることが急務	村岡 到	128
125号森岡論文に対する感想および質問	吉田 央	130
労働の権利について（吉田氏に対するリプライ）	森岡 真史	131

## 大震災と核災害をめぐって 考えたこと

MORIOKA Kouji

森岡 孝二

### はじめに

2011年3月11日から早くも半年が過ぎました。最初の2週間ほどはテレビ報道に釘付けになって、津波の惨状と東電福島第一原発の事故対応に茫然としておりましたが、そのうち事態にだんだん腹が立ってきて、3月末から6月にかけて、鬱憤晴らしに、十数編のエッセイを書き、また、私の所属する株主オンブズマンや働き方ネット大阪の声明案を起草しました。ここにはそのうち、同ネットのブログに書いたなかから5編を転載します。

海外のメディアは3月11日の直後から、原子炉のマルトダウンや水素爆発がもたらした大惨事を「核災害」あるいは「核危機」と報じてきました。しかし、日本では地震や津波は災害として語られても、また電力不足は電力危機と語られても、福島の事態は核災害や核危機としてはあまり語られません。ここには原子力は核エネルギーにほかならないにもかかわらず、日本では、原子力は平和に、核は戦争に結びつけられ、両者は別物とされてきた歴史が影を落としています。このタイトルはそういう思いからつけたものだとご理解ください。

### 3月29日 原子炉の損傷事故と広島・長崎の被曝

3月11日の東日本大地震の発生以来、幾人かの海外の親戚・友人・知人から見舞いのメールや電話をいただきました。『ワーキング・プア——アメリカの下層社会』(岩波書店、森岡孝二・川人博・肥田美佐子訳、岩波書店、2007年)の著者であるデビッド・K・シプラーさんもその1人です。

彼から「大阪があの地震と津波のあった場所から遠いことは分かっていますが、あなたや友人や家族の安否のことを心配しています」という震災見舞いのメールが届きました。それに私が返信すると、「安心しましたが、ひどい状況に心が痛みます」というメールがありました。さらに3度目のメールには、3月17日にオンライン・マガジン、*The Shipley Report*に寄稿したというエッセイが添えられていました。

書き出しは「広島は、北日本の破損原子炉から遠くで安全な距離ですが、私の気持ちのうえではすぐ近くにあります。核兵器で攻撃された唯一の国が66年後のいま原子力の平和利用による脅威に直面しているのは、あまりにも不公平です」となっています。

これは東電福島第一原発の原子炉事故から、2007年5月の来日時に訪問した広島に思いを馳せた文章です。シプラーさんは、前掲の著書の邦訳が出版された折に来日され、5月15日にNHKのクローズアップ現代「ワーキングプア——アメリカからの警告」を収録（放送は17日）され、夜は東京の岩波ホールで講演。17日に関西大学経済学部で講演。そして翌18日は広島に行かれ、その夜はエルおおさかで「働き方ネット大阪」主催の講演会に臨まれる、というハードスケジュールのなかの広島訪問でした。

本題に戻ります。シプラーさんの広島エッセイを読んだ私は、彼に、3月19日に、今回の原子炉事故の報道では、「被曝」という言葉が頻繁に使われながら、これまでのところ、広島、長崎の被曝のことはまったく語られていません、と書き送りました。

その後、朝日の小さな紹介記事に出ていた大江健三郎氏の『ニューヨーカー』への寄稿記事（3月28日号、ネットには3月23日時点で掲載され

ていた) を読む機会がありました。そのなかには、次のように書かれています。

「地震や津波やその他の天災と同様に、広島の体験は人類の記憶に刻み込まれるべきです。それはまさに人為であるがゆえに、これらの自然災害以上に劇的大災害です。原子炉を建設することを通して、人間の生命への同じ冒涜を繰り返すことは、広島の犠牲者の記憶への考え方の裏切りです」。

それにしても、いまにいたるもこれを書いた3月29日までは、日本のマスメディアではこの種の評論や記事がまったくと言っていいほど出でていない状況をどう考えればいいのでしょうか。シブラーさんからは原発に対する日本の世論はどうなっていますか、と尋ねられています。反原発あるいは脱原発の世論が高まっているのは確かでしょう。だとしても、何か浅いところで議論がされているように思われてしかたなく、いまだに返事をしかねています。

## 4月1日 広島・長崎を忘れなければ福島の惨禍はなかった

前回は大地震と大津波の後の東電福島第一原発の事態を念頭に、「原子炉の損傷事故と広島・長崎の被曝」について書きました。その意図は、事故発生から20日近く経つのに、日本のマスメディアでは広島・長崎の被曝と福島原発の被曝を関連づける論評がほとんどないことへの疑問を提起することにありました。

同じ日に本ブログ(働き方ネット大阪)からMBSが2008年11月16日に放映されたドキュメント「映像08」の「なぜ警告を続けるのか～京大原子炉実験所、『異端』の研究者たち～」の録画サイトにアクセスできるようになりました。このドキュメントは8月6日の広島の原爆ドームの映像から始まります。2年以上前に製作された作品であるにもかかわらず、内容はまるでいま進行中のメルトダウンを予告していたかのようで衝撃を受けました。それとともに原発の危険性を告発

してきた研究者たちの勇気に頭が下がる思いがしました。この研究者たちと記録制作者たちの目は、広島・長崎を忘れたことが福島の惨禍を生んだことを、見抜いていると感じました。

マスメディアにもようやく広島と福島を結びつける論評が見られるようになりました。3月29日の朝日新聞には、加賀乙彦氏が、81歳の作家と医師の目から、福島原発の被害は、……原子爆弾の惨禍によく似ている」と書いています。ただ、残念なことに、「原発の破壊を復旧」する必要は言っていても、前回紹介した「原子炉を建設することを通して、人間の生命への同じ冒涜を繰り返すことは、広島の犠牲者の記憶への考え方の裏切り」という大江健三郎氏の視点はないように思われます。

3月31日の朝日夕刊には、90歳に近い哲学者の鶴見俊輔氏が、第2次大戦の終わりに「米国が軍事上の必要なく日本に落とした二つの原爆」に触れ、その記憶を今回の惨害に重ねています。その文章は日本の150年の近代と米国従属の65年を論じて入り組んではいますが、結論は明瞭です。「もともと地震と津波にさらされている条件から離れることのない日本に原子炉は必要か」。結論はここに示されています。

なお、働き方ネットのブログに掲載されている「産経ニュース」に「被曝」と「被爆」は違う」という解説記事が出ています。「被曝」は放射能にさらされること、「被爆」は爆撃をうけること、原水爆の被害を受けること説明され、両者は違うということが強調されています。短い解説に注文をつけるのもどうかと思いますが、あの原爆の惨禍もいまの原子炉の惨害も「被曝」という点では違わないことに注意を喚起してほしいと思います。

## 4月1日 鳴呼これが原発推進学者のインタビュー

この連載は、週1回の更新を目指しています。それなのに昨夜(日付は4月1日)に続いて今日また書くのは、今朝の朝日新聞の「インタ

# NEWS を読み解く

ビュー」欄に出ている三菱総研理事長・前東大総長・東京電力監査役の小宮山宏氏の談話に大きな疑問を感じたからです。

朝日が原発推進論者の小宮山氏を登壇させる意図はここで深くは問わないことにします。とはいえ、同じ今日の朝日が2面で今回の原子炉連続多発損傷事故に関して「廃炉数十年の険しき道」という記事を載せていることとは、いかにもちぐはぐな感じがしてなりません。

小宮山氏が長いインタビュー記事で語っていることは、はっきりしています。要するに、原発は低炭素社会に向けた「つなぎエネルギー」として21世紀半ばまで必要だ、ただし、これ以上の原子力開発をやるかやらないかはみんなで議論して決めればいい、というのです。

小宮山氏は、今回の事故が起きたのは、原子力の専門家たちが、「タコツボ化」して、「原子力村」をつくり、自分たちだけで固まってきたからだと思います。そうでしょうか。氏の言は、原子力の専門家よりもっと能天気です。その証拠に、記者の「科学技術が生んだ原発によって〔私たちは〕災禍を受けようとしています。この状況をどう見ますか」という質問には、小宮氏は「私は楽観しています」と答えています。また「科学が生んでしまった暴走を、科学は押さえ込むことができるでしょうか」という質問には、「時間はかかりますが、私は押さえ込めと思っています」と答えています。

ここに見られるのは無邪気な楽観論ではありません。これは、電力会社や原子炉メーカーを含む経済界と、政府の原発推進路線のむき出しの擁護論です。小宮山氏は無批判にも「現代社会にエネルギーは必須だし、資本主義は消費が増えるほうがいい」と述べています。しかし、旧態依然とした市場経済を見直さず、消費が増えるままにしていては、氏の言う「低炭素社会」さえも展望することはありません。

数日前、友人の和田幸子さんから日本の原発推進に関してなるほどと思わせるメールをもらいました。いわく、「つい先日までは『日本の原発は

安全だから、トップセールスでアジア諸国に売る』ことを推奨してきた人々が大勢いました（昨秋、ベトナムへの原発売り込み成功を自慢した菅首相もその1人です）。昨年末、東京で、多くの企業の方々に再生可能エネルギーに関する講演をいたしました。その際、私のすぐ後で講演をした元外務省官僚のある方は、開口一番『原発は儲かります。1機で100～200億円も利益があるのですよ』と言われたのには驚きました。そして、日本経済の繁栄の底の浅さを見た感じがしました』。

小宮山氏もこうした経済的利益で動いている人の1人です。あえて最初の肩書きにも書きましたが、彼は東京電力の監査役の1人でもあります。2010年3月期末の「有価証券報告書」によれば、同社の監査役の年間報酬額は、3人で9800万円、1人平均3267万円でした。小宮山氏は非常勤監査役ですから、常勤監査役とは報酬額は異なるでしょう。そうだとしても、社外役員7人に6600万円を支払っていることから推計して、少なくとも年間1000万円前後の報酬を東電から受け取っていると考えられます。また、小宮山氏は東電の株主でもあり、役員報酬のほかに、600株という少額ながら株主としても同社と利害関係を有しているのです。

「人の世や嗚呼に始まる広辞苑」（橋高薰風）という川柳があります。小宮氏の言も動も、嗚呼、と言う以外には、何ともはや言いようがありません。

## 4月11日 日本の大地震・大津波の歴史に学ぶ

4月8日に発表された「働き方ネット大阪」の声明には「地震列島日本」という表現があります。

それで気になって、たまたま次男が国立天文台編『理科年表』などにもとづいて作成していた犠牲者100人以上の日本の大地震の略年表を、犠牲者1000人規模以上（推定を含む）の大地震・大津波に絞って、簡単にしてみました（年表は省略）。なお私はこの分野についてはまったくの素

人ですから、学術的な参考になるものではないことを断っておきます。

これほどの件数の大地震・大津波があったことにまず驚きました。言い換えればあまりにも知らなすぎたことに恥じ入っています。大地震と言わされて、すぐに頭に浮かぶのは1923年の関東大震災や1995年の阪神・淡路大震災くらいです。あとはまったく断片的で不確かな記憶にすぎません。津波ではたとえば、1792年の雲仙普賢岳の噴火と、それにともなう眉山の崩壊で、「島原大変肥後迷惑」と言われたことは聞いていましたが、このとき1万5000人以上の犠牲者が出ていたというのは知りませんでした。

地震列島というからには日本中でどこでも大地震は起ころうということです。大阪に住む者として気になるのは、福井原発ですが、1948年6月28日の福井地震は、M6.7で福井平野とその周辺で3769人の死者を出しています。この略年表にはありませんが、死者100人以上の地震をみると、福井、京都北部、兵庫北部でも、いくつも大地震が起きています。

私は子ども時代の貧弱な記憶から九州、とくに自分の生まれた大分県は大きな地震はないと勝手に思っていました。ここに掲げた略年表には示していませんが、実際は、1596年に豊後地震（大分地震）が起きており、ウキペディアの説明には、「死者800余人、別府湾の瓜生島（沖ノ浜）と久光島の2島が沈んだ」とあります。

大地震は立て続けに起きている時期があります。1854年7月の伊賀上野地震、同年12月23日の安政東海地震、翌12月24日の安政南海地震、翌年11月11日の江戸地震も、まさしく連続大地震です。同じ年、または数年間に、複数の大地震が起きている時期は他にもあります。

1945年の敗戦前後には、1000名を超える死者を出した四つの大地震（鳥取地震、東南海地震、三河地震、南海地震）が4年連続で起きています。このことについても部分的にしか知りませんでした。南海地震を除く三つは、「戦意を低下させない」ために軍部が厳しい報道管制を敷いたと

言われています。1944年生まれの私には報道管制の影響はないはずですが、戦後、物心がついても、聞いたり、学んだりした記憶はありません。日本の大地震と大津波の歴史がとともに学校教育で取り上げられていれば、世論はそうやすやすと原発の開発と増設を認めなかつたのではないかと悔やされます。

東電福島第一原発の原子炉溶融事故では、当初とくに津波の規模について「想定外」という言葉が多用されました。いまではかなり知られていることですが、津波の高さは、1896年6月の明治三陸沖地震では、岩手県綾里湾奥で38.2mに達しています。1933年3月の昭和三陸沖地震では、岩手県大船渡で28.7mが記録されています。どちらも近代日本で起きた津波なのですから、「想定外」などという言葉は歴史に学ぶ者なら使ってはいけなかったのです。

## 6月7日 いまこそエネルギーの非核3原則を圧倒的世論に

本年9月に立教大学で開催される経済理論学会の特別部会で、震災・原発問題が取り上げられることになり、以下のような拙文を草しました。いささかフライングの感もありますが、この種の議論は早いに越したことはないと思い、ここに掲載します。いつもより少し長めですが、辛抱してお読みください。

東電福島第一原発の大惨事発生から1ヶ月余り経った4月15日に、「原子力損害賠償紛争審査会」の初会合が開かれた。そのニュースに接して、名前からして何やらいわくありそうなこの委員会は、内閣府でも経済産業省でもなく、なぜ文部科学省に置かれているのか訝しく思った。

一つの疑問は、1999年9月に起きた茨城県東海村の核燃料加工施設で起きた臨界事故に触れた2000年8月3日の「朝日新聞」の記事を目に見て氷解した。それには、事故の責任を問われて更迭された科学技術庁の原子力安全局長が早くも

# NEWS を読み解く

9ヶ月後に、同庁の筆頭局である科学技術政策局長に昇進したとあった。これでなるほどと再認識したことだが、文科省の「科」は科技庁の「科」であって、当時、科技庁の下にあった原子力関係の制度と機関は、2001年の行政改革によって文科省に移管されたのである。

では原子力行政はなぜ科技庁の所管だったのか。残る疑問は、科技庁の小史を見ればすぐわかる。科技庁は1956年に総理府原子力局を母体に設置された。ウィキペディアの説明には、「実際の科学技術行政の大半は通産省（現経産省）やその他の所管省庁に握られ、科技庁所掌は主に原子力及び宇宙関係行政であった」とある。科技庁のこうした出自は、戦後日本の「科学技術立国」はなによりも「原子力立国」あるいは同じ意味で「核立国」であったことを語っている。

科技庁の初代長官は、読売新聞の経営者として知られた正力松太郎であった。彼は、57年には、岸内閣の下で国家公安委員会委員長、科学技術庁長官、原子力委員会委員長を兼務する国務大臣に就任している。日本に「原子力の父」がいるとすれば、その称号は、戦後の早い時期から、アメリカ政府とCIAの意を体して、若かりし時代の中曾根康弘と手を結び、日本の核立国を推進してきた彼にこそふさわしい。

核立国の喩えで言えば、原子力の父は核の父であるはずだが、日本では、原子力は平和とエネルギーに、核は戦争と兵器に結びつけられ、両者は別物とされてきた。3月11日の直後から、海外のメディアは原子炉の溶融や水素爆発がもたらす大惨事を「核災害」(nuclear disaster)、あるいは「核危機」(nuclear crisis)と報じた。日本では地震や津波は災害として語られても、原子炉の暴走は事故とされ、災害として語られることは少ない。それ以上に、原子炉の電源喪失とそれに続くメルトダウンを、核災害あるいは核危機と呼ぶことはもっと少ない。その一つの証左は、福島の被曝と広島・長崎の被爆（被曝）を関連づける議論が最初の2～3週間はほとんどなく、今でもきわめて少ないと示されている。ここから振り

返ると、原子力と核とを分離する概念操作は、雇用と使用を分離して派遣労働を容認した概念操作と同様に、政府・産業界の深慮遠謀の所産であると言わねばならない。

東電福島第一原発の1号機は1966年12月にGEを主契約者として着工され、71年3月に営業運転を開始した。2号機は69年5月着工、74年7月運転。3号機から6号機まではいずれも70年代前半に着工、後半に運転を開始した。電力産業をはじめとする日本の基幹産業における大企業の労働組合は、70年代半ばのオイルショックを境に企業主義と労使協調主義を強め、80年代にはストライキをほとんどしなくなった。その結果、電力産業では、企業・労組一体の原発推進体制が盤石のものとなり、東電は、福島第二の1～4号機、さらには柏崎刈羽（新潟県）の1～7号機の着工・運転へひた走ることができた。そうしたなかで、76年に東電社長に就任した平岩外四が、経済審議会会长や産業構造審議会会长を歴任し、90年から94年に経団連会長を務めたことや、86年東電労組書記長、89年同委員長になった笹森清が、2001年から2005年まで連合会長に就任し、2010年10月に内閣特別顧問になったことは、核立国のもとでの企業・労組一体の原発推進体制と無関係ではない。

問題の背景は、労働市場の構造と労使関係にも深くかかわっている。「週刊東洋経済」2011年4月23日号によると、日本の原発作業員のうち、電力会社の社員は1万人弱、下請け労働者は7万5000人（2009年度、原子力安全・保安院）である。核災害発生以前の福島第一では、1100人強の東電社員に対して、原発メーカーである東芝、日立製作所などを元請とする、孫請け、曾孫請けどころか7次、8次に及ぶ下請け労働者群は9000人を超えていた。これらの労働者は、下請け会社の正社員も含めて、電力会社から見れば間接雇用あるいは外部雇用の非正規労働者にほかならない。彼らはほとんど例外なく未組織労働者であり、原発の過酷な労働条件について声を上げることさえできない状態に置かれている。

これを押し広げて言えば、日本の原発には、核の危険について、何も言わずに核開発に手を貸してきた労働組合に組織された1割余りの正社員と、何も言えずに核の危険に身を曝してきた8～9割の未組織労働者が働いていることを意味する。身分的な階層構造で引き裂かれたこの原発労働者団体は、「持つ・造る・輸出する」の核政策を推進してきた政府、国策産業で利益を上げ安全宣伝をしてきた電力会社と原発メーカー、それに場を提供してきたマスメディア、核の安全性神話

を固めることに腐心してきた科学者集団とともに、被曝国日本において核の危険をインビジブルにしてきた五重の塔を形成している。

2011年3月11日の大震災とその後の核危機は、こうした五層構造をいやおうなく浮かび上がらせ、そのかぎりでビジュアルにした。とすれば、いまこそ、「持たず・造らず・輸出せず」のエネルギーの非核三原則を圧倒的な世論にするべきときである。

(もりおか こうじ 所員 大阪支部)

## 福島の原発事故を追ってきて、感じたこと

NORIMATSU Satoko  
乗松 聰子

2011年3月11日の震災、津波による大惨事とそれに伴う原発事故は自分の人生を根底から覆す出来事であった。いや、まだとても過去形にはできない。最初の24時間は連絡が取れなかった仙台の家族のことを思い、気が狂いそうになり、家族の無事が確認された後は、前代未聞の核の大惨事がテレビで目の前で展開する有様を絶望感と共に見た。ここバンクーバーの精神科医からも聞いたが、海外にいる日本人たちは、離れているだけに心配も増すようだ。また日本のテレビを契約している人たちはもちろん、海外メディアが繰り返し流す悲惨な津波や原子炉爆発の映像にショックを受け、抑うつ状態となり、精神科を受診する人も多い。

アジア系移民の多いカナダ・バンクーバーの地で、私は、歴史認識問題、核問題、沖縄米軍基地問題に取り組む平和教育団体「ピース・フィロソフィー・センター」を運営してきた。反核運動に参加し、被爆地にカナダ人学生を案内してきた活動家として、広島・長崎に続いて今回の原発災害により、日本に三度目の核の大惨事が起こることを許してしまったことへの自責の念に、私はかられた。

日を追うごとに、日本政府やマスメディアが原発事故の深刻さや放射線のリスクについて情報を隠したり操作したりしていることが、英語と日本語両方で情報を追っている自分にとっては、手に取るようにわかってきた。例えば日本では原子炉の爆発や火災のときも「爆発音」とか「煙が見えた」とか婉曲表現しか使わなかった。特に3号機の爆発は黒煙が上空高く舞い上がり、広島のキノコ雲を彷彿とさせるような凄まじさであったが、殆どの日本メディアは、爆発の写真は報道しても動画は放映しなかった。「炉心溶融」や「再臨界」といった言葉がタブー視されてたり、 Chernobyl事故と比べることさえ法度的な雰囲気があったり、3号機でプルトニウムを含むMOX燃料が使われていることは日本のメディア報道では殆ど触れられることができなかった。また、「外国ばかりが騒いでいる」という情報が日本で流れていたということもあり、海外の日本人が日本の家族や友人に注意を呼び掛けても、「海外は大げさだから」と耳を傾けてもらえないかった。

そういった中、日本の人にも少しでも情報を届けようと、日英語両方でブログ、フェースブック、ツイッターを使って原発問題の発信を始めた。海

# NEWS を読み解く

外専門家の論文の翻訳紹介、メディアが報道しない汚染状況についての分析、報道や政府発表のウソを指摘した記事、広島長崎の活動を通じて知り合っていた専門家に寄稿してもらった記事が多くの読者を集めようになり、Peace Philosophy Centre のブログは、3～5月は、1日1万、月間30万のアクセスを得るようになった。逆に、食品汚染や、福島の子どもたちが高汚染地域に放置されてきている「子ども 20 ミリシーベルト」問題など、日本に都合の悪い情報は逆に海外になかなか報道されなかったりするので、Asia-Pacific Journal: Japan Focus を通じて英語での発信もやってきた。私のサイトが頼りだと言ってくれる声も多数届くようになり、ほぼ 24 時間体制で情報を追いかけていた。

震災から 4 カ月が経って、相変わらず情報隠蔽や操作は続く。「風評被害」という、外国語にはとてもできない奇なる概念でもって原発被害をごまかし、消費者側に責任転嫁するという論法は日本ではまり通っているようだが、海外では通用しない。5 月の中韓サミットでは、福島で首脳たちがさくらんぼうと一緒に食べるといった、海外の人が見たら目をむくようなシーンが繰り広げられた。共同文書では「風評被害防止で一致」したという報道が流れて驚いた。実際の文書を見たら、「風評被害」などという言葉はひと言もなく、逆に日本は情報をしっかりと開示するように、中韓から釘を刺されていたのである。あたかも日本を応援しに外国首脳がやってきたかのように大騒ぎし、原発事故への責任を棚に上げて、日本産品を売ることしか頭にない日本中心主義に辟易した。また、日本の国境内での汚染のことを考える人は多いが、ロシア、韓国、中国、太平洋諸国といった近隣諸国にどれだけの汚染が及んでいるかを考える人は、どれほどいるか。原発事故直後は、太平洋側に風が吹き、日本人には「神風」が吹いたと喜ばれた。しかし日本人にとっては「神風」でも、グアムやハワイの人たちにとっては「死の風」であった。放射性物質はジェット気流に乗って、数日で北米大陸にも上陸し、2 週間もかから

ずに北半球を一周した。放射能災害に国境はない。

インターネットのおかげで、こうやって海外にいる日本人でも情報発信ができる。「安全な場所から勝手なことを言って」と言われるときもあるが、上述したように、日本的人が思うほど海外は安全ではないし、自分の立場で自分のいる場所からできることをするしかない。

政府は 4 月には通信会社に対し「インターネット上の流言飛語」に対しては「適切な対応」をとるようにという要請を出し、6 月には、ブログやツイッターの「不正確な情報」を監視する業務の入札を募集し始めた。ネット上に「不正確」な情報があるのは確かだが、それはどんな媒体にも当てはまる。監視しなければいけないのは、ネットだけではなく、何よりも、政府や大メディア自身が発する情報である。この 4 カ月、政府や大メディアが隠してきた、操作してきた、不正確に伝えてきた情報を読みとき、「大本営発表」だけではわからなかった情報を伝えてきた幾万のブログやツイッターの社会的貢献は測り知れない。この原発事故以降、日本国憲法が保障する生存権、幸福権、報道の自由、表現の自由は戦後最大の危機に面している。電力会社をスポンサーに持たず、政府の圧力を受けないことで重要な役割を果たしてきたネットメディアをターゲットにした検閲、監視行為を許してはいけない。このような前時代的な圧力に対する国際的監視の目を強めるという意味でも、海外の日本人たちが果たせる役割は大きい。

3.11 後、フェースブックやツイッターをやる日本人が飛躍的に増えた。無名でも、たった一人でも、有用な情報を発信し共有することで市民の力は倍増する。情報統制が進む傍ら、日本でもエジプトやチュニジアのようなネットの力による市民革命が進んでいると信ずる。

(ピース・フィロソフィー・センター代表  
[www.peacephilosophy.com](http://www.peacephilosophy.com)、アジア太平洋ジャーナル・ジャパンフォーカス編集コーディネーター [www.japanfocus.org](http://www.japanfocus.org) )

# 予算と財政の行方

TOUGOU Hisashi  
東郷 久

2011年度予算の国会審議が大詰めを迎えていた最中の3月11日、東日本と関東地域が大震災に襲われた。

震災被害は津波で増幅させられ、死者・行方不明者計2万5681人、避難者12万7076（4月30日現在、警察庁まとめ）、道路等直接的被害額16～25兆円（内閣府試算）という未曾有の大災害となった。これに原発（東京電力の福島原子力発電）からの放射性物質の漏出が追い打ちをかけ、震災被害は一層深刻なものとなっている。日本の緊急課題はこの震災被害の復旧にあり、2011年度予算もそれに向けた組み替えが求められている。

この意味で'11年度の予算や財政を現時点で検討することには限界がある。しかし大震災が社会の安全問題を投げかけており、ここでは、社会の安全問題または持続可能性との関連から予算や財政の問題状況をとらえ、政府の震災対策の特徴にも触れることにしたい。（2011年5月末脱稿）

## I 新成長戦略における制度・規制の不確性

2009年9月に民主党（連立）政権が誕生し、中途で鳩山氏に代わり菅氏が首相に就任して1年近くが経過している。その財政運営の基本は、「10年6月18日閣議決定「新成長戦略～『元気な日本』復活のシナリオ～」（以下、新成長戦略と略記）にある。

新成長戦略は、第1の道である公共事業中心の経済政策、第2の道である生産性重視の経済政策と決別し、第3の道「経済社会が抱える課題の解決を新たな需要や雇用創出のきっかけとし、それを成長につなげようとする政策」を掲げる。課題を解決する需要の創造として「強い経済」「強い

社会保障」であり、これから新たな所得や雇用に基づくものとしては「強い財政」「強い社会保障」である、とされる。

このような考えのもとで、需要の創造としては、地球温暖化対策などのグリーン・イノベーション、年金や医療などの建て直しによる健康大国実現というライフ・イノベーション、アジア市場の需要に応えるアジア経済戦略、さらに観光立国・地域活性化戦略が掲げられる。また、この4つの成長分野を支える基盤として、科学・技術・情報通信立国戦略、雇用・人材戦略、金融戦略が設定されている<sup>1)</sup>。

自由民主党・公明党連立政権のもとで進められた、市場を万能とみる構造改革（市場原理主義）が経済的社会的軋轢を極限にまで拡大してきたことを踏まえると、この第3の道は「需要」を政策的意識的に拡大するという積極的意義をもつものである。第1の道も公共事業という需要の拡大策であるが、第3の道には社会の発展に連なるものを拡大しようという意図が含まれているからである。

しかし、社会の発展に連なる新たな需要を創出し、これを通じて供給の構造を変えようとするのは容易ではない。それは現在の需要が大企業を中心に行なわれた供給構造によって規定されているからである。前者の一般的な「告知」のみでは後者の供給構造を変化させることはできず、ここでは需要の創出に相応しい経済・財政制度や基準・ルール（規制）の設定（制度と規制）が必要不可欠となる。

例えば、新成長戦略において、アジア経済戦略は成長著しいアジアを日本の市場拡大に利するものであり、従来の供給構造を延長させる内容でしかないといえる。また、とりわけ民主党政権が誕生した背景である経済的格差と新たな貧困化問

# NEWS を読み解く

題、その重要な1要因となった労働者派遣法（1985年制定、'99年改正・拡大）の再検討・改正では、これはライフ・イノベーションに該当するが、製造業での常用型派遣の禁止（常用型は派遣労働者の過半数）は尻抜けになっていることなど問題は未解決なままである。

新成長戦略を象徴するものとしてそのトップに位置づけられているグリーン・イノベーションについては、「新たな制度設計や制度の変更、新たな規制・規制緩和などの総合的な政策パッケージにより、低炭素社会づくり」を推進するとされ、このもとで、温室効果ガスを2020年に'90年比で25%削減するという目標が掲げられている。この限りでは積極的な戦略設定となっている。

しかし、ここには次のような問題がある。温室効果ガスが「直接消費」としてどのように排出されているかの情報は公開されていざ不明であること、電力の固定価格買取制度の拡充が発電事業者の「任意」に任せられること、炭素税の導入については不明確であること（2011年度税制改正

案で環境税の導入が掲げられたが、改正法案は年内未成立）、温室効果ガスの削減が「原子力利用」に依存していること、といった問題である<sup>2)</sup>。

以上のような諸点をみると、新成長戦略は、「新たな需要」の創出に必要とされる制度や規制がきわめて不明確なままであり、その結果は市場に依存することになり、経済・財政政策も従来の市場重視に逆転する可能性を有している。

## II 予算と財源問題の二面性

### (1) 2011年度予算

表1は'11年度予算の概要（一般会計歳出）である。膨大な財政赤字のもとでも財政規模は増大し、社会保障関係費は前年度比5.3%増、構成比31.1%となっている。

'11年度予算を特徴づけている1つは、前年度に続く公共事業の削減と社会保障関係費の増大・継続である。新成長戦略にみられた第1の道（コンクリート）から第3の道（人）への転換には、

表1 2011年度予算の概要（一般会計歳出）

単位：億円、%，▲印：減額

年度	'10	'11	増減額	構成比
社会保障関係費	272686	287079	14393	31.1
文教及び科学振興費	55872	55100	▲ 772	6.0
国債費	206491	215491	9000	23.3
恩給関係費	7144	6434	▲ 710	0.7
地方交付税交付金等	174777	167845	▲ 6932	18.2
防衛関係費	47903	47752	▲ 151	5.2
公共事業関係費	57731	49743	▲ 7987	5.4
経済協力費	5822	5298	▲ 524	0.6
中小企業対策費	1911	1969	58	0.2
エネルギー対策費	8420	8559	139	0.9
食料安定供給関係費	11612	11587	▲ 25	1.3
その他の事項経費	51943	55660	3717	6.0
うち地域自主戦略交付金	－	5120	5120	0.6
経済危機対応・地域活性化予備費	10000	8100	▲ 1900	0.9
予備費	3500	3500	－	0.4
平成20年度決算不足補てん繰戻	7182	－	▲ 7182	－
合計	922992	924116	1124	100.0

出所）財務省ホームページ（平成23年度一般会計歳入歳出概算、[http://www.mof.go.jp/budget/budget\\_workflow/budget/fy2011/sefuan23/index.htm](http://www.mof.go.jp/budget/budget_workflow/budget/fy2011/sefuan23/index.htm)、2011年4月現在）

より作成。

社会保障関係費（社会福祉の少子化対策・子育て支援）とともに文教及び科学振興費（教育振興助成費）などがある。ただし、障害者自立支援制度や後期高齢者医療制度は、再検討や廃止が求められながら温存または先送りされている。

少子化・子育て支援（子ども手当）は民主党政権の目玉政策である。従来の児童手当を越え、3歳～中学生（月額1.3万円）に加えて3歳未満にも上乗せする方針（月額2.0万円）であったが、予算国会では3歳～中学生部分の6ヶ月延長「つなぎ」だけとなった。少子化・子育て支援には雇用問題に関連した保育所増設など子育て環境の整備こそが必要であり、「バラマキ」批判に耐ええなかつたといえる<sup>3)</sup>。

国債費は、社会保障関係費に次ぐ大きさ（構成比23.3%）となっており、財政の硬直化が継続している。政府の財政運営戦略では、国・地方の基礎的財政収支（公債関係の収支を除いたプライマリー・バランス）の赤字を2020年までに黒字化することとされている。財源問題をめぐる対策は不明であり、これまでと同様に、歳出削減策に重点を置いた財政運営に終始せざるをえない状況にある。

## （2）財源問題と租税構造

2009年度以来、公債発行額が税収を上回るという深刻な歳入状況が継続している。にも関わらず、民主党政権では、事業仕分け・歳出見直しは別として、未だに財源構想が示されていない。ここには、すでに自由民主党（連立）政権の時代に形成されていた消費税シフトの租税構造が作用している。

消費税シフトは、企業の国際競争力を強化する点を目的として、法人課税および関連する国際課税を緩和し、これに連動して所得課税も軽減し、それだけ消費税による税収に依存する租税構造である。これは、2000年代のおよそ10年近く、市場の不安定性のもとで、M&A（合併と買収）にみられる企業組織再編を内外にわたって促進してきたことに現れている。表2はこの間における自然増収効果の低下状況をみたものである。

この消費税シフトまたは投資重視の租税構造は「公平、中立（活力）、簡素」という考え方で推し進められてきたが、その結果、租税制度に本来備わっている累進課税は一層弱体化し、所得格差の拡大をもたらし、財政の所得再分配機能は大きく損なわれている。大企業の活力が増大するにしても法人・所得課税による税収は停滞することになり、税収構造は脆弱なものとなっている。

このような状況のもとで2011年度税制改正が行われた。（ただし、この改正法案は、赤字国債法案とともに予算国会では未成立である）税制改正案は、一方では法人課税における実効税率（国税の法人税と地方の法人住民税法人事業税）の5%引下げ、他方で減価償却制度の縮小などにより課税ベースを部分的に拡大し、また相続税の強化や給与所得の高い階層における給与所得控除の頭打ちなどがその内容である<sup>4)</sup>。

この税制改正は法人税の減税がその出発点となっている。しかし減税の根拠は薄弱である。企業経営で、海外移転の第1の要因は労働コストにあって租税・社会保険料負担要因は少なく、その負担は先進国の中では低水準にある。また減税が投資に向かわず内部留保の拡大に結果する可能性

表2 自然増収額、減・増税額の推移（一般会計、当初ベース）

単位：億円、▲印：減収額

年度	自然増収額（A）	減税額（B）	増税額（C）	C-B=D	A+D
1991～'95	▲6670	44740	8680	▲36060	▲42730
1996～'00	36330	89420	2370	▲87050	▲50720
2001～'05	▲18790	28570	1770	▲26800	▲45590
2006～'10	▲52090	31700	7720	▲23980	▲76070

出所) 参議院予算委員会調査室『財政関係資料集』2010年度版より作成。

# NEWS を読み解く

は大である。この法人税減税には、長らく放置されてきた課税ベースの拡大（租税特別措置の見直し）、相続税空洞化のは是正、所得税が抱える不公平の見直しなどとの抱き合わせ、つまり市場原理主義への回帰と国民生活への配慮という二面性がみられる。

## III 大震災対策における国家責任

今回の大震災では、犠牲者のかなりの部分が津波によるものであり、またこの津波によって原発の制御機能も破壊された。大震災に対する直接的対策としての2011年度第1次補正予算は5月2日に全会一致で成立した。

総額4兆153億円、うち仮設住宅建設等の災害救助等関係経費4829億円（12.0%）、災害廃棄物処理事業費3519億円（8.8%）、災害対応公共事業関係費1兆2019億円（29.9%）、学校施設や社会福祉施設等々の施設費災害復旧費等4160億円（10.4%）、中小企業融資等の災害関連融資関係経費6407億円（16.0%）、特別交付税の増額等の地方交付税交付金1200億円（3.0%）、自衛隊の活動経費や医療保険料減免などを含むその他8018億円（20.0%）である。激甚災害法の対象外事業を含めた国庫負担の引上げや特別交付税の増額が計られている（日本経済新聞「被災地復旧支援上積み」2011年3月24日付）。

この財源のほとんどは2011年度予算における既定経費の減額によるものであり、なかでも基礎年金国庫負担の減額等がその大部分を占めている。この国庫負担分は、「04年に'09年度までに国庫負担割合を2分の1にまで引き上げることを定め、「09～'11年度（予算）は財源不足からいわゆる「埋蔵金」を充当してきたものである。今

回の措置は、社会保障制度を犠牲にしたもので、財源問題が未解決なままであることの深刻さを示している。

しかし、第2次補正予算では長期的な大震災対策が求められる。産業・生産・雇用の再建、コミュニティを含めた地域生活の再生、原発行政の再検討、そして10兆円規模と見込まれている財源問題の解決などである。

日本の災害対策法やその財政運営には天災論に起因した国家責任の不明確さ、成長政策からの公共事業優先と生活再建対策の不十分さ等々があると指摘されている<sup>5)</sup>。原発行政では「安全神話」に依拠した安全規制体制の未確立状況がある。また、財源問題では、復興債の償還財源として所得税・法人税に対する付加税を充てるのか、消費税増税を考えるのかで揺れ動いている現状にある。

復旧・復興の青写真、自然エネルギー政策への転換、応能負担原則に基づく財源問題の解決、政府責任を明確にした国家政策の立案が求められている。

### 注

- 1) 梅原英治「深化する財政危機と11年度予算案」『経済』2011年3、4月号、参照。
- 2) 諸富徹、浅岡美恵『低炭素経済への道』岩波新書、2010年、参照。
- 3) 表1の「地域自主戦略交付金」にみられる地域主権改革問題については、渡辺治「民主党政権の『構造改革』復帰と地方自治」『経済』2011年4月号、参照。
- 4) この改正案のなかで環境税が導入されたが、環境税はエネルギー・産業・生活体系と関連した位置づけが必要であり、ドサクサ紛れの導入という感を禁じ得ない。
- 5) 宮入興一「災害と地方財政」宮本憲一・遠藤宏一編著『セミナー現代地方財政I』勁草書房、2006年、第11章、参照。

（とうごう ひさし 大阪経済法科大学）

# 新疆ウイグル自治区民族問題の 新情報

OONISHI Hiroshi

大西 広

3月下旬に一年半ぶりに新疆ウイグル自治区を訪問し、民族問題の現在の調査を行った。本誌でも何度か中国の民族問題を報じたが、最新の状況も大事なので、ここで簡単に報告したい。

## I 党書記人事の重要性について

その第一は、少数民族党書記の誕生とその「効果」である。新疆ウイグル自治区でのウイグル族の暴動は、それ自体が大きな問題を持つつも、民族問題の存在を中央政府に大きく印象付けることに成功し、実は急速な改善措置が各方面で展開されている。漢族企業に少数民族の雇用を迫る措置や少数民族からの大量の警官の雇用、そして一連の幹部の登用である。たとえば、事件後、ある中央幹部が現地に入って、少数民族の全県長を集めよ、と指示して集まった人数の少なさを実感し、直後にウイグル族副県長の一斉昇進がされたとかいう話もある。が、それにしても、それらは党書記人事ではなかったが、何と新疆財経大学ではウイグル族党書記が今回我々に面会をしてきた。これは、「県」や「市」の単位の党書記がウイグル族となったのに等しく、実は画期的なことである。人事の改善はそこまで進んでいる。

が、しかし驚いたのは、ウイグル族が党書記として出てきたことだけではなく、その党書記が非常にしっかりと各種の質問に答え、かつ否定的な現象を隠しもしなかったことである。たとえば、少数民族学生の就職率の漢族学生に対しての低さやその原因および対策についてであった。私は一昨年、同じ大学で同じ質問を一般教員に対して行なったが、その時は完全に誤魔化されるということがあった。大人は違うと心から思った。

しかし、より重要なのは、2年前の同大学での

回答との相違ではなく、新疆大学における大学トップの回答との違いである。新疆大学では新任のカザフ族副校長が面会に応じてくれたが、新疆大学の説明として彼は書かれた原稿を読み上げただけで、我々の質問には殆ど隣の漢族幹部が回答を行なった。また、回答の中には明らかな嘘もあり、がっかりした。たとえば、学部別、民族別の募集人員の一覧表はないかと聞いたが、「そんなものはない」と嘘の回答がなされた。これが嘘と分かるのは、私は以前のその表を持っているからである。また、一時的ではあってもホームページにも毎年公開される。

また、所得格差の問題について、「地域格差はあるが民族格差はない」と答えられたことにもがっかりした。私はこの計算を何度も行なっており、地域格差を除いても新疆、チベット地域には歴然と存在する。この格差の責任が漢族にあったり、あるいは政府にあったりするわけではないが、民族格差のあることは事実である。それを認めないことが、「民族問題で誤解を生まない」ことにつながっているとでも考えているのだろうか。

これは現在その存在が隠されているので確認が難しいが、毛沢東は1956年に「チベット工作に関する講話」の中で少数民族地域では党書記もまた少数民族であるべきと述べている（神戸大学王柯教授の著作より）。そして、実際当時はいくつか実現されていたが、永らく忘れられていた。私はこの原則がいかに大事であるかを今回のふたつの大学の訪問で実感した。

## II カシュガルの旧市街地 再開発問題

我々の調査対象となったものにはカシュガル旧市街地の再開発問題の真実を知るということも

# NEWSを読み解く

あった。これは、カシュガルの旧市街地の再開発が「文化破壊である」とウイグル会議が述べていることの真実を調べようとしたものであるが、私の結論はこれは「民族問題」ではなく、単なる再開発問題と考えるべきというものであった。

というのはこういうことである。自治区政府は、耐震性がなく、消防車の入れない旧市街地の民家を改修すべく、泥塗り式の民家の耐火煉瓦式への立替を奨励し、かつ3階建てなど多層の「マンション」を建設してそこへの移住を薦めたが、それへの反対運動があったということである。ふたりの現地ウイグル族に聞いたところ、そうした反対論は確かにあったということであるが、小学校の建設用地となったり、立替えを希望しない人の自由も確保されたことで現在は反対論は消えているとのことであった。我々は実際に立て替えを選択しなかった家や立替後の「マンション」、それに小学校も見ることができた。

もう少し事情を述べるとこうなる。すなわち、確かに「立替後のマンション」は泥塗りではないので、「泥塗りの家」（日本で言えば草葺屋根か）こそが民族文化であると捉えれば、その軒数はぐっと縮小したので「民族文化の破壊」といいたいのだろうが、こうした家屋も「高台」と呼ばれる風致地区では残っており、政府の言う耐震対策には建築方式の転換が必要であるように思われた。また、小学校など広いエリアを必要とする建物の建設には一部不本意な移住も強制されたようであるが、そうでない地区は、建て替えたくない家庭の意思もちゃんと保証されていた（つまり、



風致地区として保存されている旧市街の一部

ところどころに家が壊されずに残っていた）。建て替えたくない家族は、建て替え補助を受けると建替え後の家が転売できなくなる（禁止される）ことを主に嫌がっていたというから、実は建て替え自体に反対していたわけではないことも分かった。補助金で建て替えた後にすぐ他人に売却ができないとの規制も理のあることだと私は感じた。

ともかく、都市再開発では地権をめぐってどこでも矛盾は発生しており、「矛盾がない」と一部漢族が言っているのは大きな嘘である。ただ、こうして矛盾が存在することと、それを「民族矛盾」と理解することとは違う。矛盾一般と民族矛盾とは必ずしも同じではない。

## III 労務輸出をめぐる矛盾

もうひとつ、現地で調べたかったことにカシュガル地区からの労務輸出の状況があった。というのは、ウルムチ暴動の原因となった広東省韶関市の玩具工場へのウイグル族労務輸出が強制であつたかどうかを知りたかったのであるが、これはどうも一部に強制がやはりあったようである。一昨年の調査では、「強制はない」との情報であり、それはそれで非常に信頼を得られる情報であったから<sup>1)</sup>、全体としてみれば、多くは自発的なものであったが一部には強制があった、というものと思われる。

今回聞いた「強制」という話は次のようなものであった。すなわち、

- ・カシュガルの近辺では、17-18歳頃の女性労働者は外地へ行きたくなかった。行ってしまってから帰ろうとしても帰れない場合もあった。このようなことで、だんだん人々は行きたくなくなってしまった。
- ・しかし、政府は「収入を増やすにはこれしかないと」主張して上の学校に進学するか、結婚するのでない限り強制的に労務輸出させようとした。その結果、行かせたくない親は早めに結婚させるようなこともあった。

ということである。そして、その一種の「裏づけ」として、次のような情報を得た。それは、政府が直接労務輸出を行なうのではなく、新たなふたつの方法が生み出されていたということである。具体的には

- ・カシュガル南東のヤルカンドという町では、「労務輸出」を行なうのではなく、60名程度の小規模の縫製工場が建設され、そこで作業をして製品を内地に供給するものが現れたということ
- ・同地では上海から職業訓練校が進出し、そこで訓練した女工たちが一旦無給で内地に働きにでる(3ヶ月)。そして、一旦は必ずここに帰ってくるが、そこで再度行きたいかどうかを自由に判断できるようにする、というものであった。内地での最初の労働が無給であるのを不当と思われる読者がいるかも知れないが、これは中国では普通のことである。同行の小島衣料オーナーの小島正憲氏も自社工場ではそのようにしているとおっしゃっておられた。そして、この期間のやや小額の「労賃」は職業訓練校が受けることとなろうから、職業訓練校も利益を得ることができるが、ともかくこの制度で政府による強制の入る余地を排除して、しかし民間企業の営業としても成立できることとなった。うまく考えたものとも言えるが、これは逆にそれ以前には問題があったことを逆に示しているとも言えるのである。

#### IV その他の情報について

今回の調査では主要な調査目的ではなかったものの付随的に知った興味ある事実もあった。そのひとつは小島正憲氏が拘っておられた清朝乾隆帝の香妃の真の墓はどこかという問題である。新疆自治区ではカシュガルの旧王権 APA 一族の廟にあるということになっており、あるウイグル族ガイドはそれに違ひはないと強弁したが、別のウイグル族ガイドは「お墓」に入っているのは香妃の遺品にすぎないとこっそり教えてくれたからであ

る。

しかし、香妃の話はそれで終わらない。というのは、イスラム教徒であるにも関わらず異教徒に女性を差し出した APA 一族を現地ウイグル族は大いに嫌っているだけでなく、この政略結婚が南東200km のヤルカンド汗国を清朝が滅ぼすためのものであって、それが「民族への裏切り」であると思われていることであった。これに似た問題には、新羅が唐朝と結んで高句麗を滅ぼした際、旧高句麗の多くの領土が唐に編入されたということがあった。このことで多くの朝鮮・韓国人は新羅を「裏切り者」と理解しているようであるが、歴史は元に戻らない。

最後に、ホータンのホテルで聞いた驚くべき話も記しておきたい。それは、私が訪問した前日3月28日に漢族の女性ふたりが殺され、切り落とされた2つの頭がどこかに置かれていたという恐ろしい話である。似たデマが以前に流されたことがあるのでその真偽を確認できないが、これがもし本当であっても報道できないだろうと思った。



政府補助で建て替えられた商業店舗



政府補助で建て替えられたマンション

# NEWS を読み解く

というのは、非常に厳しい民族対立の場でこの「真実」が知られると民族対立をコントロールできなくなる可能性があるからである。こうして、状況のあるレベル以上の悪化は事実の自由な報道を不可能にし、その結果さらには政府情報を信じられなくなる。この情報の真偽がどうあれ、こうした状況にあることを知り、少々憂鬱になつた調査旅行であった。

(南新疆のカシュガルやホータンではこの夏に何

度かの衝突事件が発生したが、本稿はその前、今年3月に書かれたものである。なお、本稿は日本学術振興会アジア研究教育事業の研究の一部である)

## 注

- 1) 大西広「暴動でさらに悪化した民族間の対立」『季論 21』第7号、2010年

(おおにし ひろし 所員 京都大学)

## 特集にあたって

東日本大震災で尊い命を奪われた方々のご冥福をお祈り申し上げるとともに、被害にあわれました方々に心よりお見舞い申し上げます。震災後の原発事故により、事態はますます深刻化し、広域化し、長期化する様相を示し、毎日のニュースから目をそらすことが許されない状況が続いている。これは東日本だけの局地的な問題ではなく、日本全体のそして地球的規模での、将来世代にも重大な影響を及ぼす課題として、正面から取り組むことが必要であることを示しています。

基礎経済科学研究所（常任理事会）は、4月11日に以下の、「社会科学団体としての責任と自覚の表明」を発表し、「日本社会・日本政治の根本を問い合わせる課題」に緊急に取り組む決意を明らかにしました。7月には東京：専修大学において研究集会を持ち、24日全日を「震災・復興・原発と社会科学」のテーマでシンポジウムを開催しました。福島からのなまなましいレポートや原発労働者の実態も報告されました。本号所収の論文には、集会での報告も掲載されています。この課題は、研究所恒例の研究集会（10月8、9日：立命館大学草津キャンパス）にも継続されます。次号に多くの発表を所載する予定です。

基礎経済科学研究所機関紙『経済科学通信』編集局でも、こうした課題に立ち向かい、情報を提供し、議論を起こし、研究成果を発表していくことを当面の編集方針として決定しました。所員メーリングリストや研究集会準備に向けての皆さんのご意見、コメントも含めて、関連するテーマは、研究論文、投稿論文、ニュースを読み解く、書評など、全てのジャンルで可能な限りスペースを割いて収録することにいたしました。所員の皆様に積極的な投稿を呼びかけるとともに、関係者の皆様へのご寄稿をお願いする次第です。

本誌では、第124号（2010年12月）に阪神淡路大震災の教訓、現状それらを踏まえた復興過程への展望を特集しています。今後はさらに原発災害復興、原発・エネルギー問題、経済・産業（復興）政策、防災対策・安全文化の高揚、リスク管理と政治主導手法の吟味など、テーマは様々な分野やトピックスを展開する必要があると想定されます。

次号は年内に発行しなければなりません。10月の大会報告が中心になります。そこで7月の東京集会の報告原稿も含めて、できるだけ多くの成果が次号に掲載することができるよう、皆様のご協力、ご支援をお願いする次第です。

## 社会科学団体としての責任と自覚の表明

3月11日に発生しました東日本大震災から一か月がたちました。この未曾有の地震と大津波により、約3万人の死者・不明者がいました。私ども基礎経済科学研究所の内部でも命に別状はないものの福島地区の会員が被災されましたが、すべての被災者に心からお見舞い申し上げ、一日も早い復興を願わざにおられません。

しかし、この震災は単なる「お見舞い」と「復興支援」で済まない要素をあまりにも多く持ちすぎています。津波対策は完全であったのかどうかといった疑問に加え、やはり原子力発電所の防災対策の不備は弁解の余地はありません。事前に指摘されていた今回の危険性を無視し続けていた東京電力の姿勢、特に安全無視の利潤追求の姿勢は資本主義という仕組みの再検討までをも社会科学に求めていると思われます。

また、原子力偏重のこれまでのエネルギー政策の問題、防災に関する国際協力の姿勢の問題、政治のリーダーシップの問題を含む政治の在り方も厳しく問われています。民主党政権もつい先日まで「トップセールスでアジアに原発を売りにいく」と言っていたのですから、彼らに東京電力を批判する資格はありません。

したがって、私たちは今回の事態を見て、日本の社会、日本の政治が根本的な転換を要していると感じています。そして、自然学者は緊急に各種の課題に取り組み、私ども社会科学に関わる者も緊急に日本社会・日本政治の根本を問い合わせ直す課題に取り組まなければなりません。ここにその責任と自覚を表明するものです。

2011年4月11日

基礎経済科学研究所常任理事会

# 福島原発事故と 「脱原発依存」の地域戦略

炉心融解にまで至った福島原発の事故は、経済的な損失に加えてきわめて深刻な心理的な被害を及ぼし、地域社会は危機に瀕している。福島県は戦前以来、首都圏への電力供給地であり続けてきたが、この惨禍を経験して「原発に依存しない社会づくり」を目指すことになった。コミュニティの再建を果たしつつ、再生可能エネルギーを軸にして首都圏との関係を再構築するために、かっての炭鉱閉山の経験を振り返ることも有益である。

SHIMIZU Shuji  
清水 修二

## I 事故の原因と背景をめぐって

東京電力福島第一原発の大事故、そして広範囲にわたる放射能汚染は、被災地域に取り返しのつかない被害と損失をもたらしている。しかもそれが一体いつまで続くものか、見通しが立たない点でも甚だしく住民を苦しめている。

事故の原因についてはまだ解明が進んでおらず、さまざまな見解が飛び交っている。最大の論点は「本当の原因是地震か、それとも津波か」という問題である。津波によって全電源喪失の事態が惹起され原子炉の冷却ができなくなったというのが電力会社や政府の見方だが、実はそれ以前に地震によって配管の破断などが起こり、そこから炉心の冷却水が失われたのではないかとの疑いがまだ晴れていない<sup>1)</sup>。もし後者の可能性が否定できないのであれば、原発の安全性は津波対策だけでは確保できることになる。いま止まっている原発を再稼働させる前提条件にかかる重大な争点だ。

ともあれ今度の大事故が自然災害の脅威に対する備えの欠如によってもたらされたことは間違いない。その背景に、どんな地震・津波に対しても

日本の原発は安全であるとする安全神話があったことは、もはや原発推進論者も認めるところとなっている。安全神話の落とし穴は、ひとたび「絶対安全」を口にすれば、論理的に一切の改良が拒絶されることになってしまうことである。改良を加えるのは、どこかに欠陥があるからでなければならない。「現状が最善」という主張は、技術の在り方としてどう考えても自縛自縛である<sup>2)</sup>。

また事故の社会的背景として、原子力安全にかかる行政システム、あるいは原子力産業界と行政の癒着の構造が指摘されている。ブルサーマルを巡る住民説明会で原子力安全・保安院が電力会社に参加者動員と質問工作を依頼していたとの報道は、問題の根の深さを物語っている。佐賀県では知事までがその手の「やらせ」に加担していたと報じられている。病膏肓と言うほかない。日本では原発をめぐる住民運動が盛んで裁判も多く提起されており、マスコミも事故報道には熱心だから、事故を抑止する社会的条件はかなり高レベルだと私は思ってきたが、業界と行政との癒着に典型的に見られる「原子力村」の病弊はそれをあまり相殺してしまうほどのレベルだったと言うべきかもしれない。

## II 被害の実情

原発事故の社会経済的影響の全貌を語るには多くの紙面が必要である。あらゆるところで膨大な被害が発生している。最も分かりやすいのは住民の避難だ。十万人以上が故郷を後にして避難生活を余儀なくされた。県外に転出ないし避難している県民は7月末現在でなお4万人を超えている。放射能の被害を回避するための子どもの転出はすでに1万人を超え、現在もまだその数は増加中である。

牛肉のセシウム汚染問題は、福島県の畜産業をそれこそ壊滅させるのではないかと言われている。長年苦労して作り上げてきた「飯館牛」などのブランドが一瞬にして無に帰ってしまった。一度失われた農産物の信用を回復するのは容易ではないだろう。福島市は果物の里として有名だが、こちらのブランド価値も危機に瀕している。シーズンのサクランボ狩りに訪れる観光客は十分の一に落ち込んでしまった。観光地の旅館やホテルも事故直後からキャンセルが殺到し、その後一向に客足が回復しない。よそから客が来ないだけではない。新潟県の旅館に宿泊を予約しようとしたところ「福島」と言った途端に断られた学生もいる。「福島」はいわば「逆ブランド」化しているというべきか。怒りとも悲しみとも言い難い気持ちに多くの県民がとらわれている。

ベクレルあるいはシーベルトなどという聞きなれない単位の「暫定基準値」が、人々の運命を大きく左右している。場合によってはそれが人の命を奪うことにもなりかねない。いくら基準値をクリアしていても、ごくわずかでも汚染されている食材は買わないという消費者の心理は、一応無理からぬものがある。しかし祈るような気持ちで野菜や果物を作っている生産者の目に、それが残酷な消費者行動に映るのもまた無理からぬことだ。こうして、本来対立する必要のない生産者と消費者が、同じ被害者であるのに、互いに背を向け合うことになる。避難する子どもの親と、踏みとど

まる子どもの親についても、同じことが言える。

不幸を一層増幅しているのは、暫定基準値といった「公式情報」の信用が地に墜ちていることである。放射線の情報が小出し・後出しにされたり、内閣参与が辞任したりするのを見たり聞いたりすれば、誰だって公式情報に信頼が置けなくなる。疑心暗鬼になった住民は、安全サイドの情報は信用せず、危険サイドの情報を信用する心理傾向に陥っている。暗いほう暗いほうへと、泥沼にはまり込むように気持ちが落ち込んでいき、無責任な週刊誌のどぎつい見出しがそれに拍車をかける。現地にいて一番感じるのは、情報のオーソリティが失われていることから生じるストレスの大きさである。自分たちが選挙で選んだはずの政府を信用できない国民の悲劇を、身にしみて痛感する。本当の民主主義国家であればこんなことはないはずだ。ともあれ放射能汚染は地域社会を内部崩壊の危機に追い込んでいく。現地にいる者の実感では、これは決して誇張した表現ではない。

## III 電力県福島

ここで福島県と首都圏との歴史的な関係について触れておきたい。福島県が首都圏に対する電力の供給地となったのは戦前の猪苗代水力発電の時代以来である。猪苗代湖に発する河川に、現在18もの水力発電所が稼働している。日本で初めて高圧送電線でここから大都市に電力を供給したのが「電力県福島」のスタートだった。戦後はアメリカのTVAにならった有名な「只見川電源開発」が行われた。尾瀬沼を水源とする水量豊富かつ落差の大きい只見川に30を超える大小のダムが建設され、高度成長に沸く首都圏の電力をまかなった。しかしながら只見川電源開発は、これを地域開発としてみれば甚だ効果の乏しいものだった。ダムは、建設中は大きな雇用を発生させるが完成後はほとんど無人になる。電源開発の行われた奥会津地方は、いま福島県内で最も過疎高齢化の進んだ地域になっている。

1960年代から70年代にかけて、今度は浜通り

(太平洋岸)が電源開発の舞台になる。双葉・大熊両町にまたがって東電福島第一原発(469.6万kW)が、富岡・楢葉両町にまたがって同じく第二原発(440万kW)が、相次いで建設された。楢葉町の南に接する広野町には東電の火力発電所(380万kW)が建設された。これらの建設期間は四半世紀にもわたり、実に2兆円を超える投資が行われた。その後さらに、北部の新地町に東北・東京電力の共同火力発電所(200万kW)、南相馬市に東北電力の原町火力発電所(200万kW)が完成した。東北電力は浪江町に原発を建設する計画を持っており、これは今度の事故の影響でキャンセルになる公算が大きいが、計画としてはなお存在している。このように福島県浜通りはまさに「発電所銀座」の面目躍如たるものがある。それが今回の事故で大きな転機を迎えることになった。

福島県が戦前から、一貫して首都圏に対する電力供給地の地位を保ってきた歴史的な要因については、掘り下げる考察が必要だろう。積雪量が大きいことで水力発電の好条件を備えていたこと、首都圏から頃合いの距離にあったことが大きな要因であるのは容易に推測できるが、政治的な事情も大きく絡んでいるかもしれない<sup>3)</sup>。

浜通り電源開発について言えるのは、他の多くの原子力立地地域がそうであるように、人口減少に見舞われていた農村部だという点である。出稼ぎの多い貧しい地域で一般の企業立地にも恵まれなかった。そこに膨大な工事需要と、運転後にも続く雇用が発生した。第一・第二原発合わせて1万1千人を超える従業員が働いており、その大部分は地元雇用だ。水力発電所と原子力発電所の大きな違いがそこにある。「原発のおかげで豊かになった」「原発の恩恵だ」といった意識が、当該地域に根付いていったのは当然のことと言える。

しかし事態はここにきて大きく変わった。大事故によって第一原発1~4号機は廃炉と決まった。5・6号機も廃炉の可能性が高い。第二原発4基の再稼働について本格的な攻防が始まるのは暫く先の話になる。いずれにせよ福島は否応なく当分

の間は「脱原発」状態になる。

## IV 利益誘導システムの破綻

原子力発電は原発だけで行われているわけではない。ウラン鉱石の採掘から始まり、ウランの濃縮、加工、発電、そして使用済み核燃料の再処理を経て放射性廃棄物の最終処分に至る「核燃料サイクル」全体が、原子力発電である。しかもこれら一連のプロセスは同じ場所では行われない。ウラン採掘はもとより、原子力関連施設はできるだけ大都市から距離をおいて建設される。濃縮・再処理・低レベル放射性廃棄物処分の施設はいずれも青森にあり、東京電力の原子炉は福島・新潟・青森（建設中）にある。高レベル放射性廃棄物の処分場はまだ決まっていないが、北海道幌延町での試験研究施設の立地が処分場の建設につながるのではないかと問題になったことがある。

原子力のリスクの淵源は電力消費にほかならないから、その主要な発生源は人口と企業の集積する大都市である。しかしそこから発生する環境負荷は空間的に移動する。東京の負荷は福島に、福島の負荷は青森に転移する。こうした現象を「環境負荷の多段階転移の構造」と名付ける。問題は、そうやって環境負荷は次々と転移しつつ、次第に経済的に立ち後れた農村部に造られるようになっていくことである。

一般に「迷惑施設」といわれるものの建設には往々にしてこういう問題がつきまと。ゴミの処理・処分場がそうであるし、もっとはっきりしているのは米軍基地だ。米軍基地の75パーセントが、国土の0.6パーセントでしかない面積の沖縄に集中している。そしてこうした環境負荷の転移を可能にするために、さまざまな利益誘導（経済的インセンティブ）のしくみを工夫するのが、この国のやり方である。

原子力発電所の建設に伴う利益誘導のしくみである電源三法について、ここで詳しくは述べない<sup>4)</sup>。これは要するに、原子力立地をあたかも市場取引のようにして進めようとする政治的装置にはかな

らない。「金で解決」の発想だが、問題はその「金」が「税金」だという点である。電源開発促進税という間接税が毎年3000億円以上徴収され、すべて電気料金に転嫁されているが、税負担者である電力消費者はそのことをほとんど知らない。これを交付金として発電所の地元に落とすしくみはしばしば「買収」に譬えられ、一方その嵩上げを期待する地元側の心理は「たかり」と評してきた。こういう金銭的利益供与を地元では「原発の恩恵」ととらえる傾向が根強い。しかし冷静に考えてみればこれが単なる「迷惑料」であり、不幸にして事故が起った時には「我慢料」とみなされる代物であることは明らかである。

電源三法は財政によるリスク配分の調整システムといえるが、こういう制度は一度作ってしまうと廃止するのがきわめてむずかしい。環境リスクを金銭供与で遠隔地に転嫁することで大都市住民はリスクの存在自体を忘れて暮らすことができる。利益供与を手にしてしまった農村の側は、自らの被害者意識をそのことによって慰撫・中和することができる。たまたま小規模な事故が起つたくれたほうが「取引」が有利に進むといった、不健全な心理すら地元の為政者には生まれてくる。倫理学的にみて、非常に問題の大きい制度と言わねばならない。

今回の大事故で、原子力施設をめぐるこうした利益誘導の財政システムは重大な壁にぶつかるだろう。享受される交付金の金額は如何にも多額に見えたが、実際に大事故が起つてしまえば一瞬で吹き飛んでしまうほどのものでしかないことが実証された。またこのような制度の存在が徐々に知られていくにしたがい、金銭を供与している立場にある大都市側の住民の間にも、こういうやり方に対する批判が高まって行くに違いない。

## V 被災地の再生は可能か

第一原発の立地している双葉町と大熊町、そして双葉町に隣接する浪江町の、放射能汚染度が高い。多くの人々は、口には出さなくても、当該地

区は当分のあいだ人の住める所ではなかろうと思っている。ただ汚染の広がり方は、もちろん市町村の行政区画とは何の関係もない。これらの町にしても、細かいメッシュをかけて汚染の分布を詳細に調査し丁寧な除染を行えば、全員とはいかないまでも住民が帰ることは不可能ではないだろう。ただし、帰るにしても誰が帰るかだ。避難が長ければ長引くほど住民は従来とは違う新たな職場で生計を立てようになる。数年後に帰還が可能になっても、そうやって手にした職を捨てて故郷に戻る人は多くないかもしれない。またこれから子どもを産んで家庭を持つという若い世代のすべてが、汚染の残る故郷に戻るのを期待することもできないだろう。高齢者ばかりが住む「限界集落」だらけの町になってしまっては将来に希望が持てない。

第一原発が廃炉になるとすれば1万1千人以上の雇用をどうするかが問題である。廃炉に向けた作業に相当数の労働力が必要となるだろうが、若い人間が働き甲斐を感じられるような仕事場とは思えない。それに、仕事を失っているのはもちろん原発労働者だけではない。警戒区域や避難区域の住民は多かれ少なかれ失業などのダメージを被っている。農業や林業の従事者が容易に原状復帰できないことも明らかである。要するに、新しい地域産業を興すことがどうしても必要である。

地方自治体がどうなるかも重大な関心事である。地元4町は原発からの税収や電源三法交付金によって財政を支えられてきた。合併しなかったのも原発由来の収入が潤沢だったからだ。いまや一瞬にしてそれは失われた。原発のない双葉地方は、ゼロではなくマイナスからの再出発にならざるを得ないだろう。合併の声が上がって來るのは必至と言わねばならない。

合併せずに自律のまちづくりを進めてきた飯館村は2年後の帰村を期しているが、前途は多難であることを免れない。2000年の三宅島雄山の噴火で4年5カ月の避難を余儀なくされた三宅村の住民のうち、噴火が収まった後に故郷に戻ったのは7割強と言われている。住民がちりぢりばらば

らになってしまっている市町村が、果たして自治体としての原形をいつまで維持することができるか。まさに非常な事態である。ふるさとのコミュニティの解体を回避するために、住民の所在を確認して自治体広報を定期的に届けるとか、学校であれば学級通信を発行するとか、いろいろな工夫がなされるだろう。地方自治制度上の条件整備も行われなければならない。

## VI 新たな都市・農村間共生へ

福島県は前述の通り、戦前から首都圏への電力供給地であり続けてきた。その1つの結末が今度の大災害であったことを考えれば、従来の首都圏との関係を断ち切るという選択もあっておかしくはない。しかしそうではなく、新しい形のエネルギー基地として双葉地方が再生可能であるとするなら、電力の大市場である首都圏との間に改めて望ましい関係を構築するという選択もまたありうる。

福島県の復興ビジョン検討委員会は7月、「原子力に依存しない社会づくり」を冒頭に掲げた復興ビジョン案を提示した。その具体的な対応策として委員会は、「再生可能エネルギーの飛躍的推進による新たな社会づくり」を提案している。双葉地方を再生可能エネルギーの基地にする構想は、抽象的には語られているが、その具体像はまだ描かれていない。風力発電の風車が林立し、太陽光発電パネルが農地に敷きつめられる光景をだれもが想像するが、その事業形態や電力会社との関係については具体的なプランがない。その理由の1つは、「固定価格買取制度」等の制度的枠組みが決まっていないこと、東京電力の存廻を含む経営形態の将来像、ひいては発送電分離など九電力体制そのものの再編成についても先行きが見えていることである。

他方では「エネルギーの地産地消」ということが言われている。小規模分散型の自給型発電のイメージである。しかし福島県はすでに（原発が稼働していると仮定して）県内消費電力量の7倍の

電力を県外に移出するほどの発電所を自県内に抱えている。いまさら地産地消を唱えるのは現実に合わないというべきだろう。ここはやはり首都圏との関係を見直し、エネルギーをめぐる都市・農村間関係を再構築するのが現実的な選択だろうと思う。

再生可能エネルギーの生産（発電所）そのものは、大きな雇用効果を生まないのではないかと推測される。原発が擁していたほどの規模の雇用を創出しようとすれば、発電所だけでなく、発電施設・設備の生産にあたる製造業の立地を促進する必要があるだろう。それがまた外来資本への依存・従属という結果に帰着しないような「内発的地域戦略」を立てねばならない。

## VII 脱原発へ向けた地域政策

福島県浜通りは、事故によって突然かつ暴力的に「原発依存からの脱却」の道を歩まざるを得ないことになった。これに対し、原発などの原子力施設を抱える他の地域は、幸いにも平和的かつ漸進的に脱原発の道を選択することができる。しかし暴力的にそれを余儀なくされていないだけに、数千人に及ぶ雇用を計画的に手放すことはかえって困難であることは否定できない。

事態を歴史的に位置づけてみれば、かつて石炭から石油への転換を内容とする「エネルギー革命」が、全国各地で炭鉱の閉山という事態をもたらしたのに引き続いて、今度は原子力から再生可能エネルギーへという、「新たなエネルギー革命」にともなう地域問題が惹起されていると考えることができる。あるいはまた、高度経済成長が終焉を迎えた重化学工業が不況に陥る中で、各地にある企業城下町が苦境に陥った事例を想起するのも有益である。すなわちエネルギー構造ないし産業構造の大きな転換期に、特定の場所で失業等の地域問題が発生する現象は決して初めての例ではなく、それに対する国の地域対策についても少なからざる経験があるということである。

原子力発電は国策として推進されてきたのだから、国のエネルギー政策の転換として脱原発を図るのであるとすれば、当然のことながら、失業等の地域問題への対処においても国の役割と責任が問われなければならない。法律によって必要な制度を整え、国と自治体が共同でソフトランディングを図ることが望ましい。

福島原発の大事故は、原子力施設を抱える国内の他地域の将来をも大きく左右するはずである。そうでなかつたら、これだけの犠牲を生んだことの意味がない<sup>5)</sup>。

注

- 1) 田中三彦「原発で何が起きたのか」石橋克彦編『原発を終わらせる』岩波新書、2011年、参照。
- 2) 吉岡齊「原子力安全規制を麻痺させた安全神話」同上参照。
- 3) 開沼博『「フクシマ」論』(青土社、2011年)がその間のいきさつに詳しい。
- 4) 清水修二「電源三法は廃止すべきである」『世界』2011年7月号、参照。
- 5) 清水修二「原発立地地域の自立と再生」石橋編前掲書、参照。

(しみず しゅうじ 福島大学)

# ヴォイス・フロム・フクシマ

## —「低線量長期被曝都市・福島」の 静かなる革命—



GOTO Nobuyo  
後藤 宣代

3・11は福島をフクシマへと「世界で一番危険な地名」に変えた。原発3基が爆発し、人類史上初の事態に直面することとなった「低線量長期被曝都市・福島」。そこで何か起きているのか。地元在住の筆者が、この数ヶ月の体験を分析する。

### I はじめに —2011年フクシマの夏—

盛夏を迎える、夏休みが始まったというのに、子どもたちの歓声は聞こえない。たわわに実ったイチジクやブルーベリーも、例年なら盗人も現れるほどなのに、今年はいつまでも実をつけたままだ。蝉の音と鳥のさえずりだけが、例年にまして響き渡る。これは、やがて訪れる「沈黙の春」への序曲、「狂い咲きの夏」なのか。スーパーには値崩れをおこした地元の野菜と果物がうず高く積まれているが、放射能に汚染され、食べれば「内部被曝」するから、買って行く人はまばらだ。子どもたちは放射能を避けて疎開。これが、福島原発から60数キロ離れている「低線量長期被曝都市・福島」(2011年8月1日現在 1,18毎時マイクロシーベルト。『朝日新聞』)の2011年夏の姿である。

住民をこんなに苦しめている放出放射能は、東京福島第一原発3基の全体からすれば、わずか2%だと言う(日本大学の野口邦和試算)。第一原電には、まだ98%の放射能が残されている。「止める・冷やす・封じ込める」の三段階を経て、よ

うやく廃炉に取りかかることが出来る原発は、かろうじて「止めた」ものの、安定的冷却は遅々として進まず、いまだ水素爆発や放射能拡散の恐れがある。我々に降り注いだ2%の放出放射能の上に、さらに残り98%の放射能を抱えた原発のあるフクシマは、いわば核戦争の真っ只中、生命の危機的状況にある。そればかりではない。放射能は、これを封じ込めているはずの格納容器から漏れ出し、地下や海水に流れ出し、その汚染の拡大はとどまるところを知らない。さらには、余震・津波・台風でもあれば、大変なことになる。

3・11からはや5ヶ月になろうとするが、事態は改善しない。「緊急時」もこれだけ長引けば、「非常時の常時化」である。福島を離れることが可能な人々は、すでに福島を離れてしまった。子どもだけでもすでに1万人が県外に転出し、夏休み明けまでには、さらに1066人が新たに転出する。福島に広がる放射能汚染は、東京大学先端科学技術研究センターの児玉龍彦によると、「熱量換算で広島原爆の29.6個分、ウラン換算で20個分」(2011年7月27日、衆議院厚生労働委員会における参考人説明)に相当する。街には放射線測定器のレンタル(8時間3,000円)が登場したり、外国製はもちろんのこと、日本製測定器(税込み

9万8000円)まで販売されている。「もう測ったの?お宅は何シーベルト?」と聞くのが、普段の挨拶になっている。旅行代理店では、福島県の補助を受けた「夏休み疎開・サマーキャンプ」旅行商品が売られている。

2011年3月11日以後、福島はフクシマへと表記を変え、世界に打電された。フクシマ、そこは世界で一番危険な地名。放射能という「死の灰」を通じて、人々は、 Chernobyl を想起し、ビキニ、そして Nagasaki ・ Hiroshima を思い起こすこととなった。私たちも「ヒバクシャ」となってしまった。フクシマの住民は、毎日、「死の灰」と対峙し、いったい自分の周辺で何が起こっているのか、どう行動すべきか、生き残るために必死で科学を学び、活動している。なぜ福島の住民は被曝することになったのか。表象はフクシマに、少し歴史を遡りながら、下向し、「3・11が問いかけるもの」を切開してみたい。

## II 20世紀科学革命とアメリカの世界戦略—原子爆弾製造から冷戦へ—

### (1) 起点:対独から対日、そして対ソ戦略へ —マンハッタン計画と原爆投下—

1939年8月2日、アルバート・アインシュタインは、アメリカ大統領フランクリン・D・ルーズベルト宛て手紙を認める。アインシュタインに促したのは、ハンガリー出身の科学者レオ・シラード。ともにナチス・ドイツから逃れて、米に渡った科学者である。この手紙は、絶えずドイツを引き合いに、早急に新型爆弾製造研究を、次のように呼びかける。

「最近四ヶ月の間に、フランスのジョリオ、アメリカのフェルミとシラードの研究によって、次の事実がありそうだとわかりました。それは、ウランの大きい塊の中で核連鎖反応を作りあげることが可能であり、それによって、大量のエネルギーと、大量のラジウムのような新物質がつくられるということです…(略)…この新しい現象は、また爆弾の製造にも導かれます。そこで、やや不

確かではありますが、極めて強力な新型の爆弾が、これによって製造されることが考えられます。」<sup>1)</sup>

それはやがて「マンハッタン計画(原爆開発計画)」へと展開する。総勢54万人、20億ドルを動員した巨大科学プロジェクトは、カリフォルニア大学バークレー校教授の J・ロバート・オッペンハイマーを総責任者にして、ニューメキシコ州ロスアラモスに原爆製造工場を置いた。「チューイー合金」を暗号とし、原爆製造は極秘に進められた。1942年12月2日、シカゴ大学で、亡命イタリア人科学者、エンリコ・フェルミらが、人類史上初めて核連鎖反応実験に成功し、核分裂とともにエネルギーの放出が制御可能であることを実証した。1945年2月、ルーズベルト、チャーチル、スターリンの三者がヤルタで会談し、独が敗北し、ヨーロッパ戦線が終結したら、3ヶ月後にソ連が日本攻撃に参戦する、その報酬として、ソ連が日露戦争以来、日本に奪われた領土を取り戻す権利を確認した。4月12日、ルーズベルトが急死し、トルーマン副大統領が大統領に昇格した。5月8日、独が降伏し、ヨーロッパ戦線は終じた。ソ連の参戦は、その3ヵ月後の8月8日ということになる。

独敗北により、原爆使用の必要はなくなったと判断したシラードらは、原爆投下反対運動を開始する。その理由は、シラードによれば、米が原爆を使用すれば、遅からずソ連も原爆を開発、やがて軍備競争を引き起こし、泥沼に突入するからである。とくに米のような広大な大陸では、都市機能が一点に集中しているから、そこが攻撃されることは致命的であると考えた<sup>2)</sup>。しかしシラードらの主張は退けられた。トルーマンは、すでに降伏した独に替えて、新たに日本に対して、すみやかに使用されるべきと主張した。

7月16日、ベルリン郊外のポツダムでは、トルーマン、チャーチル、スターリンによる対日終戦のポツダム会談が開催されていた。その席上のトルーマンの元に、「赤ん坊は申し分なく産まれた」と、15日アラモゴルド実験場でプルトニ

ウム原爆実験が成功したことが届けられた。7月25日、ポツダム宣言発表の前日、トルーマンの了承を得た原爆投下命令、「8月3日ごろ以降、天候の許すかぎりすみやかに、つぎの目標の一つに最初に特殊爆弾を投下せよ。広島、小倉、新潟、長崎」が発令された。これは、トルーマンが米主導で日本の戦後処理を進めるために、ソ連参戦の8月8日前までにと判断したためである。

1945年8月6日、米はヒロシマに原子爆弾を投下（濃縮ウラン型：「リトルボーイ」）。直ちにトルーマンは全世界に「これは原子爆弾である。原爆は、宇宙の根源的な力を応用したものである」と声明を発した。8月8日、ソ連が日本に宣戦布告。8月9日未明、ソ連は満州に侵攻、米はナガサキに原子爆弾を投下（プルトニウム型：「ファットマン」）。8月15日、日本はポツダム宣言受諾。

このようにしてみてみると、人類史上初めての原爆投下は、英の物理学者パトリック・ブラックケット（1948年ノーベル物理学賞受賞）の次のような評価が妥当するようと思われる。「原子爆弾の投下は、第二次大戦の最後の軍事行動であったというよりも、むしろ目下進行しつつあるロシアとの冷たい外交戦争の最初の大作戦の一つであった」<sup>3)</sup>。

## （2）展開：米ソ冷戦の本格化—1954年の日本：原子力予算、ビキニ「死の灰」そして女性運動—

シラードが予見したとおり、戦後世界は、米ソによる原爆製造競争が展開する。1947年3月12日、米はトルーマン・ドクトリンによる「ソ連封じ込め」、ソ連は同年コミニフォルム結成。49年米は北大西洋条約、55年ソ連はワルシャワ条約と、米ソは地球を東西に分割し、それぞれ陣営を固めていく。科学革命によって生み出された原爆をテコに、米ソのグローバルな対抗が本格化する。科学者は核兵器開発に動員されることになり、その象徴は、米は「原爆の父」オッペンハイマー、ソ連は「水爆の父」アンドレイ・サハロフ、この二人の科学者の苦悩の人生に刻印されて

いる。

1949年秋、ソ連が原爆製造に成功し、米の核独占が崩壊したことで、核開発競争は、いよいよ本格化する。1953年、アイゼンハワーは軍事用に製造した過剰ウランを、「核の平和利用」へと転換する。ここから、原爆の民需転換、つまり原発への道が始まる。その主導権を掌握するために、国連に国際原子力機関（IAEA）を設立する。1954年1月、アイゼンハワーは「原子力発電の経済性」と題する書簡を日本政府に送る。1954年1月21日、米は潜水艦エンジンに原子炉導入、第一号ノーチラス号が進水した。1954年6月30日、モスクワ放送は「ソ連で最初の原子力発電所（出力5000キロワット）が6月27日操業を開始した」ことを告げた。こうして米ソ冷戦の民需版・原発も本格化していく。米の開発方式に即して言えば、原発は「陸に上がった潜水艦エンジン」というべきである。

折も折、日本では、1954年3月3日、突然、衆議院予算委員会に原子力平和利用研究費補助金予算案が提出される。提案者の一人は、その前年にハーバード大学で開催された「夏季国際問題セミナー」（統括者はキッシンジャー）に出席し、米の原子力施設を見学してきた中曾根康弘。直ちに日本初の原子力開発予算が国会を通過する。日本学術会議は「時期尚早」と反対する。

まさにその2日前、太平洋ビキニ環礁では、マグロ漁船、第5福竜丸が米水爆実験の放射能「死の灰」を浴びていた。米の核実験であることを確信した漁労長は、もしこの事実を母港に打電すれば、米によって察知されて、拿捕されるか爆破されるか、いずれにしても闇に葬られると直感し、打電しないまま、3月14日、静岡県焼津に静かに帰港した。3月16日、『読売新聞』が「邦人漁夫、ビキニ原爆実験に遭遇、23名が原子病、1名は東大で重症と判断」とスクープ記事を掲載した。時すでに原子力予算は成立したあとであった。

ここからであった。人々は、原爆投下から9年も経っていたのに、米軍の報道管制のため、ヒロ

シマ・ナガサキの「死の灰」や「ヒバクシャ」のことはなにも知らされていなかった。だからこそ、第5福竜丸の乗組員入院を目の当たりにし、食卓から「死の灰」で汚染されたマグロが姿を消したこと、一大衝撃であった。東京・杉並の主婦たちが、「原水爆禁止」署名の活動に立ち上がる。4月半ばになると、女性団体や労働組合まで広がり、「杉並アッピール」へと結実する。5月9日、原水爆禁止署名運動杉並協議会が結成される。日本中に広がり、8月には、原水爆禁止署名運動全国協議会が結成され、全国事務局が杉並公民館におかれた<sup>4)</sup>。

1954年9月23日、第5福竜丸の無線長、久保山愛吉が死亡する。日本側医師は「水爆による最初の犠牲者」と告発したが、米側は否定した。10月、平塚らいてうら6名が「全世界の婦人にあてた日本婦人の訴え—原水爆の製造、実施、使用禁止のために—」を発表する。1955年6月7日、第1回日本母親大会開催。全国各地、各階層からの参加者は、自分たちの境遇を自らの声で伝え、のちに「涙の大会」と言われることになった。7月、スイス・ローザンヌで世界母親大会開催。8月、第1回原水爆禁止世界大会開催。1956年8月27—9日第2回日本母親大会では、先年ノーベル物理学賞受賞者益川敏英の師、坂田昌一が「原爆の脅威について」と題する記念講演をおこなった。日本の草の根女性たちは、現代物理学を学び、世界の女性運動の一端を担っていくのであった。

### III 戦後日本の重化学工業化と 福島県浜通りの「原発銀座」

福島県浜通りはもともと「地震銀座」といわれるほど地震多発地帯である。なぜ、そこに、全国54基中、10基もの原発が置かれ、いまや「原発銀座」と呼ばれるほどになったのか。

戦後日本の重化学工業化は、都市化をベースとする太平洋ベルト地帯・臨海立地を特徴とする。60年代になると、日本国内は重化学工業地帯と

農業地帯、都市と農村という二重構造が明瞭となった。福島県にあって同じ浜通りに位置しながら、新産業都市いわきの北に位置し、取り残されてしまった「出稼ぎ地帯・海のチベット地帯」。そこで行政側は、「出稼ぎしなくても済むように地元で就職先がほしい」との地元住民の声に押されて、たどり着いたのが原発誘致であった。住民の「原発は危険じゃないのか」といぶかる声に、東電社員は「ヒロシマの原爆とは違って、原発は核反応を静かに優しく行う。万一事故があったとしても、二重三重の防御があるから安全」と説得し、地元で「安全神話」が形成されていく（こうした出来上がった「安全神話」は、3・11後も、原発がいままさに水素爆発せんとしているというのに、「原子力ムラ」の一員、東大教授のテレビ出演を通して、「大本営発表」の如く、続けられた）。

こうした誘致の経緯を少し立ち入ってみておこう。1960年5月、福島県当局は日本原子力産業会議に加盟し、大熊・双葉両町が原発適地と確認する。11月、佐藤善一郎知事が原発誘致を発表し、県開発公社が用地買収にあたる。1961年1月、地元の大熊町議会が原発誘致を知事に陳情し、6月、東電は大熊町を適地と決定。1962年福島県議会6月定例会で、佐藤知事が、進行状況を次のように答弁している。「東京電力の木川田社長が間違ひなく大熊町に設置しますと言っているところから見て、大熊町に東京電力で設置することは間違ひはないと確信している。ただ土地の買収については、堤さん（西武鉄道社長の堤康次郎）の土地が相当あり、この方と東京電力が交渉しているがなかなか進んでいないのが現状である」と進行状況を説明する。東電の木川田一隆社長は、福島県梁川町出身。1964年に、いわき市を選挙地盤とし木川田とは懇意の木村守江衆議院議員が、福島県知事に当選すると、いよいよ原発建設が進む。1971年、福島第1原発1号基が運転開始し、以後、10基が集中する「原発銀座」が形成されるに至る。

## IV フクシマの新しい社会運動 —子どもを放射能から守る—

### (1) 世界の原発事故とフクシマ—冷戦の後始末—

冷戦下の1957年英ウインズケール（現セラフィールド）で起きた原発事故は国家秘密とされ、子どもたちの健康被害は今も続いている。原発事故は、ついに79年米のスリーマイル島、86年ソ連のチェルノブイリと、「冷戦体制の本陣」を襲う。2011年フクシマは、冷戦アメリカの「核の傘」のもとで推進されてきた原発の事故で、いわば「冷戦の後始末・アジア版」と位置づけられよう。これに対し、ドイツは、「フクシマのグローバリゼーション」のインパクトにより、即座に脱原発に向かう。「アフター・フクシマ」の先陣を切る形で、「冷戦の後始末・欧州版」が開始された。日独は、第二次世界大戦中は枢軸国、そしてともに敗戦。戦後はともに米の「核の傘」・「ドルの傘」のもとで急速な重化学工業化を成し遂げ、「奇跡の復興」と称された。「豊かさ」の関係でみると、日独の違いが鮮明となり、そして今まで、冷戦処理・原発で、鮮やかなコントラストをなしている。

### (2) 許容基準値をめぐる対抗

#### —低線量被曝、とくに「内部被曝」—

フクシマの3・11は、地震と原発事故との複合災害・「原発震災」（石橋克彦）、あるいは「人類史上最悪の公害」（松井英介）と位置づけられている。フクシマの自然・大地は、放射能で汚染され、住民の生活は一変した。「お外で遊びたい」子どもたちは、外にも出られず、自宅内でさえマスクをかける。すでに5ヶ月を経過し、長期化する放射能汚染は、これまでリスクが低いとされてきた「低線量被曝」、とくに「内部被曝」問題をあらためて突きつけている。

「内部被曝」をもたらす食品の基準値については、厚生労働省は「食品暫定基準値」を設定している。福島の盛夏を象徴する桃（品種「あかつ

き」）を例にとれば、1キロあたり500ベクレル以下なら安全とされる。セシウム137が64ベクレルを記録した桃は、安全ということで市場に出荷された（2011年7月30日『朝日新聞』）。これを世界の基準に照してみれば、極めてゆるいものとなっている。チェルノブイリの経験を活かした基準を設定しているドイツ放射線防護協会は、3・11直後、「日本における放射線リスク最小化のための提言」（2011年3月20日）をおこない、飲食物は8ベクレル以下にするのが望ましいとしているのである<sup>5)</sup>。

どうしてこうなっているかと言えば、日本政府は国際放射線防護委員会（ICRP）に依拠しているからである。このICRPの基準については、欧洲放射線リスク委員会（ECRR）が批判している。それは、ICRPは被曝のメカニズムの異なる外部被曝と内部被曝を同等に扱い、内部被曝の脅威を正当に評価していないというものである。すなわち、ECRRの「2010年勧告」では、最新の分子生物学とチェルノブイリの調査研究の成果に依拠して、旧来の物理学に依拠するICRPの内部被曝軽視を詳細に批判している<sup>6)</sup>。

日本では肥田舜太郎が、みずから軍医としてヒロシマを体験し、「ヒバクシャ」の治療にあたりながら、「内部被曝」について警鐘を鳴らしている。肥田は、8月6日の「ピカドン」にも遭遇していないにも拘わらず、その後、ヒロシマ市内に入った人のなかから、8月6日の「ヒバクシャ」と同じ症状がでてくるのはなぜだろうか、と疑問を抱いて、長年研究を積み重ねてきた。彼は、ICRPの「内部被曝」隠蔽には、「巨大な意志の力が作用」していると喝破する。その張本人は、ヒロシマ原爆投下直後に「内部被曝なし」とした米政府であり、その後も、核戦争の被害を少なく見せるために一貫して隠蔽しつづけている。日本政府もまた、これに追随し、晩発性障害で苦しむ人々を「ヒバクシャ」と認定せず、今に至るまで苦しめている、と厳しく糾弾する。放射能が「ヒバクシャ」をつくる、「内部被曝」は「ゆっくりと人を殺す」と、警鐘を鳴らし続ける<sup>7)</sup>。

こうして「内部被曝」問題を追及することは、原発のフクシマから原爆のヒロシマへと、被ばくの人類史を体験することとなる。放射能を日々あびて「ヒバクシャ」となっているフクシマから「生命を守る声」を挙げることは、実は、「ヒロシマの声」に繋がっているのである。ちなみに、福島県被団協会長、元福島大学長の山田舜は、ヒロシマで「ヒバクシャ」になり、いままたフクシマで「ヒバクシャ」となっている。まさに個として二度の体験者となっている（2011年8月5日 NHKニュース）。

### （3）子どもを放射能から守る草の根運動

#### —新しい武器、新しい主体—

フクシマの地で、低線量被曝、とくに「内部被曝」の脅威に対して、いち早く動き出したのは、幼子をもつ父母たちであった。「放射能から福島の子どもを守ろう」と立ち上がり、線量計で自ら放射線を測り、医学書で学習しながら、ネットで呼びかける。アラブ諸国を動かすソーシャルネット・民主革命は、ここフクシマでも始まっている。文科省に500人を超える人々が押しかけ、「子どもを大人と同一の放射線年間積算量基準、毎時20ミリシーベルトにするな、1ミリシーベルト以下に引き下げろ」と要求を突きつけた。さらには、汚染された校庭や園庭の表土はがし・土壌入れ替え、通学路の汚染除去、疎開支援、専門家を招いた学習会など、運動は広がり続けている。

こうした運動の中心になっているのは、「子どもたちを放射能から守る福島ネットワーク」で、その代表の中手聖一は、この運動の自然発生的広がりについて、次のように語っている（2011年7月28日、筆者インタビュー）。

3・11後、子どもたちを避難させていた父母たちは、4月になり新学期が始まるというので、子どもたちをフクシマに戻すかどうかという事態に直面する。子どもたちをフクシマに戻したいという父母たちにとっては、政府・行政側の「低線量なので大丈夫だ」という基準設定が気になった。

文部科学省と厚生労働省は、4月19日に福島県に対して、保育園、幼稚園、小中学校などの年間放射線積算量は、毎時20ミリシーベルトと通達した。父母たちは、これは通常時の成人、毎時1ミリシーベルトに比べ、大変高く、子どもにも適用するのかと愕然とする。衝撃的だったのは、20ミリシーベルトと決定した学識経験者自身による「20ミリは子どもには酷」という涙の辞任表明だった。ここから父母たちの懸念は、一気に運動となって展開していく。最初、3人の父母が、「どうしようか」と相談し、「子どもたちを放射能から守る福島ネットワーク」を立ち上げることになった。そして5月23日、「福島の子どもたちをモルモットにするな」と文科省に押しかける。この直接行動が、全国テレビニュース、そして新聞ともにトップを飾ることになり、世論を動かし、とうとう1ミリシーベルトを実現することになったのである。

さらに7月17日、「内部被曝」の不安にこたえるために、市民がいつでも手持ちの食品を持ち込んで、放射能値を測ることができる「市民放射能測定所」を開設することになる。こうした活動が可能になった背景として、中手は次の2つを挙げている。ひとつは、インターネット、市民メディアの発達により、かつては一部の人だけが知り得た情報や科学的データが、誰でもいつでも入手でき、共有できるようになったこと。もうひとつは、16年前の阪神大震災を契機に、NPO、ボランティア団体など多様な市民活動が定着してきたこと、とくに大災害が生じたとき、市民がどのように動けばよいかを経験していること。そう言う中手自身も、障がい者自立支援活動をおこなうNPO副所長を務めており、普段は、自立支援コーディネーターとして活動している。

最後に中手は、「子どもたちを放射能から守る福島ネットワーク」は、2つの基本理念に支えられていると締めくくった。3・11以来、避難する人、子どもを疎開させる人、職場や家庭の事情で残る人、さまざまな選択肢がある。どれがよいかをめぐって、親、夫婦、家族、友人、近隣、

PTA、保護者会で議論することになるが、自分の選択肢だけが正しいと言って他者を非難することはやめて、とにかく「子どもを放射能から守る」、この一点のみでつながろう、守り方はいろいろあることを相互に認めあおう。もう一つは「当事者主権」、県外やさまざまな専門家から多様な支援を受けつつも、あくまで地域住民、親たちが主体となっておこなおう、というものである。

## V おわりに—「シアトルの闘いのフクシマ版」としての「災害ユートピア」—

こうした運動はどのように位置づけられるのであろうか。

ここでは、中手自身が強調していたように、ネットを通じた運動、そして当事者主権に着目してみよう。「ネットを通じた当事者の運動」と言えば、やはりなんといっても、1999年シアトルで開催されたWTO閣僚会議（約5千人）を決裂に追い込んだ「シアトルの闘い」（全世界からネットを介して集まってきた7万人の人々）が想起されてこよう。この新しい運動については、ナオミ・クラインが、次のように鮮やかに描写している。

「シアトル…での抗議は、焦点が定まっていなないように見えるだろうが、その理由はこれがひとつの運動ではなく、数多くの小さな運動の集合体だからだ。…それは労働組合、地域社会、農場、村落、無政府主義者の集団、原住民組織などのどんな集団でも、権力を分散し、コミュニティに根ざした意思決定の仕組みを作ることが、多国籍企業の力に対抗するために重要だということだ。…多くの人が最近の大規模な抗議運動はインターネットなしでは不可能だったんだろうと見ているが、見逃されているのは、こうしたキャンペーンを促進したその通信技術そのものが、いかにその網の目のようなイメージの中で運動を形作ってきたかということだ。インターネットのおかげで、官僚主義に陥ることなく、最小限のピラミッド構

造で運動が起きた。強制的な意思統一や苦労して作る宣言文は、ゆるい構造で文化的につながった者同士の集中的な情報交換によって置き換えられた。シアトル…の路上に生まれたものは、有機的で権力分散型の、インターネットとともに結びついた活動家の回路モデル、つまり、インターネットが現実に具現化したようなものなのだ。」<sup>8)</sup>

ここから、今、フクシマで立ち上がっている運動は、「シアトルの闘いのフクシマ版」と言ってよいだろう。10年前の1999年「シアトルの闘い」の際、これに運動しない日本について、北沢洋子は、肝心の「インターネットは、なぜか日本を素通り」したと評せざるを得なかった<sup>9)</sup>。ようやく、フクシマを介して、日本も「世界を地の底から搖るがし」始めている。

フクシマはまもなく収穫の秋を迎える。果物、野菜からコメへ、ひいては日本酒を通して、「内部被曝」は、食糧全体に、日本全土へ、いや世界中へと拡大していくこととなろう。その秋、肥田がかねてから主張しているように、ヒロシマに起源をもつ「ヒバクシャ」は、全世界に広がるだろう、そこであらためて問われる、「人類と核は共存できるのか」と。

我々は、今、人類の存続をかけて、新たな人類史開始の扉を開けようとしている。だが、その前に立ちはだかる壁もまた、この上なく高く強固である。この、新たに立ちはだかる壁については、「シアトルの闘い」を描写したナオミ・クラインは、「ショック・ドクトリン」としてクリアに定式化している。災害というショックを通して、「創造的復興」の名の下に、新自由主義を強行する「災害資本主義」である<sup>10)</sup>。だが、災害というショックを通して出現するのは、こうした「惨事便乗型資本主義」（ナオミ・クラインの著書の日本語訳）だけではない。被災者のなかから、協力・協働・相互扶助の新しい共同体もまた形成される。「災害ユートピア」に他ならない<sup>11)</sup>。

「シアトルの闘いのフクシマ版」は、こうしてみると、文字通り、大災害のど真ん中に出現した「災害ユートピア」と言うべきものである。これ

まで、数々出現した「災害ユートピア」は、惨事の終息のなかで消滅することが多かったが、今回の「低線量長期被曝」という、全く新たな惨事に直面して、「災害ユートピア」も持続し、世界化していくこととなろう。その理論的解明が求められている。

注

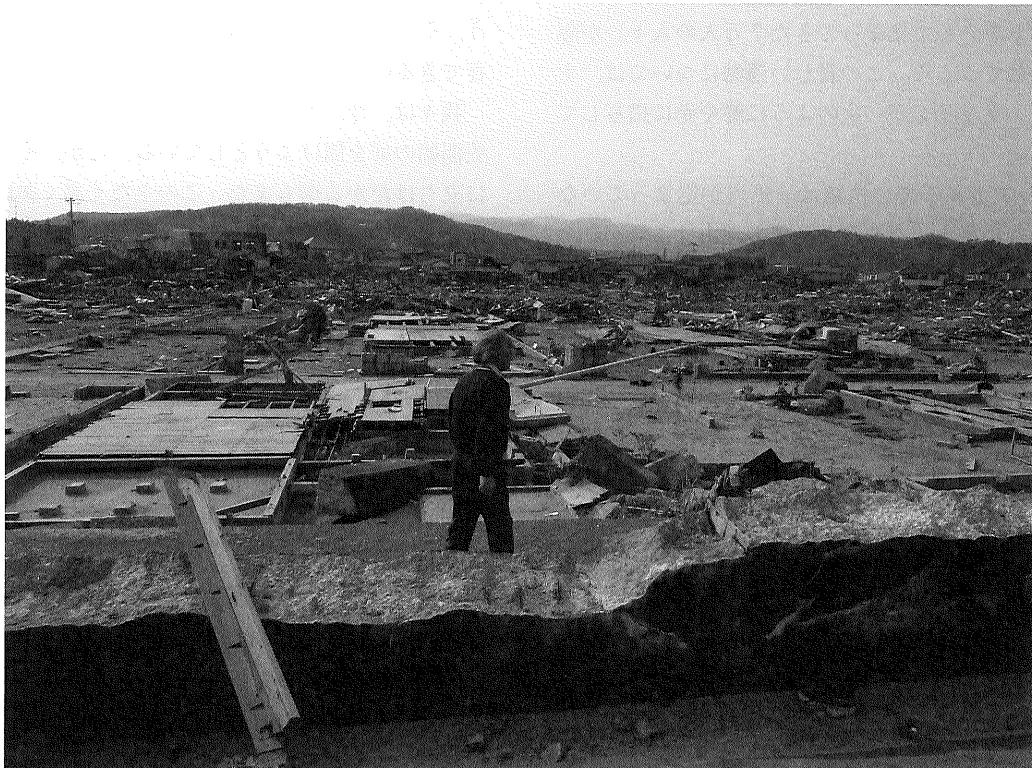
- 1) グロッジンス、ラビノビッチ編、岸田純之助、高橋堯訳『核の時代』みすず書房、1965年、17-18頁。
- 2) 同上、19頁。
- 3) パトリック・M・S・ブラックett著、田中慎次郎訳『恐怖・戦争・爆弾—原子力の軍事的・政治的意義一』法政大学出版局、1951年、原本は1948年。ただし引用は、武谷三男『原子戦争』朝日新聞社、1957年(『武谷三男著作集 第3巻』勁草書房、1968年所収、445頁)。ブラックettと同様の「広島への原爆投下は冷戦の始まり」という見解は、例えば、伊東壮『新版 1945年8月6日—ヒロシマは語りつづける—』(岩波書店、1989年)にも継承されている。
- 4) 杉並区女性史編さんの会編『区民が語り区民が綴る 杉並の女性史—明日への水脈—』ぎょうせい、2002

年。

- 5) 松井英介『見えない恐怖—放射線内部被曝—』旬報社、2011年、158-165頁。
- 6) 「ECRR(歐州放射線リスク委員会) 2010年勧告」([http://www.jca.apc.org/mihama/ecrr/ecrr2010\\_dl.htm](http://www.jca.apc.org/mihama/ecrr/ecrr2010_dl.htm)) アクセス日は2011年7月20日。
- 7) 肥田舜太郎・鎌仲ひとみ『内部被曝の脅威—原爆から劣化ウラン弾まで—』筑摩書房、2005年)。
- 8) ナオミ・クライン著、松島聖子訳『貧困と不正を生む資本主義を潰せ—企業によるグローバル化の悪を糾弾する人々の記録—』はまの出版、2003年、65-67頁。
- 9) 北沢洋子「世界は地の底から揺れている—世界社会フォーラム報告:シアトルからムンバイまで—」『世界』2004年3月号、116頁。
- 10) Naomi Klein, *The Shock Doctrine—The Rise of Disaster Capitalism—*, 2007. (ナオミ・クライン著、幾島幸子・村上由見子訳『ショック・ドクトリン—惨事便乗型資本主義の正体を暴く—(上)・(下)』岩波書店、2011年)
- 11) レベッカ・ソルニット著、高月園子訳『災害ユートピア』亜紀書房、2011年。

(ごとう のぶよ 所員

福島県立医科大学 [非常勤])



# 福島で進行中の核の大惨事をどう見るか

—「双頭の天龍」を地球生命圏に降下させた危険を見据えよう—

HUJIOKA Atsushi  
藤岡 悼

今夏で 17 回目になるが、アメリカン大学のピータ・カズニック教授をリーダーとする 17 名の米国人グループ、アジア諸国からの 7 名の国際学生、16 名の日本の学生とともに、広島・長崎をめぐる「平和巡礼の旅」をしてきた。11 日間の旅のなかで、通訳として同行していただいた乗松聰子さんを軸にして「フクシマの核惨事とヒロシマ・ナガサキの関係をどう考えるのか」というテーマを繰り返し討論してきた。

その中で痛感したことは、今は亡き高木仁三郎さん（原子力資料情報室）の指摘の先見性である。 Chernobyl の核惨事は 1986 年 4 月 23 日に起こったが、その直後の段階で高木さんは、次のように書いておられた。「核技術というのは、いわば天上の技術を地上において手にしたに等しい。…核反応という、天体においてのみ存在し、地上の自然の中には実質上存在しなかった自然現象を、地上で利用することの意味は…深刻である。あらゆる生命にとって、放射線は、それにたいしてまったく防護の備えのない脅威であり、放射線は地上の生命の営みの原理を搅乱する異物である。私たちの地上の世界は、生物界も含めて基本的に化学物質によって構成され…この循環は、基本的に化学物質の結合と分解といった化学過程

の範囲で成り立っている。…核文明は、そのように破滅の一瞬を、いつも時限爆弾のように、その胎内に宿しながら、存在している。この危機は…これまでのものとまったく異質のものではないだろうか。そして今、その時限装置がカチカチと時を刻む音が、いよいよ大きく、私たちの耳に入っこないだろうか」と（高木仁三郎『Chernobyl 原発事故 新装版』1986 年、七つ森書館）。

25 年前の高木さんの警告にもかかわらず、また広島・長崎での被爆の苛烈な体験にもかかわらず、時限装置の時を刻む音を聴き取る力を国民的規模で広げることに、私たちは失敗してきた。その背景のもとで不幸にして、2011 年 3 月 11 日が来てしまった。今回の破局的な事態が、社会科学研究にいかなる課題を提起しているのかを考えてみたい。

## I 「天の火」からの分離 — 地球生命圏形成の意味 —

高木さんが力説されてきたように、原子核内部の核反応（核融合・核分裂）こそが、「天の火」とも呼ぶべき宇宙の本来的なエネルギーの源であった。たしかに一定の化学反応（原子核の周囲

を回る電子を他の原子の電子と交換することで、原子の結合体=分子をつくろうとする反応)が星間空間で始まっていたが、核反応をエネルギー源とし、電離放射線が飛び交う世界が、宇宙界の圧倒的な姿であることは変わらなかった。

36億年ほど前に、核反応の宇宙界のただなかで、太陽系に属する地球という惑星の深海の底に、化学反応と生物反応の世界を作りだす手がかりが生まれ落ち、原始生命の「イノチ」が誕生した。こうしてイノチの移し替えが行われる圏域(地球生命圈)を形成する手掛けりが生まれてきたわけである。

地球表面をおおう原始大気のほとんどは、元来は二酸化炭素であった。温室効果作用のために、地球表面の気温は今よりはるかに高く、太陽からは有害な紫外線が容赦なくふりそそいだ。このような現在の金星に似た世界が地球だった。電離放射線や紫外線(体を通過することで、体内細胞のDNAを切断する)の届かない深い海のなかでしか、原始生命が生きられなかつたのはそのためだ。

しかし海中植物の光合成作用のおかげで、海水に吸収された二酸化炭素は炭素と酸素に分解され、炭素は石灰岩となって海底に沈みこみ、酸素は大気中に放出された。大気中の酸素濃度が高まると、酸素の一部は紫外線と電離反応をおこし、オゾン( $O_3$ )となり、地上15キロから50キロメートルの成層圏にオゾン層を形成するようになった。宇宙界の核反応エネルギーが送り込む紫外線やエックス線をシャットアウトし、地球生命圈を守りぬくしくみが生まれてきたのだ。

こうして生物が陸に上っても生きられる環境が整った。陸上でも植物の光合成作用が進むようになると、大気中の二酸化炭素濃度はいっそう低下し、気温も下っていった。こうして二酸化炭素濃度は0.04%まで下がり、酸素濃度21%という生物にとって理想的な環境が作り出された。

符節をあわせて分厚い大気圏も形成され、太陽が放つ電離放射線のほとんどをブロックできるようになった。じっさい4百キロの上空を周回する国際宇宙ステーションに住む宇宙飛行士は、一日

あたり1ミリシーベルトもの、まさに殺人的な電離放射線を浴びているのであるが、地上に届く放射線量はその750分の1倍にすぎない。宇宙放射線のほとんどは厚い大気層にさえぎられて、地上に到達しないのだ。

天体形成の原動力は核反応エネルギーであると先に述べた。地球内部のマントル層や地殻のなかでは、今も核反応の世界が支配しているのはそのためだ。地熱エネルギーの根源は核反応エネルギーにほかならぬ。とはいえ分厚い土壌層が形成され、地中の核反応の世界が生み出す放射線の放出がブロックされるなど、地球生命圈を地球深部の冥界の核反応から守るしくみも生まれてきた。たしかにインドのケララ地方やブラジルの南東岸のようにマグマの固まった花崗岩地帯では、放射性同位元素を含む地層が露出している。このような地に住みつけば、年間10ミリシーベルト程度の自然放射線を浴びることになるので、宇宙空間と同様に居住禁止にするべきだろう。なぜなら細胞のDNAを切断する電離放射線が少なければ少ないほど、生命体は健康になるからだ。

こうして地球の表面に地球生命圈が形成されてきた。地球生命圈というのは、地表から上方に15キロメートル、海面下では10キロ程度の厚みしかない。上と下とをあわせても高々25キロの厚みしかないのだ。地球を「りんご」にたとえると、「りんご」の表皮よりも薄く、脆い存在だといえる。それでも地球上のイノチたちの30億年以上の協同活動の貴重な産物が地球生命圈だ。このイノチの世界を守り抜き、後世に伝えていくことは、ヒトに課せられたもっともやりがいのある使命ではないだろうか。

## II 「核の文明」とは何か

宇宙次元の核反応型エネルギーの痕跡ともいるべき放射性物質を地表からかき集め、莫大なエネルギーを用いてこれを濃縮し、地球生命圈のなかでも核反応をおこさせようとする巨大な開発体制が、第二次大戦のなかで動き出した。当時の価格

で20億ドル余を投入して始まったマンハッタン計画がそれである。マンハッタン計画は、現代のプロメテウスとでもいべき軍産複合体が「天上の火」を盗もうとして始めた計画であり、宇宙史的にはイノチの原理に逆行し、地球を36億年前に戻そうとする反動的な計画であった。

原爆材料のプルトニウムを生み出す生産炉が、米国北西部のハンフォードで建設された。生産炉から出てくる最大の廃物は莫大な熱であった。ハンフォードではこの熱をコロンビア川に流していくのであるが、この熱を利用すると潜水艦を推進させる電力源となることに目をつけたのが、「原潜の父」のハイマン・リコーバー提督であり、エレクトリックボート社であった。ついで原潜用原子炉を陸揚げし、電力を米国経済の動力源に使い、その量産効果で原潜用の原子炉のコストダウンと「自由世界」のエネルギー支配をはからうというのが、米国のエネルギー産業界の課題となり、福島第一原発が建設されたわけだ。福島第一原発の一号機はゼネラル・エレクトリック社製のマークI型原子炉であり、二号機以降も同種の原子炉となった。

「核の天龍」は、地球生命圈に降りたつことで、二様の変化をとげることになった。第一は、「核の暴龍」ともいるべき「核爆弾」の姿。いま一つは、「核の妖龍」ともいるべき「原子力発電」という姿であった。「宇宙の火」を司ってきた「天龍」は、地球生命圈に降下することで、二つの頭をもつ「核の怪龍」となって、地球上でとぐろを巻く時代が始まったのだ。

「核の怪龍」はどれほどの税金を喰らい、どこまで大きくなったのか。米国は、核軍拡に6兆ドル、宇宙開発に1兆ドルを使って、5万発の核爆弾と核弾頭を生み出してきた。他方、原発の開発には6000億ドルの税金が投入され、国内に104基の原子炉を建設しただけでなく、同盟諸国にも輸出していった。ソ連を先頭に東側諸国も原発の開発に狂奔するようになり、左翼勢力の多くも、原発を生産力の上昇をもたらす進歩的な試みだと誤認するようになった。こうして世界に434基も

の原子炉が生み出されてきたわけである。

このような背景のもとで、本年3月11日に東北大地震がおこった。まずは3月11日以来、福島の地では何が起こったのか。客観的事実の確定から始めよう。

### III メルトダウンからメルトルームに至った福島第一原発

東北大地震は、福島第一原発を直撃し、翌12日の午後3時に1号機が、14日午前11時には3号機が、15日には2号機・4号機が水素爆発を起こした。21日になると3号機に再び奇怪な爆発がおこった。

前掲の乗松さんのレポートが伝えるように、3月14日に起こった3号炉の爆発は、ボーン・ボーンという激しい爆発音を伴い、数百メートル上空にまできのこ雲が噴きあがった。このおぞましい情景は海外では動画つきで詳細に伝えられた。「ヒロシマのある国」で、チェルノブイリに匹敵する大惨事が発生したことを外国人のほうが先に、より正確に知ったのである。乗松さんから教えてもらって、この音声入りの映像を見た私は衝撃を受けた。福島で生まれ育った高橋哲哉さんも、こう書いている。3号機では、ウランとませて使われていたプルトニウムが「反応して一瞬の臨界状態となり、ミニ核爆発が起こったのではないかと見る人もいます。映像を見ると、確かに黒い煙がパッと上がって、キノコ雲のような形状になる。それを繰り返しユーチューブで見ていると、どうしても広島が想起され」た、と（『世界』2011年8月号、112ページ）。

しかしNHKは、この種の動画の放映を許さなかつた。主要マスコミも、進行している核の大惨事をできるだけ小さいもの、危険の低いものに割り引いて伝えた。アジア太平洋戦争中の「大本營発表」と類似した報道管制が敷かれたのだ。

当初は米国の支配層にさえ、情報は十分には伝えられなかった。早い段階で「米側は無人偵察機グローバルホークの情報から原子炉の温度が異常

に高いことを把握し、『燃料がすでに溶融している』と判断し、正確な情報の共有を日本側に迫った』(『読売新聞』2011年8月17日付け)。3月16日未明には、これ以上情報の非開示を続けるなら「在京米国人9万人を日本から緊急避難させる命令を出す。東京がパニックとなってもよいのか」と脅すことで、ようやく対策本部への米国人専門家の大量進駐=再占領を認めさせた。

日本国民にたいする情報管制態勢は、その後も長く続いた。地震の5時間後にはすでに1号機は炉心溶融(メルトダウン)をおこしていたこと、その数日後には、他の3基もメルトダウン(核燃料棒が溶解し、炉の底部にたまる段階)からメルトスルー(溶解した核燃料が炉の底を貫通して炉の外に出る段階)に至っていたことを認めたのは、事件から3か月がたった6月6日のことであった。

#### IV 3月15日の2号機・4号機の爆発で、最大規模の放出

爆発や「ベント」を介して、いつ・どれだけの量の放射性物質=放射能が大気中に放出されたのだろうか。震災の1日後の12日に1号機が、14日には3号機が爆発したが、放射能の放出規模はまだそれほど大きくはなかったし、海側に向けて風が吹いていたため、陸地の汚染は小規模だったようだ。

最大の危機が15日に訪れた。14日夕方に2号機で炉心露出が起り、原発周辺の放射線量が上がり始めた。「3月15日の午前6時ころに2号機の圧力抑制室が水素爆発で破損した。同時に定期検査で冷温中であった4号機でも爆発が起った。4号機の使用済みの核燃料貯蔵プールには最大数の核燃料集合体が入っており、相当数の核燃料が破損・溶解し、放射性物質を放出した可能性がある」(『朝日新聞』2011年7月10日付)。

日本原子力学会放射線影響分科会の山沢弘実さん(名古屋大学教授)は、生データにもとづいて次のように解説している。海に流れていた風は15日朝から陸地に向かい始めた。「放射性プル

ム」と呼ばれる雲のような固まりが形成され、南に向かった。ブルームは「原発から360キロ離れた静岡や関東などへ流れ、各地で放射線量が平常値を超えた。福島県中通りや栃木県北部の汚染は午前9時前後の放出の影響と見られる。15日午後になると、ブルームは主に福島県内を流れ、白河市、郡山市、福島市では、次々と放射線量が上がり始める。夕方になると県内各地で雨や雪が降り始め、そして、現在も蓄積量の高い浪江町や飯館村などの北西方向へ流れ出した」(『朝日新聞』2011年8月11日付け)。

#### V 3月21日の3号機の危機 ——新たな大量放出——

3月21日の午前になると、北から南に向かう北風となり、福島第一の風下地域(福島第二原発・北茨城市・高萩市・水戸市)で、空間放射線量が数倍にはねあがった。このような異常事態が、なぜおこったのか。原子力専門家の田辺文也さんによると、同時にMOX燃料を燃やしていた3号機の圧力容器の圧力が通常の110倍のレベルにまで急上昇した。あまりの高圧のため、冷却水を外から注入できない事態となり、溶融物の塊が再び溶融し、水蒸気爆発を起こした。そのため灼熱の溶融物の固まりが圧力容器を突き抜けて、格納容器に落ち込んだ。その衝撃をうけて、一部の放射能は炉外に放出され、風下の福島県内部から北茨城一帯を汚染したというのが、田辺文也さんの見立てだ(『朝日新聞』2011年8月8日付け)。

3月23日になると、新たなブルームが形成され、「茨城沿岸から千葉を通り、南下。関東地方の多くではこの間、連日雨が降って各地で放射性物質が地表に沈着した」(『朝日新聞』2011年8月11日付け)。

#### VI 放射能汚染のホットスポットの形成

4月に入ると、文部科学省と米国のエネルギー

省とが共同で 150—700 メートル上空から土壤の放射能汚染度を測定する大規模な調査を行い、詳細な汚染地図を作成した。半減期 30 年のセシウム 137 の蓄積濃度が 1 平方メートルあたり 60 万ベクレル以上といえば、 Chernobyl 原発事故の際に強制移住の対象となった地域の汚染レベルにはほぼ相当するが、調査の結果、この種の汚染地域は福島県を中心に 800 平方キロに広がっていることが判明した。この面積は、東京都面積の 4 割、琵琶湖の約 1・2 倍に相当し、 Chernobyl 事故当時の強制移住地域全体のほぼ 1 割の広さとなる（『朝日新聞』5 月 11 日付け）。

文部科学省は、第一原発から 20 キロ以内の「警戒区域」内の 50 地点で年間予想線量を測定した結果を 8 月 19 日に公表した。それによると、50 地点のうち 35 地点で 1 年間に受けると予想される放射線量が 20 ミリシーベルトを超えていた。年間予想線量 20 ミリシーベルトというのは「計画的避難区域」指定の目安とされる水準だ。

第一原発のある大熊町では全 12 地点が 20 ミリシーベルトを超えた、うち 7 地点では 100 ミリシーベルトを超えていた。もっとも高い線量を記録したのは原発の西南西 3 キロにある大熊町小入野で、508 ミリシーベルトだった。この被曝線量は、一般人の人口放射線許容限度の年間 1 ミリシーベルトの五百年分となる（『朝日新聞』2011 年 8 月 20 日付け夕刊）。汚染地域のなかでも、局所的にひどく汚染された地域は「ホットスポット」と呼ばれるが、原発から 20 キロ圏内では、ほとんど全域がホットスポットとなっていることが明らかとなった。

神戸大学海事科学研究科教授の山内知也さんは、6 月下旬に福島市内の 4 か所で土壤の汚染度調査を実施し、1 キログラムあたり 1・6 万—4・6 万ベクレルの放射線量を検出した。原発から 62 キロも離れた人口 29 万人の福島市でも、随所で「ホットスポット」が形成されていたのだ。

3 千万人の人口を擁する首都圏でも、各所で「ホットスポット」が発見された。千葉県柏市といえば東京のベッドタウン。福島原発から 200 キ

ロも離れた町であるが、JR 柏駅から徒歩 2 分の高級住宅地の道路脇の土壤から、福島市を上回る 5・3 万ベクレルの放射線量が検出された。 Chernobyl ならば強制避難区域に指定される数値だ（『週刊現代』2011 年 8 月 6 日号、64—65 ページ、同、7 月 30 日号における「欧洲放射線リスク委員会」（ECCR）の科学委員会チーフで、英國ウルスター大学客員教授のクリス・バズビー博士とのインタビュー記事を参照）。

6 月 10 日になると、原発から 370 キロ離れた静岡県最大のお茶の産地で、収穫した茶葉の汚染が確認され、静岡茶の出荷が停止された。原発から北方に 170 キロ離れた岩手県一関市の牧草からは、暫定許容値を 3 倍上回るセシウムが検出された。7 月に入ると、食肉牛の肥料たる稻わらの広範囲の汚染も明らかにされ、7 月 25 日には、福島産の小麦や菜種から放射性セシウムが検出された（『毎日新聞』2011 年 7 月 26 日付け）。稻作への汚染の拡大が心配される。

放出された放射能は、易々と国境を越え、世界を巡った。3 月 12 — 16 日の間に放出された放射性物質は、低気圧に伴う上昇気流で巻きあげられ、ジェット気流に乗って、東に一日 3 千キロの速度で移動した。3 月 18 日には米国に到達し、西海岸一帯で猛毒のプロトニウムが観測された（先のクリス・バズビー博士への乗松聰子さんのインタビュー記事「米国まで広がったプルトニウム」『週刊金曜日』2011 年 7 月 8 日号、24 — 25 ページ）。福島発の核の大惨事は、世界の核惨事に広がったのである。

## VII 福島第一からの放射能放出量

爆発した原子炉建屋の屋上は青天井であり、放射能の放出は止まっていない。3 月 15 日に毎時 200tb （テラベクレル = 1 兆ベクレル）という最高レベルの放出を記録したが、3 月 21 日の危機後は減少に転じ、5 月の平均の放出量は毎時 0.002tb （20 億ベクレル）、6 月平均は毎時 0.001tb （10 億ベクレル）に下がった。6 月には 3 月 15 日

当時の 20 万分の 1 のレベルにまで下がったことになる（『朝日新聞』2011 年 7 月 29 日）。

とはいえる強烈な余震が起これば、半壊状態の原子炉のひび割れが拡大するし、パイプラインや地下の建屋が破損すれば、放出量は一挙に増えるだろう。7 月 1 日にはマグニチュード 6.4、8 月 12 日にはマグニチュード 6.0 の余震が福島県の浜通りを襲った。ほぼ同時期に、原発敷地内のひび割れた地面から放射能を帯びた蒸気が噴出する事件が起こった。広島市立大学付属広島平和研究所のロバート・ジェイコブズ教授は、余震の衝撃が原子炉のひび割れを進行させ、蒸気噴出を招いたと推測し、強烈な余震が続ければ、原子炉は自壊してしまうだろうと警告している。

3 月 11 日以降、福島第一原発から大気中に、どの程度の量の放射能が放出されたのか。4 月段階で東電と政府は、大気への総放出量を 37 万 tb（テラベクレル＝1 兆ベクレル）と推定していたのであるが、6 月 6 日の記者会見の場で 77 万 tb へと大きく上方修正した。

水（冷却水・地下水・海洋）への放射能の放出についてはどうか。1～4 号機の原子炉建屋やタービン建屋などにたまっている汚染水総量は、7 月 20 日現在で約 9 万 5 千トン。建屋から集中廃棄物処理施設に移した約 2 万 2 千トンを加えると、総計で 11 万 7 千トンの汚染水が原発内に貯まっている（『朝日新聞』2011 年 7 月 21 日）。汚染水に含まれる放射能の総量は 80 万 tb 程度だと東電は推定しているが、これに大きな誤りがないとすると、大気中に放出された放射能とほぼ同量の放射能が冷却水などに溶込み、11.7 万トンもの汚染水を作り出したことになる。

## VII 放射能汚染水と海洋汚染

同じ放射能の放出といっても、大気中に放出したばあいと冷却水に放出したばあいとでは、環境へのインパクトの点で大差がある。大気中に放出されてきた 77 万 tb の放射能のばあいは、ただちに原発の敷地外へ拡散し、原発外の環境を直接に

汚染する役割を果たす。

放射能が冷却水に放出されたばあいは、これとは異なる。大量の汚染水が生まれるもの、ほとんどは原発の敷地内に貯蔵されており、原発外の環境を汚染する作用は大きくなない。11.7 万トンにたつする汚染水のうち、原発敷地外の海洋などへ流出したのは 520 トン、放射能量にすると 4720tb というレベルにすぎず、汚染水の 99.6%、汚染水内の放射能総量（80 万 tb）の 99.4% は原発の敷地内に留まっているからだ（『朝日新聞』2011 年 7 月 10 日付）。

ただしこの種のデータを根拠に、海洋の放射能汚染は、それほど心配しなくてもよいという結論を引き出すとすれば、それは正しくない。まず 4720tb という放射能量自体が、環境基準に照らして異常な高さであることには止目していただきたい。福島第一原発に許されている海洋への放射能の放出限度は、年間で 0.24tb にすぎない。にもかかわらず、放出限度の 2 万倍に達する汚染水が 4 か月の間に海洋に垂れ流されたのだから。

しかも上の推定数字は、大気や土壤に放出された汚染物質の行く末については何も語っていない。大気中に放出された 77 万 tb の放射能のほとんどは、遅かれ早かれ結局は、地表に降下し、大地と海洋に吸収されていく。日本の大地に付着した放射能も、結局は雨に洗い流され、河川を通じて海に流れこむ。長期的な視野に立って考えると、大気に放出された放射能の大半は、最終的には海洋に吸収されていく運命にあるのだ。多くのルートをたどって海洋の放射能汚染は強まり、放射能の生物濃縮を加速させ、食物連鎖の点で上位にある大型魚類や人体に濃縮されていくことは避けられない（中地重晴「水産の汚染度を読み解く」『週刊金曜日』2011 年 7 月 29 日、18 ページ）。

## IX 広島・スリーマイル島・大気圏内核実験との比較

福島第一原発の 4 基の原子炉と核燃料貯蔵プールから原発敷地の外に放出された 77.5 万 tb の放

射能量、原発内の汚染水に含まれる 80 万 tb を合算すると、157 万 tb に達するとされる放射能の放出規模を、核兵器の爆発や原発事故で放出された過去の事例と比較してみよう。

まず 1945 年 8 月 6 日に広島に投下されたウラン型原爆のばあい、実際に核分裂したウラニウム 235 は 10 - 15% に過ぎず、残りは飛散しただけに終わり、放射能の放出量は 1.3 万 tb にとどまった。長崎に投下されたプルトニウム利用の爆縮型原爆のばあいは、プルトニウム燃料の 15 - 25% が核分裂反応をおこしただけで、放射能の放出量は 2.0 万 tb にとどまった。現代型の核兵器のばあい、核分裂物質の真ん中に空洞を設け、ブースターと呼ばれる少量の核融合物質（トリチウムなど）を封入することで、核分裂物質の 100% 爆発を実現し、核爆弾の小型化と高性能化に役立ててきたが、これと比べると、広島型原爆は「おもちゃ」のような原始的な核爆弾にすぎなかったわけだ。

これにたいして平均的な原子炉（百万キロワット）は一日動かすと、3 発の広島型原爆を爆発させたのと同程度の「死の灰」（使用済み核燃料）を生み出す。一年間動かすと、1000 発の広島型原爆を爆発させたのと同等の「死の灰」を生み出すわけだ。今日の巨大化した原子炉というのは、毎日、広島型原爆 3 発を爆発させたのと同等のエネルギーを用いて大量の水を沸騰させ、巨大な発電用モーターを回してきた。

福島第一原発が原発敷地外に放出した放射能量は 77.5 万 tb だとされるから、広島型原爆の 60 個、長崎型原爆ならば 39 個を爆発させたに等しい量の放射能を放出したことになる。半減期が 30 年と長く食品や土壤への深刻な汚染を引き起こすセシウム 137 の放出量だけをとりだして比較すると、広島原爆の 168 個分に相当するという試算値を政府が発表した（『東京新聞』2011 年 8 月 25 日付け）。

原発問題の専門家で東大先端科学技術センター付置のアイソトープセンター教授の児玉龍彦さんも、2011 年 7 月 27 日の衆議院厚生労働委員会の

席上、次のような証言を行っている。「私どもアイソトープセンターの…知識を基に計算してみますと、[福島第一の原子炉からは] まず熱量からの計算では広島原爆の 29.6 個分に相当するものが漏出しています。…さらに恐るべきことには…、原爆による放射線の残存量と原発から放出される放射線の残存量 [の間には大差があることです。] 一年にいたって原爆が 1000 分の 1 程度に低下するのにたいして、原発からの放射線汚染物は 10 分の 1 程度にしかならない。つまり今回の福島原発の問題は Chernobyl と同様、数十個分の原爆に相当する放射能と、原爆汚染よりもずっと多量の残存物とを放出した。」福島では、広島型原爆の数十発分に相当する放射能が放出されただけなく、放射能の減少速度は、広島の事例とくらべて百倍もゆっくりしたものになるだろうと児玉教授は証言したわけである。

広島のばあい、原発投下後の 9 月 17 日に枕崎台風に直撃された。そのため被爆地一帯が床上 1 メートルの洪水に見舞われ、放射性物質の大半が瀬戸内海に流出した（矢ヶ崎克馬「内部被曝隠しへ放射線犠牲者隠し」『日本の科学者』46 - 8, 2011 年 8 月号, 6 ページ）。このような偶発事もあって、投下の半年後には広島市内の残留放射線量は定住可能な水準にまで下がったとされている。

次に 1979 年 3 月 28 日の米国ペンシルバニア州都ハリスバーグ郊外のスリーマイル島で起こった原発事故と福島とを比較してみよう。スリーマイル島のばあい、放射性物質の放出量は 9.1 万 tb にすぎなかった。したがってすでに福島においては、スリーマイル島事故の 17.3 倍の放射能が原子炉外に、8.6 倍に達する放射能が原発敷地外に放出されたことになる。

1945 年から 1980 年までの 35 年間に、米国・ソ連・英国・フランス・中国が行った大気圏内核実験の際の放出放射能量と比較してみよう。大気圏内核実験は、人類史上最悪の放射能放出事件であった。とりわけ 1950 年—63 年の間は、米ソがビキニ環礁やセミパラチンスクの核実験場を拠点

にして、巨大な水爆実験を競い合った時期であり、今にいたるも放射能汚染の爪跡を残している。543回にわたって行われた大気圏内核実験のなかで、チェルノブイリ事故の580倍にも相当する30億tbの放射能が放出された（『核兵器・核実験モニター』373-4号、2011年4月15日）。福島事故の原子炉外への放射能放出量と比べたばあい1900倍の規模となる。最近、ガンに発症する人が世界的に激増しているが、その最大の原因の一つがこの時期の核実験にあったと考えられないだろうか。大気圏内核実験の後遺症に、私たちは今なお苦しんでいる可能性がある。

## X チェルノブイリとの比較

1986年4月26日のチェルノブイリの原子炉事故のばあい、一つの原子炉（4号機）だけがメルトダウンを起こし、200トンに達する放射性ウランニウムと放射性黒鉛の相当部分を吹き飛ばし、520万tbの放射能を飛散させた。放射能を帯びた巨大なプルームが形成され、ウクライナ・ベラルーシ・ロシアから北欧諸国まで流れ出した。

チェルノブイリの放出放射能量を福島の事例と比較してみよう。対象を放射能の大気への放出量に絞ると、チェルノブイリの放出量は福島の6.7倍である。しかし汚染水への漏出分まで含むと、福島の3.3倍の規模となる。言い換えると、原子炉外の大気と水への放出規模全体を指標とするとき、福島における放出量は、現段階でチェルノブイリの三分の一に達していることになる。

チェルノブイリでは、避難民は40万人を超え、2千以上の集落が廃村となった。25年たった今日でも、立ち入り禁止地帯が広がり、経済活動は半ば麻痺したままである。

チェルノブイリの核惨事は周辺住民の健康にどのような被害を与えたのか。事故当時、ソ連政府のアドバイザーを務めたヤブロコフ博士らの編集のもとで、ロシア語など5千本以上の文献・論文をレビューした画期的な本が2009年に英語で出版された。Chernobyl Consequences of the

Catastrophe for People and the Environment がそれだ。本書について佐久間智子さんが的確な要約をされているので、以下、それを摘記しておこう。核惨事の直接・間接の影響下で亡くなった人は、「2004年までで985,000人にのぼる。この人数は国際原子力機関（IAEA）の推計数とは2ケタも違う。…ベラルーシでは、事故の前年には9割の子どもが健康だったが、2000年にはその割合が2割以下に激減しており、1986—1994年の新生児死亡率は9・5%にも達していた。また1993年の調査では、セシウム137の汚染レベルの高かった2地域では、事故当時に0—4歳だった子どもたちのうち、健康だったのはわずか9.5%にすぎなかった。」上述の2地域の汚染のレベルは、福島原発から北西方向へ50キロ付近までの汚染レベルに相当すると佐久間さんは述べている（「佐久間智子のしゃべくり放題」『オルタ』429号、2011年8月、38ページ）。

ウクライナ共和国側の住民の健康被害はどうであったか。写真家の広河隆一さんは、事故から25年たった2011年2月にウクライナを再訪し、事件当時の同共和国の保健大臣だったロマネンコ・エフモビッチさんと会見した。広河さんの質問に答えて、ロマネンコさんはこう語っている。「ウクライナの5.3万平方キロの汚染地は、そのままです。被災者は255万人、そのうち50万人は子どもでした。…ウクライナの国民200万人以上を対象とした研究をした結果…それほど高い放射線を浴びなかったにもかかわらず、多くの人々が病気になっていた…調査された人々の68%は原発事故の前はほとんど健康だった。しかし今では、このカテゴリーの人々のうち、健康な人は6%しかいない。特に腫瘍の病気の増加」が目立っていると（広河隆一「チェルノブイリの謎の雨」『DAYS JAPAN』2011年9月号、43ページ）。

## XI 福島第一に眠る放射性物質の総量

福島第一原発には、どの程度の量の放射性物質

(核燃料)が蓄えられていたのか。 Chernobyl のばあい、爆発事故を起こした原子炉は 4 号機だけであり、原子炉内の核燃料は 200 トンであった。これにたいして福島のばあい、6 つの原子炉と使用済み核燃料貯蔵プールのなかに、 Chernobyl の 10 倍の 2 千トンの核燃料が蓄えられていたとされる(先の ECCR の科学委員会チーフのクリス・バズビー博士の推定、『週刊金曜日』2011 年 7 月 8 日号、25 ページ)。

放射能レベルで比較するとどうなるか。福島第一の 2 千トンの核燃料のなかには 7 億 2000 万 tb の放射能が含まれていると推定されている。したがって福島第一には、 Chernobyl 原発からの放出量の 138 倍、大気圏内核爆発の放出量の 24% にあたる莫大な量の放射能が蓄えられていることになる。

現状では、貯蔵核燃料の放射能総量の 0.2% が原子炉外の大気と冷却水とに放出されたにすぎないのだが、それだけで放射能放出規模は Chernobyl の三分の一のレベルに達したわけだ。こんご新たな余震が襲ったり、テロリストを含む軍事攻撃が起こったり、人為的事故が起こったりして、福島第一の原子炉の自壊過程が進み、貯蔵量の 1 % が放出される事態となったと仮定してみよう。それだけで放出規模は 720 万 tb となり、 Chernobyl (520tb) を上回る史上最悪の事故に発展することは間違いない(『朝日新聞』2011 年 6 月 11 日付け)。

## XII 半ば溶融した 2000 トンの核燃料をどう処理するのか

福島第一の原子炉の底には、 2000 トンもの重きの核燃料からなる「妖龍」が完全溶解ないし半ば溶融した姿で、とぐろをまいている。この妖龍を暴発させないために、こんご数十年にわたって、大量の冷却水を注入しつづける必要があるだろう。

新鮮な水の大量注入を不要にするために考案されたのが「循環注水冷却」システムである。これ

をうまく使って、汚染水の除染を行い、原子炉の冷却のために再利用するために、フランスのアレバ製装置、米国のキュリオン製装置にくわえて、8 月 16 日には東芝製の放射性セシウム吸着装置「サリー」が動き始めた。ただしこのシステムが本格稼働した 6 月 17 日から 8 月 9 日までの累積稼働率は 66% にすぎない。8 月 9 日までに処理できた高濃度汚染水の合計は 4 万 2 千トンにすぎず、12 万トンがなおタービン建屋地下などに残っている(『日本経済新聞』2011 年 8 月 17 日付け)。

汚染水を効率的に除染するために、薬剤で沈殿させたうえで、残る放射性物質については吸着剤でとりのぞくという作業が必要となる。このプロセスで生まれる放射性物質の沈殿物(放射性廃棄物)に含まれる放射能濃度は、従来の高濃度汚染水の百倍以上であり、遠隔操作を用いないと扱えない代物だという(『朝日新聞』2011 年 6 月 10 日付け)。

幸いにも激しい余震にも見舞われず、軍事攻撃も起こらず、「循環注水冷却」システムが安定的に構築され、汚染水の完全循環が達成されたと仮定してみよう。たしかに汚染水が無限に増えつづけるという悪夢は消えるだろう。しかしそのかわりに除染の副産物として、危険な放射性物質が毎日大量に生まれてくることになろう。たとえば東芝製の「サリー」のばあい、放射性のセシウムを吸着する性質があるゼオライト(沸石)を詰めた塔に汚染水を流することで、放射能を除去する(『赤旗』2011 年 8 月 24 日付け)のであるが、そうすると放射性物質が吸着したゼオライト(沸石)が大量に生まれてくるであろう。これをどのように保管していくべきなのか。

それだけではない。体重 2000 トンという巨大な妖龍をどのようにしてスリムにし、小さくし、最終的には消滅させていくべきなのか。たとえ数百年かかるようと、大量の注水を続けることで、妖龍の薄皮を一枚づつ剥ぐように、放射性物質を少しづつ水のなかに溶け込ませ、沸石(ゼオライト)に吸収していくしかないのではないか。妖龍を消滅させるまでに、どの程度の汚染水を浄化し

なくてはならないか、濃縮された放射性廃棄物と沸石はどれほどの分量となるか、その貯蔵と管理にどの程度の時間とコストをかければよいのか。確かにことは誰にも分からぬ。

### XIII 5年後以降に被曝住民の健康に何が起こるか

福島のばあい、7月27日に総務省が発表したデータによると、震災前の2010年10月時点での県内居住者数は203万人であったが、原発と震災の影響をうけて県外に避難したのは4万6千人あまりだという(『DAYS JAPAN』2011年9月号、18ページ)。県内避難を含めると、避難民の数は増えるだろうが、今のところ Chernobyl の1割のレベルだ。フクシマは、ヒロシマ型ではなく、長期にわたって大地・海洋が汚染され続ける Chernobyl 型の道を歩むことになるだろう。

本稿で何回も言及した「欧州放射線リスク委員会」(ECCR)の科学委員会チーフのクリス・バズビーさんといえば、7月17日—21日に日本各地を回って講演し、大きな反響を呼んだ人物であるが、彼が、福島事故の3週間後の3月30日に公にした論文「福島の破局的事故の健康影響」の「結論と勧告」の第1項目と第5項目には、こう書かれている。

1. ECCR リスクモデルにより福島事故の100キロ圏内の住民300万人にたいする健康影響を検討した。100キロ圏内に一年居住を続けることにより、こんご10年間で10万人、50年間でおよそ20万人がガンを超過発病すると予測された。直ちに避難をおこなうことでこの数字は大きく減少するだろう。100キロ圏と200キロ圏の間に居住する700万人から、こんご10年間で10万人、50年間で22万人が超過発ガンすると予測された。これらの予測値は、ECRR リスクモデルおよび Chernobyl 事故後のスウェーデンでの発ガンリスクに関する疫学調査に基づいて、算定されたものである。…

5. 100キロ圏の北西部に居住する人々は直ちに

避難し、その地域を立ち入り禁止とするべきである。

(鈴木宏子・乗松聰子訳、Peace Philosophy Centre の HP より)。

広島でも被爆当時2歳だった佐々木禎子さんが白血病を発病したのは、被爆から9年がたった1954年のことであったし、Chernobyl でも、子どもたちの間で甲状腺ガンが激増したのは事故から5年後であった。5年後の2016年以降に、福島の住民の体調にどのような異変がおこるのか、とくに子どもたちの間で半病人が激増する心配がないのかを世界は注視している。

### XIV 結びにかえて

36億年前から続いてきた原始生命体の共同作業のおかげで、オゾン層と大気層が形成され、地球生命圏を支える豊穣の大地と海とが生み出されてきた。これにたいして「核の時代」とは、突如として「天上の火=核の天龍」が強引に地球生命圏に降下し、暴龍(原爆)あるいは妖龍(原発)という姿に変化しながら、とぐろをまく時代のことにはかならない。

大地の母性を「女神」として描いてきた画家のオダ・マユミさんに、米国でお世話になったが、彼女が描いた双頭の龍の図を最後に掲げておきたい。原発推進勢力は、先端の双頭のところだけに視野を限定し、「平和のためのアトム」と「戦争のためのアトム」とは区別できるし、別物だと宣伝してきた。しかし現状では、そして予想される将来においても、双頭の龍を2つの龍に完全に切り裂き、分離することなどは、資本主義の苛烈な現実の下では不可能に近い。「平和的な原子と好戦的な原子とを長期間分離しておくには、私たちは、あまりにも国家感情が強すぎますし、強烈な攻撃性を克服できません。平和目的の原子だけを抱きしめながら、戦争目的の原子を憎むことなど、できないのです。私たちが生き延びようとするならば、両方とも棄てざることを学ばねばなりません」とフランスの海洋学者で冒險家でもあります

るジャック＝イブ・クストーが、1976年5月の国連の会議で演説したとおりだ。

いまひとつ、地震常襲地帯での原発建設の危険性がよく指摘されるが、戦争常襲地帯における原発建設の危険性について、もっと早くから直視し、警鐘を乱打すべきだったと考える。原発は「原子力の平和利用」のモデルといわれたが、実態は「平和ボケ利用」にすぎなかつた。日米安保体制のもとで日本全土を米軍の基地に開放し、米軍の宇宙規模の新型戦争計画のもっとも重要な「不沈空母」に日本をしつつ、「戦争はおこらない」という根拠のない超楽観的「想定」にもとづいて、安上がりの原発建設に走ってきた。それはなぜか。「平和ボケ」のふりをしていたほうが、原発の発電コストを下げることができ、もうけを増やすことができるし、政治資金という名の賄賂の額を増やせるからだ。

一時休戦状態にある朝鮮戦争が再開されたならばどうなるか。「原発にたいする武力攻撃には軍事力では護れません。したがって、日本の海岸に並ぶ原発は、仮想敵が引き金を握った核兵器なのです・・ひとたび原発が武力攻撃を受けたら、日本の土地は永久に人が住めない土地になる」と、原発技術者であった小倉志郎さんが明確に語っているとおり、「原発を並べて自衛戦争は出来ない」のだ（小倉志郎「原発を並べて自衛戦争は出来ない」『季刊リプレーザ』3号、2007年夏）。ここに深い真実がある。朝鮮戦争が再開されると、丸裸状況にある福島第一は絶好の標的となるのは必至だし、このような丸裸状況は、こんご数十年は続くだろう。

私たちの政治的意思しだいで、容易にできる課題が一つある。朝鮮戦争を終結させ、東アジア地域を戦争禁止地帯にすることだ。もしポスト3・

11の日本の最大の外交課題となってきたし、これが実現できれば日米安保体制が神通力を失っていくことを指摘しておきたい。

いまひとつ、福島出身の高橋哲哉さんは、「戦前日本の政治体制の核心が天皇制軍国主義にあつたとすれば、日米安保原発主義こそが、戦後の日本の政治支配体制の核心ではなかったか」と問題提起をされている（『毎日新聞』2011年6月17日付け）。じつに鋭い把握だ。日米安保体制とこれを支える原発型の公共事業体制——原価コストに一定率の利潤を加えて割高の電力価格を市場に押し付けることを電力会社に許す体制に、政治資金まきあげの基盤があつた。

現下の原発をめぐる危機は、日米安保ではなく朝鮮戦争の終結と戦争禁止地帯の設定の方こそが、日本の安全=平和保障のカギとなりつつあることを明らかにしたが、それだけでなく、原発に支えられた電力会社の賄賂政治のしくみを掘り崩すことで、伝統的な政治支配のしくみを解体できる可能性がある。「日米核軍事同盟」からの離脱と「原発からの撤退」を同時に実現できれば、戦後日本の支配体制の中核は溶解していくだろう。

福島では不気味な余震が頻発している。7.2億tbという放射能を帶びた、体重2千トンの妖龍が、福島の地でとぐろをまきつつ、のたうちまわっている。天界から降りてきたこの妖龍を暴發させないように監視しつつ、どのようにして地球生命圏から天界（あるいは地球深部の冥界）に追い出していけばよいのか。こんご数十年はこの難問に取り組まねばならないであろう。この問いを十字架として背負いつつ、私たちは生きる道を模索していくかねばならない。

（ふじおか・あつし 立命館大学・所員）

※編集局より

双頭の龍の図は紙面の都合上省略させていただきます。

# 経済学の課題としての 原発問題

この度の大震災に伴う原発事故を前にして、経済学を学ぶものは何かできるのか、どのような課題と責任があるか、皆さんと共に考えたい。そのために、この問題に対する議論へのきっかけとして経済学のいろいろな分野が取り組むべき諸問題を列挙します。今までに経済学の様々な分野の専門知識と総合的な英知を集めて、我々は考え方議論し行動するべき時である。

TAKADA Yoshiaki  
**高田 好章**

これは、2011年7月24日、基礎経済科学研究所東京集会で「「原発と社会科学」諸課題の全体像」と題して行った報告を文章化したものです。編集部からは震災・復興問題を含めてとの要請でしたが、当日の報告は主に原発問題を中心であつたため、その限度内での報告に留めます。

今回の大震災に伴う原発事故を前にして「経済学研究者の役割りとは?」あるいは「社会学者の役割とは?」という問いを思い起こしました。1995年の阪神大震災では、社会学者の役割が私にはよく見えませんでした。早くもその1年後の1996年3月、基礎研は神戸しあわせの村で基礎研春季研究交流集会を行い、阪神大震災を取り上げています。しかし、私は阪神震災に対する自然科学者の取り組みの報告を聞きながら、私達経済学を学ぶ者は何ができるのか、その時ふと疑問が沸いて、ずっと心に残っていました。しかし、その活動は実はあったのです。神戸に居られる社会学者の方々は実行されていたのです。2010年9月、神戸市長田で行われた基礎研研究大会で、長田の町の復興に経済学研究者が大きな役割を担ったことを知りました(「経済科学通信」124号をご覧ください)。くしくも偶然と言うべきか、前の大震災後直後とこの度の大震災のまさに直前

に、このような問題に基礎研は取り組んでいたのです。今回の大震災と原発事故を前にして、以上の基礎研の取り組みを経て、経済学を学ぶ者は何かできるのか、そのきっかけを皆さんと共に考えたい、と思います。

このたびの報告にあたり、基礎研内では、「経済学」ではなく「政治経済学」とるべきだ、あるいは「社会科学」とすべきだ、との議論がありました。私の目の届く範囲に限って「経済学」としました。しかし、私は当然その視野には「政治経済学」、「社会科学」を含むものと考えています。以下に思いつつくままに、経済学のいろいろな分野が取り組むべき諸課題を列挙してみます。選んだ分野の名称は大学の経済学部に置かれている講座を参考にしてみました。当然抜け落ちている課題、追加すべき重要な問題はあります。それぞれの分野について私は多くの分野で门外漢ではあり、拙いまた外れな課題の取り上げ方もあるとは思いますが、誰かが大きな声で取り上げるべきだ、との思いから、皆様に対する議論へのきっかけになればと思い、それぞれの課題を綴ってみます。

まず、[経済政策論] :日本のエネルギー政策の基本に原子力をおいたのは何故か、エネルギー政

策はどのようにあるべきか。政策科学としてどのような提言を行うべきか。次に〔財政学〕：政府による企業と地域への補助金、助成金の実態。〔金融経済学〕：災害復興・再生のために、どのような金融政策、資金循環が必要か、〔会計学〕：そもそも原子力発電がコストとして成り立つか。廃棄費用と補助金、助成金、地域対策費、事故に対する引当金はどうなっているのか。東京電力の財務諸表で原発はどのように扱われているのか。〔日本経済論〕：日本経済における根幹部分としてのエネルギー産業の位置づけ。原発事故が日本経済の今後与える影響。〔産業組織論〕：日本の産業構造における電力産業の位置づけ。電力の発電と配電を全国で独占している体制。原子力村をつくる日本の産業組織。〔企業社会論〕：今回の事故はどのような企業社会を反映したものか。東電の社内から労働者の声が出てこない、日本の企業社会の縮図として。九電、お粗末な「やらせメール」。それに対して、産業界から「脱原発」の声：城南信用金庫理事長。スズキ、浜岡原発近くから早くも工場移転。〔労働論〕：原発労働者の状態とその下請け体制。日雇い労務者をかき集め。彼らの賃金は時給数万円、あるいは日給8千円か。労働災害について、これまでの被爆事故は、今回の事故ではどうか。〔労働組合論〕：東京電力の労働組合はどのような動きをしたのか。電力総連、連合はこの原発事故にどう対応したのか。〔農業経済論〕：放射能被害に対する農業政策・農業振興策はどのようにあるべきか。〔地域経済論〕：低迷する地方経済への起爆剤として原発誘致、逆に疲弊する地域を見越して原発を誘致・推進すること。増設容認にカネの魅力、原発交付金が町の歳入の半分以上。誘致側に責任はないのか・いわゆる毒まんじゅう。低迷する地方経済をどうするか、都市経済と地方経済の関係。自然エネルギーに向かう過疎の町・高知県・風力発電。小水力発電所・奈良・下北山村。〔生活経済論〕：市民の暮らし方と原発との関わり、どのように市民はエネルギーを選択できるのか、それとも選択できないのか。原発なくとも電力供給足りるのか。〔経済

史〕：1945年敗戦後、日本の経済の復興過程で、どのように核と向かい合い、どのような筋書きで、「原子力の平和利用」としてアメリカから原子力発電を導入することが行われたのか。歴史的事実として解明し、日本経済におけるアメリカの関わりの重要な論点を提示する。〔国際経済論〕：多国籍企業によるエネルギー資源の掌握、特に核に関わる資源におけるメジャーなどの国際的資本がどのような行動をしているのか、また各国政府がそれとどのように関わっているか。各国のエネルギー政策の比較、特に原子力利用に関する政策の比較研究。〔環境経済論〕：環境に与える原発事故の影響とその経済学的問題提起。〔政治経済論〕：ボス支配の日本、それが原発近隣地域で、今何故、原発反対の声が出ないのか。原発反対運動がこれまで大きくなうことにならない状況とは、何故なのか。〔根本問題として〕：資本主義と原発問題。自然と灾害、その資本主義的な意味づけ。

以上、私はいろいろな課題を列挙しましたが、この報告に対して、フロアから次のような貴重な意見がありました。将来原発を廃止するのかどうか、はたして「安全な」原発はあるのかが、課題を設定するうえでの重要な立ち位置になる。今回の事故にたいする経営者の責任はどうように果たされるのか。それを曖昧にしたまま国が一企業に支援をするならば、電力企業が原発を持つという意味において、企業の経営ということの本質を大きく変質させてしまう。原発と株式会社制度はそもそも合わないものではないか。東電は株式会社であり株主は有限責任であるが、原発はその原則を超えた存在である。そもそも一民間企業が負担に耐えられないような設備を引き受けるだろうか。国が支援して初めて成り立つ事業なのである。それを法律に基づき独占体に事業を行わせる。国の支援というよりも、国が作った企業体であると言える。戦後日本で原発が次々と建設されていったのは、アメリカとの関係、冷戦体制と原子力の利用という設定が必要である。危険な作業に従事する労働者の存在ということをみると、そこに貧困の問題を見なければならない。すなわ

ち、貧困の存在が原発の事業を成り立たせている。社会科学者の責任をいうならば、公共料金としての電気料金はどのように決められているのか、政府の審議会などでどのように社会科学者が関わっているのか。その独占的な公共料金としての電気料金による資金を元に原発立地県に大学を作らせた、との話まである。この度の原発事故を「事故」という呼ぶのではなく、「原発公害」と言ったほうがより正確ではないか。

私はこのような貴重な意見を聞きながら、経済学がこれまでいつも課題としてきた根本問題である「資本主義における機械と人間」を思い起こしました。確かに原発のコストが安いか高いかは、

それ自体はっきりさせなければならない問題です。しかし、コストが安いから何でも取り入れても良いはずはありません。資本主義的な考えに立つならば、経済活動においてはいつもコストが大前提である。しかし、たとえコストがかからうとも、人類に対して極めて長期間悪影響を及ぼすことが明らかな場合、その選択は間違います。経済学を学ぶ者は、この度の大震災と原発問題に対して、どのような課題と責任があるか、経済学の様々な分野の専門的知識と総合的な英知を集め、考え方行動するべき時であると思います。

(たかだ よしあき 所員)



# 「国策」としての原子力

これまで原子力発電は、国策として強力に推進されてきた。本稿では、原子力推進のための政策を（1）政府予算による研究・開発等（2）電力料金面での優遇と、それを可能にする地域独占体制（3）電源立地交付金制度による立地促進（4）核燃料サイクルと放射性廃棄物処理に対する公的関与（5）原子力災害時の支援、とりわけ損害賠償に対する国の支援の5項目に分けて、具体的に見ていただきたい。



YOSHIDA Hiroshi  
吉田 央

## I はじめに

私自身も経験したことあるが、福島原発事故が起きるまでは、「日本で大規模な原子力発電所事故が起きる可能性がある」と言うと、まるで隕石に直撃されて死ぬことを心配しているかのように嘲笑されることさえ少なくなかったのである。（一般的な思想傾向としては、いわゆる「左翼」に分類されるような人からも！）

しかし現実に福島原発事故は発生した。しかも、東京電力のような日本を代表する超巨大企業であっても、ひとたび原子力発電所事故を起こせば、国の手厚い支援なしには損害賠償に応じることができないことも明らかになった。福島原発事故によって、原子力発電を民間企業が担うことは無理であることが明白になったと言ってよいであろう。

それにもかかわらず、日本で民間電力会社によって原子力発電が推進されてきた理由は何か。一言でいえば、それは国による手厚い支援があったからである。原子力発電に対する国の支援制度としては次のようなものをあげることができる。

- (1) 政府予算による研究・開発等
- (2) 電力料金面での優遇と、それを可能にする地

### 域独占体制

- (3) 電源立地交付金制度による立地促進
- (4) 核燃料サイクルと放射性廃棄物処分に対する公的関与
- (5) 原子力災害時の支援、とりわけ損害賠償に対する国の支援

このように国の手厚い支援のもとで、民間企業が原子力発電所を建設運営する方式を、原子力利用の方式を、橋川は「国策民営」と呼んでいる<sup>1)</sup>。上記の支援制度のそれぞれについては既に多くの研究がなされてきているが、改めてその全体像を大まかに把握しておくことも意味があるであろう。そこで本稿では、上記（1）から（5）について、具体的に述べることを目的とする。ただし、福島原発事故の責任と損害賠償については別の機会に詳しく論じたい。

なお本稿では、福島第一原発事故（国際原子力事象評価尺度 INES でレベル 7= 最悪）と第二原発事故（INES レベル 3）を合わせて「福島原発事故」と表記することにする。

## II 政府予算による研究・開発等

第2次世界大戦中には日本でも理研を中心にし

て核兵器の研究が行われていたが、その研究は当時の世界的水準に比べると著しく水準の低いものであり、しかも敗戦後に占領軍によって破棄・中断される<sup>2)</sup>。戦後の日本における原子力の研究は、研究者の間で原子力兵器に対する強い警戒感・不快感があるなかで、1954年に中曾根康弘らによって2億3500万円の調査費が予算化されたことに始まる（中曾根康回想録『政治と人生』によれば、2億3500万円は「ウラン235」にちなむものだそうである）。

政治家主導で原子力研究および利用が進められることに懸念を持った日本学術会議は、研究推進・反対の両者の妥協のなかで、原子力基本法の制定という方向を選ぶことになる。1955年に定められた原子力基本法は、第2条に「原子力の研究、開発及び利用は、平和の目的に限り、安全の確保を旨として、民主的な運営の下に、自主的にこれを行うものとし、その成果を公開し、進んで国際協力に資するものとする。」という有名な条文を持ち（「民主・自主・公開」は「原子力三原則」と呼ばれる）、さまざまな制約を課した上で「原子力の研究、開発及び利用」を進めるものとなった。

1956年には「原子力の研究、開発及び利用」を推進する機関として原子力委員会と科学技術庁が設置された。2001年の省庁再編で科学技術庁が解体されるまでは、原子力委員会の委員長は国務大臣（科学技術庁長官）が務めていた。省庁再編後は原子力委員会の役割は調整的なものに縮小され、委員長も大臣ではなくなって2011年現在では近藤駿介氏（東大名誉教授、原子力工学）が勤めている。

同じ1956年には、第1回の「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」が策定されている。「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」は2000年の第9次まで策定され、2005年には名称が変更されて「原子力政策大綱」として策定された。昨年から次期の「原子力政策大綱」の策定作業が進められていたが、福島事故後に中断されている。

2005年「原子力政策大綱」の原子力発電に関する主な内容は次の通りである。<sup>3)</sup>

●原子力発電は基幹電源

原子力発電は、地球温暖化とエネルギー安定供給に貢献しており、基幹電源として位置づけて、着実に推進していく。

●030年度以降も現在の水準程度かそれ以上

原子力発電は、2030年度以降も総発電電力量の30～40%程度という現在の水準程度か、それ以上の供給割合を担うことを目指す。

●原子燃料サイクルの確立

使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム、ウラン等を有効利用することを基本とする。

●プルサーマルの推進

使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム、ウラン等を有効利用するという基本方針をふまえ、当面、プルサーマルを着実に推進する。

●高速増殖炉は2050年頃からの導入を目指す

高速増殖炉は、ウラン需要の動向や経済性等の諸条件が整うことを前提に、2050年頃から商業ベースでの導入を目指す。

●使用済燃料の中間貯蔵

使用済燃料のうち、再処理能力の範囲を超えて発生したものについては、中間貯蔵し、その処理の方策は2010年頃から検討を開始する。

●放射性廃棄物の処分

放射性廃棄物は、適切に区分を行い、それぞれの区分ごとに安全に処理・処分することが重要である。

以上の「長期計画」に基づいて原子力委員会は毎年度に「原子力研究、開発及び利用に関する計画」（名称は年度によって多少異なる）を策定している。2010年3月に発表された「平成22年度原子力研究、開発及び利用に関する計画」によれば、2010年度の原子力関係予算の総額は一般会計が1161億200万円、エネルギー対策特別会計電源開発促進勘定が3161億9700万円となっている。「原子力研究、開発及び利用」のためには、このような莫大な国費が毎年つぎ込まれているのである。

このような計画的な開発体制のおかげで、1990年代後半までは1年に1～2基の発電用原子炉がおおむねコンスタントに建設されてきた。これは、日本の原子力産業の生産能力を適正に稼働できる水準である。ただし、それ以降は原子力発電所の建設ペースは落ちてきている。<sup>2)</sup>

### III 電力料金面での優遇と、それを可能にする地域独占体制

日本には、発電から小売まで一貫して行う垂直統合型の電力会社（東京電力、関西電力など、一般電気事業者と呼ばれる。）が、地域ごとに1社ずつ、合計10社あり、各地域で独占的な電力供給が行われてきた。

バブル経済の崩壊後、高コスト構造・内外価格差の是正を目的に、競争原理の導入による経営効率化を促すべきとの議論が起こり、1995年に電気事業制度改革が行われ、発電市場に競争入札制度が導入された。2000年の改革では、大口需要家（販売電力量の約3割）を対象に小売自由化が実施され、特定規模電気事業者（PPS）と呼ばれる新規参入者が電力会社の送配電網を利用（託送）して電気を売ることができるようになった。また、電力会社が、自らの供給区域を越えて電気を売ることもできるようになった。2004年の改革では、各電力会社の送配電部門に会計分離が導入された。さらに、電気事業者や学識経験者によって、送配電系統のルール策定・監視等を行うための中立機関（電力系統利用協議会）が創設された。欧米のように、電力会社から、送電部門を構造的に分離する考え方も出されたが、電源との一体的な送電網の整備が進まなくなることが懸念され、取り入れられなかった。小売自由化の範囲は、2004年から販売電力量の約4割、2005年から約6割強を占める大口需要家にまで対象が拡大された。<sup>4)</sup>

自由化された部門は別にして、地域独占が継続している非自由化部門では、電力料金は総括原価方式と呼ばれる方式で決定してきた。総括原価

方式とは、電気事業法で定められた電気料金の決定方式で、電力会社が適正原価に適正利潤を加えた収益をあげられるように電気料金を決める方式である。ここで「適正利潤」は「レートベース」に適正報酬率（毎年変動するが、2011年度は3.05%）を掛けて定められる。問題になるのは、レートベースが「固定資産+建設中資産+核燃料資産+繰越資産+運転資本+特定投資」で計算されることであり、同出力の火力発電に比べて固定資産が大きい原子力発電は（燃料費は相対的に安い）レートベースが大きくなり、したがって適正報酬も大きくなることである。もちろん「核燃料資産」は原子力発電固有の項目である。このように、電気料金決定の総括原価方式には、原子力発電に誘導するような仕組みが組み込まれているのである。（おそらく、電力会社の意思決定に大きな影響を及ぼしている点では、この料金決定方式が最も強力な原子力発電推進の政策的仕組みであると思われる）

総括原価方式の下では、電力会社の利益が保証されるように電力料金が決定されるので、電力会社は莫大な借り入れを行ってもほとんどリスクなしに投資ができる。したがって、高度経済成長期のように発電施設の不足が深刻であり、ある程度コストの面は無視しても発電設備の急速な拡大が社会的に要求されていた時には、総括原価方式は適合した方式であった。これは、ある意味では現在、再生可能エネルギーの普及のために固定価格買い取り制度が期待されているのと類似の役割である。実際に、欧米で電力自由化により電力料金が低下して電力会社の利益が減少すると、設備投資も減少し、最悪の場合には大停電が引き起こされている（カリフォルニア州など）。

しかし、日本ではもはや発電設備は量的には十分確保されており、コストを無視して発電設備を増設していく時代ではない。現在では電力産業にも効率化が要求されるようになっており、あらかじめ適正利潤を保証する総括原価方式による電気料金決定は時代に合わないものになってきている。電気事業連合会は今後も電力需要が増加し続

けると予測しており、今後も発電能力の増強が必要であると主張しているが、環境の制約を考えれば現状以上の電力需要の伸びは持続可能なものではない。これ以上電力を使用しなくとも厚生水準を高められるような経済のありかたを我々は追求するべきであろう。

#### IV 電源立地交付金制度による立地促進

「原子炉立地審査指針」は、次のように定めている。

「1 原子炉の周囲は、原子炉からある距離の範囲内は非居住区域であること。ここにいう「ある距離の範囲」としては、重大事故の場合、もし、その距離だけ離れた地点に人がいつづけるならば、その人に放射線障害を与えるかもしれないと判断される距離までの範囲をとるものとし、「非居住区域」とは、公衆が原則として居住しない区域をいうものとする。

2 原子炉からある距離の範囲内であって、非居住区域の外側の地帯は、低人口地帯であること。ここにいう「ある距離の範囲」としては、仮想事故の場合、何らの措置を講じなければ、範囲内にいる公衆に著しい放射線災害を与えるかもしれないと判断される範囲をとるものとし、「低人口地帯」とは、著しい放射線災害を与えないために、適切な措置を講じうる環境にある地帯（例えば、人口密度の低い地帯）をいうものとする。

3 原子炉敷地は、人口密集地帯からある距離だけ離れていること。ここにいう「ある距離」としては、仮想事故の場合、全身線量の積算値が、集団線量の見地から十分受け入れられる程度に小さい値になるような距離をとるものとする。」

これらの規定があるため、原子力発電所は（例外がないわけではないが）基本的には人口の少ない過疎地域に立地している。

福島事故で実証されたように、原子力発電は大

きな危険性を伴う発電方式である。このような「迷惑施設」を地域に受け入れさせるため、電源立地促進制度が作られている。電源立地促進制度は、販売電力量 1000KWhあたり 375 円の「電源開発促進税」を徴収し、発電所の立地する市町村およびその周辺市町村に交付金を交付するという制度である。資源エネルギー庁発行の『電源立地制度の概要』で示されているモデル事例（出力 135 万キロワットの原子力発電所が建設される場合、環境影響評価に 4 年、建設期間 7 年と仮定）では、立地自治体に環境影響評価開始の翌年度から毎年 5.2 億円の交付が開始される。着工後は交付金額が 40.2 億から 74.5 億円に増加し、操業開始までに約 449 億円が交付される。操業開始後は交付金は 20.7 億円から 29.69 億円に減少するが、代わりに固定資産税が増加する。

かつてはこの交付金の使途は厳しく制限されており、文化施設などのいわゆる箱モノ建設に支出される事例がほとんどであった（新潟県刈羽村では下水道の建設に支出するなど、使途の工夫もみられる）。ところが操業開始後には交付額が減少し、当初は多かった固定資産税収入も操業開始から 10 数年経過すると減価償却が進んで減少していく。そうすると、かつて交付金や固定資産税で財政に余裕があった時代に建設された箱モノの維持管理費の負担が重くのしかかってくる。そこで窮した立地自治体が手っ取り早い財源確保策として選択しがちのが、原子力発電所の増設である。このため日本の原子力施設は、狭い地域に集中して立地することになり、このことが福島事故の被害をより深刻化する一因となった。いったん手を出すとなかなか脱却できないという意味で、電源立地促進制度が麻薬にたとえられるゆえんである。

#### V 核燃料サイクルと放射性廃棄物処分に対する公的関与

原子力発電は、その過程で大量の放射性廃棄物が発生する。放射性廃棄物は、埋設処分が行われたとしても、少なくとも数百年にわたって管理す

ることが必要である。このような長期にわたる処分場の管理を民間企業である電力会社が担うのは適切でない。そのため認可法人の原子力発電環境整備機構（処分を実施する）と、原子力環境整備促進・資金管理センター（廃棄物処分に必要な資金を管理する）が設けられている。民間企業だけでは原理的に原子力利用を完結できないということが、ここに端的に表れている。

また、放射性廃棄物の処分地は、原子力発電所以上に立地が困難である。これらの施設にも立地交付金制度が適用されるのはもちろんであるが、それ以上の立地促進体制がとられている。核燃料サイクルに関わるウラン濃縮工場・使用済み核燃料再処理工場・低レベル放射性廃棄物・使用済み核燃料中間貯蔵施設のいわゆる「4点セット」が青森県の六ヶ所村の「むつ小川原開発地域」に集中的に立地している。むつ小川原開発地域は、1969年に策定された新全国総合開発計画（新全総）で大規模工業地域として想定され、開発がすすめられた地域であるが、新全総策定に中心的な役割を果たした下河辺淳・元国土庁事務次官によれば、むつ小川原地域の核燃料サイクル基地化は計画立案の当初から水面下で脈々と続いてきた構想だったとされる。<sup>5)</sup>

一方、発電を行いつつ、新しい核燃料として利用可能なプルトニウムの生産も行うことができるという名目で、動力炉・核燃料事業団（動燃、数次の組織改編を経て現在は日本原子力研究所と統合されて日本原子力研究開発機構になっている）によって新型転換炉（ATR）・高速増殖炉（FBR）の開発が進められてきた。

核燃料サイクル事業については、数多くの問題点が指摘されており、その概要を述べることさえ困難である。原子力資料情報室／原水禁『破綻したプルトニウム利用』緑風出版、2010年が核燃料サイクルの問題点を詳しく検討しているので、同書を参考にしながら核燃料サイクル事業の問題点のうちのいくつかを紹介する。

核燃料サイクル事業は、繰り返し事故を起こしている。高速増殖炉原型炉「もんじゅ」は、1995

年6月に運転開始したが、12月に大規模なナトリウム漏洩・火災を起こして運転は中断され、その後約14年半にわたって運転停止した。改造工事を行って2010年5月に運転をようやく再開したものの、今度は8月に炉内中継装置という重量3.3トンにも及ぶ装置を原子炉格納容器内に落とし、そのままはまりこんで取り出せなくなるという事故が発生した。その後、炉内中継装置の取り出し自体は成功したものの、2011年8月現在でも運転中止中であり、操業再開の見込みは立っていない。「もんじゅ」は高速増殖炉開発ロードマップ上では「原型炉」に位置付けられており、次に実証炉、その次にようやく商業炉が建設されることになる。1967年の「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」では「昭和60年代の初期に」高速増殖炉を実用化することを目標としていたが、実用化目標はどんどん遅れていき、2005年の「原子力政策大綱」では実用化はなんと2050年ごろと見込まれている。

核燃料サイクル事業のもう一つのかなめが、上述した六ヶ所村での再処理工場の建設である。六ヶ所村の再処理工場は、1993年に着工され、当初は1997年度に操業開始の予定であった。しかし、これも多数のトラブルに見舞われて18回も操業開始が延期され、2012年10月に操業開始の予定となっている。

これらの事業は、当初予定より費用も著しく増大している。建設費の見込みが当初（1970年）の見積もりでは360億円とされた「もんじゅ」は、最終的に建設費が5886億円にまで増大した。他国の高速増殖炉計画もいずれも技術的トラブルと費用の激増に見舞われ、いわゆる先進国（アメリカ・ドイツ・イギリス・フランス）では商業用増殖炉計画はすべて事実上中止された。（あまり言及されないが、イタリアは原子力発電所そのものを全廃している。）

六ヶ所村の再処理工場も、当初の建設費用は7600億円とされていたが、2001年に2兆1930億円、現在では2兆4000億円程度まで膨らんでいる。<sup>6)</sup> 電気事業連合会は、2003年に放射性廃棄

物処分を含む「バックエンド」全体で、18.8兆円の経費がかかるという試算を公表している。しかしこの見積もりはそもそも日本の原子力発電所から発生する使用済み核燃料の半分も処理できないものであり、イギリス・フランスに委託して行われている再処理の分も含まれてないなど、著しく過小評価となっている。

なぜこれほど破綻した核燃料サイクル事業が中止されないのであるのか。一つの理由は、核燃料サイクル事業を中止した場合、使用済み核燃料は単なる厄介なゴミとなってしまうため、受け入れる自治体がなくなるためである。三村申吾青森県知事は、使用済み核燃料は再処理してプルトニウムを取り出すために青森県で保管を認めているのであり、再処理を中止したら使用済み核燃料の受け入れを中止すると2004年9月24日の「新計画策定会議」で明言している<sup>7)</sup>。放射性廃棄物処分対策を先送りにしているために、原子力政策全体が縛られているのである。またこの事実は、「原子力発電は推進・使用済み核燃料の再処理には反対」という立場が、現実には成り立たないものであることを端的に示している。

もう一つの理由として考えられることは、高速増殖炉「もんじゅ」で生産されるプルトニウムが核兵器製造に適したものであることであろう。通常の原子力発電所の使用済み核燃料から抽出されるプルトニウムは、核分裂性プルトニウムの濃度が60%程度であり（残りは核分裂しにくいプルトニウム）、核兵器製造には適していない（「原子炉級プルトニウム」Reactor Grade Plutoniumと呼ばれる）。ところが「もんじゅ」のブランケット燃料を再処理して得られるプルトニウムは核分裂性プルトニウムが実に97%に達するといわれており、「核兵器級プルトニウム」Weapons Grade Plutoniumと呼ばれる。

## VI 原子力災害時の支援、とりわけ損害賠償に対する国の支援

原子力発電を日本ではじめて導入するにあたつ

て、巨大な被害をもたらす事故の発生が予想された。1960年ごろにまとめられた「大型原子炉の事故の理論的 possibility 及び公衆損害額に関する試算」によれば、東海第一原発（電気出力16万キロワットという、現在からみれば小型の原子力発電所）を想定した被害予測で、最悪の条件のもとでは当時の金額で3兆7000億円もの被害が発生すると予想している。ちなみに1960年度の政府一般会計予算は1兆6000億円弱である。この報告書は長く秘密とされていたが、1999年に正式公開された。それ以前に『前衛』1979年6月号で全文が暴露されている。

このような巨大な被害の危険性を持つ原子力発電を導入するにあたって、次のような特徴を持った原子力損害賠償制度が導入された。

### ●事業者の責任集中

原子力災害によって生じた損害に対する賠償責任は、原子力事業者のみが負うこととされている。（原子力損害賠償法第3条、第4条）これは、日本の原子力発電所に原子炉を納入する海外メーカー等が、事故時に損害賠償責任を追求されないことを要求したために設けられた規定とされている。

### ●無過失無限責任

原子力事業者は、生じた損害に対して過失の有無を問わず無限責任を負うこととされている。しかし、後で述べるように、この無限責任制は株式会社の基本的特徴である有限責任制と矛盾している。

### ●事業者の免責

損害が「異常に巨大な天災地変又は社会的動乱によつて生じたもの」であるときは、事業者は免責される（原賠法第3条但し書き）。ただし、この規定の具体的な適用基準ははっきりせず、東日本大震災に対しても適用されない見込みである。

### ●強制保険

原子力事業者は、民間の「原子力損害賠償責任

保険」および政府による「原子力損賠償補償契約」の両者に加入することが（事実上）義務付けられる。一般的な事故に対しては民間保険が対応し、地震、噴火、津波等の場合には政府補償契約が対応する。賠償措置額（保険金・補償金の上限）は制度導入当初は一つの事業所当たり（つまり原子炉1基当たりではなく）50億円であったが、順次引き上げられ現在では1200億円となっている。

福島事故は補償契約の対象であり、国は最低でも1200億円（第一原発事故の補償金額が1200億円、第二原発事故の分の補償金額は未定）を支払う必要がある。しかし、原賠法に基づいて電力会社が毎年国に納めた補償料は、1962年の制度開始から2010年度まで累計で約150億円しかない状況である。（2011年4月13日の毎日新聞報道）

これではこの制度は破綻していると言わざるを得ず、補償料の大幅な引き上げが必要である。

- ・事業者が賠償責任を果たせるように、政府が支援する

大規模な原子力災害が発生した場合には、政府は「原子力事業者に対し、原子力事業者が損害を賠償するために必要な援助を行なうものとする。」（原賠法第17条）と定められている。このように、原子力事業者は「必要な援助」を受けられるので、損害賠償のために電力事業者（福島事故の場合は東京電力）が経営破綻することはない。

ここで定められた「政府の支援」を具体化するものとして、6月14日に「東京電力福島原子力発電所事故に係る原子力損害の賠償に関する政府の支援の枠組みについて」が閣議決定された。この閣議決定の中には、「機構は、原子力損害賠償のために資金が必要な原子力事業者に対し援助（資金の交付、資本充実等）を行う。援助には上限を設けず、必要があれば何度でも援助し、損害賠償、設備投資等のために必要とする金額のすべてを援助できるようにし、原子力事業者を債務超過にさせない。」という驚くべきことが定められている。これは、本来有限責任である株式会社組織の原子力事業者に、損害賠償の無限責任を負わせていることから生じてくる矛盾である。

この損害賠償枠組みは、対象の修正を経て原子力損害賠償支援機構法として2011年8月3日に成立した。これらの政府による手厚い支援によって、東京電力は実質的な債務超過状態（損害賠償に応じられない状態）であるにもかかわらず、当面は存続できることになった。このことを不公正だと非難する意見<sup>8)</sup>もあるが、それはこれまで原子力が国策として推進されてきたことを無視する意見である。福島事故の責任は、決して小さな「原子力ムラ」だけが負うべきものではない。これまで表立ってあるいは暗黙裡に国策として原子力を支持し続けた広範な国民も、福島事故の責任を負うべきなのである。

## VII おわりに

ここまで述べてきたように、原子力発電に対しては手厚い国の支援がなされている。しかも、国による原子力発電に対する支援は、単に一つの発電方式に対する支援であるのにとどまらず、地域独占体制のように電力会社そのものに対する支援になっている。その結果、電力業界では良くも悪くも資本主義の活力の源泉である競争が抑制され、電力会社の企業体質を「お役所のような」<sup>9)</sup>ものに変えてしまうところにまで来ている。

もし、今後も原子力を利用し続けるならば、民間企業である電力会社から原子力発電を切り離し、国営にするしかない。それにより、民間電力会社の間には競争が復活し、より効率的な電力産業構造が形成されるであろう。「国は原発事業者に危険を推奨してきたわけではない」<sup>10)</sup>などという言い訳を許さないためにも、国策として原子力発電を推進するならば、国がすべての責任を負う形で推進しなければならない。

何も手を打たなければ、水俣病を起こしたチソがそうであったように、東京電力の経営危機は今後も長期にわたって続くであろう。福島原発の事故処理には今後数十年にわたる時間と、数兆円

の経費が予想されているのである。原子力損害賠償支援機構法で支援されるのは損害賠償の支払いだけであり、仮に会社更生法適用などの手段で（株主・債権者とともに）被害者を切り捨てたとしても、福島原発の事故処理からは逃れることはできない。しかも、事故処理費用は本質的に利潤を生まない支出であり、民間企業が負担するのには適していない。このまま東京電力に福島原発事故の後始末作業を行わせた場合、支出節約のために手抜きがされる恐れがある。

東京電力が経営危機に陥っている今ならば、東京電力を一時国有化し、原子力発電以外の電力設備を再民営化することによって原子力発電の国有化と電力産業の構造改革が同時に実現できる。水俣病の原因企業チッソの時のように、もはや死に体となった企業に漫然と公的資金を注入して形骸だけ生き延びさせ、問題を表面的に先送りすることを繰り返してはならない。しかもチッソの時とは異なり、原子力は明確な国策として推進されてきたのであるから、国の責任ははるかに重いので

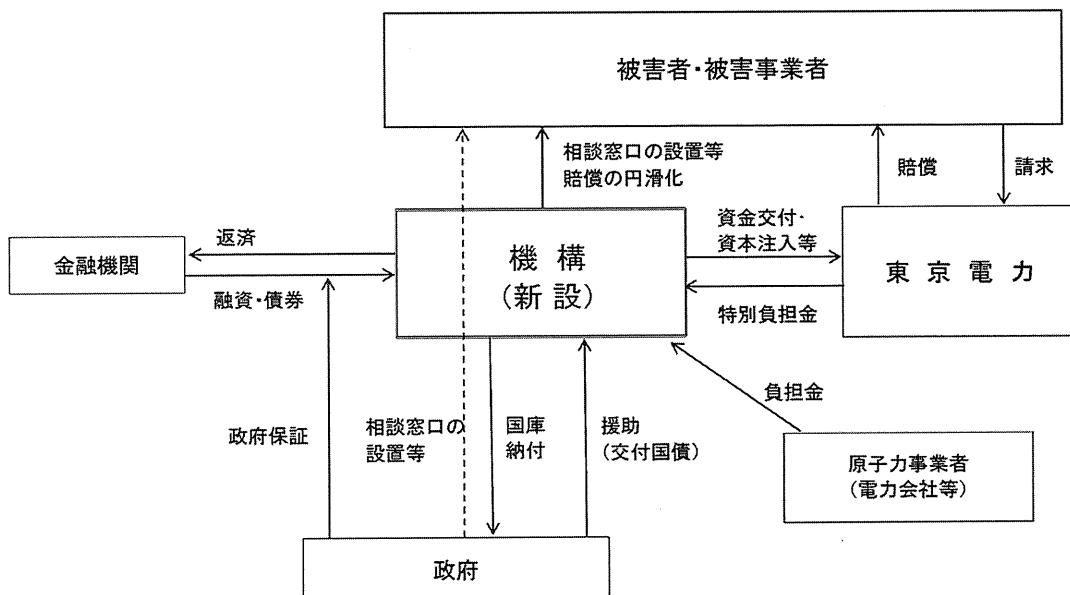
ある。

※本稿の作成に当たっては多数の文献を参照しているが、直接に引用したものに限って掲示する。

- 1) 橋川武郎「日本の電力 民営の成り立ち」（日本経済新聞連載「やさしい経済学」）2011年6月3日～16日
- 2) 吉岡齊『原子力の社会史』朝日選書、1999年
- 3) 電気事業連合会「でんきの広場」<http://www.fepc.or.jp/future/nuclear/seisaku/seisakutaikou/index.html>による（2011年8月1日確認）
- 4) この段落は、山口聰「電力自由化の成果と課題－欧米と日本の比較－」国立国会図書館「調査と情報」第595号、2007年からの引用である。
- 5) 「東奥日報」連載「巨大開発30年の決算 検証・むつ小川原」2000年3月23日付
- 6) 「朝日新聞」2011年2月21日付
- 7) 塚原晶大『核燃料サイクル20年の真実』電気新聞、2006年76ページ
- 8) 例えば福井秀夫「無限責任には更生法が筋」（日本経済新聞「経済教室」2011年7月13日付）など。
- 9) 1)と同じ
- 10) 8)の福井論説による。

（よしだ ひろし 東京農工大学農学研究院）

「損害賠償支援機構の枠組み」



# 原発事故のデータを読むために

—放射線データの読み方、三大原発事故の比較、若狭原発銀座の現状—  
(研究ノート)

原子力災害に関するデータを自分で判断できるようにするために行つたいくつかの工夫および作成した表を紹介します。第1は放射線被曝量を一定に基準に達するまでの時間で比較表示して、どのくらいのリスクがあるのかを把握しやすくした表です。第2は三大原発事故をいろいろな指標で比較して一覧した表です。第3は若狭湾にある17基の原発の現状を一覧できるようにした表です。最後に福島原発災害のもつ意味について考えました。

NOGUCHI Hiroshi  
野口 宏

## I はじめに

工学部出身とはいえた情報学が専門の筆者にとって、エネルギー分野はまったく不案内でした。3.11以後、見慣れぬ放射線データの数字に翻弄され、データを自ら判断できるようならねばと、いくつかの工夫をしました。本稿ではそれらをご参考に供したいと思います。

## II 放射線データの読み方

放射線障害には急性障害と晩発性障害があること、後者には安全限界が無く、微量でも相応の害があること、放射線の害をどこまでがまんするかは、医療X線など本人がそれによって得られる利益と天秤にかけて判断すべきものであること、といった常識はありました。

だから発表される放射線レベルについて「直ちに健康に影響を及ぼさない」という当局の説明が非科学的であることはすぐにわかりました。

我々は何兆円なら何とか想像がつく(?)が、何マイクロシーベルト、何千兆ベクレルなどと言われると当惑します。よく見ると1年当たりと1

時間当たりの数字が入り交じり、その区別も示されないことがあります。私もしばしば混乱しました。安斎育郎氏は「事実に基づき理性的に怖がれ」といわれますが、どうしたらそうできるか。そこで誰でもデータから自分で判断できるようにすることが重要だと考えました。

おさらいすると放射線被曝には外部被曝と内部被曝とがあります。外部被曝は体外の放射性物質による被曝で吸収線量シーベルト(Sv)で計られます。放射線量の単位はいろいろあるので表1に、またよく使われる単位のプレフィクス(接頭辞)は表2にまとめておきました。

原子力災害では外部被曝は主にガンマ線被曝で、屋内は遮蔽効果により屋外の直接被曝の4割程度とされます。屋外にいる時間が1日の3分の1(8時間)と仮定すると1日平均して屋外のみの場合の6割になり、これが実質被曝です。4月20日に文科省が示した学校屋外活動の制限基準は3.8μSv/時ですが、これは実質被曝20mSv/年から逆算されたものです。

内部被曝は呼吸や食物摂取や皮膚接触により体内に取り込まれた放射性物質による被曝です。これは取り込まれた放射性物質から出る放射線量ベクレル(Bq)で計られます。放射性物質の種類

表1 放射線の単位 種別

ベクレル (Bq)	放射線量	放射性物質の原子核1個が崩壊して出す放射線量が1Bq
cpm	計測線量	ガイガーカウンターで1分間にいくつカウントしたか 全量を捉えれば 1Bq/秒 = 60cpm
グレイ (Gy)	吸収線量	kg当たり1ジュールのエネルギー吸収量 1Gy = 1J/kg
シーベルト (Sy)	線量当量	グレイ値に人体の影響を考慮した係数をかけたもの ガンマ線は係数1, 中性子線は係数5~20
キュリー (Ci)	放射線量	1gのラジウム (Ra) の放射線量 1Ci = 37GBq
レントゲン (R)	照射線量	放射線照射による空気1cc当たりの電離量 X線の場合 1Gy = 100R
ラド (rad)	吸収線量	kg当たり0.01ジュールのエネルギー吸収量 1Gy = 100rad
レム (rem)	線量当量	ラド値に人体の影響を考慮した係数をかけたもの X線は係数1 1Sv = 100rem

表2 単位のプレフィクス

K (キロ)	$10^3$	千	分の一	m (ミリ)	$10^{-3}$
M (メガ)	$10^6$	百万	分の一	$\mu$ (マイクロ)	$10^{-6}$
G (ギガ)	$10^9$	十億	分の一	n (ナノ)	$10^{-9}$
T (テラ)	$10^{12}$	兆	分の一	p (ピコ)	$10^{-12}$
P (ペタ)	$10^{15}$	千兆	分の一	f (フェムト)	$10^{-15}$

により、体内に蓄積される部位が異なり、また体外への排出されやすさも異なります。原発事故で空気中に放出される放射性物質は揮発性のヨウ素131とセシウム134、137が重要で、とくに半減期が30年と長いセシウム137は土壤汚染の指標となります。

放射線はよほど大量に浴びない限り、痛くもかゆくもありません。だが晩発性の影響は避けられず、一定の確率で遺伝子に影響するリスクと数年後から数十年後にガンになるリスクがあります。広島長崎の被爆者の調査データに基づき、1Sv当たりガン死リスクが5%追加されるとされています。

もっとも近年では死因の3割はガンです。自然放射線（世界平均で2.4mSv/年、日本平均で1.4mSv/年、温泉の放射線も含む）もレベルに応じたガンのリスクはあります。こうしてみると新たな被曝によって追加されたリスクの評価は簡単ではありません。

そこで基準を3つに分けてみました。

A基準（平常限度：1mSv）は平常時の年間累積被曝限度1mSv（ミリシーベルト）という

ICRP（国際放射線防護委員会）基準（批判もありますが）を参考にしました。これは自然放射線よりも低いレベルですが、10万人当たり5人が将来、ガン死するリスクがあります。

B基準（医療限度：10mSv）は医療X線など病気治療上やむをえざる代償としての被曝限度であり、CTスキャンによる被曝線量（7-20mSv）を参考にしました。これはA基準よりもリスクが10倍大きいのですが、病気治療というメリットと天秤にかけて受容されます。つまり被曝のリスクと病気のリスクとを比較するのです。

C基準（業務限度：100mSv）は男性放射線業務従事者の緊急時被曝限度（法定1年分）です。B基準よりさらにリスクが10倍大きいのですが、白血球減少などの急性症状は起こらないとされます。なお緊急時以外は50mSvです。先般、福島第一に限って250mSvに引き上げられたのはご承知だと思います。

これら3基準のちがいはそれぞれ10倍ずつです。外部被曝のリスクを比較するには、どれだけの時間被曝したら3つの基準に達するかという、

時間におきかえると分かりやすいと考えて作成したのが表3です。表中の日付は2011年3月に検出された日付です。これは直接被曝の場合ですから、実質被曝では時間を3分の5倍（ほぼ2倍）すればよいわけです。

内部被曝はベクレル表示なので、どのくらいの外部被曝に相当するか、リスクの比較ができると分かりやすくなります。その換算係数（実効線量係数）が表4に示されています。表1の内部被曝はこの換算によって3つの基準と比較したものです。ただしこれも諸説あるようなので、参考にと

どめてください。

さてこの3つの基準のどれによるべきかはそれぞれが置かれている条件により異なります。ふつうは原則としてA基準によるべきです。放射線の影響は年齢によって異なり、とりわけ細胞活動が活発な未成年は影響が大きいので、できるかぎりA基準によるべきです。医療X線の場合は被曝リスクと病気リスクを比較してB基準による場合もあるでしょう。放射線従事者の場合には社会的な責務の上から、C基準とせざるをえない場合もあります。

表3 放射線被曝量一覧表

	放射線レベル	A基準	B基準	C基準
<外部被曝>				
自然放射線（世界平均）	2.4mSv/ 年 = 0.3μSv/ 時	5ヶ月	4年	42年
平常時被曝限度	1mSv/ 年	1年	10年	100年
平常時空気中放射線	0.05μSv/ 時	2年半	25年	
宇宙飛行士	1mSv/ 日	1日	10日	100日
妊娠可能女子の放射線業務限度	5mSv/3ヶ月	18日	6ヶ月	5年
航空乗務員被曝限度	5mSv/ 年	2ヶ月半	2年	20年
CTスキャン	7-20mSv	1回	5-14回	
胸部X線	100-300μSv	3～10回	33～100回	
日本・欧米空路往復旅行	200μSv	5回	50回	
(ガンマ線)				
タービン建屋内（3月27日）	1000mSv/ 時	4秒	36秒	6分
3号機脇（3月15日）	400mSv/ 時	9秒	90秒	15分
原発正門（3月15日）	10mSv/ 時	6分	1時間	10時間
浪江町（30km, 3月23日）	1.4mSv/ 日	17時間	7日	70日
学校屋外活動制限基準	3.8μSv/ 時	11日	110日	3年
福島市（60km, 3月28日）	3.2μSv/ 時	13日	130日	3年半
茨城県（3月29日降雨なし）	0.63μSv/ 時	2ヶ月	22ヶ月	18年
東京都内（3月23日降雨なし）	0.15μSv/ 時	9ヶ月	8年	76年
<内部被曝> 経口（飲料水、野菜） 吸入（空気）				
(ヨウ素 131)				
飲料水暫定規制値	300Bq/kg	150kg		
東京都金町浄水場（3月22日）	210Bq/kg	216kg		
空気中高崎（3月14日）	15Bq/m <sup>3</sup>	450日（空気吸入量 20m <sup>3</sup> / 日として）		
(セシウム 137)				
飲料水暫定規制値	200Bq/kg	385kg		
野菜暫定規制値	500Bq/kg	154kg		
福島県産野菜（3月23日）	82kBq/kg	1kg	10kg	100kg

表4 実効線量係数

放射性物質の半減期と排出を考慮した線量当量 ( <a href="http://www.remnnet.jp/lecture/b05_01/4_1.html">http://www.remnnet.jp/lecture/b05_01/4_1.html</a> より)			
	半減期	経口摂取	吸入摂取
ヨウ素 131	8 日	$2.2 \times 10^{-8}$ Sv/Bq	$7.4 \times 10^{-9}$ Sv/Bq
セシウム 137	30 年	$0.3 \times 10^{-8}$ Sv/Bq	$3.9 \times 10^{-9}$ Sv/Bq

ここで避難リスクについて考えます。福島の避難指示地域でも長期入院中の老人の場合、避難のための長時間の搬送中に亡くなった人も少なくないようです。これらの老人には何十年後のガン死のリスクよりも、避難リスクの方が大きいと思われます。そうだとすれば被曝リスクと避難リスクを天秤にかける必要もあるのではないかと思われます。

先に学校屋外活動に関連して文科省が示した 20mSv は、ICRP の緊急時の被曝限度 1 ~ 20mSv/ 年に基づくものです。平常限度 1mSv と比べ 20mSv は高いようですが、避難リスクを考慮したものとすれば、一定の合理性はあると思います。その場合にも未成年者や妊婦は 1mSv を適用すべきでしょうし、それ以外は条件に応じて彈力的に判断すべきではないでしょうか。このあたりはまだ十分議論されていないようですが、現実的な問題としては大きいように思われます。

### III 三大原発事故の比較

つぎにスリーマイル、チェルノブイリ、フクシマの三大原発事故を一目で比較したいと思って作成したのが表5です。フクシマの際立った特徴は、事故機数が 4 基と多いこと、海への放射性物質線放出が多いこと、収束までの時間が著しく長いことです。

放射性物質の放出はヨウ素 131 とセシウム 137 に代表されますが、総量は単純合計であったり、セシウム 134 が加わったり、ヨウ素当量で表示されたりと記事によってまちまちです。同じ記事でこれらが混用されていると、数字の意味を理解して書いているのか心配になります。

INES 基準ではヨウ素当量はセシウム 137 では 40 倍、セシウム 134 では 3 倍の係数を掛けて計算します。ここでは比較を統一するために、ヨウ

素 131 とセシウム 137 のみ考慮したヨウ素当量を用い、セシウム 134 は省略します。

こうして得られた大気中への放出総量（ヨウ素当量）はチェルノブイリでは 5200PBq、フクシマでは当初数日間で 770PBq です。数十 PBq を超えれば INES レベル 7 に当たります。フクシマの放出量の 9 割は 2 号機から出たものです。

時間当たりの放出量は日本原子力研究開発機構の試算（5月12日、原子力安全委員会に提出）のグラフから推定すると、2号機が爆発した3月15日に 50PBq/ 時の大量放出があり、3月25日には 120TBq/ 時、4月5日には 6400GBq/ 時、6月下旬の東電データ（7月19日発表）では 25GBq/ 時（いざれもヨウ素当量）と低下しています。

まだ相当高い数値ですが、当初放出量に比較すればわずかです。とりわけ半減期の短いヨウ素 131 はあまり影響が無くなっていると思われます。ただしすでに体内に入ったものは別で、チェルノブイリのように数年後の甲状腺ガンの発生が懸念されます。

フクシマの場合には汚染水の流出を介した放射性物質の放出もあります。原子炉冷却のために注水している水が高濃度に汚染され流出しています。その大部分は4月はじめに2号機から漏出したのですが、放出量は大気中放出量の数%です。原子炉内の崩壊熱も停止直後に比べ 100 日後には 70 分の 1 に下がる（それ以後はあまり減らない）ので、それだけ必要な冷却水は少なくなります。原発敷地内の汚染水循環浄化システムが稼働しても、地下水への流出は防げないでしょう。

住民避難を解除できるかどうかはセシウム 137 による土壤汚染にかかっています。上記試算によれば土壤汚染は大量放出のあった3月15日の風向きと降雨で決まったものです。チェルノブイリ

表5 三大原発事故の比較

	スリーマイル	チェルノブイリ	フクシマ
発生日	1979年3月28日	1986年4月26日	2011年3月11日
収束までの期間	12日（避難解除まで）	10日（放出終息まで）	10ヶ月余（工程表）
INES レベル	5	7	7
事故機数	1	1	4
事故内容	2号機：炉心溶融	4号機：炉心溶融、爆発	1-3号機：炉心溶融 2号機：格納容器損傷 1-4号機：使用済み核燃料 プール冷却機能喪失
放射性物質の大気への放出量	希ガス $^{131}\text{I}$ Csなし ①	93PBq 555GBq $^{131}\text{I}$ $^{137}\text{Cs}$ ヨウ素当量による合計 5200PBq [78倍] ②	1800PBq [28倍] 85PBq [955倍] ヨウ素当量による合計 160PBq [2.4倍] $^{137}\text{Cs}$ 15PBq [16.8倍] ヨウ素当量による合計 770PBq [11.5倍] ②
放射性物質の海への放出量	なし	なし	2号機高レベル汚染水漏出 (4/1-6) 940TBq [10倍] 低レベル汚染水1万トン排出 (4/4-10) 42GBq [0.05%] 3号機高レベル汚染水漏出 (5/11) 9.7TBq [0.1倍] いすれも $^{138}\text{Cs}$ ③
土壤汚染	なし	$^{137}\text{Cs}$ 1480kBq/m <sup>2</sup> 超 (居住禁止地域) 3100km <sup>2</sup> 同 555-1480kBq/m <sup>2</sup> (農業禁止地域) 7200km <sup>2</sup> ④	$^{137}\text{Cs}$ 1480kBq/m <sup>2</sup> 超 600km <sup>2</sup> (琵琶湖の0.9倍) 同 555-1480kBq/m <sup>2</sup> 700km <sup>2</sup> ④
住民避難	~8km 避難 ~16km 屋内退避 (4月9日解除)	~30km 避難 (12万人) ~350km 無人化ホットスポット 多数汚染地域からの移住者 25万人	~20km 避難 (8万人) (警戒地域) ~30km 屋内退避 計画的避難地域 / 緊急時避難準備地域 / 特定避難勧奨地点 (避難総数 11万3千人) ⑤
放射線障害の犠牲者	なし	急性障害入院 1万人 うち死者 47人 小児甲状腺ガン患者 4千人 うち死者 9人 ガン死推定値 4千人 ⑥	急性障害入院 2人 うち死者 0 小児甲状腺ガン患者 ? うち死者 ? ガン死推定値 ?

\*  $^{131}\text{I}$  は放射性ヨウ素 131,  $^{137}\text{Cs}$  は放射性セシウム 137

①原子力百科事典 ATOMICA (<http://www.rist.or.jp/atomica/>) ②当初数日間の推定放出量、原子力保安院(NISA)発表(6/16) [ ] 内は広島原爆との比。広島原爆の放出量は  $^{131}\text{I}$  が 63PBq,  $^{137}\text{Cs}$  が 89TBq (NISA発表8/26) ③NISA発表(4-5月)。なお日本原子力研究開発機構(JAEA)の試算(9/8)では海への放出総量(3/21-4/30)は  $^{137}\text{Cs}$  が 3600TBq [40倍]。④河田東海夫「土壤汚染問題とその対応」(原子力委員会資料5/24) <http://www.aec.go.jp/jicst/NC/iinkai/teirei/siryo2011/siryo16/siryo2.pdf> ⑤6月16日政府答弁 ⑥今中哲二「チェルノブイリ20年」<http://www.rrkyoto-u.ac.jp/NSRG/seminar/No102/imanaka060414.pdf>

では 40Ci (キュリー) / km<sup>2</sup> (1480kBq/m<sup>2</sup>) 以上は強制移住地域として封鎖されました。また 15Ci/km<sup>2</sup> (555kBq/m<sup>2</sup>) 以上は農業禁止地域で移住が推奨されています。

面積ではチェルノブイリの強制移住地域と農業禁止地域はあわせて 1 万 km<sup>2</sup>, 大阪府の面積の 5

倍に及びます。それに相当するフクシマの汚染地域は 1300km<sup>2</sup> で琵琶湖の 2 倍です。強制移住地域だけならフクシマはチェルノブイリの 19%です。

ただしチェルノブイリの基準がそのままフクシマに当てはまるかどうかは、土壤汚染の除去がどこまでできるかによるので、まだ今後の問題です。

## IV 若狭原発銀座の現状

関西では近くに福井原発（若狭原発）があります。若狭湾には発電炉13基、研究用の高速増殖炉1基、他に新增設計画が2基、廃炉中が1基、あわせて17基あります。原発銀座の名にふさわしく日本の原発の4分の1を超えてます。福島のような事故が起これば風向きから放射能雲は琵琶湖に向かい、琵琶湖を水源とする関西全域に壊滅的な影響を及ぼします。閉じた海域の日本海が汚染されれば韓国、ロシア、北朝鮮の漁業にも影響が及びます。

そこで福井原発の現状を一覧表にしたいと思って作成したものが表6です。若狭湾には福島第一より古い、日本最古の敦賀1号機と2番目に古い美浜1号機があります。最古の敦賀1号機は2009年末で廃炉になる予定のところ、3、4号機の新增設が遅れたために、2016年まで運転期間が延長されました。福井では唯一の沸騰水型ですが、全国でここだけベントが未設置であることが発覚しました（7月3日）。

美浜1号機とともに、稼働期間40年を超えた老朽機であり、即時廃炉が当然です。また30年を超える老朽炉も6基あり、計画的に廃炉にすべきです。敦賀原発2基の新增設はやめるべきです。高浜3号機はプルサーマル運転を行っており、同4号機もプルサーマル運転が計画されています。これもただちにやめるべきです。

高速増殖炉「もんじゅ」は運転開始3ヶ月後の1995年12月8日にナトリウム漏洩事故を起こして停止、14年半後の2010年5月に再稼働、3ヶ月あまり後の8月に炉内中継装置落下事故で再停止しました。10ヶ月後（6月24日）によく中継装置を引き抜き、再稼働準備中です。

高速増殖炉は核燃料サイクルに必要とされますが、原発依存を減らしていくなら核燃料サイクルは不要です。核大国でもすべて中止しており、菩薩の仮面をかぶった事故続きの「もんじゅ」はすぐ廃炉にすべきです。高木文科相は「もんじゅ」

の推進か中止かはエネルギー政策の中で検討されると表明しました（7月15日）。

7月下旬には営業運転中の6基のうち2基が定期検査に入りました。また大飯1号機は定期検査中の調整運転として4ヶ月以上フル送電を続けていましたが、異常が生じて手動停止されました（7月16日）。原発は運転13ヶ月以内に定期検査に入り、2～3ヶ月の検査で問題がなければ再稼働することになります。だが福島事故が収束しない中で、再稼働の地元合意が得られない状況が続いている。そこで関西電力は需要家に対し夏季15%の節電を要請しています。

定期検査を終えた原発の再稼働が最大の政治問題として浮上しています。稼働できないままだと1年内に全原発が止まります。再稼働を焦る経産省は、事故は地震ではなく津波によるものだとして、地震対策は行わず、おざなりな津波対策だけで、浜岡原発を除く全原発に「安全宣言」し、再稼働を促しました。

だが福井県の西川知事は福島原発災害をふまえて安全基準を見直し、新基準による検査なしには再稼働は認めないとしています。これは当然のこと、フクシマ事故が無かったかのように、従来の安全基準に基づいてなされた「安全宣言」は破たんしました。そのため政府はE.Uが採用したストレステストを実施するという新たな対策を導入しました（7月6日）。

これは「安全宣言」では国民の理解が得られないことを見て取り、新たな安全基準によるべしという福井県知事の条件をクリアしたように見せかけ、早期の再稼働につなげようというのでしょうか。それを裏付けるように、政府は再稼働の条件をストレステストではなく1次評価なるものに格下げしました。しかしおざなりな対策を泥縄式に追加しても、事故をふまえて安全基準を見直さないかぎり、国民の理解は得られないでしょう。

## V おわりに

事故から4ヶ月、日本の政治情勢は一変しまし

表6 福井原発の現状

	原子炉	形式	発電量万kwh	運転開始	運転年数	現状	停止時期	備考
日本原電 敦賀原発	1号機	沸騰水型 軽水炉		70/03/14	41	定期検査中	11/01～	最老朽炉、廃炉延期 ベント未設置
	2号機			87/07/25	23	事故停止中	11/05～	
	3号機			17/07 予定		増設準備中		
	4号機			18/07 予定		増設準備中		
関西電力 美浜原発	1号機	加圧水型 軽水炉		34	70/11/28	40	定期検査中	10/11～ 超老朽炉
	2号機			50	72/07/25	38	営業運転中	11/12
	3号機			83	76/03/15	35	定期検査中	11/05～ 04/08 5名死亡事故
関西電力 大飯原発	1号機			118	79/03/27	32	異常停止中	11/07～ 調整運転中に異常が生じ手動停止
	2号機			118	79/12/05	31	営業運転中	11/12
	3号機			118	91/12/18	19	定期検査中	11/03～
	4号機			118	93/02/02	18	定期検査中	11/07～
関西電力 高浜原発	1号機			83	74/11/14	36	定期検査中	10/11～
	2号機			83	75/11/14	35	営業運転中	11/11
	3号機			87	85/01/17	26	営業運転中	12/02 プルサーマル運転
	4号機			87	85/06/05	26	定期検査中	11/07～ プルサーマル計画中
原子力研究 開発機構	もんじゅ	高速増殖炉	28	95/08/29	15	事故停止中	10/08～	
	ふげん	新型転換炉	17	78/07/29	24	廃炉作業中	03/03～	03/3/29 運転終了

た。これまでの原子力政策、これからのエネルギー政策が幅広い関心を呼び、脱原発や自然エネルギーをめぐる講演やイベントは多くの人びとを集めています。国民的な規模で学習と模索が始まっています。私も自分の認識の遅れを痛感し、目のウロコを落とすのに忙しい毎日でした。

原子力災害はある意味で戦争に似ています。相手の出方はまったく予想できず、当初の楽観論は裏切られて長期戦に追い込まれ、たえず作戦の変更を強いられたあげく、「領土」さえも奪われかねません。東日本大震災と福島原発事故はいわば「第2の敗戦」といえるでしょう。「戦争責任」を問われる旧政治に代わり、新しい秩序が模索されています。

いまや政治家、官僚、企業幹部、組織リーダーの真価が試される時代となりました。第2の敗戦の衝撃とまだ収束にほど遠い状況に、原発推進の旧勢力は右往左往しています。彼らが狼狽して口走る言動のひとつひとつが、今後の展望を語るこ

とのできない政治的破たんを白日のもとに曝しつつあります。

思えば21世紀になっても日本は前世紀に凍り付いていました。知識社会にひた走る諸外国をよそに工業社会にしがみついて、旧式の安上がりの教育を求めてきました。分散型の再生可能エネルギーに向かう世界的フィーバーも遠いよその世界でした。斜陽産業が経済界を牛耳り、一切の批判に耳を貸さず、金と権力で黙らせてきました。

こうした旧体制の行き詰まりの末に破局がやってきました。破局までブレーキがかからないという不合理がまたしてもくりかえされました。政府のデータ隠し、情報開示の遅れが大本営発表のようだと非難の的になりました。自分の目でデータを見て、自ら納得して判断したいという声は大きく高まっています。その中で集中型から分散型へという21世紀文明の波が、ようやく日本にも及ぼうとしているようです。

(のぐち ひろし)

# 原発ローコスト言説と 資産除去債務会計

## —バッズ会計によるバックエンド事業の認識—

現行の企業会計の認識方法では、原発のバックエンド事業に関するコストのうち未認識となっている部分が存在しており、原子力の発電コストを他の発電コストと比較するための有用な情報が一般に提供されているとはいえない。それらの不完全な情報源を論拠とした原発ローコスト言説は破綻している。

KAJIWARA Taichi  
梶原 太一

### I はじめに

本稿は、バックエンド事業の会計的認識方法の1つである資産除去債務会計を素材として、「原発ローコスト言説」の適否を検討することを目的としている<sup>1)</sup>。結論としては、現行の企業会計では、バックエンド事業に関するコストのうち多くが未認識のままであり、経済合理性それ自体を評価するための有用な情報が提供されているというレベルですらない、といえる。したがって、他の発電コストとの比べようとしても、そもそも原子力発電にかかるコストの情報源が不完全であるので、比較の土俵にすら上がってはいないという状況にある。言い換えると、現時点では、人間は、原子力発電を1つの事業として評価できる能力を備えていない、ということである。

このように考えると、原発問題は、人間が事物をどのように把握するかという認識能力の発揮と形成の過程の問題へと収斂していくというのが、人間発達論的アプローチによる帰結となる。それらの視点を踏まえて、本稿では、原発ローコストの言説分析とともに、人間の計数把握能力の発揮の一方法として、バックエンド事業を引当金や資

産除去債務のような負債のかたちで認識する方法ではなく、企業活動が生産した「バッズ」(Bads, 負の財)として認識する方法についても併せて検討する。

### II 原子力発電にまつわる言説

原子力発電の問題を、社会科学の立場からどう捉えるか。1つの回答として、社会科学には、社会に流布している原発にまつわる「言説」(discours)に対する分析が期待される、といえるのではないだろうか。

言説とは、「ある社会的事象の性質や評価に関して特定の思考を提示することによって、人間を、特定の思考を正当化する主体へと規律していく役割を果たすもの」、であると同時に、「人間を、他の特定の思考を否定する主体へと規律していく役割を果たすもの」である<sup>2)</sup>。したがって、言説をとりまく人間関係は「イデオロギー植付け競争」として規定されるとともに、「人間発達論」的に解釈するならば、それらの拡散は、良かれ悪かれ、人間が他の人間にはたらき掛ける過程であり、社会的公論の主体形成の契機として位置づけることができるだろう<sup>3)</sup>。

ここで、原発をめぐる言説に関して具体的な議論に立ち入ると、言説発信主体として考えられるのは、まずは電気事業連合会であり、議員、省庁、自治体、大学等である。他方、発信されたそれらの言説を判断する立場に置かれる言説受容主体として考えられるのは、原発立地住民、市民、学生等であると考えられる。もっとも、言説が言説たる性質は、言説受容主体が言説発信主体として、言説を拡散する発信主体にも転じるという点にある。

以上のような、言説を取り巻く構造の下で、原発に関する言説として社会一般に流布しているとみなされるのは、さしあたり、①「原発絶対安全」言説、②「原発クリーン」言説、③「原発ローコスト」言説、の3言説であると考えられる。

原発をめぐるこれらの言説のうち、①原発絶対安全言説、および、②原発クリーン言説は、自然科学的知見によってその妥当性が判定される性質のものであるとみられる。したがって、社会科学、とりわけ経済学が関心を向けることになる事柄は、③原発ローコスト言説である。原発ローコスト言説が原発推進にとって説得強化機能を持つのは、原発を保有するという行為が稀少資源の効率的利用という厚生的観点から経済合理性をもつかどうかという点を問題としているからである。もっとも、これはあくまで、ソシ／トクで社会制度の存在意義を判定するという1つの短絡的な見方に過ぎないという限界をもっているが、議論の参照点として、経済合理性の評価は意義を持つと思われる。以下では、その限界を踏まえつつ、原発のコストをめぐる言説について考察する。

### III 原発ローコスト言説への批判の要点

まず、原発ローコスト言説のそもそもの言説發

信主体を確認しておきたい。そのような言説は、原子力発電事業を行っている電力会社各社のウェブページ等でもみられるが、それらの引用・参照先として多く用いられているのは電気事業連合会の作成した資料である。電気事業連合会の作成した代表的な文書としては、電気事業連合会「モデル試算による各電源の発電コスト比較」(2004年)、一般向け広報誌としては、同「図表で語るエネルギーの基礎」(毎年刊行)がある。前者の資料は、一般読者向けではなく、政策担当者向けに各種規制制度を設計する際の検討資料として作成されたものであり、原発制度を構築する際の論拠づけ機能を有していると思われる文書である。他方、後者は一般向けに、原発ローコスト言説をわかりやすく提示したものである。

たとえば、電気事業連合会(2010)によると、各電源の発電コスト(円/kwh)は次のように示されている。

これらによってかたち作られてきた原発ローコスト言説への批判として、代表的なものに、角瀬・谷江(1990)、大島(2010)などがある。原発ローコスト言説の批判にはいくつかの方法があるが、主な論点は次の2つである<sup>4)</sup>。

#### (1) 公財政支出等の社会コストの不算入

1つ目は、原発制度を維持するための政府支出の算定から、原発がローコストではないことを明らかにするものである。これらは、電力会社の決算や電気料金には算入されないコストであり、それらを踏まえた総合的な原発コストの構造の実態が、大島(2010)第2章では詳細に検討されている。また、清水(2011)なども財政的側面から原発の経済性を批判している。たとえば、電源三法交付金による「原発マネー」の立地自治体への公財政支出額は、1974年以降現在まで9,000億円

表1 電気事業連合会によって提示された発電コストの情報。

太陽光	風力	廃棄物	水力	石油	天然ガス	石炭	原子力
49	9～14	9～11	11.9	10.7	6.2	5.7	5.3

電気事業連合会(2010) p.32,p.46 から作成。

を超えるという<sup>5)</sup>。加えて、原子力制御のための規制コストや政策コスト等も、電力会社各社の発電原価計算からは見えない社会的コスト（原発が存在しなければ社会が負担する必要のなかったコスト）として算定することで、原発ローコスト言説が大きく揺らぐこととなる。

## (2) バックエンド事業によるコストの不算入

2つ目は、電力会社の決算や電気料金に十分反映されておらず過小評価されている原子力発電にかかるバックエンド事業のコストから、原発がローコストではないことを明らかにするものである。これは、主に、角瀬・谷江（1990）第3章、大島（2010）第3章で展開されている。そして、本稿も、この点から「原発ローコスト言説」の破綻を明らかにすることを企図している。

## IV バックエンド事業に関する コストの会計処理

### (1) バックエンド事業の会計的認識の歴史的経緯

まず、バックエンド事業の会計的認識に関する歴史的経緯をみておきたい。バックエンド事業の対象は、さしあたり、A. 発電設備、B. 燃料、の2つである。このうち、発電設備については、将来のバックエンド費用を毎期の引当金計上により費用処理する方法が1989年3月期決算から導入されている。当初の名称は「原子炉等廃止措置引当金」であり、1992年には「原子力発電施設解体引当金」に改称された。

一方、燃料については、1979年の電気事業審議会の報告書では“再処理によって得られるウランとプルトニウムの価値で再処理費用をまかなえるので、備える必要なし<sup>6)</sup>”という楽観的な言説が流布されておりしたが、そのような夢物語はすぐさま破綻し、1981年3月期決算からは引当金設定による再処理費用の計上が導入されている。

燃料のバックエンド費用については、現在のところ2種類の引当金制度によって毎期の費用計上

がされている。1つは、六ヶ所村で処理させる予定の使用済核燃料に対するものであり、現在の名称は「使用済燃料再処理等引当金」である。もう1つは、六ヶ所村以外で処理される予定の使用済核燃料である。こちらについては、バックエンド費用を毎期の引当金計上により当期に費用化する会計処理が2007年3月期決算から導入された。名称は「使用済燃料再処理等準備引当金」である。

### (2) 資産除去債務会計の概要

従来の処理は、いずれも引当金処理が中心であり、その目的は、廃炉時の支出の負担軽減のために、将来の予測支出を当期の損益計算に反映させ、費用計上による当期の現金流出を防ぐという内部金融目的にあった。したがって、あくまでも費用平準化の結果としての負債計上であり、負債それ自体の実態把握として負債計上を意味する会計処理ではなかった<sup>7)</sup>。

ところが、2008年に、国際的な会計基準に収斂させるかたちで「資産除去債務に関する会計基準」および「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」が企業会計基準委員会（ASBJ）によって公表され、2011年3月期決算より、上場企業を中心として適用が開始された。

資産除去債務とは、将来に支出が必要な資産の除去にかかる処理費用を、資産の取得時点で取得費用に含めて計上する負債のことである。資産除去債務は、後述するように企業の負うべき環境負債の一部に過ぎないが、この会計基準を契機として、財務会計において環境負債の開示が促進されるという意味で、重要な一步である。

資産除去債務の会計処理の基本的な考え方は、「現在の負債計上（ストック把握）→将来支出の資産もしくは当期費用計上（フロー把握）」という論理である。特徴は、固定資産中の発電設備の取得原価に、その廃止に関するバックエンド費用の見積額（割引後）を加える点である。この増額分は、後年、減価償却費の増大としてコスト算入されることになる。

参考までに、資産除去債務の会計処理例を示し

ておくと、次の通りである。

①資産取得時 (100 の機械を現金で購入。耐用年数 2 年。将来除去費用 20 の見積り)

(借方) 機械 120	(貸方) 現金 100
	資産除去債務 20

②第Ⅰ期末 (機械の減価償却費 60)

(借方) 減価償却費 60	(貸方) 機械 60
---------------	------------

③第Ⅱ期末・除去時 (除去費用の支払い)

(借方) 減価償却費 60	(貸方) 機械 60
資産除去債務 20	現金 20

この会計処理例では、将来除去費用 20 が所与の数値として用意されているが、実際には将来時点における支出を見積もる必要がある。この見積りは、本来であれば経営者の将来見通しが計算要素となるが、原子力発電のバックエンド事業の見積りの場合は、法令等によって画一的な見積り値となっている<sup>8)</sup>。

### (3) 資産除去債務会計の適用例

2011 年 3 月期決算から導入された資産除去債務の会計基準は、各電力会社の財務内容に次のような影響を及ぼしている<sup>9)</sup>。

この表 2 は、公表資料を参考に、独自の概念を

用いて各金額を再集計したものである。まず、原発設備資産とは、原子力発電にかかる設備資産の取得原価から、減価償却累計額を差し引いた期末の帳簿価額のことである。除去債務資産増とは、資産除去債務会計基準の導入により、原子力発電にかかる設備資産の取得原価が新たに増加した金額である。これは、実質的には繰り延べられた将来費用であるので、いわゆる一般的な意味での財産としての「価値」をもたない。したがって、それを控除したものが、正味資産の金額である。

続いて、既廃炉引当金とは、従来の「原子力発電施設解体引当金」による負債計上額である。資産除去債務は、今回新たに認識・測定された負債額であり、既廃炉引当金との差額が、負債計上不足（これまで未認識になっていた負債の金額）ということになる。過年度負債引当損は、資産除去債務会計の導入による負債計上不足のうち、過年度の引当不足分として当期以前の負担に属するものであり、これは 2011 年 3 月期決算において、全額、特別損失として計上されている。減価償却負担増は、資産除去債務の会計処理に伴う資産の取得原価の増額分のうち、当期に費用化された部分である。これは減価償却費の増額として、営業利益を押し下げる要因となっている。最後の、純利益への影響は、資産除去債務会計の導入により、最終的な当期純利益がいくら下ブレしたかを示したものである。

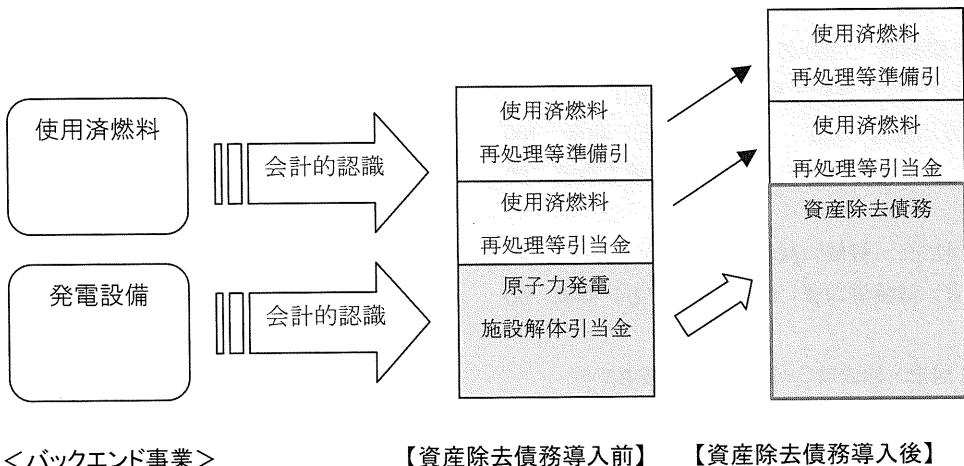
表 2 2011 年 3 月期単体決算における資産除去債務計上の影響。

(単位：百万円)

	東京	関西	中部	九州	中国	東北	北海	四国	北陸	沖縄
原発設備資産	737,601	378,324	269,426	260,536	77,567	385,903	316,536	112,257	245,670	0
除去債務資産増	151,597	49,805	49,204	16,908	7,645	55,316	24,346	6,367	36,691	0
正味資産	586,004	328,519	220,222	243,628	69,922	330,587	292,190	105,890	208,979	0
既廃炉引当金	510,010	326,670	160,596	164,931	61,345	58,171	44,308	79,305	21,580	0
資産除去債務	785,007	424,997	218,601	207,689	77,783	125,245	77,636	98,329	62,316	0
負債計上不足	274,997	98,327	58,005	42,758	16,438	67,074	33,328	19,024	40,736	0
過年度引当損	56,667	36,296	8,647	18,325	6,816	6,463	4,923	8,811	2,397	0
減価償却負担増	2,088	1,222	328	752	83	529	405	384	321	0
純利益への影響	-58,755	-37,518	-8,975	-19,077	-6,899	-6,992	-5,328	-9,195	-2,718	0

2011 年 3 月期「有価証券報告書」より。筆者作成。

図1 バックエンド事業の会計的認識の変化



以上をまとめ、資産除去債務会計の導入に伴うバックエンド事業の会計的認識の変化を図式化すると、次のような。

## V 資産除去債務会計の意義とバッズ (Bads) の会計の展望

### (1) 資産除去債務会計導入の意義

そもそも、近代の会計は「過去の業績の報告」を中心とした情報作成システムであるとされ、長期間に渡る見積りが必要な将来事象については、検証可能性や信頼性の問題から、認識と測定の範囲外（オフバランス）としてきた経緯がある<sup>10)</sup>。

ただし、最近の会計は、将来要素も積極的に認識・測定し始めるものへと変貌を遂げてきている。すなわち、会計の目的を、客観的な過去フローの報告から、主観的な現在ストックの報告へとする転換である。この流れに対しては、会計数値が経営者の主觀や見積りで歪められることになるという批判ももちろん存在するが、同時に、その流れの中で、将来の支出を現在の負債として早期認識させる会計処理も「発達」してきているのも事実である<sup>11)</sup>。原発ローコスト言説の破綻を論拠づける向きにとっては、この認識方法の発展は、積極的に評価できる点である。

もっとも、燃料に関するバックエンド費用につ

いては、現在のところ引当金処理のみであり、資産除去債務によるストック把握としての会計処理はまだない。したがって、将来のある時期に、これらの環境負債をストック化する会計処理が導入される場合には、電力会社の負債金額を増加させるリスク要因となっている。

### (2) 負債としての認識から、バッズ (Bads, 負の財) としての認識への発展

資産除去債務会計の導入は、従来の費用平準化目的の会計処理から考え方を転換し、バックエンド事業それ自体のストック価値を評価する会計的認識方法として、新たな可能性を開く会計処理である。本稿では、それをもう一步推し進める試みとして、バックエンド事業をバッズの会計により認識する方法についても考察しておきたい。

長らく企業活動のモデルとして用いられてきた資本循環図式 G-W-G' には、商品 W が正の商品であるという前提がある。この資本循環図式については、現代の企業活動を踏まえて、循環の外に垂れ流しにされる負の商品（バッズ、Bads, negative ware）を踏まえた企業モデルに、拡張していく必要があるのではないだろうか。次の図2は、資本循環図式にバッズの生産を位置づけたものである。

資本循環図式は、会計学においても、経済活動

図2 資本循環図式におけるバッズ(Nw)の外部化過程

$$G - W \begin{cases} A & W' - G \\ P_m \cdots (p) \cdots & N_w \\ \vdots & \end{cases}$$

の会計的な認識過程を説明する際に広く援用されてきた<sup>12)</sup>。この説明用具そのものが変貌を遂げると、それを拠り所としていた理論も変貌を遂げざると得ない。したがって、新しい企業モデルの下で、バッズを捕捉する簿記会計の開発が求められることになる。その試みの1つが、以下のようなバッズの会計処理である<sup>13)</sup>。

①資産取得時（100の機械を現金で購入。耐用年数2年）

（借方）機械 100 （貸方）現金 100

②第Ⅰ期末（機械の減価償却費50。有害物質排出によるバッズ10の見積り<sup>14)</sup>

（借方）減価償却費 50 （貸方）機械 50  
有害物質排出費 10 バッズ 10

③第Ⅱ期末・除却時（負の財としてストックされたバッズの除去費20の支払い）

（借方）減価償却費 50 （貸方）機械 50  
有害物質排出費 10 バッズ 10  
除去費 20 現金 20  
バッズ 20 除去費 20

ここでのポイントは、複式簿記の形式上、バッズが貸方に表れる項目となっているが、それ自体の性質としては、負債の増加ではなく、負の資産の増加として捉えられることになるという点である<sup>15)</sup>。また、先の資産除去債務の会計処理例と比べると、バックエンド事業の費用が減価償却費の中に紛れ込むことなく、経済的価値の喪失分を表現する別科目（有害物質排出費）によって明らかにされている点が特徴である。

### （3）バッズ会計の意義

バッズ会計の意義は、資産除去債務などの環境負債について、他の負債と同列に扱う現行会計の認識方法とは異なり、負の資産として「別格」計上する点にある。貸借対照表における表示上、資産除去債務は、負債の部に借入金や社債、退職給付引当金などのもろもろの他の負債と同列に、掲載されることになる。

しかし、環境負債についてよくよく考えてみると、他の負債の一般的な性質と比較して、債務放棄や債務免除による減額の期待が社会的に到底容認され得ない、という独自の性質を持っているのではないかと思われる所以ある。たとえば、膨大な退職給付引当金を抱え債務超過となった日本航空のように、退職者に依頼し彼らの犠牲の下で退職給付を減額させ、負債の減少を行なうといった手段が取り得ないのである。バッズは、経営体が破綻したときにも、誰かが必ず処理しなければならないものであり、処理されるまでは決して消滅したり減額したりしないものである。これを一企業

表3 バッズを計上した貸借対照表の表示例

貸借対照表

20××年3月31日

資産の部	金額	負債の部	金額
○○資産	100,000	○○負債	300,000
○×資産	500,000	負債合計	300,000
○△資産	200,000	資本の部	
資産合計	800,000	資本金	100,000
バッズの部		利益剰余金	200,000
○□資産	-200,000	資本合計	300,000
ネットの資産合計	600,000	負債資本合計	600,000

の抱える負債として計上される要素と捉えて良いなど、新たな論点を引き出さざるを得ない。

そのような項目であるから、これを十把一絡げにして他の負債と同列に扱い混在させるのではなく、その特質に鑑み別格扱いとし、別建てで明瞭に表示させ、バッズを生み出すような事業活動の妥当性を判断するための情報源を提供する、というのがここでの意図である。バッズを負の資産として認識することによって、次のようなかたちの貸借対照表を想定することができるだろう。

なお、この表3では、現行会計基準における純資産の部という呼び名を資本の部と呼び変えた上で、左側の資産合計からバッズを差し引いた金額を「ネットの資産合計」（本来の意味での“純資産”になると思われる）と表記している。この貸借対照表には、企業活動が生み出すバッズの生産量や規模を明瞭に把握する、という点での役立ちが期待されることになる。

## VI おわりに

現行の企業会計では、バックエンド事業に関するコストのうち、燃料部分を中心として、いまだ多くが未認識のままである。また、将来の支出の割引現在価値の計算にも疑問なしとしない<sup>16)</sup>。したがって、現状では、原発の経済合理性それ自体を評価するための有用な情報が提供されているというレベルですらない。

もっとも、原発をトクかソンかで判断することは、1つの狭い見方にすぎない。人間発達論の文脈からすると、これまでの原発をめぐる様々な言説の分析を通じて、そこで生起したあらゆる事実認識の問題を、「人」と「物（核）」、「人」と「人」ととの制御能力形成と発揮の過程の問題として捉えることが必要である。とりわけ、3.11後、ネット上では様々なデマやウソが蔓延し、それらの情報の信頼性を評価する能力の形成に関する課題が改めて浮き彫りとなったように思われる<sup>17)</sup>。

原発をめぐる様々な争点は、人間による社会や環境の制御能力の限界と可能性について、大きな

検討課題を与えた感がある。バッズ会計に関する本稿の議論は、広く一般の住民に、事実を認識し、判断するための基礎となる情報提供のあり方を模索するなかで生まれたものである。

### 注

- 1) 本稿は、基礎経済科学研究所東京集会「震災・復興・原発と社会科学」（2011年7月24日、専修大学）での報告に基づいている。
- 2) 「言説」を用いた社会構築主義的分析については、山地（2009）参照。
- 3) 社会的評価能力については、二宮（2005）p.255 参照。
- 4) これら以外にも、たとえば大島（2010）では、電気事業連合会（2004d）におけるコスト計算について、実績ベースではなくモデル試算である点、稼働率の前提が現実的でない点、揚水発電が原発コストに非算入である点、などから原発コストが高いことを看破している。また、角瀬・谷江（1990）は、当時の電気事業連合会会長による「原子力の発電コストが石油火力などに比較し割高になっても、原子力発電は推進する」（同 p.72）という言葉を引用し、原発ローコスト言説が一詭弁に過ぎないことを言説発信主体自身が認識していた点を指摘している。
- 5) 毎日新聞2011年8月19日朝刊参照。
- 6) 電気事業審議会料金制度部会（1979）、角瀬・谷江（1990）p.93 参照。
- 7) 総合資源エネルギー調査会電気事業分科会原子力発電投資環境整備小委員会（2007）p.15 参照。
- 8) 将来の支出を現在の負債として測定する場合には割引後の数値を使用することになるが、割引率次第でコストの金額が大きく変動する。この点も、バックエンド事業について原発コストを考える際には大きな論点となる。また、そもそも負債の測定に割引現在価値という手法を用いることは非自体も問われなければならない。というのも、原子力発電のバックエンド事業が想定する100年、200年、1000年…といった超々長期スパンでは、割引計算を行なうことで、将来の支出がゼロとみなされることになるからである。
- 9) 日本原子力発電については、現在廃炉作業中の原発設備資産が既にあり、資産除去債務の履行が実際に開始されている。ここでは対象外とした。
- 10) 引当金計上のための4要件を記した「企業会計原則」注解18の規定は次の通り。「将来の特定の費用または損失であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつその金額を合理的に見積ることができる場合には、当期の負担に属する金額を当期の費用または損失として引当金に繰入れ、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部または資産の部

- に計上するものとする」。現代では、特に、4つ目の要件である「その金額を合理的に見積ることができる場合」という点が緩和され、許容範囲が広がったようである。
- 11) 左派会計学は、この傾向を「利益隠蔽の正当化」や「内部留保の拡大」として批判し、引当金の資本性の理論的解明などの成果をもたらした。しかし、外部に負の影響をもたらす環境負債等の早期認識については、違った判断基準による評価が必要なのではないかと思われる。
  - 12) 資本循環図式を用いた会計理論については、井上（1995）など参照。この図式は、とりわけ、資産分類の場面において、Gたる貨幣性資産とWたる費用性資産とに分類する際のメルクマールとして機能してきた。
  - 13) バッズ概念を用いた会計処理の考察としては、温室効果ガスを対象としたものに黒川（2003）がある。ここでのバッズの会計処理例については笠井（2010）を参照した。ただし、若干変更を加えて単純化してある。
  - 14) 有害物質排出によって形成されたバッズの金額は、そのバッズ消滅のために必要な対価となる。したがって、現時点では主観的見積りによるしかないが、もしつかに、バッズ消滅に関する事業と市場とが形成されるならば、そこで成立する価格が時価として利用できるようになるだろう。黒川（2003）p.171 参照。
  - 15) 複式簿記による仕訳の形式的な特徴として負数忌避があるが、その制約を守る必要があるためにバッズが認識できないということであれば、バッズの認識の発展のために役立つならば、負数忌避の慣習を放棄する道を選ばなければならぬ日が来るかもしれない。
  - 16) 割引計算では割引率が正であることが大前提となっているが、超々長期のスパンでは、負の割引率による計算が必要になるときがあるかもしれない。その場合は、必然的に、将来の支出 < 現在の負債となる。この点を踏まえた負債評価の問題は未解明のままである。
  - 17) ネットにおける情報の信頼性評価の問題については、梶原（2006）を参照されたい。

### 参考文献

- 井上良二（1995）『財務会計論』新世社。
- 大島賢一（2010）『再生可能エネルギーの政治経済学－エネルギー政策のグリーン改革に向けて－』東洋経済新報社。
- 角瀬保雄・谷江武士（1990）『東京電力－原発にゆれる電力－』大月書店。
- 梶原太一（2006）「SNSにおけるコミュニケーションと情報評価」『経済科学通信』No.110, pp.12-16。
- 笠井昭次（2010）『現代会計学説批判IV－評価論に関する類型論的検討－』慶應義塾大学出版会。
- 加藤盛弘（2006）『負債拡大の現代会計』森山書店。
- 黒川行治（2003）「バッズの認識と温室効果ガス排出枠の会計の論理」『三田商学研究』第46巻第1号, pp.165-181。
- 清水修二（2011）「電源三法は廃止すべきである」『世界』2011年7月号, pp.96-103。
- 総合資源エネルギー調査会電気事業分科会原子力発電投資環境整備小委員会（2007）「総合資源エネルギー調査会電気事業分科会原子力発電投資環境整備小委員会報告書」
- 電気事業連合会（2004a）「原子燃料サイクルのバックエンド事業コストの見積もりについて」。
- （2004b）「バックエンドコスト算定にかかる共通補足事項」。
- （2004c）「バックエンドコスト算定における主要な変動要因について」。
- （2004d）「モデル試算による各電源の発電コスト比較」。
- （2010）「図表で語るエネルギーの基礎 2010-2011」。
- 二宮厚美（2005）「現代国家の公共性と人間発達」池上惇・二宮厚美編『人間発達と公共性の経済学』桜井書店, pp.229-261。
- 山地秀俊（2009）「社会構築主義と経済学・経営学」神戸大学経済経営研究所附属政策研究リエゾンセンター『リエゾンニュースレター』No.79。

（かじわら　たいち　所員　高知短期大学）

SPECIAL EDITION

# 特集

原発災害・震災と地域再生

## 東日本大震災の真の 復興のために

東日本大震災の復興は、大災害など社会の危機を契機として、新たな市場の創出と成長を実現するための「災害資本主義」という性格を有している。だがそれは、復興の目的である被災者の「人間復興」と相容れない。このことを、復興のスタート地点ともいるべき宮城県と岩手県の仮設住宅を事例にして検証する。

IKEDA Kiyoshi  
池田 清

### I 東日本大震災の歴史的位置

東日本大震災は、明治以降のわが国の近代化過程、特に戦後日本の東京一極集中による高度経済成長を下支えした東北地域の矛盾を顕在化させた。この地域は、首都圏の経済活動に必要な電力、食料、労働力、そして輸出産業である自動車や電機などの部品、素材などを提供してきた。だがそれは、農林漁業の衰退や人口減少、高齢化などの過疎問題をもたらし、危険な原子力発電と公共事業や原発交付金、原発関連企業に依存する地域体質を生み出した。その意味で、東日本大震災は、戦後日本の中央集権的官僚機構と東京一極集中の国土・地域政策、産業政策、エネルギー（原子力）政策を根本的に問い合わせる機会を提起した。東日本大震災は、大規模施設・設備の原子力エネルギーと生産・消費の広域的分業システム、そして大量生産・流通・消費・廃棄システムによって立つ文明と生活の質そのものの転換を迫るものである。なによりも、相当の確率で予測される、首都直下型地震や東海、東南海、南海地震と津波、原発震災を防ぐためにも転換は必須である。それゆえ東日本大震災の復興のあり方は、これから

日本の方向を決める最重要のテーマである。

東日本大震災で注目すべきは、 Chernobyl 級の原発事故と同レベルの大惨事を引き起こした福島原発事故である。この事故の真の原因是、わが国が広島・長崎の被爆から正しい教訓を引き出さなかったことにある。核爆弾を投下された唯一の国日本は、放射能がいかに人間の生命を傷つけ苦難に満ちた生活を強いているのか、平和で豊かな生活を送るために、核廃絶が不可欠とのメッセージを世界の人々に送るべきであった。なぜなら戦後米国は、被爆国日本の「原爆・水爆反対、核廃絶」の運動が、核による世界支配戦略に支障をきたすことを恐れていたからだ。それゆえ日本に「原子力の平和利用」という名目のもとに原発を受け入れさせることで、悲惨な原爆の記憶を消し去り投下の責任を曖昧にしようと画策した。つまり米国は、原爆の被害者である日本が原発を受け入れることで、「原爆反対、核廃絶」の魂の換骨奪胎を図ろうとしたのである。

東日本大震災後、日本経済団体連合会は、「単に元通りの姿に戻すことにはどまるべきではない。将来にわたり国民が安心・安全で豊かな生活が送ることができるよう、新しい地域、新しい日本を『創生』しなければならない」<sup>1)</sup>という「創

造的復興」を主張している。であれば、今回の原発事故の大惨事から教訓を引き出し、「安心・安全」な地域を創造すべきであろう。それは、今までの原発に依存した政治・経済・社会システムを、自然エネルギーの本格的活用と低エネルギーでかつ質の高い生活を持続できるシステムへ転換することである。

つまり今回の大震災から真に学ぶべきは、「われわれの消費生活繁栄のピラミッドの空洞をうずめる」<sup>2)</sup>ことである。農林水産業の再生と東京を頂点とする大都市と地方の過疎、東京電力などエリート企業・富裕層と下請け・非正規雇用の貧困層などの格差・差別構造のピラミッドの型そのものを問い、克服する方向を検討するものでなければならない。

## II 核災害と倫理、規範

東日本大震災は、地震、火災、津波という従来型の災害と、原子力発電事故、放射能汚染など新しいタイプの大規模な複合災害である。大江健三郎氏は、東日本大震災後に『ニューヨーカー』へ次のような記事を寄稿している。「地震や津波やその他の天災と同様に、広島の体験は人類の記憶に刻みこまれるべきです。それはまさに人為であるがゆえに、これらの自然災害以上に劇的大災害です。原子炉を建設することを通して、人間の生命への同じ冒涜を繰り返すことは、広島の犠牲者の記憶への考えうる最悪の裏切りです」<sup>3)</sup>。

大江によれば、戦後、日本人は、消費文明をひたすら追い求め、戦争の悲惨を底辺に置

きざりにして上へ、上へと逃げ、オリンピックを頂点とするピラミッド型をつくりあげた。しかし、このピラミッドの内部の暗闇の空洞は決してうずめつくされず、広島の人間の悲惨はそこに存在しつづけているという<sup>4)</sup>。

村上春樹も、原爆体験をもつ日本の戦後の歩みの中心命題に、核を使わないエネルギーの開発を据えるべきであったと言う。それこそが、広島と長崎で亡くなった多くの犠牲者に対する、我々の

集合的責任の取り方であったはずである。だがそのような倫理や規範は、急速な経済発展の途上で、「効率」という安易な基準に流されていった。損なわれた倫理や規範の再生は、我々全員の仕事であり、素朴で黙々とした、忍耐を必要とする手仕事になるという<sup>5)</sup>。それは、合理化や効率化の犠牲となった職人的手仕事の復活であり、新しい文化の創造が求められている。

注目すべきは、福島原発の悲惨な事故は、人々の意識や価値観、そして国の動向に大きな影響を与えていていることである。この事故を契機に、ドイツ政府は2022年までに原発閉鎖を決定、イタリアでは国民投票で原発再開を多数で否決、日本も国民世論は原発の廃止・縮小の方向へ変化している。日本世論調査会は、今回の福島原発事故と今後のエネルギー政策などについての国民の意識調査を実施した(2011年6月11,12日実施、全国250地点、調査対象者3千人、回収率61.8%)。この調査によれば、現在54基ある原発を「直ちに廃炉にする、順次廃炉にする、などを合わせ廃炉に賛成」が82%に上り、「現状維持」の14%を大幅に上回った。「2030年までに14基以上の原発を新設するとの政府方針について」、67%がそうすべきでない、と答えた。今後重点的に取り組むべきエネルギー分野(2つまで回答)では、「太陽光や風力などの再生可能エネルギー」が84%で、原子力は7%に過ぎなかった。特に電力不足で暮らし不便になることを「受け入れられる」が80%、「受け入れられない」の15%を大きく上回った<sup>6)</sup>。

わが国も、「原発のは是非」を十分な情報公開のもと、エネルギー政策のあり方を国民全体で議論し国民投票によって決すべきである。なぜなら日本のエリート層は、「知らしむべからず依らしむべし」とのバターナリズムによって原発を推進したため、原発が戦後日本の政治のなかで選挙争点となることはなかったからである。原発の国民投票は、国民が「効率」や短期的視点でなく、次世代以後の未来も考える長期的視点で持続可能な社会を創造する機会となるであろう。

### III 大災害の復興と 「災害資本主義」

東日本大震災の復興は、市場主義を強化する方向で進められている。それは、大災害など社会の危機を契機として、新たな市場の創出と成長を実現するための「災害資本主義」というべきものである。「災害資本主義」とは、ナオミ・クラインが創りあげた概念で、新自由主義思想の代表であるミルトン・フリードマンの、市場主義のための「真の変革は危機状況によってのみ可能となる」との考え方を発展させたものである。クラインによれば、災害（ディザスター）は、戦争や経済危機、自然災害（地震）などの社会的危機状況を意味する。為政者は、危機における社会不安や恐怖などの「ショック」状況に乗じて、人権や民主主義を制限し市場主義的改革を強行する。フリードマンらのシカゴ学派の新自由主義思想は、チリのアジェンデ民主社会主義政権をクーデターで打倒したピノчетト独裁政権と「言論抑圧と所有者社会、社会保障の民営化」、中国の天安門事件と資本主義的展開、イラク戦争やハリケーンカトリーナと自由競争による復興、公共事業の民営化などに具体化されている。ナオミ・クラインは、このようなショック・ドクトリンを「災害資本主義」と呼んだのである<sup>7)</sup>。

日本経団連も、〈復興〉は元に戻すというより〈創造〉に近いイメージであるとし、「究極の構造改革」である道州制の導入も視野に入れた自治体間協議（県間および基礎自治体レベル）の促進を打ち出している。御手洗富士夫・前日本経団連会長は、「道州制の考え方を下敷きに、東北6県という大きな経済圏として復興のビジョンを考え、効率の良い形でインフラの復旧から手をつけるべき」、「東北地方を復興特区と位置付け、復興資金の低利融資、法人税の免除、大工業団地」など「構造改革」型の復興を主張する。経済同友会も、「東北の復興を『新しい日本創生』の先進モデルとして、国際競争力のある、国内外に誇れる経済

圏を創生する」とし、農地の大規模化や法人経営の推進、漁港の拠点化など「大胆な構造改革を進める」と提言する。そして環太平洋連携協定（TPP）などの成長戦略を遅滞なく実行することを求めている<sup>8)</sup>。

東日本大震災復興構想会議は、「単なる復興ではなく創造的復興を期す」との方針のもと、次のような提言をおこなった（2011年6月）。(1) 災害時の被害を最小化する「減災」という考え方、(2) 時代をリードする経済社会の追求、(3) 被災地の多様性に対応した復興施策、(4) 市町村主体の復興、(5) 水産業における「特区」手法の活用、(6) 臨時増税措置として基幹税を中心に検討、(7) 電力の安定供給、国による原発の新たな安全基準の策定、(8) 再生可能エネルギーの導入対策、などである。

だが復興の最も重要な目的である被災者の「人間復興」、すなわち住宅・生活と生業の再建が明確に位置づけられていない。住まいを失った被災者は、避難所から仮設住宅へ、そして災害公営住宅へと「終の住まい」を基盤に新たな人生を歩むことができる。ところが提言は、住宅について「高台移転や平地での再建・中高層化」という視点しかなく、復興の主体である被災者の生活再建の要である「住まい」、特に「災害公営住宅」の方針が欠落している。

### IV 職住分離と高台移転

かつて柳田国男は、明治三陸大津波（1896年）から25年後に三陸地方を旅し「雪国の春」を著した。安全のために「元の屋敷を見捨てて高みへ上った者は」経済的利便性を欠いたために「それ故にもうよほど以前から後悔して居る」。「之に反して夙に経験を忘れ、またそれよりも食ふが大事だと、ずんずん浜辺に近く出た者は、漁業にも商売にも大きな便宜を得て居る」<sup>9)</sup>と述べ住環境の安全性と経済の矛盾を突いた。

この矛盾を克服すべく、政府や財界、宮城県などから、住まいを高台のニュータウンに、経済活

動を沿岸部に配置する職住分離のまちづくりが提案されている。だがこの方策は以下のような問題を有している。

第1に、高台のニュータウンは、山を削り森林を伐採するための環境破壊をもたらす。また山地での宅地造成は、内陸部の地震による山津波や集中豪雨による土砂災害、造成地崩落など安全上の問題がある。

第2に、もともと被災地の漁村は、住まい・生活と漁業とが一体となった職住近接のコミュニティを形成していた。漁師は、そこの海と土地とともに生き大切な食料をつくり、生きがいとアイデンティティを感じてきたのである。高台移転による職住分離は、コミュニティの崩壊と生活スタイルの急激な変化など被災者に過度のストレスを与える。

第3に、高台のニュータウンや人工基盤を造成する復興は、「災害に強いまちづくり」として土地区画整理方式が採用される。たとえば宮城県は、東日本大震災で創設された「被災市街地における建築制限の特例に関する法律」にもとづき、4市3町（気仙沼市、石巻市、東松島市、名取市、南三陸町、女川町、山元町「追加指定」）に8ヶ月間の建築制限地域に指定した。制限区域は、総面積1,859.8haで阪神・淡路大震災5市1町14地区の337.1haの5.5倍の広さである。

だが区画整理は、秩序ある街並みを創るということで、被災者の自主的な建築を制限し、完了まで長い期間を要する。そのため、被災者が自分の住宅や店舗、工場を再建できなくなる。阪神・淡路大震災の復興における土地区画整理事業が、人口減少と地域経済の衰退の主要な要因であったことをみれば明らかである。

第4に、土地区画整理や住宅の高台移転政策の現実可能性の問題である。宮城県は、人口61万人を擁する県内沿岸7市5町内の85地区と、被災市街地復興土地区画整理事業26地区、高台への防災集団移転促進事業59地区の復興まちづくりの基盤整備費を21,079億円と試算した。国の

負担8,064億円（38%）、県の負担3,983億円（19%）に対し、市町村の負担が8,591億円と、12市町の2010年度当初予算2,158億円の4倍にも達している。

これは、現行の土地区画整理事業制度が国の補助率50%、防災集団移転促進事業の補助率75%で、いずれも限度額が設定されているためである。宮城県や市町村は国が全額負担することを求めているが国は応えていない。特に国による被災地の土地の全面買収については、「公的負担で利用価値の乏しくなった土地を取得するという難点と、被災地が他の地域に移転した場合、地域の再生や復興には直接つながらないという難点がある」（復興構想会議「復興への提言」）と消極的である。このままだと、宮城県が計画している住宅の高台移転も沿岸被災地の土地区画整理事業も進まず、被災者の生活と営業の再建ができないという最悪の事態を招きかねない。そもそも宮城県知事のトップダウンによる、広範囲にわたる建築制限区域の指定と土地区画整理方式が、大震災の復興計画にふさわしいものなのか根本的な問題があるのでなかろうか。今求められているのは、被災者の仕事の確保であり、震災前の日常の暮らしを取り戻すことである。そのためには、漁業が再開できる漁船や養殖施設の確保、一部地域の建築制限の緩和による仮設の岸壁や防潮堤、水揚げ場、加工場、流通経路を早急につくるべく、政府や被災自治体による全面的な支援が求められている。

問題の核心は、今回の地震と津波被害から住民の生命と財産を守るためにまちづくりをどう構想し計画するかである。最も重要なことは生命を守ること、つぎに財産を保全することである。「津波が来ても被害を受けない」巨大な防潮堤のまちづくりは、今回の想定外の自然災害で脆くも崩れ去った。むしろ大切なのは、「いつでも避難できるまちづくり」であり、財産を失っても生命は守るまちづくりである。「災害で失われた財産は、立法政策によって回復可能である。それゆえ高台移転を一律に否定するわけではないが、地域の伝

統や暮らし方、住民の意向など実情にあったまちづくりを構想・計画することの方か現実的であり復興への近道であろう。被災市町村と住民自身の話し合いによる復興まちづくりが必要なのではないか。その場合、被災者に寄り添い信頼されるプランナーや弁護士、大学研究者などの中間支援組織と、被災市町村と住民の意向を尊重した国や県の全面的な支援が求められることは言うまでもない。

## V 仮設住宅と復興の行方

今回の震災復興に決定的に重要なのは、被災者の「生活と生業」を再建することである。そのためには、復興のスタート地点とも言うべき仮設住宅を、被災者が元暮らしていた地域などコミュニティや生業に配慮し、できるだけ早く建設することが大切である。なぜなら仮設住宅は、被災者がこれから的生活や仕事などを考え再建への一歩を踏み出する拠り所であるからだ。

「神戸新聞」の報道によれば、宮城県の仮設住

宅は、7月4日時点で必要戸数2万2564戸の17%に当たる3898戸分が未着工である。県は用地確保が容易な内陸部の建設を優先したため、気仙沼、石巻両市と南三陸、女川両町の被災者は地元の建設を希望しているという。岩手県は必要戸数の1万3824戸、福島県は市町村の要望をほぼ満たす1万3367戸をそれぞれ着工済みで、ともに7月中の完成を見込む<sup>10)</sup>。たしかに図表9のように宮城県の仮設住宅の完成は、岩手県に比べ1カ月ほど遅れている。また完成時期も不明である。建設も主にプレハブ協会で、岩手県のような地元の建設業者への発注はほとんどない（図表10）。

仮設住宅は、災害救助法にもとづき都道府県が事業主体となり建設する。その場合、被災した市町村の公有地に建てることが原則で、住宅の仕様も決められている。建設費用は国が負担する。宮城県は、この画一的な規定を遵守しそうな原則を掲げ建設を進めた。用地は、ある程度まとまった戸数が確保できる公有地であること、水道などのインフラ整備に時間と費用のかかる土地

図表9 岩手県と宮城県の建設スピードに格差

	必要戸数	着工第1号	5月末時点 の発注率	5月末時点 の完成率	完成見通し
岩手県	約1万4000戸 (5月31日)	3月19日	94.7%	49.7%	7月下旬
宮城県	約2万3000戸 (5月31日)	3月28日	65.0%	49.5%	不明

資料：国土交通省住宅局「応急仮設住宅着工・完成状況」2011年5月31日現在、岩手県建築住宅課のヒヤリング（2011年7月1日）、相川俊英『週刊ダイヤmond』2011年6月4日号。

図表10 異なる仮設住宅への取り組み

	用地	着工	事業者	被災地の建築制限、 建築基準法84条、特例法
岩手県	民有地（有償含む） も対象	可能になり次第 (市町村取り組み尊重)	プレハブ建築協会 1万1500戸、地元公募募 集者2500戸	指定なし
宮城県	公有地限定 (その後民有地も可)	地域バランス（市町村の 足並み揃える）	プレハブ建築協会のみ2 万3000戸	指定あり

資料：国土交通省住宅局「応急仮設住宅着工・完成状況」2011年5月31日現在、岩手県建築住宅課のヒヤリング（2011年7月1日）、相川俊英『週刊ダイヤmond』2011年6月4日号。

や、津波で冠水した土地は除外する、というものであった。しかしこのような条件は、広い土地に大量に建設するため安上がりとなるが、被災地から離れた内陸部にしか見当たらず、「元住んでいた地域やその近くに仮設住宅を」という被災者の願いやニーズに応えることができない。これは、大量の輸入材によって建設するプレハブ協会の要望とも合致するものであるが地元経済の波及効果は少ない。このような宮城県の仮設住宅は、「住宅の高台移転」と「職住分離」という同県の住宅復興政策の方針と整合性を有している。

一方、岩手県は宮城県とは対照的で、住民が自治体にとって最大の活力源と、できるだけ被災地域内に仮設住宅を建てるべく知恵を絞っている。「海をもとに発展した地域なので、遠くに仮設住宅を造っても住民は移りたがらない」。「公有地だけでなく有償借り上げの民有地、造成費のかかる土地も可とする」。いずれも国庫補助の対象外であるが、地域内に仮設住宅を早く建てる 것을 최우선으로 했다는 것이다.その後、国もこの岩手方式に注目し、民有地の借り上げを認め、土地の借料も国庫補助の対象とし、さらに必要な造成費や用地の現状回復費も国庫補助の対象とする通達を出す<sup>11)</sup>。岩手県は、被害の多い地域から仮設住宅を建設し、地域の活性化と建設後のメインテナンスを考慮して地元の建設業者にも発注している。以上のような両県の差異は、今後の復興の成否を見定める上で重要な視点を提起するものであろう。

## 注

- 1) 日本経済団体連合会「復興・創生マスター プラン」2011年5月。
- 2) 大江健三郎『広島ノート』岩波書店、1965年、164ページ。
- 3) 大江健三郎「HISTORY REPEATS」『THE NEW YORKER』2011年3月28日付け、森岡孝二の連続講座「第76回 原子炉の損傷事故と広島・長崎の被爆」<http://hatarakikata.net/modules/morioka/details.php?bid=139>。
- 4) 大江健三郎『広島ノート』岩波書店、1965年、164ページ。
- 5) 村上春樹「非現実的な夢想家として」『毎日新聞』2011年6月14日、15日、16日夕刊。
- 6) 「中日新聞」2011年6月19日、「神戸新聞」2011年6月19日。
- 7) Naomi Klein『The Shock Doctrine : The Rise of Disaster Capitalism』(ショック・ドクトリン: 災害資本主義の勃興、2007年。塙原東吾「ナオミ・クライン『ショック・ドクトリン』『現代思想』青土社、2011年7月増刊号)。
- 8) 日本経団連「緊急提言」3月31日、御手洗富士夫・前日本経団連会長「今は東北を復興特区に位置付け、産・官・学の連携で新しい日本をつくる時」『財界』2011年6月21日号、経済同友会「第二次緊急アピール」4月6日。
- 9) 「河北新報社」『神戸新聞』2011年4月7日。
- 10) 「神戸新聞」2011年7月5日、岩手、宮城、福島の3県での必要戸数は約5万戸で、1995年の阪神・淡路大震災では4万8千戸が建設された。
- 11) 宮城県と岩手県の仮設住宅の比較分析は、相川俊英の次の文献を参考とした。相川俊英「仮設住宅建設の立ち遅れの裏に地域実情ないがしろの『官の論理』」『週刊ダイヤモンド』2011年6月4日号。

(いけだ きよし 神戸松蔭女子学院大学)

# 東日本大震災と復興の 基本方向をめぐって

東日本大震災においては、被災者の生活再建を重視する「人間の復興」と新たなまちづくりへの投資を重視する「創造的復興」との間の復興理念の対立が、救助・復旧・復興のあり方に大きく影響している。実際には、復興特区構想など、新自由主義の影響を受けた「創造的復興」への傾斜がみられる一方、被災者の生活と生業、コミュニティの一体的再建を内容とする「人間の復興」を妨げる観念・思想が根強い。

HIRAOKA Kazuhisa  
平岡 和久

## I はじめに

東日本大震災の発災後5カ月が経過したが、被害は継続・拡大し続けている。死者は15,687人にのぼり、いまだに4,700人を超える行方不明者の捜索が続き（8月9日現在、警察庁発表）、瓦礫処理はまだ仮置場への搬入作業の途上である。避難者はいまだ20万人を超えている可能性がある（政府発表によると、7月14日現在、約9万2千人の避難者の他、人数が把握されていない分として岩手・宮城・福島で仮設住宅等が約6万8千戸あり）。なかでも一次避難所にはいまだに約1万人が生活している。仮設住宅においても自治体が民間賃貸住宅を借り上げる「みなし仮設住宅」が約半分の5万戸ほどにのぼっており、被災者の分散は被災者の生活再建とコミュニティの再建に困難をもたらしている<sup>1)</sup>。被災3県の離職者は震災発生以降、約14万5千人に達しており、雇用と生業の再建が切実な課題となっている<sup>2)</sup>。福島第一原発事故は、広島型原爆の約20倍の放射性物質の放出をもたらしたといわれており（児玉龍彦・東京大学教授の衆議院厚生労働委員会での参考人意見、2011年7月27日），汚染地域における

緊急の徹底的な調査、住民の被曝防止と除染、健康管理、および避難支援は喫緊の課題となっている。特に、また、生活の場と仕事の場を失い、コミュニティからも引き離された被災者に対して、生活と正業・雇用、コミュニティの一体的復旧・復興が求められることは明らかである。同時に、原発災害によってふるさとを引き離された被災者に対する包括的な生活保障と全面的な賠償、さらには地域再生の道筋をつけることが切実な課題となっている。汚染の深刻な地域においては、国家責任においてコミュニティに配慮した長期疎開と地域再生への取り組みを並行して進める二重の支援が必要である。

それに対して、民主党政権による救助・復旧・復興対策や被災県の対策には、瓦礫処理の遅れ、仮設住宅の不備、高台移転構想や漁港集約化構想の先行、原発事故に対する情報隠しと避難の遅れ、食品検査や汚染地域の調査・除染の不十分性など多くの問題が起こっており、被災地の実情を踏まえ、救助・復旧・復興政策の現状と問題点を明らかにし、早急に改善していくことが求められている。

本稿では、東日本大震災の実相に即して、救助・復旧・復興の基本的な考え方やいくつかの焦

点となっている論点について、政府・自治体の対応を検討する。

## II 東日本大震災の性格と被害の構造

### (1) 東日本大震災の性格

東日本大震災はきわめて大きな災害であるが、災害は自然災害として発生したものであっても社会的災害としての性格をおびるものであり、自然災害と社会的災害の重層性・連続性という視点でとらえる必要がある。そのうえで東日本大災害にはいくつかの特徴的な性格がある。第一に災害の総合性であり、後にみるように様々な被害を総合的にみなければならない。特に津波災害と原発災害は地域そのものの破壊や地域からの全面的な避難を余儀なくされ、地域の総合性そのものが破壊されたことを直視しなければならない。第二に災害の超広域性であり、人的被害・建物被害は20都道府県におよび、さらには放射性物質による影響は東日本だけでなく、土壌汚染、海洋汚染、食品汚染などによりさらなる被害の広域化が進行し、全国に及びつつある。第三に災害の複合性であり、地震、津波、火災、原発災害などが複合していることから、被害の複雑化、深刻化が起こっており、原発災害の広域化とともに、複合性がさらに強まっている。地震による被害も津波被害だけでなく、内陸部の宅地・建物被害も深刻である。第四に原発災害の特殊性であり、 Chernobyl 原発事故における「強制移住」地域は25年経っても継続していることをみても、原発災害の深刻な地域においては長期にわたって住むことができないところもあり、避難の長期化が避けられない。第五に、これらの災害の性格から救助・復旧・復興の困難性が著しいことである。第六に、「震災関連死」や被災者の健康と生活の悪化など二次災害の進行・拡大が顕著なことである。第七に、災害の超長期化であり、津波被害などの甚大さとともに超広域性、複合性、さらには原発災害

の甚大さと特殊性が加わって、被害がきわめて長期間継続する様相となっている。

### (2) 被害の構造

震災・原発災害による被害を仮に分類すれば、少なくとも以下のようない内容が検討されなければならないであろう<sup>3)</sup>。①人命被害、健康被害、精神的被害、避難生活による生活環境悪化・ストレス・疾病、②土地、家屋など個人の財産、生活の場の損壊・喪失、③土木構造物、ライフライン施設、交通インフラの被害、④産業関連施設、農地等の被害、関連した経済的損失、風評被害による損失、⑤河川・海・大気・土壤・農産物・水産物の汚染など環境被害、⑥市街地、集落、自治体機能の被害・破壊、⑦家庭崩壊、地域コミュニティへの影響、⑧医療・福祉・教育の悪化、崩壊、⑨生業や雇用の喪失、地域経済の悪化、⑩景観や文化の喪失、⑪地域そのものの放射能汚染による無住化、地域そのものの喪失。

特に、震災による地域の総合的な破壊のために、住民は津波、原発災害によって生活の場、街、仕事の場がすべて破壊され、あるいは引き離されたことが東日本大震災のきわめて特徴的な被害の構造であることをみておかねばならない。

### (3) 東日本大震災がつづけたもの

以上のような震災の性質と被害構造とともに、震災とその後の被災地の状況から、我々は次の5つの教えを導き出すことができる。第一に、自然との共生を大事にしながら、住民の生命と健康、人間らしい生活の回復を最優先で守ることを平時及び非常時において貫くことの大切さである。大地震の発生に対して、多くの学校では日ごろからの防災教育・防災訓練を活かし、児童・生徒の犠牲者を少なくすることができた。津波における「逃げる」ことの大切さは、平時からの教育の重要性とともに、緊急時の住民への情報提供の重要性を再認識させるものである。一方、避難過程における「震災関連死」や被災者の健康悪化、貧困問題の深刻化などは、早急に解決を図るべき喫緊の課

題となっている。平時の備えと緊急時の政府・自治体の対応のあり方が問われている。また、原発災害においては、特に低線量内部被ばくの危険性について共通認識が欠けた状況が続き、政府の対応もきわめて遅れ、かつ不十分なままである。これらの状況は、住民の生命と健康、人間らしい生活の回復を最優先で守ることを妨げる政治的なベクトルと背景があると言わざるをえない。

第二に、被災者の生活と雇用・生業の一体性である。三陸沿岸部における被災地は漁業・水産関連産業によって生計が成り立っている比重がきわめて大きい。それゆえ、住宅・公共サービスなどの生活支援・再建だけでなく、雇用と生業の再建を一体的かつ早急に進めなければ、被災者の生活権は確立されず、人口流出が加速することになる。

第三に、コミュニティと基礎的自治体の大切さである。東日本大震災では東北3県の沿岸部を中心に甚大な津波被害を受けたが、特にリアス式海岸に点在する漁村集落は深刻な被害を受けた。交通・通信、ライフラインが寸断されるなかで、被災地の集落・コミュニティにおける住民同士の強固な結びつきは、厳しい避難生活を耐え抜き、復興への希望を話し合う拠り所となっている。それゆえ、集落・コミュニティ全体を復興・再生するということを基本としなければならない<sup>4)</sup>。

また、集落・地域コミュニティに寄り添いながら、住民の基本的人権を守りぬく最も基本となる公共団体が市町村であることが再認識されなければならない。特に、住民との距離が近い小規模な自治体ほど、地域コミュニティに寄り添った、住民合意の形成のもとでの救助・復旧・復興の取り組みができる条件がある。ただし、集権的な政府間関係に慣れ親しんできた自治体関係者は、住民の困難に目を向ける一方で、国・県の対応待ちとなる傾向がみられるのも事実である。困難ななかでこそ自治の真価が問われている。

第四に、公共部門や公共サービスの大切さ、公務・公共サービス関連機関やその従事者の役割的重要性である。そこには民間医療機関・福祉施

設、公共土木関連業者なども含まれる。被災地において医師・看護師とともに検査技師や薬剤師などの医療スタッフ、ボイラー技師などの技能職員などあらゆる職種が献身的な仕事をした。公共施設の復旧については、地方整備局や自治体や地元建設業と防災訓練を実施してきたことを生かし、いち早く道路等を復旧できた。学校においては、教職員は避難所の運営とともに生徒たちのメンタルサポートや進路指導を続けている。これらは一例であるが、公務・公共サービス関連労働者の奮闘に公務労働、公共サービス従事者の役割の重要性が再認識されつつあるといえよう。

第五に、自治体間、コミュニティ間の自主的連帯・支援の重要性である。被災地を支援したり、避難者を受け入れたりしている自治体や地域コミュニティの取り組みは、従来の災害救助法等の枠組みにとらわれない、日常的な自治体間・コミュニティ間の交流・連帯にもとづく助け合いの重要性を教えてくれる。

### III 「幸福追求権の保障」か、 「永遠の繁栄の土台」づくりか

東日本大震災による被害が巨大であることから、災害対応をめぐっての基本的な考え方の違いが鮮明に現れるとともに、その影響も大きいものとなる。災害への対応は通常、応急対応→復旧→復興という段階が想定されている。「応急対応」は災害救助法に規定された人命救助、飲食物・生活必需品・学用品の供給、災害医療、住宅応急修理、応急仮設住宅といった救助活動とともに、がれき撤去などが含まれる。「復旧」とは道路、鉄道、上下水道、港湾、学校、福祉施設などの公共施設や農地、中小企業等の施設を原形に戻すことをいう。「復旧」事業は「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」、「激甚災害法」によって規定されており、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」によって補助率の引き上げと対象の拡大

がはかられた。それに対して、「復興」については法的な定義が存在せず、論者によても解釈が異なる。それは「創造的復興」か「人間の復興」という復興理念の対立となってあらわれる。宮入興一（2011）によれば、「人間の復興」とは災害によって破壊された「生存の機会の復興」を意味するという<sup>5)</sup>。それに対して「創造的復興」は被災地に新たなまちづくりを行うことであり、そのための公共投資を重視した考え方である。

こうした復興に対する基本的考え方の違いを表す象徴的なキーワードとして、達増岩手県知事が言及した「幸福追求権の保障」と村井宮城県知事が言及した「永遠の繁栄の土台」に注目したい<sup>6)</sup>。この2つのキーワードは一見すればどちらも妥当なものと思われるが、本質的に違う意味をもつ。前者は憲法第13条の「幸福追求権の保障」の立場にたって被災者の生命を守り、生活を再建するという「人間の復興」を最優先する立場を表現したものと考えられる。それに対して後者は、「たんに元に戻すという意味での復旧・復興をめざすのではなく、将来の発展につながるような『再構築』でなければ意味がない」<sup>7)</sup>という立場であり、「創造的復興」とも呼ばれている立場を表現したものであると考えられる。

基本的考え方の違いが復興のあり方に大きく影響することは、阪神・淡路大震災において経験してきたものであり、「創造的復興」の名のもとに被災者の生活再建とはかわりのない大規模開発が進められ、自治体財政危機につながった一方、被災者に対する生活・生業の再建のための十分な救済はなされたかったのである。塩崎賢明はそのことを「復興災害」と呼んでいる<sup>8)</sup>。

「幸福追求権の保障」をはじめ憲法の理念に立脚した救助・復旧・復興の基本的な考え方は次の4点にまとめられる。第一に、被災者の生命を守ることを最優先しながら、生活の再建と雇用・生業の再建、コミュニティの再建を一体的に行うことである。「人間の復興」と「コミュニティの復興」を徹底して重視し、そのために最重視されなければならないのが災害救助法の最大限の活用で

ある。原発災害についてはこれまでの法的枠組みでは被災地域の除染・再生や被災者を救済するにはきわめて不十分であることから、早急に原発災害特別立法を整備する必要がある。また、汚染地域における徹底的な調査、住民の被曝防止と除染、健康管理、および避難支援を早急に行わなければならない。また、生活と雇用・生業の再建には、被災者生活再建支援法の拡充、中小企業関連施設の復旧への十分な補助等、従来の枠組みにとらわれない抜本的な支援策が不可欠である。救助・復旧・復興のプロセスにおいても現場に即した柔軟な運用が求められる。たとえば、被災施設や木造仮設住宅を復興住宅に転用したり、生業施設等の応急修理から復旧への連続的なプロセスをとったりするなど、救助・復旧・復興においても被災者や地域の実情に応じて連続型・複線型のプロセスを保障することが重要である。

第二に、復興計画づくりは集落・地域コミュニティの絆と粘り強い学習と討議による住民合意を基礎とした市町村主体、県・国による補完・連携を基本とすることである。それぞれの集落・地域コミュニティには個性があり、その集合体である自治体にも個性がある。地域のあり方は住民が決めるという自治の原則が復興においても貫かれなければならない。このことは原発災害の汚染地域の再生においても同様である。

第三に、救助・復旧・復興にあたっては公共部門の再建が重視されねばならない。震災はこの間の構造改革のマイナスの影響を露呈させた。行革、市場化、民間化などにストップをかけ、公共サービスを守っているところでは、震災対応が比較的機能したが、行革や市場化の影響が大きいところでは機能不全・低下が起こっている。「復興災害」を防止し、被災者の人権を保障・確立するためには、公務・公共関係の再建と職員増などの拡充が求められる。そのためには国による財源保障の拡充が欠かせない。

第四に、自治体同士、コミュニティ間、住民間の横のつながりを活かし、複線型・自主連帯型の救援、復旧・復興支援を重視することである。重

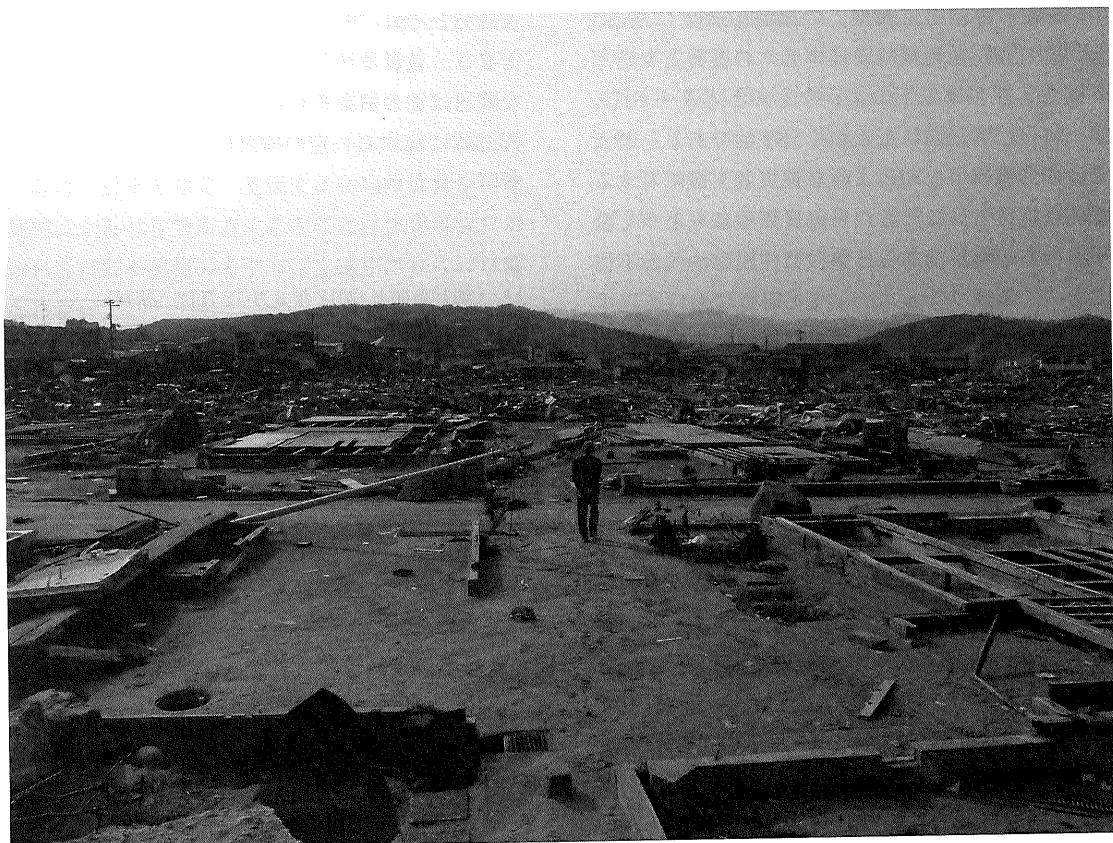
参考文献

- ・岡田知弘（2011）「被災者の『人間の復興』を最優先した復興を - 復興構想会議『復興への提言』批判」『住民と自治』2011年9月
- ・河田恵昭（2010）『津波災害』岩波新書
- ・塙崎賢明他（2009）『住宅復興とコミュニティ』日本経済評論社
- ・塙崎賢明・西川栄一・出口俊一・兵庫県震災復興研究センター編（2010）『大震災15年と復興の備え』クリエイツかもがわ
- ・清水修二（2011）『原発にお地城の未来は託せるか』自治体研究社
- ・林敏彦（2011）『大災害の経済学』PHP新書
- ・平岡和久（2011a）「被災地再生の財政学」『地方自治職員研修』2011年6月
- ・平岡和久（2011b）「東日本大震災と復興政策・財政の課題」『京都自治研究』、第4号、2011年6月
- ・平岡和久（2011c）「復興財源をめぐる議論状況と問題

の所在』『住民と自治』2011年8月

- ・宮入興一（2006）「災害と地方財政」宮本憲一・遠藤宏一編『セミナー現代地方財政I』勁草書房
- ・宮入興一（2011）「東日本大震災と復興のかたち」『世界』2011年8月
- ・宮崎毅（2009）「災害関連施策における財源措置と地方の役割」内閣府経済社会総合研究所『経済学的視点を導入した災害政策体系のあり方に関する研究報告書』
- ・室崎益輝他（2011）『震災復興の論点』新日本出版社
- ・室崎益輝他（2011）「『高台移転』は誤りだ」『世界』2011年8月
- ・山崎丈夫編著（2011）『大震災とコミュニティ』自治体研究社
- ・山中茂樹（2011）『漂流被災者：「人間復興」のための提言』河出書房新社

（ひらおか かずひさ）



# 恐慌論の新展開

「景気」を一定期間の需給関係と捉え、産業循環を需給関係の動態変動過程とすると、需要、供給の規定要因を明らかにすることにより、封鎖体系で循環的に運動する資本蓄積過程を原理的に把握できる。ここから得られる知見をグローバル化国民経済モデルに適応することにより、グローバル化段階における恐慌の契機、回復の条件、政策を原理的に解明することが出来る。それは今日的な具体的な政策課題を検討する理論的手がかりとなる。

UNNO Yahiro  
海野 八尋

### I はじめに

世界経済における投機の横行と08恐慌の勃発は、あらためて産業循環論の再構築の必要を示した。実在の資本主義において恐慌がなぜ発生するか、そしてなぜそれは不況を経ても再生するのか、その具体的な契機は多々与えられるとしても、資本主義というシステムに内在する再生産の破綻と再生の原理的仕組みはどのように描定されるのか。本小論では問題を「恐慌」の発生に絞って、論じたい<sup>1)</sup>。

### II 従来の代表的恐慌学説とその問題点

恐慌論の代表的なものの中心部分を要約すれば、以下の五つ或いはその混合説に整理される。  
①過少消費説（エルスナー<sup>2)</sup>、トラハテンベルグ<sup>3)</sup>、メンデリソン<sup>4)</sup>、宮川<sup>5)</sup>他）、②有機的構成高度化説（宮川）、③不比例説（宮川、富塚<sup>6)</sup>）、④賃金・利子高騰説（宇野<sup>7)</sup>）、⑤生産過剰説（井村<sup>8)</sup>）。

上記の学説は、日本のマルクス経済学者に大きな影響を与えてきたが、今日でもなお学界においてその学説の相違・対立は解消されておらず、各

論併記状態のままである。また経済理論の学界とは異なる領域のマルクス主義研究者、社会活動家、労組活動家、政治家の多くが、半世紀前に隆盛した過少消費説（賃金の労働力価値以下説）や不比例説、過剰生産説を依然、受容している。

①は労働者の過少消費を根拠とするが、実在の恐慌は労働者の賃金と消費が最も高い水準を実現した後、生じるという事実と照合しない。労働力の再生産を保証する賃金を支払っても、彼らの消費が彼らによる生産以下であることが利潤発生の根拠であり、資本主義の存在条件である。利潤が生まれなければ、資本は投下されない。労働者の消費が彼らによる生産以下であるということは階級社会の一般的条件の資本主義的形態である。労働力の再生産を保証しない賃金、消費は現実に存在したとしても、原理上は排除されなければならない。

②は、技術進歩に伴う有機的構成高度化（資本係数の上昇）に伴う利潤率の下落から資本主義の投資後退、恐慌を説く。しかし、技術進歩は同時に生産性上昇と労働力価値の低下、搾取率の増大に作用する。技術革新が利潤率低下と恐慌に帰着する論理と過程の説明がされなければならない。

③は、資本主義の「無政府性」を根拠に恐慌勃発を説くのであるが、その無政府性は恐慌からの回復や好況の持続ももたらす。私的所有と社会的分業の経済が事前的に毎期全部門の需給一致を実

現できるはずはないし、実現しないからといって恐慌あるいは混乱を来しているわけでもない。富塚の場合は、当初、需給一致を維持する成長軌道（一定の有機的構成と一致する部門成長）を「均衡軌道」と設定したが、その破綻の過程を論証できず、結局、④の宇野の賃金高騰説で破綻を説明した。この説では資本主義が個別、部門、全体として需給不一致を抱えながら循環的に運動するシステムであることが見落されている。

④は、技術革新（費用低下）が進行しない好況下での労働力の価値または（実質）賃金率の上昇という特殊な条件設定を行い、利潤率下落、蓄積停止に因る恐慌発生を説く。⑤は、好況をもたらしていた活発な投資と更新需要のある時点での減退という事態を前提も論証もなしに設定し、恐慌という需給関係の逆転を導く。しかし、蓄積や更新が低下すれば需給逆転が生じるのは当然であり、こうした条件が高蓄積の最中になぜ生まれるかの論証こそが課題である<sup>9)</sup>。

④、⑤はいずれも設定条件の妥当性に欠ける。加えて、両者共に、資本主義的企業が利潤率の下落を利潤量の拡大で補うべく、無制限の蓄積を敢行するという非現実的な投資行動を設定する点では共通する。需給関係が悪化するとき、敢えて投資を敢行すれば、需要は回復し、恐慌は回避できることになる。資本の投資行動に対する考察を欠いた理論は資本主義の説明原理としては致命的な問題を持つ<sup>10)</sup>。

しかし、賃金・利子高騰説と生産過剰説はともに恐慌（産業循環）の説明原理としての合理性に欠けるが、重要な見地を内在させている。前者は、それを賃金率増大（労働分配率上昇）に因る費用上昇と利潤率下落の結果としての蓄積の減退と理解すれば、恐慌発生を費用対価格比の増大による需給関係の逆転として説明する費用恐慌説と看ることができる。後者の投資・更新減退に因る生産過剰の主張も、企業が何らかの原因で投資態度を変える（利益に対する投資反応係数の低下）結果としての需要後退、価格下落を恐慌としているのであれば、その主張はやはり利潤と投資の関

係から恐慌を導くものとなり、合理的である。つまり、需要動態が企業の投資に規定され、その投資は利潤率に規定されるという合理的な仮定的条件を設定したモデルにおいては、費用恐慌と価格恐慌の両方が発生することが導出できる。

### III 新しい見解の提示 費用恐慌説と価格恐慌説の統合

以上の学説に対し、筆者が提示する見解は、一言で言えば、特殊な条件と投資行動を内包して説明された費用恐慌と価格恐慌、さらには回復、好況つまり産業循環運動全体が、資本制における生産の規定的推進的動機は利潤であるという命題に依拠する「予測利潤率原理」にしたがって一般的に説明できるというものである。利潤の獲得を本性とする企業が予測利潤率に基づいて蓄積率、蓄積額を決定するというこの仮説即ち投資行動の設定は封鎖体系（外国貿易や植民を想定しない）で導出されるが、開放体系（貿易あるいは植民も導入）、さらにはグローバル化経済（対外投資を導入）へも適用が可能であり、現実経済の解析にも有効である。

以下で我々のモデルにおける動態的蓄積過程、恐慌発生の仕組みについて説明をしよう。

#### （1）動態的需給関係としての産業循環

我々は産業循環を需給関係の動態的展開過程と捉える。需給関係の変化は、好況（需要超過）——恐慌（需要超過から供給超過への下方転換局面）不況（供給超過）-回復（供給超過または低水準の需給一致から需要超過への上方転換局面）という産業循環をもたらす。以下、需給関係の逆転過程として恐慌を把握する見地からその発生を説明する。

#### （2）供給と需要

##### 1. 事前の供給

まず、当期首の需給関係の規定関係を説明するために、抽象された資本主義（期間モデル）を設

定する。我々のモデルにおいては、前期末に企業は不变資本の更新と追加、可変資本の更新と追加を終えている。そして、前期末の実現利潤率から当期の利潤率を予測し、当期の生産規模（稼働率）を決定し、生産を行う。事前の供給額は生産量、期首在庫と前期価格の積で示される。

$$\text{事前の供給額} = (\text{生産性} \times \text{期首生産設備量} \times \text{計画稼働率} + \text{期首在庫}) \times \text{前期価格} \quad (1)$$

## 2. 事前の需要

他方、企業は補填と当期の新規投資を行い、労働者は事前に受け取った賃金を全額用い、消費財を購入する（資本家家計は無しと仮定）。当期の蓄積は当期の需要となるが、それが生産力の追加部分となるのは次期である。そこで前期価格で示される事前的な需要額は以下のようになる。

$$\begin{aligned} \text{事前の需要額} &= \text{当期更新需要} + \text{当期蓄積需要} + \\ &\quad \text{当期消費需要} \quad (2) \\ &= (\text{更新量} + \text{計画蓄積量}) \times \text{前期価格} + \text{名目賃金率} \times \text{雇用量} \end{aligned}$$

## 3. 事後の供給と事後の需要

生産手段の私的所有と大規模な社会的分業のシステムである資本主義において事前の供給が事前の需要に一致する保証はない。しかし、事前の需要と事前の供給の不一致は価格、稼働率、在庫で調整される。調整が完全に行われ、事後的な供給量と需要量が一致とすれば、

$$\begin{aligned} \text{事後の供給額} &= (\text{生産性} \times \text{生産設備量} \times \text{事後稼働率} + \text{在庫増減}) \times \text{当期価格} \quad (3) \\ &= \text{事前の需要額} = \text{事後の需要額} \end{aligned}$$

稼働率、価格、在庫の変動を通じて事後的一致が実現し、資本主義的再生産が継続可能となる。

## (3) 新たな事前の不一致の出現

### 不均衡の連続

#### 1. 需要超過経済（好況）の継続

しかし、事前の不一致を解消し、需給一致を事後的にもたらす市場経済の仕組みは、資本主義においては新たな不一致（不均衡）を生む。

事前の需要超過は価格、稼働率を引き上げ、在庫を減らし、当期の実現利潤率、次期予測利潤率を引き上げる。利潤率に蓄積額、蓄積率が比例する固定的投資関数の下では、次期の蓄積計画は前期より増大する。しかし、他方で、次期の供給能力増加は前期蓄積規模に規定される。このため、次期においても需要超過経済が出現しうる。その結果、利潤率上昇がもたらされれば、さらに次々期の蓄積増加が発生し、需要超過経済である好況が継続する。

#### 2. 供給過剰経済（不況）の継続

当期が供給過剰、需要過少経済となった場合は価格と稼働率が低下し、在庫が増加して事後の需給一致がもたらされ、実現利潤率が低下する。この結果、次期の蓄積計画は前期以下に縮小され、次期の需要は絶対的あるいは相対的に低下する。しかし、次期の供給は前期の蓄積の結果、相対的に大きく増大する。このため、次期も供給過剰経済、利潤率低下が発生しうる。不況期とはこのように供給過剰経済が連続的に成立する局面である。

つまり、事後的一致を生み出す資本主義の市場機構は連続的な需給不一致を生み出す機構もある。現実の経済には産業循環という需給関係の中長期的波動があるが、この波動は我々のモデル（抽象化された資本主義）においては事前の需要超過と供給過剰が一定期間連続し、交代することから生じると説明され得る。

それでは需要超過経済の供給過剰経済への「下方」転換（恐慌）、またその逆の「上方」転換（回復）は、我々のモデルではいかにして生じるのか、これが次の検討課題である（但し、本稿では紙幅の制約上恐慌を主に説明する）。

### 3. 蓄積減退の根拠その1 費用増大

利潤原理に基づく投資関数を前提する限り、需要の後退は論理的には現有資本に対する蓄積の比率（蓄積率）の低下または蓄積額の相対的低下によってもたらされる。それではこうした蓄積の前期以下への低下はいかにして発生するか。第一に、論理的には、投資関数の型（利潤率に対する蓄積の反応係数）が不变であるならば、費用の相対的増大による実現利潤率の低下が予測利潤率の低下、次期蓄積需要の後退をもたらす。

費用の増大は蓄積に伴う労働力市場の緊張による人件費の商品価格以上の上昇、より具体的には土地及び土地生産物価格、利子率の商品価格以上の上昇に因る。技術一定、労働力や利用可能な土地、土地生産物一定という厳格なモデルでは蓄積はいずれその天井に当たる。それは短期的には資本の作用で解消し得ない。技術革新と稼働率上昇が費用上昇を相対的に緩和するが、その程度は論理的には確定されない。現実の恐慌の発生の契機は多様であるが、費用上昇の作用が低下要因の作用を上回れば、恐慌は発生する。価格と金利の上昇に貨幣供給増加が加われば、土地、土地生産物、証券市場で売買差益獲得を目標とする投機が生じる。蓄積用資金が投機資金に向かえば、需要減退とバブルが並行する。

### 4. 蓄積減退の根拠その2 投資態度の変更

第二には、投資関数の型が変化する場合である。理論経済学のモデルは通常、これを想定しない。マネタリストのモデルでは投資関数自体が存在していない。しかし、それを想定すると、従来の利潤率が得られても、資本家が蓄積を前期以下に主体的に減退させる（貯蓄増加）ことになり、実現利潤率の下落無しで次期蓄積需要、したがって総需要が減退することになる。需要減退は価格を下落させ、次期利潤率を下落させる。

資本家がなぜ投資態度を変えるかは不確定であり、周期的・必然的にその条件が発生すると原理的に言うことは出来ない。モデルから原理的に言えることは、「投資態度を変えれば、資本主義の

需給関係は逆転する」ということである。しかし、十分な利益を上げた資本家がそれに満足して、あるいは将来に備えて貯蓄を殖やし、投資を減退させる可能性は原理的にも排除できない。

### 5. 蓄積減退の根拠その3 消費態度の変更

労働者はその世代的再生産を維持するために、原理的には失職や疾病、家族の増加他に備えた貯蓄を必要とする。逆に言えば、賃金稼得の全額消費は短期的にはない、とするのが合理的である。労働者が消費態度（貯蓄態度）を変え、消費を引き下げると、需要が低下し、価格が低下、利潤率は下落し、蓄積が減退する。これまで度外視してきた資本家家計についても同じである。

現代資本主義のように国民所得にしめる労働者家計の所得の比重が高い場合は、労働者家計の消費（貯蓄）動向が市場全般に大きな影響を与える。つまり、賃金が低く、労働者の消費の絶対水準が低いから恐慌が起こるのではなく、豊かになつた労働者家計が消費に飽きてあるいは節約して貯蓄を増やせば、それは景気悪化に作用する。また節約が金融投資に廻った場合、それが蓄積を増大させなければ消費需要が減退する。貧困ではなく、「豊かさ」が需給動態に作用する。

以上から、逆の景気回復、上方への逆転の原理的な契機は、投資と消費を増大させる費用の低下と新使用価値の出現という技術革新及び（原因は多様であり得る）投資・消費態度の変更、ということになる（回復についての説明は拙著①、②を参照）。

## IV グローバル化経済下の不況 と恐慌

### （1）グローバル経済化モデル

これまで閉鎖的な国民経済モデル（理念的には貿易収支がゼロ、対外対内投資収支がゼロ）で需給動態を論じてきたが、資本循環の空間がグローバル化した現代経済局面について検討してお

こう。資金、生産手段、労働力、生産拠点、市場という蓄積必要条件をグローバルに利用する国民経済においては（事前事後の）需給の大きさは以下で示される。

$$\begin{aligned} \text{供給} &= \text{生産} + \text{在庫} + \text{輸入} \\ &= (\text{民間資本} + \text{公的資本}) \times \text{生産性} \times \text{稼働率} + \text{輸入} \end{aligned} \quad (4)$$

$$\begin{aligned} \text{需要} &= \text{家計消費} + \text{更新} + \text{民間投資} + \text{公的投資} \\ &\quad - \text{消費} + \text{輸出} \\ &- (\text{対外投資} - \text{対内投資}) \end{aligned} \quad (5)$$

太字ゴシックで示した項目が封鎖体系では存在しない。「国民経済の自給」原理を内在させるイギリス（ケインズ）の「清算同盟」構想では貿易と対外対内投資は一定の範囲に圧縮され、その收支は相殺されてゼロとなり、封鎖体系と同じ関係が成立する（開放的な封鎖体系）。また、国際金融は貿易収支の不均衡調整に限定され、世界的投機の可能性は排除されている。

ブレトン・ウッズ体制は清算同盟案を制して採用されたが、ドル基軸であるためアメリカ以外の国は過剰な貿易依存や対外投資ができない。アメリカが対外収支均衡を維持している限りでは（現実はそうではない）封鎖体系のシステムである。一国が攻撃的な輸出をしたくとも相手国がドルを保有していなければ、それは実現されない。現実にはアメリカだけが対外収支赤字を拡大させ、対外投資を実行できた。しかし、それは欧日の復興に作用し、その後のアメリカの優位性喪失、ドル過剰、体制崩壊の原因となった（拙著②を参照）。

各国によってその比重は異なるが、軍事費と行政費の比重が強かった公的支出に巨額の社会保障・教育と公的投資が加わり、需要の拡大をもたらした。他方、公的投資は社会的生産手段の拡大をもたらし、社会的生産性上昇、費用低下という供給効果を生み、またそれが民間投資や消費を呼び起こした。

つまり、ブレトン・ウッズ体制においては貿

易、対外対内投融资の規模は拡大したが、依然需給関係は国内的要因によって決定的に規定されており、それ故、需給不一致の財政金融・産業政策による事前的事後的調整や政策的な成長（需給増大）実現が原理的に可能となっていた（日欧の戦後経済成長の制度的枠組み）。逆に不況時の内需圧縮（賃金切り下げ、雇用減、公的支出削減）、外需増大（為替ダンピング、ブロック化、関税引き上げ）は制限されてきた。

しかし、この体制の改革的発展は実現されず、システムの放棄、経済グローバル化がもたらされた。支配的言説が転換し、古典派が復活した。

## (2) 先進国国民経済の停滞と世界経済の不安定性

ここでは蓄積論の範囲内で予測利潤率とそれに基づく投資のグローバル化について限定的に議論を行う。

予測利潤率が国内実現利潤率から乖離するためには、フロー次元では企業の国内投資に依存する先進国の国内雇用と所得、消費及び公的所得と支出と企業の投資全体との同調性、比例性は大きく減殺する。つまりケインズ主義的調整策の有効性が失われる。

他方、有利な蓄積条件が世界市場で得られるため、条件を備えた企業の外国投資、多国間にわたる系列・提携企業間協業（「企業内国際分業」）が進み、国内的蓄積条件の制約を超えた投資、経営が可能になる。企業の外国投資は公對ドル相場固定と為替ダンピングで廉価で有益な経営資源を提供できる国々の成長をもたらした。

こうした先進国製造企業の投資停滞、その他の国々への投資の進展の総計が世界経済全体における成長と停滞をもたらす。国民経済の需給関係の動向が企業の自国企業の投資総体とは分離される。いつどの時点でどの位の規模で成長と停滞がもたらされるかは具体的な事情による。

私的資本の利益観点からグローバルに編成された企業はその活動をグローバルに調整するが、国

民経済の反市場的調整は困難になる。国民的予測利潤率が相対的に低下する先進国の国内投資、国内雇用が低下する。構造的には家計所得の低成長、労働分配率の低下が発生する。この事態は国内利潤率が低いが故に生じるのではなく、グローバル化市場の予測利潤率の方が高い故に生じる。それゆえ、個々のグローバル企業の成長と先進諸国の雇用・労働諸条件の悪化、家計所得の低下、労働分配率の低下は並存する。

現実のグローバル化はブレトン・ウッズ体制の崩壊によって生じた各国・企業で構築されていた協調的福祉制度とその支持言説（ケインズ主義、社会民主主義的互助、国際協調）と運動の制約を受け、きわめて複雑な展開を示すことになった。国民経済の構造的停滞という事態において、普通選挙制度・議会を基盤とする先進国の政府は不況対策を提示し、多数派国民の支持を得なければならぬ。他方で、グローバル化の言説の支配も受ける。

その結果、①財政支出拡大、金利引き下げというケインズ主義的な有効需要政策（プラス産業政策）と一定の労働保護・社会保障という社会民主主義的政策、②財政支出削減（企業・高額所得者減税と社会保障負担軽減）、規制緩和、環境保全費用削減、金融支援（国債による救済）という新自由主義的経済政策、が混在が出現する。

①の需要拡大策は、輸入（供給）増加が対応するので、有効性が低下する。しかし、廉価品輸入の増大は財政・金融インフレーションを抑え、企業のコストと生活費の上昇を抑える効果を發揮する。いはば、外国への立地移動で生じた雇用と名目所得の低下の打撃が外国からの廉価品輸入で一定程度緩和される（実質所得の維持）。技術開発支援は、企業の生産性と生産物の品質向上に寄与するが、投資空間がグローバル化しているので、それが国内投資に結果する必然性はない。

技術開発支援は、企業の生産性と生産物の品質向上に寄与するが、企業の投資空間がグローバル化しているので、それが国内投資に結果する必然性はない。

他方、②の新自由主義的政策の景気回復効果もない。財政支出削減は直接的に総需要低下に作用するし、企業の費用削減のための減税と社会保険費用負担軽減は個別企業の財務状況を改善するが、国内投資に結集する必然性はない。

したがって、どの政策も国民経済活性化に効果がなく、激した大衆の批判を受け、政権主体の動揺と交代がどの国でも続く。政権交代はあっても政策の転換はなく、事態は改善されない。国内投資の構造的停滞と内外金融自由化と結びついた金融不安定、大規模な投機の横行は継続する。バーゼル銀行監督委員会は金融自由化を推進して投機に火を付けながら、その破綻に直面すると、引き締め効果を生む自己資本率を不況時に引き上げるというミクロ次元の銀行の監督強化策を打ち出し続け（恐慌時に通貨取縮をもたらした「ピール銀行条令」を想起させる）、事態を悪化させている<sup>11)</sup>。

## V おわりに

我々が提示した利潤原理の投資関数による需給動態分析の方法は、グローバル化経済における原理的具体的な動態の説明としても有効である。それは今日における必要な政策の根拠と手段についても一定の指針を与える。我々は、既成の論理体系の解釈拡大（演繹）だけではなく、現実そのものの抽象という方法によって論理体系を発展させる立場（帰納）も保持すべきである。既にグローバル化経済の改革をテーマとする重要な提案が国連でなされた<sup>12)</sup>。21世紀の理論経済学がこの課題に応えることが要請されている。

### 注

- 1) 以下の筆者の主張の詳細については下記を参照。
  - 『資本蓄積と産業循環の理論』、経済学部研究叢書16、金沢大学、2008年。
  - 同、「グローバル化資本主義の位相」、『唯物論研究電子ジャーナル』、Vol. 3、p.31-56、唯物論研究協会、2011年、<http://www.soc.nii.ac.jp/jssm2>。
  - 同、「2008年危機の性格」－原理的および進化論的蓄積理論による解析」、季刊経済理論47巻2号、経済理論学会、2010年6月。

- 2) フレッド・エルスナー,『経済恐慌』, 恐慌論研究会訳, 大月書店, 1955年。
- 3) イオシフ・A・トラハテンベルグ,『再生産と恐慌』, 飯田貫一訳, 青木書店, 1947年。
- 4) レフ・A・メンデリソン,『恐慌の理論と歴史』, 飯田貫一訳, 青木書店, 1960年。
- 5) 宮川 実,『恐慌と産業循環』, 社会科学書房, 1984年。
- 6) 富塚 良三,『増補恐慌論研究』, 未来社, 1974年。同,「再生産論と恐慌論の関連について,『資本論体系』9巻(上)の第1部 恐慌・産業循環論の体系に対する諸批判に答えて」,『マルクス・エンゲルス・マルクス主義研究』, 44/45巻, 2005年)。
- 7) 宇野 弘蔵,『恐慌論』, 岩波書店, 1977年。星野 富一は, 宇野理論を継承しつつ歴史的事実を背景に恐慌を論じている(『景気循環の原理的研究』, 富山大学出版会, 2007年)。
- 8) 井村 喜代子,『恐慌・産業循環の理論』, 有斐閣, 1973年。
- 9) 安井 修二は井村の「蓄積の減退」の前提という難点を「投資態度の変更」という要因で補った。「「生産と消費の矛盾」と恐慌論」, 香川大学経済学論叢第53巻第3号, 香川大学経済学会, 1981年, pp.101-129。
- 10) 置塙信雄の蓄積理論は需要が投資に、投資が利潤率に規定されるという原理を徹底的に維持した点で蓄積論研究史上高く評価されるべきであり、拙見もこれを継承している(置塙,『蓄積論』, 筑摩書房, 1967年)。
- 11) 大山剛,『バーゼルⅢの衝撃』, 東洋経済新報社, 2011年。
- 12) ジョセフ・ステイグリット他,「国際通貨金融システム改革についての専門家委員会最終報告」, [http://www.un.org/ga/econcrisisummit/docs/FinalReport\\_CoE.pdf](http://www.un.org/ga/econcrisisummit/docs/FinalReport_CoE.pdf), 2009年

(うんの やひろ 金沢大学名誉教授)

# 学問・思想の自由と 科学者の社会的責任

大学教員が科学者の社会的責任を果たすために発言した結果、不当な圧力がかかったり解雇されるというような事件が現在でも起きている。そのために発言を自主規制し自分の研究に閉じこもってしまう教員も少なくない。明治憲法下の戦前に起きた代表的な学問・思想の自由をめぐる事件で、自分の立場を表明しなければならない事態に直面した教員・学生達がどう闘ったかを紹介し、現代の科学者の社会的責任について考える材料としたい。

TAKAKI Hideo  
高木 秀男

## I 「日の丸・君が代」訴訟

2011年3月10日、東京高裁は、第一次「日の丸・君が代」訴訟で、東京都教育委員会による懲戒処分を、懲戒権を逸脱した違法行為とする原告側逆転勝訴の判決を下した。この訴訟は、「日の丸・君が代」への起立・斉唱などの職務命令に従わなかつた都立学校教職員168人に対してなされた不当処分を、思想・良心の自由に対する侵害として提訴した事件である。

この事件は、石原慎太郎の主導による「日の丸・君が代」を踏絵にした卑劣な思想弾圧事件であるが、原告たちは「日の丸・君が代」の強制に問題がある以上、それを言い続けることが教員としての社会的責任を果たすことだと考えた。出世のために上（最高裁）ばかり見ている「平目裁判官」が多い中で、判決を下した判事たちもその本来の責務を果たすために相当の覚悟をもって判決文を書いたに違いない。

この事件のように、現代も権力や私学・企業の経営者による学問・思想の自由に対する弾圧事件はあとを絶たない<sup>1)</sup>。ましてや明治憲法・治安維持法体制下においては、権力による不当弾圧が繰り返されてきた。この小論では、時代がファシズムに向かう厳しい状況下で自らの対処を迫られた

科学者や学生たちがどのように行動したか、代表的な事件についてみていくことにしよう<sup>2)</sup>。

## II 大学の自治と学問の自由をめぐる事件

大学の自治と学問の自由をめぐるよく知られた事件に、久米事件（1892年）、戸水事件（1905年）、澤柳事件（1913年）、森戸事件（1920年）、平野事件（1927年）、河上事件（1928年）、瀧川事件（1933年）、天皇機関説事件（1935年）、コム・アカデミー事件（1936年）、矢内原事件（1937年）、人民戦線事件（1937年）、唯物論研究会事件（1938年）、河合事件（1939年）、津田事件（1940年）などがある。

澤柳政太郎は1913年5月に京都帝大総長に就任するや、一流の研究をなす能力を欠く教授には勇退を求める主張し、7名の教授に勇退を勧告して辞表を出させ、後に助教授1名が追加された。クビにされた8人の教官が無能であったという証拠はない。その一人村岡範為<sup>はんい あき</sup>は、日本人ではじめて外国の学術雑誌に論文が掲載され、最初に海外で博士号を取得し、レントゲン写真を日本で最初に導入し、日本最初の論文による理学博士を授与され、東京数学物理学会の初代会長を務めた。彼の場合は年齢が60歳であったことが辞表

を求められた大きな理由であったようで、ただ一人名誉教授の称号を授与された。

この澤柳総長の措置に対し、ひとりも免職者を出さなかった法科大学の教官たちは、免職の理由が不明確であり教授会の同意も得ず行なった専断的行為に抗議した。しかし8月5日、7教授に対する免官は正式に発令された。法科大学教官は総長との再三にわたる交渉の結果、翌年1月13日に「教授ノ任免ニ関スル教授会ノ意見ヲ尊重スルハ論ヲ俟タズ」という「覚書」を取り交わすことで合意に達し、これを公表した。

しかし、翌日に総長は趣旨が異なるとして前日の言明を取り消した。ここに至り法科大学は、このような総長のもとで教鞭をとることはできないとして教授17名、助教授2名の辞表を提出した。これを受け取った澤柳は自分も辞表を書き、文部省に報告のため上京した。これを知った学生たちは、1月15日に学生大会を開き教官の留任を決議して、代表を文部省に派遣することを決めた。

法科大学以外の各分科大学も対応を協議し、法科大学の主張を是認することで一致した。東京帝大法科大学でも京都帝大を支援することを決定した。奥田義人文相は、京都帝大法科大学の教官たちと協議した結果、1月23日、「教授ノ任免ニツイテハ、総長ガ職権ノ運用上、教授会ト協定スルハ差支ナク、且ツ妥当ナリ」という意思を表明した。こうして大学自治への道が一歩踏み出された。

第一次世界大戦以後における日本資本主義の急速な発展は、「資本」と「労働」の対立を激化させていった。その際、政治への批判を封じるための最も有効な手段として利用されたのが、「言論・思想の自由」に対する攻撃であった。その突破口になった森戸事件は、東京帝大経済学部が法学部から独立して、1919年12月に創刊した機関誌『経済学研究』に、森戸辰男が「クロポトキンの社会思想の研究」を発表したことに端を発する。この論文はクロポトキンの無政府主義思想を一方的に支持したものではなかったが、上杉慎吉を中心とする学内右翼団体・興国同志会がこの論

文を非難し、大学総長と文部省に森戸処分を要求したため事件となった。

事件への対応を迫られた経済学部教授会は起訴を免れさせる手段として、翌年1月10日に森戸の休職処分を認めた。しかし司法当局は、この論文を新聞紙法にいう「朝憲紊乱」に該当するとして、森戸と雑誌の名義上の編集・発行人であった大内兵衛を起訴した。経済学部・法学部の学生たちは、学問の独立を主張し教授会の反省をうながす決議を行なった。裁判では吉野作造ら黎明会のメンバーが特別弁護人として法廷に立ったが、結果は有罪で両名とも大学を退職するはめになった。

瀧川事件<sup>3)</sup>のきっかけとなったのは、1932年10月28日に中央大学で行なわれた自由主義者・瀧川幸辰の講演「トルストイの『復活』にあらわれた刑法思想」である。この講演の聴衆の中には中大法学部長で検事総長の林頼三郎もいた。その林が小山松吉法相に「講演の内容は無政府主義的で不穏當であった」と注進し、小山が鳩山一郎文相に瀧川の処分を求めたため事件となった。国会では菊池武夫貴族院議員や宮澤裕衆議院議員が、「司法官赤化事件」を例に挙げ「司法官赤化の元凶」として司法試験委員の瀧川を非難し処分を要求した。「司法官赤化事件」とは、1932年10月30日に日本共産党の全国代表者会議が熱海で開かれたのを機に、全国一斉検挙が行なわれ約150人が検挙された際、司法官が含まれていた事件をさす。

瀧川処分の方針を内定した文部省は、1933年2月、新しく京都帝大総長に選出された小西重直にそれを伝えた。以降、京都帝大法学部教官と京都帝大の学生たちは、文部省との長い応戦と対決を余儀なくされた。1933年4月、内務省は理由を示さず瀧川の著書を発禁処分に処し、それを根拠に鳩山文相は小西総長に瀧川の罷免を要求した。

瀧川事件が起きたとき、これが日本のファシズム化に対する反ファシズム闘争の大きな山場になるだろうということを多くの知識人は感じていた。しかし、京都帝大法学部教授会は外部への支

援依頼をいっさい行なわなかつたし、助教授以下の教官ともかたく一線を画していた。そして他学部への事情説明すらしなかつた。そのため学生の運動は盛り上がりをみせたが、他学部の教官側からの支援が少なく法学部は孤立を深めていった。

こうした状況をふまえて鳩山文相は小西総長の上京を求めて会見した。席上、小西は改めて文部省の意に応じられない旨を表明したので、鳩山は即日、文官高等分限委員会へ諮詢の手続きをとった。委員会に提出されそのまま承認された「瀧川幸辰休職理由」は、「次第に左傾してきた瀧川は、その思想を講義し、発禁処分になるような著書で発表してきたが、それは大学令に掲げられた『人格ノ陶冶及国家思想ノ涵養』に留意すべき大学教授の義務違反になる」というものであった。こうして政府自身が「マルクス主義的」としか表現できない人物でも、大学には存在を許されないことになった。

5月26日、瀧川休職発令の電報が京都帝大に届くと、宮本英雄法学部長は教官33名の辞表をまとめて小西総長に渡し、全教官とともに法学部学生大会に臨み、教授一同の辞職声明書を読み上げた。助教授以下も教授と行動を共にするとの声明を朗読した。その後法学部大学院生一同の退学声明、経済学部学生の講義ボイコット声明、各出身高校代表の決意声明などがつづいた。翌日以降、学生たちの運動は本格的に全学部に発展していった。

東京・東北・九州の各帝大でも学生運動に盛り上がりがみられた。京都帝大の全学集会には5,000名の学生が結集し、東京帝大でも3,000人規模のデモを決行し362名が検挙された。東京帝大ではまだ日本共産青年同盟（共青）が活動しており、機関紙『赤門戦士』は毎号瀧川事件を特集し、全学生に闘争への参加を呼びかけた。『帝国大学新聞』もまた、運動全体の機関紙的存在となり学内だけでなく京都帝大その他諸大学の動向も伝えた。当時の帝国大学新聞社の理事長は美濃部達吉であった。

しかし6月20日の共青への一斉弾圧が一般学

生へも動搖をあたえ、学生運動も下降線をたどつた。小西総長のもとで学生運動を黙認していた学生課も、総長の辞意表明をうけて攻勢に転じ、法学部学生大会は学生課により禁止されて夏季休暇に入ってしまった。さらに、松井元興新総長のもとで法学部教授の一部が辞表を撤回して復職が実現し、法学部教授会が分裂すると「残留組」教授会は学生運動を禁止し、警察の動きも活発になつたため新学期の学生運動は自然に消滅していった。

澤柳事件で京都帝大法科大学の主張が通ったのには、他の分科大学が一致してそれを支持し、その旨を文相に具申したことが大きく作用した。瀧川事件でも京都帝大経済学部教授会と東京帝大法学部教授会がもし支持決議をしていたら、その後の展開も変わっていたかもしれない。京都帝大経済学部の教授も東京帝大法学部の教授も、その多くは「自由主義者」であったかもしれないが、「自由主義者」にもいよいよとなれば闘う人と、最後まで立ち上がらない人の二種類があった。

ところで明治・大正時代にも「自由主義者」という言葉は存在したが、それはリベラリストの訳語として存在していたのであって、大正デモクラシーの指導的学者や思想家らを「自由主義者」と呼ぶことは稀であった。この時代には、社会主義者や無政府主義者は「主義者」と呼ばれていた。昭和に入るとマルクス主義者がインテリ層や学生の間で勢力をのばしたが、そのまわりには思想的に彼らと真っ向から対立する敵と、敵でも見方でもない曖昧な存在とがあった。その後者に対して「自由主義者」というレッテルが貼られるようになった。

当時の「自由主義者」というレッテルは、第一にマルクス主義者でないこと、第二には反動主義者でないことであった。このレッテルはさらに、特定の思想や信仰にこりかたまっていない、市民的自由を守るために大胆な発言をしないという消極的側面をも言い表していた。ただし「自由主義者」というレッテルは主としてインテリに対して使われ、学生にはたまにしか適用されず、労働

者・農民には使われなかった。すなわちマルクス主義に対しても反動思想に対しても、多少の見解をもっている者でなければ、自由主義者とはみなされなかつた<sup>4)</sup>。ちなみに、『日本国語大辞典』、『広辞苑』、『大辞林』には、「自由主義者」という項目はない。

マスコミのこの事件に対する対応はどうであつたか。新聞は朝日新聞系や地元新聞を除いて多くが京都帝大側に厳しかったが、満州事変いらいの言論圧迫に憤懣をつのらせていた出版界は、瀧川事件を機に鬱積を噴出させた。1933年7月号の『中央公論』『改造』『経済往来』の三総合雑誌は、こぞって瀧川事件の特集を組んだ。手続問題の不當性に対する批判・反対という点では各論者の意見はほぼ一致していた。だが瀧川事件の本質は、形式的民主主義の問題だけでなく、「言論・思想の自由」「研究の自由」などの実質的自由の問題であった。

7月10日、松井新総長は上京し、教授15名の辞表を鳩山文相に手渡した。しかし文相は瀧川・佐々木惣一、宮本英雄、森口繁治・末川博と宮本英脩の6人の辞表だけをうけとり、残りを却下した。これは総長の具状権の否定にもかかわらず、松井はそのまま辞表を持ち帰り、残る9人の慰留につとめた。その結果、恒藤恭と田村徳治以外は残留することになり、宮本英脩も年末に復帰したので、教授では7人が京都帝大を去り8人が残留することになった。瀧川は戦後ただひとり京大に法学部長として復帰し総長に出世するが、1955年に第二瀧川事件と呼ばれる学生弾圧事件を起こし晩節を汚すことになる。

1930年代の前半、思想・言論の抑圧はいっそう強化されていった。思想弾圧の矛先はまずマルクス主義者に向けられたが、次第に自由主義者にまで及んでいった。1935年2月には美濃部達吉の天皇機関説が、菊池武夫により国会で激しく攻撃され、美濃部の著書を引用して彼は国体にもとる「明らかな反逆者」「学匪」だと指弾された。美濃部は貴族院で堂々と自説を披瀝したが、江藤源九郎陸軍少将が天皇機関説は不敬罪にあたると

して告発したため、右翼は機関説撲滅同盟を結成、在郷軍人会も排撃運動を展開し、美濃部の憲法に関する著書3冊は発禁処分をうけた。結局、彼は起訴猶予処分になったが、貴族院議員を辞任に追い込まれた。この事件では、大学の組織的な抵抗は起きず、東京帝大当局、同法学部の教官・弟子たちからの美濃部弁護の声はなく、「國体護持」の御旗の前に口を閉ざした。

大学での最後の闘いとなったのが、河合榮治郎の事件である<sup>5)</sup>。東京帝大経済学部では以前から大内・有澤廣巳らマルクス主義者のグループ、河合・大河内一男らの自由主義者たち、土方成美や本位田祥男ら国粹主義者のグループが対立していた。マルクス主義グループの党派的な動きに反発した河合は土方らと多数派を形成していたが、学問の自由が脅かされると、大学の自治を主張してマルクス主義者擁護の論陣をはった。一方、時局に乗った土方らは、文部省当局とともに左派グループの追い出しを狙っていた。最初に狙われたのは中立的な矢内原忠雄であった。彼が『中央公論』1937年9月号に書いた「國家の理想」が日中戦争を批判するものとして、内務省から国家非常時のさいに不適当であるとして全面削除処分をうけ、それを機に矢内原が右翼から攻撃された。

矢内原はクリスチャンで思想的にはマルクス主義と相容れなかつたが、人間関係の上では大内らと少数派を組み土方らと対立していた。矢内原を辞めさせるためには2/3以上（多数派全員9名）の賛成が必要であった。河合は、このときの教授会では沈黙をまもり、土方の思惑を破綻させた。学内では大内と舞出長五郎が動いて長與又郎総長を説得して矢内原擁護の大勢に傾いたが、新たに矢内原の講演原稿と著書『民族と平和』に國体精神と相容れない文言があると因縁をつけられ、矢内原は辞表を提出した。

そして12月15日には、コミニテルンの人民戦線戦術に呼応して革命を起こそうとしたという口実で、労農派マルクス主義者の山川均ら400名以上が検挙された第一次人民戦線事件が起き、翌年2月1日には東京帝大の大内を筆頭に教授グルー

普や運動家を治安維持法違反で検挙・起訴する第二次人民戦線事件が起きた。

こうしてマルクス主義派が追放されると、残るターゲットは戦闘的自由主義者の河合だけになつた。彼に対する本格的な攻撃は、1938年2月16日の貴族院での井田磐楠による木戸幸一文相への質問という形で現れた。井田は彼の自由主義思想を「共産主義と方法論において異なるだけでほとんど紙一重の差異である」と非難した。8月26日には井田ら五名の議員が右翼の蓑田胸喜らを同道して東京帝大を訪れ、長與総長と会見して意見書を提出した。そしてこの会見の報告会をかねて、帝大肅清期成同盟会は「帝大肅清学術講演会」を開催した。学外からの圧力に長與総長は対応策を講じざるを得なくなり、1938年9月に河合の著書『ファシズム批判』の自発的絶版を勧めたが、河合は断固それを拒否した。そのため内務省図書課は、『ファシズム批判』と彼の著書3冊を発禁処分に付した。

これに対し河合は10月10日に長與総長に上申書を出し、『中央公論』に「一学徒の歩める道」を書いて自分の思想について説明した。しかし弾圧の根拠が彼の思想より大学自治を貫く行動にあった以上、いかに思想的弁明を行なっても弾圧がおさまるはずもなかった。11月7日、文部省は大学幹部を呼んで河合の自発的辞職を勧告することを決定した。河合自身はそれでも堂々と闘うことを決心していたが、これ以上河合をかばいきれないと判断した舞出経済学部長と田中耕太郎法学部長らは、河合と土方の両方を喧嘩両敗敗的に追放することを考えた。そして12月20日に新総長に就任した平賀讓海軍中将と組んで行なったのが平賀肅学事件であった。この事件は結局、河合事件を思想的次元から派閥抗争という政治的次元に転換させるものであった。

1939年1月10日、河合の学説・著書に関する審査委員会が、法・経両学部長および評議員によって開催された。その結果、「河合は大学を辞めなくてはならないものとは考え得ない。しかし表現の仕方については、世間の誤解を招くよう

表現であることは認めねばなるまい」という結論に達し、同時に「河合が経済学部に奉職して以来、人事について専横なことをやり、経済学部対立の原因を作ったこともあり、今日の紛糾についても彼自身責任を負うべきである」ということになった。平賀はこれをうけて河合に自発的辞職を勧告したが、彼は断固拒否した。

河合は平賀に対し「私を辞めさせるならば、教授会を通してほしい」と提案したが、平賀は荒木貞夫文相に対し文官分限令で河合と土方を休職処分とするよう上申した。河合だけでなく土方も一緒に休職処分するにあたっては、「派閥争いによって『天皇の大学』を汚した」という理由で荒木を納得させたという。そして文官高等分限委員会が開かれ、両者の休職処分が発令された。教授会の議を経ないで行なった二人の処分に抗議して、両派の教官13名が辞表を提出し経済学部は壊滅状態になったが、後で橋爪明男助教授ら8名は平賀の説得で辞表を撤回した。その後の経済学部は橋爪らファシストの天下になったという。

### III まとめ

学問の歴史が示すように、学問の進歩と発展は常にその自由を阻害するものとの闘いを伴ってきた。だが、そもそも学問研究という真理探究の行為に対して、なぜ権力による不当な弾圧が起こるのであろうか。科学は、本質的に既成の権威に対しても一応は疑ってかかるという特質をもっている。この特質こそが科学の発展の原動力であるが、この科学の特質ゆえに、特定の教えを絶対化する宗教団体や、真実が明らかになることによつて、人間の自由と平等、被支配階級の解放運動が前進することを恐れる支配階級によって、科学者が弾圧されるという事態が起つたりうる。

私たちが学問の自由をどこまでも守つていかなければならぬのは、それなしには学問の実り豊かな発展がないからだけではない。学問研究の成果を人類全体のものとし、科学技術の濫用を防ぎ、それを人類福祉のためにのみ利用するという

科学者の責任を果たすために、学問の自由の確立が不可欠だからである。この意味で一般市民にとっても学問思想の自由を守る利益は計り知れないとほどの大きい。だからこそ、学問の自由を守る闘いは学者・研究者だけのものではなく、一見それが少数者の孤立した闘いのように見える場合でも、真理に対して何の脅威も感ずる必要のない一般市民との連帯を伴ってきた。私たちは、学問・思想・表現の自由が、他の基本的人権や民主主義の諸原則と同様、自明の原理原則として上から与えられたものではなく、歴史的に闘いとられてきたものであるという事実を、現実の歴史を通じてもう一度かみしめてみる必要があろう<sup>6)</sup>。法の理

念は正義であるが、その実践は闘争である。

#### 参考文献

- 1) 高木秀男『学問の自由と科学者の権利』科学堂、2007年
- 2) 高木秀男『近代日本の教育政策と科学技術体制上、下』科学堂、2011年
- 3) 松尾尊児『滝川事件』岩波現代文庫、2005年
- 4) 和田洋一「抵抗の問題」、『戦時下抵抗の研究Ⅰ』みすず書房、1968年
- 5) 松井慎一郎『河合栄次郎』中公新書、2009年
- 6) 影山剛「学問の自由と科学者の責任ということについて」『福井の科学者』27号、1981年。

(たかき ひでお 日本科学者会議福井支部)

# 科学と権力

## —学者たちによる懲戒解雇事件の意味すること—

科学の体制化と新しい個人主義が、大学解体を推し進める。それは内部崩壊に等しい。しかも、科学は教科書化され、大学も「深く専向の学芸を教授研究」する自治の機関ではなく、学校化されていく。こうした形で大学は権力に翻弄され無防備となる。だが、科学は今日、当事者が係わるパブリック・エンゲイジメントを不可欠とするようになり、新しい民主主義が模索されるようになった。ここに希望が見える。

BATOU Tadaharu  
馬頭 忠治

### I はじめに

本稿は、当事者という立場から科学と権力という問題にアプローチするものである。したがって、その叙述において、この問題に関わる事実をフォローし、本質を究明していくが、同時に私的な事例が織り込まれることになることを予めお断りしておきたい。

早速ではあるが、次のような報告から始めたい。私は、2011年4月1日に鹿児島国際大学経済学部に復帰した。教授会に出席し、授業も担当する。“人事に不正があった”として懲戒解雇されたのが2002年3月末日であったから、原職復帰は、足かけ9年に亘る裁判闘争の末に勝ち取った快挙である。

だが、こういう言い方をすると、支援していた方から顰蹙を買ってしまいそうだが、やはり、すっきりしないというのが正直なところである。自分の至らなさを弁明するようでなきけないが、まず、このことについて説明させていただきたい。そして、これを踏まえて、この事件の背後に見え隠れする「科学と権力」の今日的な構造と大学が抱える問題にアプローチしていきたい。

### II 学者たちによる懲戒解雇事件

#### (1) 鹿児島国際大学懲戒解雇事件の顛末

何故、素直に原職復帰を喜べないかというと、一つには、私は、2008年3月に最高裁で判決が確定された後の3年間は「学長気付」（学部に所属させないという身分）に合意もなく配置転換されてきたが、突然の原状回復は、この教授会出席の禁止と授業担当の禁止という処分＝報復人事をうやむやにするからである。もちろん、指摘されなければならないことは、学校法人津曲学園理事会からも鹿児島国際大学からも公式謝罪も名誉回復の措置も一切なかったことである。こうした幕引きが、完全勝訴を色褪せさせ、復帰の喜びを奪う。

私は、3月28日に瀬地山敏学長に呼ばれ、「最高裁判決の後、両教授は学長気付として復学され、研究を主にして研鑽を積んで来られました。その成果も認められましたので、4月からは正式に経済学部所属となり、講義も担当いただきます」等と記した文書を突きつけられ、捺印を求められた。そして、同じものが全教職員にメールで知らされた。だが、その後は、なしのつぶて、である。大学も無風状態である。もちろん、学長がこの学部復帰を決めたが、その本当の理由は明ら

かではない。2011年度に大学基準協会の外部評価を受けることになっているからでは、とか、新理事長の意向があったからでは等といった憶測があるが定かではない<sup>1)</sup>。

それにしても、不遜な理由を思いついたものである。これまでの遭遇は“研究不足による”という文意になっており、したがって、私は研究能力の欠如を理由に配置転換されたということになる。しかも、そう言い放って、私の屈辱と塗炭の10年に蓋をしようとする。卑怯でしかない。司法は、教員選考委員会における審議、業績評価書の作成、教授会の議事運営などのいずれの点においても懲戒事由に該当する事実は認められず、懲戒解雇は無効、また、学園がのちに行った予備的普通解雇は、解雇権の濫用として無効、という判決を下したにも拘わらず、この有様である。

## (2) だれも責任をとらない懲戒解雇事件

判決は確定した。本来なら、敗訴した当局自らが、自らの責任において、大学史の汚点となったこの懲戒解雇事件を洗い直し、私の名誉ばかりか鹿児島国際大学の名誉を回復するのが筋であろう。これが誠意ある態度であり、誇りと信頼を取り戻す、最高の学府が取るべき道である。しかも、この事件はワンマンな私学経営者が引き起こしたものではなく、また、官憲によるものでもない。著名な学者たちによるフレームアップであった。仕掛け、それに与したのは、伊東光晴、菱山泉、さらには赤岡功であり、彼らは京都大学の名誉教授を挙げるお歴々である。

しかし、さもあらん、である。だれ一人、謝罪さえしない。伊東光晴京都大学名誉教授は、学長の推薦（1994年の平田清明、1996年の菱山泉）から大学院開設準備委員会顧問（1996年）となるなどして大学改革のイニシアティブを握り、ついには津曲学園理事に就任した（2001年）。長きに亘って大学運営に深く関わってきたが、その“仕上げ”が懲戒解雇であった。弁明聴聞の席で突然、「虚偽記載」（私が作成した業績評価書が）と言い放ち、私の研究者生命を奪おうとしたのも

この理事であった。しかも、この解雇事件の直後に、人事を教授会から理事会の下の委員会におき、自らその担当理事となり、現在も居座っている。この間、随分と新しい教員が採用された。また、紹介するまでもなく、氏は、日本学術振興会の学術顧問も務めた。

赤岡功氏は、懲戒解雇のための調査委員会の学外専門委員となり、この事件に加担した（この点は私が地裁に提出した陳述書甲第59号に詳しい。いずれ公表したい）。そして、いまは公立大学の学長という重責を務める。しかも、「関西の経営学の中核メンバー」であり、組織学会の重鎮と評価される<sup>2)</sup>。

それにしても、こうした学者が教授会の意思をも踏みにじり、意に沿わない人物を解雇して追い出そうとすること自体、尋常のことではないが、判決確定後、だれもでかした事に責任をとろうとしないというのも驚きである。しかも、表立ってその無責任さを糾弾されることもない。これが今の大学であるかと思えば情けないが、現実なのである。

だからであろう。「全国国公私立大学の事件情報」のホームページに見られるように、実に受難とも言える事件が頻出する。大学が、雇い止めによって教職員を使い捨てするようになったことも象徴的であるが、吉岡直人『さらば、公立大学法人 横浜市立大学—『改革』という名の大学破壊—<sup>3)</sup>』が赤裸々に語るように、行政権力によって大学の民主主義が破壊されていくという異常な事件も引き起こされる。もちろん、鹿児島国際大学懲戒解雇事件も、語り続けられなければならない大学史に残る事件である。というのも、先に指摘したように、高名な学者でしかも京都大学名誉教授たちが、タッグを組んで人事に不正があったとして事件をでっち上げ、大学人も加担して同僚を懲戒解雇していくというのは大学史上、稀有な事件であり、決して看過されてはならないからである<sup>4)</sup>。しかも、彼らは、教員選考委員会で票決し、教授会で承認された人事案件を懲戒解雇問題にすりかえたのであった<sup>5)</sup>。

このため、全国連（鹿児島国際大学三教授を支援する全国連絡会議）や守る会（鹿児島国際大学教職員の身分を守る会、地元支援組織）が組織され運動が繰り広げられた。周知のように、京都大学は滝川事件を経験した。敗北したとはいえ、そのアカデミックな抵抗の精神は、戦前においては、『世界文化』、『土曜日』また『学生評論』などの誌上での反体制運動へとつながった。そして、戦後、反ファシズムの京都自由人協会や民主主義科学者協会の創設となり、また国家のための教育からヒューマニズムの精神による教育をめざす京都人文学園の誕生に結実した<sup>6)</sup>。鹿児島国際大学事件では、全国連が組織され、800名近い教員が「わたしたちは不当解雇を絶対許しません」と支援を呼びかけた。そればかりか、この事件の深刻さを受けとめたメンバーは、学術人権ネットワークをはじめ、大学評価学会や社会文化学会、さらにはNPO法人京都自由大学の創設に努力した。また、支援者がアップした「全国国公私立大学の事件情報」は、闘いの拠り所ともなった。

こうした取り組みについては指摘するに留めざるを得ないが、京都大学人は、こうした歴史をつくり、また創設以来、自由な学風を旨とする大学として知悉されて来ただけに、彼ら名誉教授の愚挙に驚倒させられるばかりである。とはいえ、大学を大きく変質させる何かが起こっているようにも思われる。いろいろなことが検討されなければならないが、ここでは、本稿で注記したことも含め、大事件が起きても、事件を起こした体質が温存され、何も変わらない、変えられないという大学実情について掘り下げていきたい。もちろん、教学問題を懲戒解雇事件でっち上げた張本人の一人である伊東光晴理事が、早い段階で責任をとって辞任していたら、例の7人も免責されるはずもなく、事件は違った形で終息にしたようにも思われる。とはいえ、誰も責任を取らず、大学もまるで何事もなかったかのようにやり過ごそうとする隠蔽体質は、問題構造から見て、根が深そうである。もちろん、この無責任を放置するようでは、いざれ大学は学外からは信頼を失い、学内で

は求心力を喪失して、大学の存立の命脈はいずれ尽きよう。やはり、己のレゾンデートルを問いかがら、きちんと清算する他ないようである。

### III 大学の変容と解体

#### (1) 大学自治の内部崩壊

ところで、学者たちが自らの手で自らの存在根拠である大学自治を台無しにしていく大学事情は、特殊な事象ではなくなっている。もちろん、大学自治を懸命に守ろうとする人たちがいるが、やはり、全体として、大学自体が権力的な存在となって世間と隔絶し、大学人も自治の精神から遠い存在になってしまっているのではないかという疑問は拭い去れない。

大学の建物一つ見てもそうである。その多くが豪勢で権威的である。都市空間のなかで異彩を放つほど立派で、大手の本社ビルと同じように警備が厳重でガードマンに守られる殿堂になっている。すべての人に教育を施そうと綜芸種智院を創設した空海は、「人として慈しみを持って生きるためにには、そのことを尊ぶ土地に住むのが一番であり、これを疎かにしては智慧など得ることはできない<sup>7)</sup>」としたが、今日の大学で、果たして、どんな智慧が体得できるのであろうかとも思われてくる。

学校教育法は、大学の目的について、「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする」(第52条)と定める。そして、「大学には、重要な事項を審議するため、教授会を置かなければならぬ」(第59条)としてきた。しかしながら、それに止まらず、「大学はその教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣が定めるところにより、当該大学の教育および研究…の状況について」の自己点検・評価、さらに「文部科学大臣の認証を受けた」認証評価機関による評価を受けなければならなくなつた(第69条の三)。

この学校教育法を見ても、大学は、自己点検・

評価という新しい仕組みによって、自治と政治の狭間に置かれ、自らの力でガバナンスできない存在になったことは自明である。さらには、文科省が所管する大学評価・学位授与機構は、学校教育基本法が定める学位（学士、修士、博士）を授与できるようになり、学位は、大学を卒業しなくとも取得できるようになった。学位授与権は、元来、学長選出権と同様、大学自治の要であったはずである。

また、そもそも、大学は、科学のイニシエイターではない。それは、端的に言えば、科学は、原子力や宇宙、さらには軍事防衛研究などのビック・サイエンスのために体制化され、大学の外の諸機関に膨大な知見や成果が集団的ないしは集合的に蓄積されるようになったことによる。1995年の「科学技術基本法」の制定はその典型である。科学は技術開発の振興の下僕にされた。こうして、科学という知的制度は強力な社会的権力として既成事実化し、しかもグローバルとなっていく。もはや大学はこの科学の体制化を補完する機関でしかない。そのため、研究者は、なべて専門家となり分化された領域の一端を担うが、その視野は狭く対象への全体的な視野を失い、したがって、その総合化と体系化を次第に管理者の判断に委ねて自らは全く発言しない、できないといったいびつな存在となった。そして、科学も研究者も社会からの信頼を失い、情報公開や説明責任が求められるような存在になった。

また、大学をめぐる事情は激変しており、したがってさまざまな問題が検証されなければならないが、ここでは、全体として大学への公的資金は縮減され、COE、GPなどといった競争的資金が導入されるといった問題について取り上げたい。なかでも、財政の収益主義が徹底され、より受益者負担が強まり、かつ運営費交付金を唯一の収入源とする大学と外部資金が潤沢な大学とに二分化されるようになって、大学間格差も広がっていることは見逃せない。また、文科省の2010年度の競争的資金を見ても、その4割ほどが科学研究費補助金に当てられるが、その他は、委託費として

「科学技術振興調整費」（先例となることが期待される取組み）や「戦略的創造研究推進事業」、「政策や社会の要請に対応する人文・社会科学推進事業」などに政策的に配分される。

もちろん、競争的資金は、各大学の自主財源となり財政状態を均衡化させるものではない。それは、キャリア形成や就業力アップなどといった学生ケアに名を借りた、研究にもとづく教育ではない大学プロジェクトを増産させるもので、しかも、学長が統括し推進する。また、学びの場にPDCAサイクルが持ち込まれ、出欠管理から教育方法までチェックされ評価され、「品質管理」という言葉さえ教育現場で使われる。だが、「高等教育の漸次的無償化」（国連人権規約A規約）は無視され、学生はアルバイトに追われ勉強に打ち込めない状況は放置され、一向に改善されない。

以上の断片的な考察からも、科学の体制化のなかで、大学は外見上、殿堂化し立派になったということはあっても、また、潤沢な研究資金を手にする研究者もいるが、多くの大学教員は、少ない研究費の上、さまざまな大学改革や自己点検・自己評価などで忙殺され、研究時間さえ十分に確保できず、ますます、研究者能力が殺がれ、サラリーマン化されるばかりである。つまり、時間も、全体的な視野も、さらには信頼も失って、学者は大学から「追放」されようとしているのである。そして、こうした状況が大学の新しい現実をつくっていく。大学自治も強権的に解体させられるまでもなく、内部崩壊していくことになる。

## (2) 大学の制度設計と学校化

したがって、科学の体制化のなかで、大学自治の内部崩壊と大学の国家管理とはパラレルに進行すると把捉できよう。しかしながら、根はもっと深い。この点を確かめておきたい。そもそも、大学は、帝国大学令（1886年）に見られるように、「國家ノ須要ニ応スル」ための近代制度であり、大学は政府に従属しながら、富国強兵の國づくりのエリートを育てる場であった。福沢諭吉は「学

「学者職分論」を説いて、学者は権力から独立すべきとし「明六社」に集まる知識人に期待した。だが、エリートたちは政府に吸収され、「明六社」は解体に追い込まれた。また、はじめて大学が自治のために結束し政府と対立した「戸水事件」(1905年)も、帝国教授の身分保全・特権保護のためであって、学問の権力からの独立を意図するものではなかった<sup>8)</sup>。しかも、教員組織として講座制がとられ、この制度が大学を支配した。それは、教授、助教授、講師、助手という身分制度であり、教授の権威が絶対的なものとして機能した。そのため、日本の学問が輸入学問から自由になれず、その翻訳と伝承が講座制を支え、その傳承いかんが支配的学説を維持する方法となった。そして、学問は大学という制度に囲い込まれ、学者はその科学の権威者となってアカデミズムを閉鎖的につくっていった<sup>9)</sup>。

とりわけ、戦後、日本学術会議が「戦争を目的とする科学の研究には、今後絶対従わない」(第6回総会、1950年4月)と決意表明したが、戦争責任の反省は徹底されることとはなかった。それどころか、アメリカ占領軍は日本の科学を軍事的に利用しようとさえした<sup>10)</sup>。そうしたことがあって、研究の自由も大学の自治も「結局講座制をおさえている教授の自治と自由ということになる<sup>11)</sup>」という事態は改められずに旧態依然のまま残った。経済学界にあっても、「研究者相互間に封建的な支配従属関係ができ上がって、それがそのまま国家権力につらなり、個々の学説がそれにいつのまにか役立てられている<sup>12)</sup>」という事態は温存された。

やがて、講座制のなかで、科学は職業化され、学問も科学のための科学として概論化、教科書化されていき、「学者商売」、「文学部唯野教授」などと揶揄されるような事態を招いたことは記憶に新しい。そして、指摘するだけしかできないが、「大学改革」が声高に叫ばれ、設置基準の大綱化や独立法人化を一気に押しつけられ、「深く専門の学芸を教授研究」するという目的も、それを保障する大学自治も、二義的なものに押し下げられ

ていったのである。

さらに、後で述べるような、科学至上主義が崩壊し、科学への不信が強まるにつれ、これまで科学という権威でわが身を護ってきた学者たちは、今度は、新しい権威を求めて国家や企業やその代弁者に縋ろうとするようになった。その帰結として、アメリカの社会学者マイケル・ブロイーが喝破したように、学会の中心の「専門職のため社会学」と政府や企業に役立つ「政策のための社会学」といったような「学問の下流化」をもたらすことになった。そして、「メディア知識人」や「審議会知識人」となることが「有名学者の証」となるように変質していったのである<sup>13)</sup>。

そして、ついに、改正学校教育法や大学設置基準等の法令によって教員組織の変更が施行され、講座制も解体されるに至った。すなわち、2007年4月1日から「講座制」ならびに「学科目制」の両制度は、大学設置基準から削除され、新たに「大学は、教育研究の実施に当たり、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在が明確になるように教員組織を編制するものとする」(大学院設置基準第7条第2項)と規定された。助教授は「准教授」となり、助手は研究者として准教授や教授へと道の開かれている「助教」と、研究補助や事務を担う「助手」に分けられた。つまり、若手教員の活躍を通じた教育研究の活性化を促す支援を促しつつ、講座制に代わって教員組織の個人主義化が図られたのであった。

教員組織が個人主義化され、また、先述したような、高学費が受益者負担の論理を強め、講義が資格やキャリアと結びつけられ「品質管理」されていけば、大学の学校化は、もはや抵抗できないほどに既成事実化する。そして、大学人は、教師と生徒という非対称的な関係が支配する学校制度として内実をつくっていくしかないよう追い込まれる。しかも、制度はいろいろな問題を隠すため、大学自治が解体されその妥当性や正統性を喪失しても、大学は制度としての大学であることは変わらず、制度として機能し続ける。制度という

ものは、「根拠のないところに根拠らしいものを内生する社会装置」なのである<sup>14)</sup>。そのため、国家によるこうした大学解体が社会問題として議論されることなく簡単に大学改革論にすり替えられてしまう。

しかも、大学の制度設計は、善良者の論理によっており厳格な規制は敷かれなかった。かつ設置認可も大学評価も官僚が掌握するために、大学自治は、自立した自治制度に成熟することはなかった。そのために、大学は、内部崩壊ばかりか、常に簡単に権力者に大学運営のイニシアティブを握られてしまうといった不安定な状況下に置かれてきた。こうして、有名学者が地方大学の改革に乗り出すとか、天下りで学長におさまるなど、大学に権力者が現れるることは珍しいことではなくなってきたのである。

このように、大学は制度としては大学であるが、大学自治は内部崩壊し、教員組織も講座制から個人主義へと変更され、バラバラに解体されつつあるのが実情である。しかも、学問は「下流化」し、学者も「観念の人」(L. ユーザー)となって、科学自体が社会からの信頼を失っている。となれば、大学が、今日、国家から見て、あるいは権力者から、その殆どを学校制度と変わらない制度にするしか他に道がないと判断され、そうしたものとして政策化されることは間違いないようと思われる。すでにPDCAサイクルや品質管理ばかりか、大学院重点化施策とか専門職大学院の設置などが実施された。

以上から、鹿児島国際大学で懲戒解雇事件が引き起こされ、その後もだれも責任をとらないといった事態の背後にあるものが、若干なりにも、見えてくる。やはり、問題は深刻であり、単なる一地方の私立大学の固有な問題ではないのである。起こるべくして起こったのである。また、権力者から見れば、大学制度は隙だらけなのであろう。

## IV 大学自治解体の本当の意味 —新しい個人主義の台頭—

大学の自治は、学問の自由を保証するための制度であることは間違いない。とはいっても、よく考えてみると、学問の自由を保証する制度ないしは場は必ずしも大学という造営物である必要はない。問題の本質は、学問の自由を市民権あるいは社会権としてどう発展させていくかにあるはずである。だとすると、先に述べてきたような今日の大学の学校化とその国家管理は、市民の学習権の剥奪を意味する。それは、現代のところ、市民が、学問のリテラシーを習得する場が大学の他にないためである。したがって、市民が、市民による自立した学びや批判的で独創的な問いを育むリベラル・アート（自由になる教育）の習得機会を大学解体という形で篡奪されれば、市民は自らの社会をつくる力も持てないまま市場に放り込まれることになりかねない。

しかも、市民が抱える問題は深刻になるばかりである。中でも指摘すべきは、消費社会はひとり暮らしに不自由が生じないほどに商品化され、後はパソコン情報が社会の窓口になるといったいびつな個人主義である。しかも、これには、視覚と聴覚の刺激を消費する生活に馴らされて思考停止に陥り、感性が鈍るというサウンド・バイト(sound・bite)という問題が付随する。すなわち、マスメディアでは、音の強弱や光の点滅などによって不安や衝動、幻想といった人びとのサブリミナル（潜在意識）を操作するテクニックが駆使される。そして、テレビなどのメディア産業は文化を創造するのではなく大衆を扇動する社会装置となり、消費するだけの受け身の人間をつくる。また、私たちは執拗に単純化され特定化されたものを見せられ、背景にある社会の文脈や有機的な関係など捨象されて、脱政治化されるのである<sup>15)</sup>。

また、職場では、人びとは、正規と非正規、一般職と専門職などと区別され、さらには成果主義

で競争を強いられる。燃え尽きるか、使い捨てられるかといった環境で、不安と焦燥に苛まれながら、自己実現のための、情報をキャッチし、エンプロイアビリティを絶えず自己調達するといったコンピテンシーが押しつけられる。しかも、それができないのは怠惰であり責任をとろうとしないからだと非難され、時には排除されながら、つまり、問題構造はそのまま放置されながら、である。

以上からも、社会と対抗する前に、努力が足りない、能力がないと自分を責めるように仕向けられ、かつ、「やらなくてはいけない」とか「こうあるべき」という論理が強く働く新しい個人主義社会がつくられようとしていると理解されよう。また、医学博士である梅原純子が指摘するように、この論理が過度に強められると、自分の欲するものが見えないと、何をやりたいか分からなくなるという。そして、“食べたいものより食べるべきものを優先する”といったような自己選択を繰り返し、感情表現が抑圧され続けるようになり、結果、心身を病んだり、人の成功をねたんだりするとか、さらには自尊心さえ喪失するという<sup>16)</sup>。ちなみに、2006年の改正労働安全衛生法は、「心身の状態を把握し…必要な指導を行うこと」(第66条の8)とし、社員の心の病に関する会社の不作為が問われるようになったほどである。

さらに指摘されなければならないことは、社会が、「無縁社会」となり、関係性の貧困が支配する個人主義の社会となっていることである。福祉国家が解体され、福祉が就労に一元化され、ワーキングインテグレートされようとしている。そして、貧困は警察の取り締まりの対象となり、社会から排除された人は刑務所を終の棲家とするようになる<sup>17)</sup>。その刑務所もビジネス化されようとしている。

だとすると、自己責任に収斂させる個人主義に対抗する文化、あるいは平和と自由は、一体、どこで準備し、擁立していくべきいいのであろうか。もし、大学がこのプリミティブな問題に立ち向かっていかないとしたら、大学は一体、どのよ

な社会制度であるというのか。残念ながら、こうした問い合わせが発せられる以前に、大学改革が押しつけられていくのが現実である。しかも、その中、大学人の多くは、正直なところ、右往左往するか、ひどい場合は保身に走り、また、大学自治で制度的に解決できるはずもないと首鼠両端を持しているのが本当のところではなかろうか。大道が廢れれば、「大学人の自立性のなさと堕落」が問題となるのも必然となろう<sup>18)</sup>。また、知識人でさえ、これまで毀譽褒貶の的になってきたし、クリストフ・シャルルによれば、もともと、知識人とは軽蔑的なニュアンスを帯びたものであったことも理解されてくる<sup>19)</sup>。

何より、こうした形の大学解体は、前述のごとく、市民を置き去りにする。そして、市民が自立するための学習権とその民主主義のアソシエーションを失えば、市民はアイデンティティの危機でさえ、ただ消費によって代償するしかなくなる。こうして、大学は新しい個人主義に包囲され、しかも科学からも市民からも分離されるばかりで、八方塞りとなっている。大学問題の本質は、大学自治などの大学制度の危機というよりは学問の自由と生存の危機にあり、それだけに深刻である。

## V 教育の商品化と権力の再定義

ところで、学校はどのような社会制度であるのか。指摘するまでもないことかも知れないが、学校は、子どもであるがゆえに、非対称的な教師一生徒という関係のもとで、型どおりの教育によって共通の経験を重ねる場であり、かつこの一種独特な秩序のなかで選抜され差別化＝個性化されるところであると理解されよう<sup>20)</sup>。I・イリイチ『脱学校の社会』が批判するように、学校は子どもたちは、教師の指示に従い、その権威を受け入れ身体化させることを学習し、産業社会の維持・発展に適合した思考行動様式を身につけるところでもあるのである。大学もそうなろうとしている。

もちろん、学校は、他の社会領域から切り離され、相対的に自立する社会制度であり、したがって、その存立の正統性を自己調達する。しかも、それは、学校がおかれた時代背景や社会的文脈によって異なる。戦後はメリトクラシーが強まる中で、学校は職業と接合することが強調された。しかし、最近では、その接合に代わって、教育の個性化と個別化と「心の教育」が押しつけられる。もちろん、大学もこの新しい動向に無関係ではないし、無関心でおれない。

とりわけ、義務教育では、いじめによる自殺や97年の神戸の酒鬼薔薇事件があって、スクールカウンセラーが配置され、「心の教育」を取り沙汰されるようになった。そして、学校は、「知識」と「理解」による集団学習から、個人の「情意」つまりエモーションや意思に関心が集まり、個人のやる気を動機づけ、また格差の怨念を臨床心理学的なカウンセリングで鎮めることで、一人でも自発的に活動できる個人を育てる教育に転換されていると言う<sup>21)</sup>。また、「生きる力」が新学習指導要領の原則にされ、中教審の答申（96年）は、これを「いかに社会が変化しようと、自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力」等のことだと定義するようになる。つまり、問題が立ちあがってくる構造や条件を究明し、それを批判し対抗することよりは、自分の力でどれだけ解決できるかが問われ、それに失敗すればまず自己能力が問われるという新しい個人主義がつくられようとしているのである<sup>22)</sup>。

しかも、この個人主義は次のような新しい教育問題を発生させる。たとえば、「問題を感じる力も、自らの力と責任で問題状況を開拓するための態度も能力も身につかない。むしろ逆に、解決可能な問題に立ち向かうことを『めんどくさい』と感じ、…できるだけさけようとするようになる<sup>23)</sup>」とか、さらに、「必要なものは、いま・この社会（国家や企業）に役立つと考えられている知識・情報・技能になる」といった問題が突きつけられる。このように、学習者のその都度のニーズ

が優先され、整合性もなく、中身の薄い単純な知識・情報・スキルが切り売りされることになる<sup>24)</sup>。

商品化は教育をいびつにしながら、個人主義を徹底し、人間と社会を解体していくようで、恐ろしくなるばかりである。もちろん、権力それ自体も変容させていく。権力論をパーソンズ、ルーマン、フーコーに学んだ大庭健が述べるように、権力は、「政治権力」（=国民国家の生殺与奪の力）として総括される過程において検証するのではなく、各自の生を保障する内在的・相互的な影響力に微分して、人間を異なるモノに差異化し、エゴイズムへと回収する力やイジメの力と把捉されるべきものとなる<sup>25)</sup>。

つまり、商品化の世界のなかで、「我々は常にそのつど、システムに参与しつつ自己を再生産している」のであり、したがって、このシステム社会では「諸可能性の考慮を不必要とする選択圧」として権力は再定義され、人びとに「理解・応接の選択の幅を指定する」し、このコードのもとで異議申し立てが許容されていくのである。そのため、権力は各人の「生を支える力」の対立物と捉えられなくなるのである<sup>26)</sup>。このように、権力は、構造的というよりは、メディア的な存在となって私たちの生を再生産するのである。そして、自らも思考停止の罠に陥るばかりか、自分がメディア化した権力にその正統性を与える存在ともなる危険と隣り合わせになる。そして、人びとは権力を「生」の力と対立するとは感じなくなり、時に権力に親和的となり、支配者の片棒を担ぐことに抵抗もなくなってしまうのである。それだけに、反対するには一身を賭すようなエネルギーが必要となる。

であるからこそ、批判し、本気に憤り、抗議し、絶対、許さないという社会の強い意思と学問の自由をどのようにつくっていくのかという脱権力論が、不可避となるのであり、しかも、それは学者の問題というよりは、時代が探求すべき市民的テーマになるのである。

## VI 科学の体制化の限界と 民主主義

大学と大学人は、新しい個人主義に飲み込まれる存在となってしまった。権力に対しても無防備である。このままであれば、国家管理され学校化されるばかりとなろう。それもこれも、大学が科学からも市民からも分離するようになったからである。したがって、大学は、科学の在り方を問い合わせ、科学を市民のものにすることなくしては、その再生はあり得ないと言えよう。こうした視点から、最後に科学史を簡単に振り返って、本稿を閉じていきたい。

近代科学は、19世紀、哲学から分離し「科学の世紀」をつくった。20世紀は、科学は戦争や安全保障と直結し、原子力エネルギーが商品化された。さらに、21世紀は生命や宇宙に行き場を求めるようになった。この歩みは科学の体制化のプロセスであった。つまり、科学はその科学を推進する機構に依存しなければ、したがって、そこに莫大な予算と人員を動員しなければ、開発できないほどに体制化していった<sup>27)</sup>。

だが、70年代を通して、科学の体制化は転機を迎える。環境アセスメントやテクノロジーアセスメントという発想が生まれ、72年には米国政府は、連邦議会が行政府の研究開発政策をチェックするための技術評価局（Office of Technology Assessment）を設立する。それは科学技術の革新性や利便性ばかりではなく、その危険性にも注目するようになったからである。ちなみに、前年には、ラルフ・ネーダーはパブリック・シチズンというNPOを発足させている。とはいっても、このアセスメントは、当初は、パブリック・アクセプタンスの思想で設計され、科学技術の導入を前提とする、「正しい科学的知識」の教育による人びとの不安や懸念を解消し、かつそのリスクを受容することが課題にされたに過ぎない<sup>28)</sup>。

ところが、86年にデンマーク会議にデンマーク技術委員会が設置されると流れは一変し、アセ

スメントの主体は科学者や行政官といった専門家からその技術の影響力を受ける社会主体（消費者、環境保護団体、患者、労働組合、市民）へと、参加型に変わった。その参加型アセスメントの手法の代表格が1987年に開発された「コンセンサス会議」である。これは、「運営委員会」が「市民パネル」と「専門家パネル」を組織し、その討議と提案を公表し、政策に反映させていくというものである<sup>29)</sup>。

ここで、改めて「コンセンサス会議」がデンマークにおいて何故、開発され支持されるのか、その背景と理由について立ち入れないが、デンマークの社会教育家であるハル・コックが言うような民主主義、すなわち「自分のものにすべき生活形式」であるとするデンマーク民主主義と無縁ではないことは指摘しておきたい<sup>30)</sup>。敷衍するならば、「決定なのは民衆的なことばであり、建設的な対話であって、それが、人間の共同性の創造への参加を可能にするし、私たちの生き生きとした生活とその条件を説明できる<sup>31)</sup>」とか、さらには、「対話や協議、相互の尊重と理解、そしてそこから生まれる全体利益にたいする感覚によって規定される<sup>32)</sup>」と捉えられる民主主義の成熟があつてのことだと考えられるのである。

また、アメリカにおいては、冷戦の終焉とともに、それまで国家安全保障という大義に秘匿された軍事研究や基礎研究が納税者の目に曝されたことは決定的であった。そして、『国益の中の科学』(1996年)が公刊され、新たな国益のための科学技術が標榜されるようになったのである。また、英国でのBSE(牛海綿状脳症)問題がそうであるように、科学への信頼を喪失するようになったことは、確かに、決して無視できない。実際、英国では、「人への感染リスクは極めて小さい」とした政府のサウスウッド委員会の結論が、ヤコブ病の発症で、否定されるようになり、科学ばかりか企業と政府に対する「信頼の危機」を招いた。そして、市民も参加する「対話」による政策決定という「公共的関与」(public engagement)というスタイルを取られる

ようになつた<sup>33)</sup>。

しかも、科学がヒトゲノム、遺伝子組み換え、クローン、臓器移植など生命に関わるようになれば、市民の科学への関与とこれを管理しようとする権力のバイオポリティックスは避けられなくなり、生命倫理すら問われるようになれば尚更であり、参加型のアセスメントは必至となる。

こうした脈絡とは異なるが、福知山線脱線事故調査報告書に関わる検証メンバー・チーム『JR西日本福知山線事故に関わる不祥事問題の検証と事故調査システムの改革に関する提言』(平成23年4月15日)は、歴史に残るパブリック・エンゲイジメントであり、高く評価されるべきであるばかりか、一般的な市民エンゲイジメントとして発展させるべきものである。是非、紹介しておきたい。

この多数の死傷者を出した平成17年4月25日の列車脱線事故をめぐり、国家行政組織法の第3条を根拠とする運輸安全委員会が組織されたが、JR西日本社長らの求めに応じた事故調査委員の漏えいと同社長からの再考による書きかえという不祥事が発覚した。そして、この信頼の危機を克服するために第三者による徹底的な検証作業が求められ、12名からなる検証メンバー・チームが設けられた。大学教授や弁護士、作家の他は、事故に關係する遺族や負傷者(その家族も含む)であり、こうした方が「検証作業に参画するのは、我が国の歴史の中でも極めて稀な事例である<sup>34)</sup>」。

しかも、このチームは、警察や検察が行う犯罪捜査(過失責任や個人責任を問う)とは異なり、事故の再発防止や被害の軽減を目指した。そのため、事故調査は、事実を収集し、明確に言えることを積み重ね、しかも、100%客観的な事実が分からなくても、その可能性が70%でも50%でも、それが事故の再発防止や被害軽減に役立つことであれば、その改善措置を提案した。さらに指摘すれば、事故調査は、資料提出命令を出させたばかりか、個人の罪を問うものではないとの説明の上で得られた口述聴取を事故原因の究明に役立てるように工夫した<sup>35)</sup>。また、遺族らは「4・25ネット

ワーク」を組織して調査し議論してきたが、その成果をJR西日本とともにシンポジウムを事故から6年後開催し公表もしている。

こうした当事者である企業と遺族が事故に直接向かい合い、原因の究明と改善策を探求するというパブリック・エンゲイジメントは、新しい科学の在り方を示すものであり、これまでの科学と権力の関係を変えていくものだと思われる。一筋の光明は、学問と市民のアーティキュレーション(接合)によって民主主義を人びとの生活形式にすることにあることを教える。大学もこの可能性を追求するところに未来がありそうである。

## VII おわりに

このままでは、個人主義が徹底されるばかりで、心までも商品化され、やがて「人体の商品化<sup>36)</sup>」も日常化し、商品による人間の「奴隸化」にストップがかけられなくなってしまう。しかも、権力もますますメディア化し、思考停止の罠を仕掛ける。そのため、民主主義よりも権力の方が身近な存在となりかねない。

大学は、こうした個人主義と消費社会と権力構造から自由でならなければならないが、困難としか言いようがない。それは、基本的には科学の体制化のなかで大学自治は内部崩壊し、大学は、学問の自由を市民のものにする制度ではなくなっているからである。他方で、学校という特殊な社会領域が堅固につくられ、それを制度化して権威づけて人間を序列化するといった国家の統治機能としての学校教育が着々と推し進められている。大学も、改革で忙しくさせられ、教育の商品化と学校化に歯止めがかからない。知が政治の道具にされていると言ってもよい。象牙の塔に巢くう陳腐なエリートが問題なのではない。原子力資料情報室を主管した高木仁三郎がかって看破した周知の「議論なし、批判なし、思想なし」の「三ない主義」こそが問われなくてはならない。したがって、こうした点から社会が総点検されなければならないが、その際、私たちは、権力者が全体的な

権力を手中に收めようとするとファシズムが現れるという歴史の教えを忘れてはならない。

とはいえる、科学の体制化もさまざまな問題を抱え、新しい科学の在り方が求められるようになつたことも事実である。科学が専門家と大衆しかつくなかったことが反省され、市民によるパブリック・エンゲイジメントに衆目が集まっている。市民の出番が不可避で、市民の意思と力が民主主義の信頼を高め、社会を決定していくと言つても、決して過言ではない。私たちは、市民として、人間として想像する以上に深刻な問題を抱えながら、ある臨界点に立たされているのである。

であれば、新しい科学と脱権力のためにも、『沈黙の春』の著者レイチェル・カーソンの「知ることは感じることの半分も重要ではない」という言葉をかみしめたい。カーソンは、世界は、いつも生き生きとして美しく、驚きと感激に溢れている。しかし、それを享受するには澄みきった洞察力と畏敬すべきものへの直感力が欠かせないといふ。「地球の美しさについて深い思いを巡らせる人は、生命の終わりの瞬間まで、生き生きとした精神力を保ち続けることができる」とする<sup>37)</sup>。あらゆる権力に立ち向かう人間の強い意思も民主主義への信頼もこのセンス・オブ・ワンダーを始原にしてはじめて湧きあがってくると考えられる。そのためにも、大学人は、小さなアカデミズムとその自治に閉じこもらずに、市民とともに調査研究し、集団的討議と実践を積み重ねて、市民が学問と教育を自己のものにするといった、科学と権力を市民のもとにおくための統一戦線を組むしかない。鹿児島国際大学懲戒解雇事件はこうしたことを教える。

### 注

- 1) この事件を指揮した菱山泉学長・理事長は2007年に死去し、また、事件当初から大学事務局長であり学園理事であった野村陸仁氏も2011年3月末日で退職した。また、2009年4月から新理事長に創立者の孫津曲貞利氏が就任した。こうしたことが重なった。
- 2) 「赤岡功県立広島大学理事長・学長（京都大学名誉教授）に聞く」『組織科学』2010年、Vol.44, No.1。

3) 吉岡直人『さらば、公立大学法人 横浜市立大学—『改革』という名の大学破壊—』下田出版、平成21年。

4) さらに、信じられないことであるが、菱山学長の側近となつて事件のきっかけをつくった教員らは、未だ「健在」である。教員採用に関して、7人は示し合わせたかのように教授会を退席し、後日、学長に「上申書」を提出し、菱山学長は、この側近の言質を鵜呑みにして懲戒解雇事件となつたが、その仕掛け人7人からも、反省の弁は一切聞こえてこない。また、悲しいかな、そのことが学内では一切問題にならない。しかも、この教員選考委員会で主査を務め、上申書を出したH教授は剽窃の疑いがあるとその証拠資料が裁判所に提出され、疑惑が噴出したが、学術担当の伊東理事は無視し続ける。

そればかりか、これまでに7人の内の3人は副学長（非選挙）におさまり、現在でもK教授が務める。さらに、彼らのほとんどが大学院の担当教員となり、しかも研究科長を歴任する。経済学研究科ではW教授がK教授の後任となり、国際文化研究科ではS教授が就く。また、記憶に新しいことであるが、学長の側近となつた彼らは、教員有志と名乗ってHP「坂之上通信」（世話人：林和弘、呼子徹、衣川恵）で私たちの名誉を著しく毀損した。

この下品としか言いようのないウェッブサイトの主宰者である衣川恵教授は、岩波書店の雑誌『世界』（2003年1月）に投稿された「大学は今——一つの焦点としての研究者の人権問題」に対して、勝手な「反論」を『世界』に投稿し、2003年3月号掲載された。この点にも触れておきたい。まず指摘すべきは、その内容たるは誹謗中傷の類いのものでしかなく、私たちの名誉を著しく毀損するものでしかなかったという点である。しかも、すでに地位保全等の仮処分申請が認められていた。また、衣川教授は、当該大学の教員であることを隠しての投稿であり、特定の意図にもとづくものであることは歴然としていた。名のある総合雑誌『世界』がよくもこんな卑劣なものを掲載したものだと呆れるが、事実である。

そればかりではない。『世界』は、私たちの衣川論文に対する反論掲載を拒絶した。結果、『世界』誌上で、私たちが名誉回復する機会さえ奪われた。「鹿児島国際大学三教授を支援する全国連絡会」も抗議したが、なしのつぶてである。これが岩波書店の取る態度かと落胆するばかりであるが、学術体制ばかりか、出版界にあっても、「強者の論理」が働くようである。ともあれ、この事件は、岩波文化人が牽引する異彩の雑誌、『世界』をも巻き込んだ事件ともなった。

- 5) この懲戒解雇事件が、菱山泉学長による大学の私物化とその側近政治などによるハラスマントを遠因とすることについては、既に考察している。馬頭忠治「ア

- カデミック・モビングと大学運営」シリーズ「大学評価を考える」編集委員会編『アカデミック・ハラスメントと大学評価—より開かれた大学をめざして—』大学評価学会発行、晃洋書房、2007年。
- 6) 山㟢雅子「戦前・戦後の学習文化運動と京都」市民科学研究所『市民の科学』第3号、2011年7月、参照。
  - 7) 空海『綜藝種智院式并序』綜藝種智院式并序刊行委員会、平成14年、27頁。
  - 8) 廣重徹『科学の社会史』中央公論社、1982年、31～32頁。
  - 9) 馬頭忠治「学者社会の病理としての懲戒解雇事件」『市民の科学』2010年第2号。
  - 10) 島恭彦『戦後民主主義の検証』1970年、213～214頁。
  - 11) 同上、219頁。
  - 12) 島恭彦、前掲書、231頁。
  - 13) 竹内洋『学問の下流化』中央公論新社、2008年、7～13頁。
  - 14) 森田雅憲「商品の制度化とランドマーク商品」石川健治郎編著『ランドマーク商品の研究②』同文館、平成18年、5頁)。
  - 15) 小田玲子『サウンド・バイト：思考と感性が止まるとき—メディアの病理に教育は何ができるか』東信社、2003年。
  - 16) 梅原純子「創造力育成は料理から」『日本経済新聞』2011年6月6日。
  - 17) 山本謙司『累犯障害者』新潮社、2006年。
  - 18) 『世界』2002年12月号の特集「大学—『改革』という名の崩壊」。
  - 19) 『「知識人」の誕生 1880—1900』白鳥義彦訳、藤原書店、2006年。
  - 20) 山田哲也「文化装置としての学校」、小谷敏他『若者の現在 労働』日本図書センター、2010年、186頁。
  - 21) 小沢牧子「心の教育を超えて」『現代思想』2009年4月号、87頁。
  - 22) 小沢牧子・中島浩籌『心を商品化する社会—「心のケア」の危うさを問う—』洋泉社、2004年、2004～2011頁。
  - 23) 松下良平「リキッド・モダンな消費社会における教育の迷走—文化と消費の抗争—」『現代思想』2009年4月号、121頁。
  - 24) 同上、122頁。
  - 25) 大庭健『権力とはどんな権力か—統・自己組織システムの倫理学—』1994年、334頁。
  - 26) 同上、279～280頁。
  - 27) 廣重徹、前掲書。
  - 28) 小林傳司『トランス・サイエンスの時代—科学技術と社会をつなぐ—』NTT出版、2007年、184～185頁。
  - 29) 平川秀幸『科学は誰のものか—社会の側から問い直す—』NHK出版新書、2010年、57～60頁。
  - 30) ハル・コック『生活形式の民主主義—デンマーク社会の哲学—』小池直人訳、花伝社、2004年、16頁。
  - 31) 同上、18頁。
  - 32) 同上、27頁。
  - 33) 平川秀幸、前掲書、62～66頁。
  - 34) 『JR西日本福知山線事故に関わる不祥事問題の検証と事故調査システムの改革に関する提言』(平成23年4月15日)、2頁。
  - 35) 『JR西日本 福知山線列車脱線事故 事故調査報告書に関する解説』同上書、所収、2頁。
  - 36) 米本昌平『バイオポリティクス—人体を管理するはどういうことか—』中公新書、2006年。
  - 37) レイチェル・カーソン『センス・オブ・ワンダー』上遠恵子訳、新潮社、1996年、50頁。

(ばとう ただはる)

# マルクス経済学と マクロ経済動学

最適成長論をマルクスの再生産表式に書き直し、価値と価格の理論を論じることができ得ることを示した。

KANAE Ryou  
金江 亮

## I はじめに

価格決定の理論として、マルクス経済学は労働価値説、近代経済学は限界原理に基づいた説明をしている。この2つはどういう関係にあるのだろうか。それを調べるために本稿では、マクロ経済動学の2部門最適経済成長モデルをマルクス経済学の再生産表式に書き直して、投下労働量で決まる価値と限界原理で決まる価格を比較する。

これは参考文献に挙げた先行研究でも行われているが、本稿では特に、最適成長論の定常状態に限定し上で簡単な数値例による説明を行うことで、価値と価格との関係を統一的に説明したい。

## II 労働価値説

道具しかない封建制の場合は、労働集約度が極めて高く生産手段の投入は無視できるため、投下労働価値説は理解しやすい。しかし、資本主義では労働のみで生産を行うことの方がむしろ珍しく、機械と労働によって生産を行う。よって、生産にどれだけ機械や労働が貢献するかによって価格が決定されると考えるのが限界原理である。

しかし、機械自身もそもそも別の機械と労働で生産される。さかのばれば、労働のみで生産されているのである。労働は、唯一の本源的生産要素なのである。

例を挙げよう<sup>1)</sup>。機械1台が労働1/3時間と機械2/3台の割合で生産されているとする。簡単のため、機械は生産に用いられると1回で完全に消耗してしまうとする（減価償却率100%）。そうすると、

$$\text{機械1台} = \text{労働 } 1/3 \text{ 時間} + \text{機械 } 2/3 \text{ 台}$$

と表せる。しかし、この機械2/3台自体も労働と機械で生産されていると考えられ、次々にさかのばって考えれば

機械1台

$$\begin{aligned} &= \text{労働 } 1/3 \text{ 時間} + \text{機械 } 2/3 \text{ 台} \\ &= \text{労働 } 1/3 \text{ 時間} + \text{労働 } 1/3 \times 2/3 \text{ 時間} + \text{機械 } \\ &\quad 2/3 \times 2/3 \text{ 台} \\ &= \text{労働 } 1/3 \text{ 時間} + \text{労働 } 1/3 \times 2/3 \text{ 時間} + \text{労働 } \\ &\quad 1/3 \times 2/3 \times 2/3 \text{ 時間} + \cdots \\ &= \text{労働 } 1 \text{ 時間} \\ &\text{となる}^2)。 \end{aligned}$$

以上で、生産物は究極的には労働のみで生産されることが示されたが、これだけでは不十分である。というのは、生産をするのに複数の生産方法がある場合の選択=最適化行動が考慮されていないからである。

### III 最適成長論

同じ財を生産するのに複数の生産方法がある場合に、どの生産方法を採用するのが最適であろうか。近代経済学の最適成長論では、それは生涯にわたる効用を最大化するように各時点で技術選択を行うと考えるのである。生涯効用というのは、将来の効用は現在の効用より割り引いて評価し、それを全生涯にわたって足し合わせたときの効用の総和のことである。

そして最適成長モデルでは外部性がなければ、万能の社会計画者が最適になるように求めた解が、市場経済の下での解と一致することを示せるのである。簡単に言えば、2部門最適成長モデルはマルクス経済学における再生産表式に対応するのである。

ここでは、以下のモデルを考える。

$$(i) \begin{cases} \text{資本財生産部門} & \dot{K} = (1-s)L - \delta K \\ \text{消費財生産部門} & Y = K^\alpha (sL)^{1-\alpha} \\ \text{総効用} & U = \int_0^{\infty} e^{-\rho t} Y dt \end{cases}$$

$\delta$  は減価償却率で、 $K$  は資本、 $L$  は労働、 $Y$  は消費財、 $\rho$  は時間選好率で正の値、 $s$  は労働  $L$  を生産財と消費財に配分する比率であり 0 以上 1 以下の値である。社会計画者は、労働  $L$  を生産財と消費財の生産に振り分けなければならないが、すべてを消費財生産にまわす ( $s = 1$ ) と生産財が生産されないし、すべてを資本財生産にまわす ( $s = 0$ ) と、消費財が生産できないので、適度に振り分けなければならない。それは時間選好率  $\rho$  で決定される。時間選好率  $\rho$  は小さく 0 に近いほど将来をそれほど割り引かず、大きいほど現在を重視することになる。

また、このモデルは社会全体での生産の状態を表しているだけであって、階級は扱われていない。資本の所有者は家計であり、企業は家計から資本をレンタル料を支払って借りて、生産に用いる。

ここでは簡単のため、 $\alpha = 0.5$ 、 $\rho = 0.02$ 、 $\delta = 0.04$ 、 $L = 1$  とする<sup>3)</sup>。

消費財生産関数は、コブ・ダグラス型といわれるものである。資本  $K$  と労働  $L$  の関数であるが、線型でないため技術選択がある。例えば、 $K=4$ 、 $s L=4$  でも、 $K=16$ 、 $s L=1$  でも  $K=1$ 、 $s L=16$  でも同じ  $Y = 4$  だけが生産される。同じ分量を生産するのに、複数（無限）の生産方法がある。

このモデルは、市場経済モデルとも解せる<sup>4)</sup>。消費財価格を 1 に基準化する。資本財価格を  $p$ 、資本のレンタル率を  $R$ 、名目賃金率を  $w$  とすると資本財企業の利潤は、 $p(1-s)L - w(1-s)L$  消費財企業の利潤は  $Y - RK - wsL$  となる。これらは各企業の利潤最大化の結果 0 になり  $Y_{sL} = p = w$ 、 $Y_K = R$  となる<sup>5)</sup>。

その結果、定常状態では<sup>6)</sup>

$$K = \frac{\alpha}{\rho(1-\alpha)+\delta} L = 10$$

$$\delta K = (1-s)L \quad \text{より} \quad s = 0.6$$

$$Y = K^\alpha (sL)^{1-\alpha} = \sqrt{6}$$

$$p = w = Y_{sL} = (1-\alpha) \left( \frac{K}{sL} \right)^\alpha = \frac{5\sqrt{6}}{6}$$

$$R = Y_K = \alpha \left( \frac{K}{sL} \right)^{\alpha-1} = \frac{\sqrt{6}}{20}$$

となる。これから、

$$\text{資本財企業での総産出額} \quad p(1-s)L = \frac{\sqrt{6}}{3}$$

$$\text{資本財企業での労働への支払い額} \quad w(1-s)L = \frac{\sqrt{6}}{3}$$

$$\text{消費財企業での資本への支払い額} \quad RK = \frac{\sqrt{6}}{2}$$

$$\text{消費財企業での労働への支払い額} \quad wsL = \frac{\sqrt{6}}{2}$$

$$\text{労働への全支払い額} \quad wL = \frac{5\sqrt{6}}{6}$$

となる。

次節以降では、定常状態に限定して価格と価値の再生産表式を考える。

#### IV 価格表示の再生産表式

再生産表式において、不变資本  $C$ ・可変資本  $V$ ・剩余価値  $M$  の値を (i) からどう決めればよいであろうか。

資本のレンタル料を不变資本に、実際に払われた賃金を可変資本としたり、また資本所有者を再生産表式に組み入れるといった考え方もあり得る。しかしここでは、不变資本  $C$  は資本の減価償却分であるとし、可変資本  $V$  はその部門の労働者が実際に生活において消費する消費財の量であるとする。不变資本は生産過程で生産物に価値がすべて移転し、労働力の価値は労働者が実際に消費する生産物の価値に等しいと考えるからである。

表 1

	$C$	$V$	$M$	合計
資本財部門	0	$(1-s)Y$	$(1-s)(wL-Y)$	$p(1-s)L$
消費財部門	$p\delta K$	$sY$	$Y-p\delta K-sY$	$Y$

数値を代入すると

	$C$	$V$	$M$	合計
資本財部門	0	$\frac{2\sqrt{6}}{5}$	$-\frac{\sqrt{6}}{15}$	$\frac{\sqrt{6}}{3}$
消費財部門	$\frac{\sqrt{6}}{3}$	$\frac{3\sqrt{6}}{5}$	$\frac{\sqrt{6}}{15}$	$\sqrt{6}$

となる。資本財部門の剩余がマイナスになってしまう。

表 2

	$C$	$V$	$M$	合計
資本財部門	0	$(1-s)vY$	$(1-s)(L-vY)$	$(1-s)L$
消費財部門	$t\delta K$	$svY$	$vY-t\delta K-svY$	$vY$

数値を代入すると

	$C$	$V$	$M$	合計
資本財部門	0	0.4	0	0.4
消費財部門	0.4	0.6	0	1

となる。

剩余価値は、生産された財の価値から不变資本と可変資本の価値を差し引いた残りとする。

表 1 参照。

#### V 価値表示の再生産表式

価値で測った再生産表式でも同様に考える。資本財、消費財 1 単位当たりの価値をそれぞれ  $t, v$  とすると、資本財部門では労働  $(1-s)L$  だけ投下して  $\delta K$  だけ生産するので  $t\delta K = (1-s)L$  となり、消費財部門では労働  $sL$  と資本を用いて生産するが、資本は減価償却分だけ価値が移転するので  $vY = t\delta K + sL$  となる。

その結果、定常状態では資本財価値  $t=1$ 、消費財価値  $v = \frac{\sqrt{6}}{6}$  となる。

表 2 参照。

## VI 結語

では、価値と価格が対応しているか調べよう。

資本財と消費財の相対価値比は  $\frac{t}{v} = \sqrt{6}$

資本財と消費財の相対価格比は  $\frac{p}{1} = \frac{5\sqrt{6}}{6}$

となり、乖離が生じている。

簡単な数値例を用いて、限界原理に基づく最適成長論モデルにおいて、価格レベル・価値レベルで定常状態に限ってはいるが、再生産表式を数値例で求めた。結果、価格レベルでの再生産表式では資本財部門の剩余価値が負になるという不思議な事態が生じた。限界原理でもとめる価格付けは、マルクス経済学の枠組みと違いがあることが分かる。しかし、両部門の価格表示での剩余価値の合計は0である。これは定常状態とは単純再生産のことであることからは自然な結論である。また、価値表示では各部門共に剩余価値が0となった。

また、資本財と消費財の相対価値比と相対価格に乖離が生じている。これらは時間選好率  $\rho$  に起因すると思われる。効用の最大化と、価値の最小化は関連はあるが、少し異なった問題であることも推測できる。

マルクス経済学の再生産表式をマクロ成長論のもとで扱えるし、その逆にマクロ成長論を価値レベルで扱い再生産表式を求める事もできる。現代マクロ経済動学も、マルクス経済学の延長線上で捉えられることが分かる。

最後にレフェリーによる細かい計算間違いに至るまでの詳細なコメントに感謝します。

### 注

- 1) この数値例は大西（2004）による。
- 2) 初項  $a$  公比  $r$  の無限等比級数の和は  $a/(1-r)$  である。ここでは初項  $1/3$  公比  $2/3$  である。
- 3) 簡単のため、瞬時の効用関数を  $Y$  としている。こうすることにより、消費財生産現場での資本労働比率  $K/(sL)$  が毎期一定になり、計算が著しく単純にな

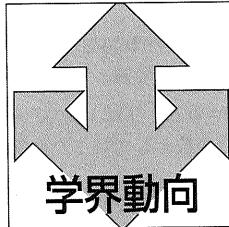
る。

- 4) ハミルトニアンを用いた厳密な計算方法は金江（2008），Onishi and Tazoe（2011）を参照。
- 5)  $Y_{sL} = (1-\alpha)K^\alpha(sL)^{-\alpha}$ ,  $Y_K = \alpha K^{\alpha-1}(sL)^{1-\alpha}$  である。 $Y_{sL}$  は労働投入  $sL$  を一つの変数として扱った偏微分を表す。
- 6) 本論文はこれ以降変数はすべて定常値である。正確には\*をつけるなどして定常値を明確にする方がよいが、繁雑なので省略した。
- 7) レフェリーの指摘による。しかし、ここでは本文の記述のように扱った。レンタル費用・名目賃金率を不变資本・可変資本とした場合は今後の検討課題といい。

### 参考文献

- 大西広（2005）「市場と資本主義の関係についての史的唯物論的理解について」季刊経済理論 第42巻第1号 pp.4-11。
- 大西広・藤山英樹（2003）「マルクス派最適成長論における労働による資本の『搾取』」京都大学経済学研究科 Working Paper No.J-33。
- 大西広・金江亮（2008）「『マルクス派最適成長論』の到達点と課題」『立命館経済学』第56巻第5・6号 pp.663-672。
- 大西広・山下裕歩（2003）「新古典派成長論型マルクス・モデルにおける資産格差と時間選好率格差 - ローマー的“搾取”への影響-」『政経研究』第81号 pp.18-26。
- 金江亮（2008）「『マルクス派最適成長論』の現実性と価値・価格問題」第182巻第5・6号 pp.133-144。
- 山下裕歩・大西広（2002）「マルクス理論の最適成長論的解釈—最適巡回生産システムとしての資本主義の数学モデル—」『政経研究』第78号 pp.25-33。
- 山下裕歩・大西広（2003）「『マルクス・モデル』の諸性質と生産要素としての労働の本源性」『経済論叢』第172第3号 pp.38-53。
- 山下裕歩（2005）「新古典派的『マルクス・モデル』におけるRoemer的『搾取』の検討」『季刊経済理論』第42巻第3号 pp.76-84。
- Barro,R.J. and X. Sala-i-Martin (2004) *Economic Growth*, The MIT Press (大住圭介訳『内生的経済成長論 I, II (第二版)』九州大学出版会, 2006年).
- Onishi,H. and Tazoe, A. (2011), "Organic Composition of Capital,Falling Rate of Profit and 'Preferential Growth of the First Sector' in the Marxian Optimal Growth Model," Marxism21 Volume8 Number1 pp.237-260.

(かなえ りょう 京都大学非常勤講師)



# 環境文化革命と人間発達

—「型」とものづくりの視点—

人間発達の経済学第3回日中会議京大会議

十名 直喜

近代科学が資本主義的生産を担うシステムとして生み出した機械制大工業は、生産力を飛躍的に高めたが、社会のあらゆる領域で分離・分化を極限的に進め未曾有の環境破壊や人間疎外を生み出している。近代の科学・技術・産業とその資本主義的展開がバラバラにした総合的な営みを、いかにして再結合させ創造的に再生させていくかが問われている。小論では、資本主義的な分離・個別化（いわば非人間化）から人間主体の再結合・総合化への転換を図るべく、その触媒としての「型」論に注目して、ものづくりと技術の世界で捉え直し、さらに工場・労働・産業の歴史的俯瞰を通して、環境文化革命とそれを担う主体形成の課題について考察する。

「型」の文化は、伝統的な芸道・武道から日常生活に至るまで、広く日本社会に浸透している。「型」をめぐる研究は、能を中心に禅や哲学、芸道、武道などの分野で、いわば「無形の型」論として深められてきたが、それを伝統工芸というもののづくりの場に取り入れたのは柳宗悦である。柳の「型」論は、職人に体化された「型」、そのコアをなす熟練技能にかかるもので、いわば無形の「型」論といえる。しかし、工芸というものづくりの世界では、有形の「型」を抜きにして語ることはできない。「型」は今や、有形・無形を問わず現代産業の中に深く根をおろしている。

小論では「型」を次のように定義する。「型」とは、人間の知恵や技を一定の基準（規範）に洗練化した手段や方式およびその意味で、有形と無形から成る。

技術とは、何かをつくりだし享受する手段や方法あるいはその体系である。なお、「享受する」とは、つくりだされた財・サービスを「受け入れ

味わい楽しむこと」である。そこには、消費の視点のみならず、評価や倫理すなわち社会・文化の視点も織り込まれている。

ものづくりとは、人間生活に有用な、秩序と形あるものをつくりだすことで、何をつくるかを構想設計し、形ある（すなわち有形の）「もの」に具体化する営みである。一般的には工業製品づくりに限定する見方が少くない一方、ものづくりを限りなく広げて捉える見方もある。小論では、工業社会および農業社会を貫通する視点から、工業的産業のみならず農業的産業も含む、物質的生産過程における生産物（有形の財）として捉える。

「型」は理念と形の「中間項」「媒介する手段」となるが、技術も目的・構想と人間の「中間項」「媒介する手段」とみることができる。このように両者は、手段・方式、有形・無形など共通した側面も少なくないが、「型」には「その意味」すなわち芸術・文化が含まれる点で、技術よりもより広い概念とみなすことができる。

「型」論が、技術論に示唆する点は何であろうか。一つは、流れ（すなわち過程）のなかでつかむことである。二つは、創造性と阻害性など、文化・倫理との関係を視野に入れることである。三つは、時間と空間、有形と無形の視点を織り込むことである。四つは、生産のみならず消費を含めてつかむことである。

なお、サービスという概念も、実に幅広く深いものがみられる。サービスとは、財だけでなく労働（もてなしやものづくり）、仕組みなどに表現される「ある使用価値の有用な作用」であり、心づくしの効果をもたらすシステムといえる。サービスには有形と無形、技術と芸術が包括されてお

り、「型」の概念と共通する面も少なくない。

20世紀前半まで主流をなした分離・分化の波は、20世紀後半以降、生活や労働の疎外、環境破壊など持続可能な経済発展の障害として顕在化するなか、再結合・融合化へと転じるに至っている。科学のみならず技術の領域においても、融合化・システム化が大きな流れになってきている。

工場と家庭、労働、産業は、大工業の資本主義的な発展のなかで分離・分化を極限的に進めるが、他面では再結合する契機と手がかりをもつくりだす。大工業は、その死活的な課題として、農業と工業を再結合させ「一つの新しい、より高い総合」を進めことを求めるに至る。それは、まさに環境文化革命に他ならない。資本主義的な疎外された分権・分化から、人間的な再結合・融合化への転換は、それを担う職人労働の現代的再生産が欠かせない。産業・労働・生活における再結合・融合化の流れは、情報通信技術（制御系）、芸術・文化（創造系）、生命地域産業（保全系）という3つの系で現れつつある。

21世紀の環境文化革命は、農林漁業を地域生

命産業として位置づけ、文化的な労働と生活を創造しつつ農業と工業・サービス業の高次な融合を推進するものである。とくに、山、平野、海のバランスのとれた発展、人間との豊かなかかわりを再生するシステムの再構築が問われており、そうした良循環モデルを担う主体としての（統合性と専門性、主体性とサービス性に富む）「全面的に発達した人間」の形成を求め促す<sup>1)</sup>。

#### 注

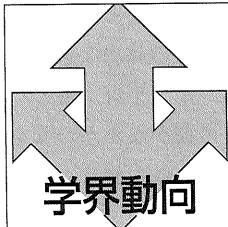
- 1) 小論は、十名直喜「ものづくりと技術の経済学－『型』と人間発達の視点－」名古屋学院大学研究年報23、2010.12をベースにし、その一部を編集したものである。

(とな なおき 名古屋学院大学)

#### ※編集局より

本稿は前号に掲載される予定でしたが、編集局の不手際により脱落させてしまいました。

深くお詫び申し上げますとともに本号において掲載させていただきます。



# 「人間発達の経済学・北京会議」 によせて —現代資本主義の構造と展望を中心に—

井上 宏

## I はじめに

現代世界経済は米投資会社リーマンブラザーズの倒産をきっかけに大不況に陥り、ギリシャやリビアでは不況に反発する大衆が、経済政策の失敗として大統領に退陣を迫る運動を展開し、それに対してもリビア政府は軍隊を仕向け、さらにアメリカが外から攻撃を加えながら戦争行為をEU軍に委譲するなど、戦火はさらに拡大の様相を呈している。こうした中で北京会議では不況の原因や展望を探る報告が多くあったが、それは大別して、現代の新自由主義的政策の誤りを問題とするものと、現代世界経済構造の「腐朽性」の現われと見るもの（大西広説）とに分かれていた。本稿はこれらの問題についての私見を提示するものである。

## II 科学的経済学の基礎としての「史的唯物論」とその方法論（ヘーゲル弁証法）に関連して

この国際学会で問題となった社会主义や共産主義社会は、「史的唯物論」上では資本主義制度の次にくるもので、そこでは社会発展の最終段階として「矛盾なき共産主義完璧論がアприオリに設定されている」とする批判があった。

確かに「史的唯物論」では共産主義社会が歴史的最終段階の社会として示されているが、それはマルクスが具体的に分析した対象が、生産力水準のきわめて低い原始共産制社会に始まり、その後の生産力発展に対応して歴史的に形成されてきた奴隸制、封建制そして資本主義社会までであり、そこで見出された社会発展法則上での「次期社

会」が共産主義社会として想定されたものであつたという歴史科学の特性によるものであって、史的唯物論の意義をいささかも損なうものではない。むしろ唯物弁証法によれば、①すべて事象は「個（部分）と全体の矛盾」を内在し、②矛盾を梃子に発展する事象は「量から質への転化」の法則を媒介に変化し、③全体として生成・発展・消滅の過程を経ながら変化していくものであるから、むしろ現代経済科学の課題という意味では、既存の社会主义国家に内在する矛盾を分析し、その矛盾解決の道筋を示すことではないだろうか。

たとえば「個と全体の矛盾」の解決策としての民主主義について言うと、ブルジョア民主主義、社会民主主義、人民民主主義など質的に異なる民主主義制度が存在し、それは社会の歴史的発展に対応して変化するものであって、かつてソ連や東欧諸国、中国などで見られた社会主义体制の崩壊の主要因がこの民主主義的社會発展に政治的体制がついて行けなかったことにあったと考えられる如くである。このように「史的唯物論」的歴史分析を行う中で、未知の「世界」に遭遇して「新しい法則」を発見することは、むしろ現代科学の成果であって、決して非難されるべきことではない。それは丁度、「地球を全一体」として解明したニュートンの地球力学の法則と、地球をその一部としながらも宇宙全体を対象として分析したアインシュタインの天体力学がいずれも「科学的真理」とされているのと同じである。

### III 現代資本主義経済構造の 基本的特徴と課題

#### 1. 現代資本主義経済の腐朽的構造

現代資本主義の最大の特徴は、マネーゲームを基盤とする金融資本主義体制をなし、きわめて腐朽した社会構造をしてきていていることである。たとえば現代の世界市場に流通する「資本」を「マネーフロー」で見ると、産業資本市場<sup>1</sup>に対して、金融資本市場にはそのほぼ100倍もの「金融商品」が流通している。その「金融商品」は、金兌換を停止されたドル紙幣（ニクソン・ドクトリン 1971年）を含めていざれも単なる紙切れでしかないものである。この紙切れに「擬制的価値」を持たせているものは、経済力を失ってきているアメリカの場合で言えば、政治力や軍事力を背景とする「グローバル」な支配力である。たとえば1985年の主要国首脳会議（G5）での「プラザ合意」でなされた「ドル価値維持宣言」や「でっち上げの嘘」をかざして始めたイラク戦争、それを口実にしたガソリン先物価格の吊上げなどを見れば明らかである。まさに現代アメリカ資本主義はマネーゲーム経済というだけではなく、政治や軍事、さらにそこから振り撒かれる「虚偽意識」によって世界経済を動かす嘘で固めた「腐朽した社会構造」になっているのである。

#### 2. マネーゲーム経済の「非価値生産構造」と 腐朽性

このマネーゲーム経済はどんな「価値構造」の社会であろうか。すでに見たように、それは現代アメリカ経済が生み出している産業資本としては使い道をなくした「遊休過剰資本」で構成された社会であり、その遊休資本を「金融商品」として擬制化し、それを経済的な取引材料として活用することで「利益」を生み出すもので、謂わばカネでカネを買う「資本の共食い合戦」であり、「非価値生産構造」の社会である。

本来、金融市場は価値実体を有する個別資本の

価値を貨幣で表象しながら、その価値交換の流通性を高めるために作られた証券市場として発達してきたものであるが、マネーゲーム経済体制の下での「金融商品」市場は、価値実体から切り離されることで、単に「金融商品」という「価値の影」に躍らされる投機市場と化しているのが実態である。2008年リーマンブラザーズが専門家にもよく判らない「ブラックボックス」化された欺瞞的なサブプライムローンの取引で倒産し、今日の世界的大不況の原因となっていることを見れば明らかである。このような腐朽した「金融資本主義経済」が自滅への道を辿るのは必然である。

### IV 現代グローバル経済学の課題(詳しくは「参考文献」<sup>3) 4) 5)</sup> を参照されたし)

すでに明らかなように、現代世界経済はドルを基軸とするアメリカ金融資本によるマネーゲーム市場と化し、それ自体はなんらの実体価値を生むことなく、「資本の共食い」のなかで自滅の道を歩む世界と化している。そのような世界にあって、私達が人間として生き残ることのできる唯一の道は「資本の共食い」社会から身を引き、現代金融資本経済に頼ることなく、自立した「価値生産経済」社会を国民自らの共同の力で構築することであり、政治もまたそうした国民共同の自立的社会を支え推進するものに変革していくことである。残念ながら現代日本の政治経済構造は、基本的にアメリカ主導のグローバル経済体制の中に深く組み込まれており、このままではアメリカ金融資本主義とともに自滅の道を辿る以外にない。その点、中国経済は独自の「社会主義的市場経済」体制を構築し、BRICsと共同して自立的発展の方向を目指しているという限りでは、日本としても大いに学ぶべきであるし、こうした国との共同化を進めることが重要である。私たちが北京会議で報告した「労働の自然法則と知的創造型経営」(劳动的自然法则 与 智慧与创造性的经营)は、「IT革命」に支えられた実体的「価値生産過程」

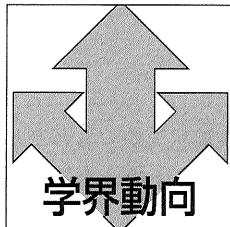
を「労働の自然法則」（「史的唯物論」的社會發展の法則に即して編み出した法則）をもとに分析し、現代社會經濟構造に適した經營システムのあり方を提示するもので、腐朽し、自滅への道を辿っている現代世界經濟に展望を与えるものと確信している。是非ご検討をお願いする次第である。

主要参考文献

- 1) エンゲルス「反デューリング論」『マルクス・エンゲルス全集』第20巻。

- 2) 井上宏著『現代企業の労働と管理』ミネルヴァ書房、1987年。
- 3) 井上宏著『多国籍企業とグローバル戦略』中央経済社、1993年。
- 4) 井上宏著『知的創造の經營学』八千代出版社、2002年
- 5) 井上宏・錢秉剛著『智慧与创造的经营学』上海交通大学出版、2007
- 6) 井上宏・錢秉剛報告「劳动的自然法则与智慧与创造型的经营」北京会議、2011年4月

(いのうえ ひろし 龍谷大学名誉教授)



# 世界政治経済学会（WAPE） 第6回フォーラムに参加して

南 有哲

2011年6月27～29日、アメリカ合衆国マサチューセッツ州アマースト市のマサチューセッツ州立大学(UMASS)アマースト校において、The World Association for Political Economy(WAPE 世界政治経済学会)の第6回フォーラムが開催されました。ユーラシア大陸の外で開かれるのはこれが初めてで、南アフリカやイランを含むおよそ30もの国々から、約150名が参加しました。日本からは、日本人の研究者が11名、日本の研究機関に在籍する中国人研究者・留学生が3名の、計14名でした。開催地のアマーストはボストンから高速バスで3時間ほどのところにある静かな学園都市(田舎町?)で、キャンパスは緑に覆われ、リスや野鳥が戯れる公園のようなところです。建物も風格があり、その内部は清潔で、「こんなところで一年ぐらいゆっくり勉強してみたい…」と思わせる、すばらしい所です。

このフォーラムはアメリカの批判的経済学者の組織であるURPE(急進的政治経済学連合)、およびUMASSアマースト校——ここはWAPE副会長デヴィッド・コッツ氏の勤務先です——社会・行動科学部、経済学部、政治経済学研究所の共催によるもので、今回のテーマは「Responses to Capitalist Crisis: Neoliberalism and Beyond」となっています。

27日に参加登録がはじまり、夜には理事会が開かれた後、翌28日午前に開会集会が開かれました。会長の程恩富氏の開会挨拶、共催者であるURPEおよびUMASSからの歓迎の辞が述べられた後、「Distinguished Achievement Award in Political Economy for 21<sup>st</sup> Century」の授賞式が行われました。授与されたのは10人で、日本からは吉原直毅氏(一橋大学)と張忠任氏(島根県

立大学)が受賞しました。また今年新設された「Marxian Economics Award」は中国におけるマルクス経済学研究の重鎮である劉国光氏が賞を受けました。その後正午まで、今次の経済危機や新自由主義批判、社会主義経済の展望といったテーマでの全体講演が7本行われました。日本からは大西広氏(京都大学)が、チベット農奴解放の経済的必然性について講演しました。

28日午後から29日午前にかけて、16の分科会が開かれ、80本を超える報告が行われました。日本からの参加者の報告は以下の通りです。(プログラム掲載順)

Sousuke Morimoto: Marx's Labor Theory of Value and Time: The Other Transformation Problem

Zhongren Zhang: The Misunderstanding of and the Key to the Value Transformation

Yuuho Yamashita: Conflict between Financial Capital and Industrial Capital

Shinjiro Hagiwara: Why Did the World Economic Crisis of 2008-9 end in the Great Recession? -- A Critical Comparison of the Great Depression and the Great Recession

Kazuyasu Miyata: How Do We Understand the Collapse of the former Soviet Union and Current China?

Akio Kamitani: One Feature of Radical Political Scientist after the WWII in Japan ~the Dialogue between Masao Maruyama and Japanese Marxism

Naoki Yoshihara, Roberto Veneziani: Profits and Exploitation: A Reappraisal

Masao Ishikura: Securitization of Loan Claims

and Financial Instability

Hiroshi Setooka: On So-called "Middle-Class Citizens" as the Power of Changing the Capitalist System

Arisato Minami: Liberation of Individuals as Members of the Ethnos

Taichi Kajiwara: Recordkeeping Is a Workable Technology for Human Development

Yang Liu: Does Internal Immigration Always Lead to Urban Unemployment in Emerging Economies? — a Structural Estimation Approach

Wumaierjiang Aishan, Hiroshi Ohnishi: Acculturation, Human Development, and Economic Development: the Case of Ethnic Minorities in China

29日午後は全体会合となり、現代資本主義の危機や環境問題などをテーマとした、7本の講演が行われました。最後に閉会集会が開かれ、WAPE2011 フォーラム「宣言」が発表された後、新しい理事の提案と承認が行われました。新規に承認された理事は14名で、日本からは吉原氏、宮田和保氏（北海道教育大学）、石倉雅男氏（一橋大学）が加わっています。また副会長も2名新規に選出されましたが、一人は欧州の批判的経済学者の団体 Association for Heterodox Economics のコーディネータ Alan Freeman 氏、もう一人はメキシコで活動してきたドイツ系の研究者 Haintz Dietrich 氏でした。

来年の開催地はメキシコシティにある国立自治大学に決定し、日程は2012年5月25-27日、フォーラム全体のテーマは「State, Market, Commons and Development of Human Beings」

となりました。再来年は暫定的にブラジルと決まっていますが、その後にベトナム、カナダ、韓国が立候補しているようです。

副会長人事や開催地の立候補状況からもわかるように、WAPEの学会としての活動は次第に広がりを見せつつあります。ロシアではWAPEのブランチが結成され、今回のフォーラムでも Alexander Buzgalin 氏ら5人のロシア人研究者が、ビデオ映像によるプレゼンテーションを行っています。共催者のURPEは本フォーラムの報告者にジャーナルへの投稿の機会を提供してくれました。また韓国社会経済学会や中国社会規律学会など四つの学会がWAPEへの参加を決定し、先述のFreeman 氏は来年7月に開催予定の Association for Heterodox Economics 大会にて WAPE としての分科会を設定したい、との意向を表明しています。日本の経済理論学会やドイツの Rosa-Luxemburg Foundation も WAPE との協力を検討中のことです。会長の程恩富氏は将来の組織目標として「1800人の会員、180人の理事、十数人の副会長」を提示しており、また教科書シリーズの発行も提案されています。

メキシコを含むラテンアメリカは、いま左派勢力がもっとも活性化している地域であり、多数の活動家の参加が予想されます。また、先住民文明や植民地時代の遺跡も数多くあり、世界資本主義の歴史を学ぶ絶好の機会となるでしょう。さらにまた来年度のテーマは基礎研のそれと大いに関係しています。ですから、本誌読者や所内のみなさんも、もし時間と旅費の都合がつくならば、ぜひご参加されることをお薦めしたいと思います。

(みなみ ありさと 所員 三重短期大学)

基礎経済科学研究所編

## 『世界経済危機とマルクス経済学』

世界経済  
危機と  
マルクス  
経済学

基礎経済科学研究所

大月書店、本体 2600 円、2011 年 3 月

人月書店

本書は基礎経済科学研究所の研究プロジェクトの成果とされており、2008 年世界金融危機の原因分析と、それをもたらした秩序を支えた近代経済学への批判、そして危機打開のための対案の提示を、それぞれ担う三部からなっている。

本書の諸章に全体として共通していると思われる見解は、次のようなものと思われる。すなわち、先進国資本は産業利潤率が低下して成長停滞する不可避の段階に入っている。それでも高利潤を確保しようとして金融投資に依存するが、それはバブルによらずしては実現できず、結局今回のようにいつかは崩壊して多くの犠牲をもたらしてしまう。——このような見解である。著者たちは、主流派近代経済学によっては見いだすことのできないとされる、このような構造を分析できるところに、「マルクス経済学」の優位性を見ている。

しかし言う所の「マルクス経済学」の優位性が何をさすのかは、実はそれほど明確ではない。論者によってそれぞれ異なることをイメージしているようで、良い意味でも悪い意味でも、そのような「こんにゃく問答」的な賛同を、潜在読者に広く求める本になっていると思う。

例えば、マルクス経済学の本質的特徴として誰もがあげるであろうことが、労働価値概念だと思うが、本書の中で労働価値概念を使った考察は、実は一つも見当たらない。松本朗論文だけは、価格変動を労働価値と結びつけて論じようとしている点があるが、労働価値から現実の価格までには、生産価格、独占価格等々幾段階もの変容段階が無数に挟まっていて、数行で論じるのは無理がある。むしろ現実の価格運動とは全く切れたものとして、総労働の社会的配分の問題として論じることにこそ、労働価値概念の意義があると思う。

本書のテーマのキーとなるのが「蓄積の停滞」ならば、その「蓄積の停滞」に伴う総労働の配分の変化が、経済の最も深い所で進行するはずの本質的事態となる。これを分析できるところに労働価値概念の意義があるはずである。「マルクス経済学の優位性」をうたう本書にこの点が欠けていることは、はなはだ不満である。

あるいは、階級的見方が優位点なのだろうか。最終章

の森岡孝二論文「雇用崩壊と経済再生の道」は、間違いないそのような論文である。そして、多くの近代経済学の論文よりも、その意味では間違いない「優位」な論文である。しかしこれが、他の近代経済学に見られないマルクス経済学固有の優位性に基づくものと言えるかどうかは疑問である。

あるいは、資本主義体制を相対視する歴史段階論的見方に優位点があるのだろうか。大西広論文はそう主張するだろう。しかし、彼の立場が著者たちの大半の同意を得ているとは考えにくい。

そして、マルクス経済学の特徴として何をイメージするかの違いがあることと裏腹に、それと対比した近代経済学に対しても、論者各々がそれぞれ異なるイメージを持って、めいめいのわら人形を攻撃しているように思う。

今次金融危機の原因についての本書の上述の見解は、非常に大づかみな議論としては評者も当たっていると思うが、本書の諸章では、この議論における異なる次元の話が無媒介に同じ次元で論じられており、しばしば自己撞着につながりかねないあやしさを感じる。その点では、厳密に整合的論理に徹する主流派近代経済学にかなうものではなく、むしろ、個々の次元での議論では、近代経済学の成果を謙虚に摂取することが必要であろう。

マルクスの方法論の優位点は、このような次元の異なる議論を、次元の異なるものとして一つの体系の中に総合できる点にこそあると思う。

というのはこういうことである。先進国資本が成長停滞段階に入っていて、それと整合的な利潤率がゼロに近づいているというのは、完全雇用なし一定の失業率を維持する前提をおいた、「長期」の成長の議論である。それは、供給能力側の議論である。それに対して、恐慌、不況、バブルなど、現実の景気の諸局面を論じるのは、「短期」の、総需要の変動を論じる議論である。前者を論じているのが「新しい古典派」の成長論であり、後者を論じているのがケインジアンの理論である。本當は、両者は直接にあれこれかの関係にあるのではなく、中間のどこかに正解があるというものでもない。異なる次元において、相互媒介的に成り立つ関係にあるの

である。

先進国経済が成長停滞段階に入っていることを、必然として肯定することは、「新しい古典派」と共通の論理次元の上での主張としては有効である。「新しい古典派」の多くの論客は、完全雇用を前提しておきながら、なおも成長を求めて規制緩和や富裕層減税などを提唱してきたが、そのような目的自体がそもそも必要なものかどうかを問い合わせることは必要なことであろう。

しかし、この問題意識を現実の景気停滞の論理次元に直接無媒介に持ち込むことは問題をはらむ。「新しい古典派」の論客はしばしば現実の景気停滞をも、完全雇用の上での長期成長の停滞と同一視し、現実の失業を自ら望んだものと言って放置するイデオロギーに加担してきたが、それは、あふれる失業によって労働者の抵抗をくじき、ブルジョワジーの階級支配を貫徹させる役割を果たしてきた。これに対抗して、ケインジアンが現実の景気停滞を総需要不足によるものとみなして、失業解消のための景気対策を求めたことは、全く正当なことであった。ここで、現実の景気停滞をも必然として肯定することは、ケインジアンの側とは反対に、ブルジョワジーの階級支配を一層過酷に貫徹させる側につく意味しかもたない。

以下ではこのような観点から、紙面の関係上、全14章中三章を選んで検討を試みる。

### 第1章 松本朗「現代の恐慌の特徴を考える——通貨制度の変遷を軸として」

本論文は、本書をおおむね貫く上述の世界経済危機の説明を、冒頭で提示する役割を果たしている。

すなわち、先進資本主義国では、あり余る生産能力のために投資機会が不足して期待利潤率が低下している。また、労働集約的部門が発展途上国に移転して、国内には資本集約的部門が残るので、いわゆる「有機的構成の高度化」によっても利潤率が低下する。これを背景に、労働分配率が低下し、消費需要が減少、国内市場の狭隘化とデフレ不況がもたらされた。かくして実業への投資機会をうしなった貨幣資本は、金融投資へ向かい、バブル経済が進行する。その結果、貧富の格差が拡大する。——こういうわけである。

しかし、労働分配率と利潤率は逆に動く。労働分配率が低下しているならば利潤率はむしろ上がっているはずである。有機的構成の高度化があれば上限利潤率は低下するかもしれないが、それは実質賃金率の上昇による利潤率の低下をいささかでも食い止めるかぎり実現されることであって、実質賃金率が上昇してもいいのに、利潤率を低下させるような有機的構成高度化技術がわざわざ採用されることはないと——これは厳密に証明されてい

る論理的必然である。利潤率の低下と労働分配率の低下が同時に起こっているように説くのは、全くの矛盾である。

そもそも、低賃金国への労働集約的部門の移転自体、先進国の実質賃金率が高いからこそ起こることである。先進国の労働分配率が低下し続けたならば、また元に戻る動きが出てもおかしくはないはずだ。

実際には、2003年頃からの日本の景気「回復」の過程において、労働分配率は低下しつづけたが、その裏で利潤率はうなぎ上りに上昇した。そのピーク、2006年の利潤率は、バブル時代の最高水準に匹敵した。逆に、利潤率が低迷した平成不況の間は、労働分配率は歴史的高水準になっている。そしてリーマン恐慌ではまたも労働分配率が上昇し、利潤率は下落している。

では松本論文はナンセンスなのかと言えば、そんなことはない。今日の日本や欧州などの先進国では長期傾向的に利潤率が低く、成長が停滞しているのは事実である。裏を返せば、これらの国の労働分配率は歴史的に見て高い水準にある。労働集約的部門の海外移転が進み、有機的構成が高い水準にあるのはこれに対応して起こっていることである。

これは、供給側の話、完全雇用または一定の失業を維持する「長期」の成長経路の上の話である。労働力人口が増加しなくなった以上、それに規定される成長が鈍化するのは当然で、蓄積が主として利潤からなされるかぎり、成長が鈍化すれば通常は利潤率は低下せざるを得ない。そしてその裏では当然、労働分配率が高まることになる。

こうした問題と、完全雇用とはほど遠いこともある現実の景気の各局面で成り立つ話とは次元が違う。いくら長期傾向では労働分配率が高いと言っても、一時の日本のように、労働分配率が低下しつづけて、利潤率が上昇する局面が時々あってもちっとも矛盾ではない。このときには、バブルではない、れっきとした実業の事業機会が湧いて出ている。

もちろん、松本論文の指摘通り、当時の労働分配率低下がもたらした内需の狭隘さは景気の足を大きくひっぱったが、当時よりもよほど労働分配率の低い高度経済成長期には旺盛な内需があったわけだから、労働分配率低下そのものが必ず内需の狭隘さをもたらすというわけではない。逆に、労働分配率がいくら高くても、失業者いっぱいだったり、一時帰休があつたりしたら、ちっとも内需の高さには結びつかない。

問題は、目下の先進国経済での完全雇用の持続にとつては、消費需要が豊かな高労働分配率こそが整合的なのに、そんな分配率のもとでは、利潤率が低すぎて、不況からの設備投資主導の景気拡大は望み得ないということ

ろにある。ここに松本論文が指摘する矛盾の本質があると思う。

ここで、事業投下機会を失った資金がバブルに流れると論じるわけだが、必ずそうなると決まっているわけではない。それをみんな貨幣のまま保蔵すれば不況になる。賃金を下げるなどして利潤率予想が好転すれば、設備投資に流れれる。外国に資金が流れれば円安になって輸出が増える。そして「おカネ」の流し方によっては、労働分配率を低下させずとも、低利潤率のままでも、福祉や医療はじめ大衆の消費需要が興ることで景気が拡大するという道もあり得るはずである。

## 第6章 大西広「『資本論』と『帝国主義論』で解決済みの今次経済危機

ここでも、先進国経済の必然的な長期停滞と、そこからの一発逆転「ウルトラC」を求める結果としてのバブル経済という図式が、いつものわかりやすい大西節で説かれるのだが、この元になる大西モデルが新古典派最適成長モデルであることからも当然に、この議論は完全雇用を前提した「長期」理論である。そして、やはりここで、現実の失業を解消するための「短期」の成長の問題と、この「長期」理論モデルの結論との次元の混同が感じられる。

というのは、本章では「雇用の確保」が重要としながら、「ゼロ成長」という大西モデルの結論にしばられてしまい、打ち出されている方策は、「週休三日制」やワークシェアリングといったものばかりなのである。

しかし、失業者がいっぱいいる中から完全雇用までもっていくときに必要になる経済成長は、大西モデルの「ゼロ成長」と何も矛盾するものではない。「長期」モデルでは、成長率が高いということは、それだけの財をちょうど正常に生み出すための資本設備もまた高い率で蓄積されつづけることを意味する。そのためには、経済の中で資本設備財を生産する割合がある程度高くないといけない。しかし、失業を解消するための経済成長にはそのような縛りは何もない。新規設備投資がゼロで、新たに増えたGDPが、すべて福祉サービスだったとしても何もおかしくない。むしろそのような経済成長こそ、大西流「ゼロ成長」の長期均衡と整合するだろう。今日必要なのはこういう「経済成長」である。

それから、今次危機の背景に、「停滞するアメリカ対発展する新興国」という生産力発展のリード地の移動を指摘しているような記述があるが、ここから、アメリカに敵対し新興国に味方するのが合法則的立場だというような立論が導かれやしないかと評者は危惧する。今次経済危機の本質的原因の一つが、新興国における強搾取にあることは間違いないことで、その点では、アメリカ

資本も日本資本も新興国資本の共犯である。先進国における高利潤機会の減少が、新興国への進出によって補われて余りあったのである。

この図式では、かの地における高蓄積が剩余生産を引き受けているかぎりでは事態はまわっていたのだが、一旦それがコケると強搾取された大衆消費の脆弱さがたちまちあらわになってしまう。その意味では「百年に一度」と言うわりには新しいことは何もない。資本主義であるかぎり常に見られた景気変動である。ただそれがグローバルな連鎖をもっているというだけである。

なお、第3節では、金融部門を不生産的部門と扱うマルクスの方法が、金融依存のバブル経済への批判となると論じられている。しかし、理論的にある部門を「不生産的」と規定することは、その部門の暴走に歯止めをかける政策の探求のための必要条件でも十分条件でもない。しかも、鉄鋼であれ、ITであれ、社会の必要以上に費やされた労働が価値をなさないことは、金融と変わるものでない。それがときどき暴走して膨らむことも同じである。

むしろ、金融の機能を具体的にモデルに入れて、体系の安定性の問題を論じることの方が、外在的な概念規定よりも「生産的」だろうと思う。

## 第8章 伊藤国彦「危機を招いた近代経済学とは何か—批判の対象と方法

ケインジアンが70年代スタグフレーションに対処できずに市場原理主義の経済学に敗れ去るが、一世風靡した彼らもやがて現実に合わないことが批判にさらされ、90年代以降はそれに替わって、市場の失敗を理論に取り入れた復活ケインジアンによる総合が学界を制覇しつつある——このプロセスを紹介し、しかし現代の主流となったその総合理論もまた、新古典派と同じ議論の枠組みを共有していることを批判している。

学説史の流れはおおむね正確で、スティグリツや行動経済学、ミンスキー派ら周辺諸派への目配りもきいているが、肝心の現代主流派ニュー・ケインジアンを紹介するために同派の代表として参照されているのが——なんとあの、名うての小泉構造改革派にして攻撃的反総需要サイドとして、日本の全ニュー・ケインジアンの憎悪と嘲笑を集めている「イケイケ」こと、池尾和人・池田信夫の啓蒙書だというのは、あまりにひどすぎである。

そもそも、新しい古典派の議論の枠組みとして著者があげた五点は、クルーグマンらにあてはまるというのはかなり無理があるし、多くのニュー・ケインジアンにとっても程度問題である。緩くとすれば、本書の共著者の中にもあてはまる者が間違いなく出てくる。「あてはまる」とこじつければ根拠はいくらでもついてくるから、

下手をすればレッテルとして機能する。

現代の復活ケインジアンが、新しい古典派と方法論的枠組みを共有しているのは事実だが、それは、本章にあげられた五点のようなイデオロギー的意味付けをもったものとは無関係である。RBCをベンチマークとするモデルをとっているかどうかで立場が分けられるものでもない。

むしろ、新しい古典派が、市場ショックに対する価格の運動を、人々の予想がついてこない「ジャンプ」として表していたのに対して、その運動プロセス自体を人々が予想することを取り入れることによって、例えばデフレのような市場不全を分析できるようになっている面がある。すなわち、「合理的期待」のような新しい古典派の方法論的枠組みを元祖よりも徹底することによって、かえって市場批判的含意を引き出すようになっているのである。このあたりについては、詳しくは拙著『痛快明快経済学史』(日経BP)をご参照いただきたい。

なお、本章でも、他の章でも、金融資本の架空性を強調し、産業の実態経済から離れて暴走していくことを、危機の原因として批判する論理が見られる。それは全く正しい。『資本論』の論理でもあることもそのとおりである。

しかしその一面を強調するあまり、この運動の崩壊をもって、正常への復帰のようにみなすイメージが本書から感じられるのはうがちすぎだろうか。均衡へ向かう暴力的力が働いて崩壊するのは違いない。しかし、その結果、逆方向への暴走が起り、こうした動搖をならしてみた長期平均として、はじめて均衡が実現されると見るのがマルクスの見方なのである。恐慌時には貨幣物神崇拜が亢進するのだが、これもともと机が木頭で考えたような、顛倒した幻想だというのが『資本論』の立場である。この幻想の暴走への批判の姿勢が、本書にはなんとなく足りなく感じられる。

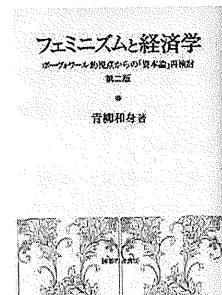
(松尾 匡 立命館大学)

## 書評

お茶の水書房

# 『フェミニズムと経済学』 読書ノート

森井 久美子



## I はじめに

わたしは鬱々としていた。テレビは馬鹿放映ばかりでははははと笑いおいしぃい、すてき～とのたまう。テレビにお招きのある「専門家」は原子力発電所メルトダウン（溶融）という日本人すべてどころかよそ様までいのちの危険に陥れる非常事態に、嘘ばかり、あるいは都合のよい情報だけ説明する。百歩譲っても的を射ていない。誰のために？もちろん民衆を省みることなく己の利権をはかる既存の「権力」のためにである。わたしは串本孫一氏のように、テレビをスリッパでひっぱたきたい毎日を過ごしているというのに、毎日まいにち、壊れていなくて自費でデジタル化しろと脅される。この世に灯はないのか、真の闇なのか？

こんな毎日に青柳氏の『フェミニズムと経済学』を読んで久しぶりにすかっとした。それも御茶の水書房出版の分厚い大枚なのである。的を射ているというのはこのような論考を言う。青柳氏の『フェミニズムと経済学』は斬新な着想と真摯な研究と混迷の時代に提示した方向

性をもって、わたしにまだここに「知識人」が存在していると思わせたのだ。

青柳氏はボーヴォワールの『第二の性』を切り口にマルクスの『資本論』を解く。研究者のみならずあまたの人々が我こそはと解いてきた『資本論』をである。その論旨の明確な大胆さ、しかし緻密で精巧な論証に、全編をうなぎながら飽きずに丁寧に読み込み、論証が歴史通観的かつ多角的・総合的であることに感服した。

また、社会情勢の激変のなかで、怪しげで役立たずの統計（つまり統計をとる視覚と対象が取るもの）の意図に都合よく設定されている）を待たず、随所で民衆の生活と感情を丁寧にすくいあげて漏れのないことも生彩を放っており、わたしは大変満足した。念のために統計による実証がなければ研究ではないとする研究者のために、統計について鈴木富久氏の『グラムシ『獄中ノート』の学的構造』によると、わが意を得たりグラムシ曰く「統計的法則が政治科学や政治技術のなかで用いられるのは、ただ大多数の住民が－歴史家や政治家に興味のある諸問題に関して－本質的に受動的な状態にとどまつ

ている限りにおいてである…」。

なにがわたしを魅了したか要点を述べよう。

## Ⅱ 男上位の性愛のかたちの否定

冒頭の第一の設問は、女の性的官能は女の身体のどこで得られるのかである。ボーヴォワールの『第二の性』に学び、断固とした筆勢で女の性的官能はクリトリス快感か膣の奥快感かについて解していく。わたしはどうやらかというと口ほどない大言壯語型であるために実はおたおたとして、「オーガズム」とは「クリトリス」とは、剩余価値論や比較優位論などよりはるかに混乱して、分厚いこの本をめくりなおし青柳氏の論旨を確認する始末である。

ことほどさように、とくに日本においては、そして知識人のような「上物」の世界では、人間にとっても生命を繋ぐに欠かせないものでありながら、女と男の性関係は遊郭や薄野感覚によってのみ評価する世界、まともな人間は関心を抱いてはならない世界と錯覚されている。

女と男の性交時の体位に一般にみられるような男上位が、女を膣の奥で得ることのできるオーガズムにいたらせることがなく、男のみがオーガズムを得ることへの女の奉仕・屈服が女を不惑症にしてきた。そして青柳氏が詳細に立証するように、女は私有財産の確かな相続者を確定する制度としての婚姻関係に長く囚われてきた。資本主義的生産制度に転換してからさえも、女は剩余価値の創出源である労働力の再生産を保証するためにこそ制度化された世帯主制の労働者家族を形成する夫の付属物として、家産形成とその「私的所有」を実現する私的効力に組み込まれた「生活維持労働」を支えるための妻でしかなかった。だからこそ、しばしば妻に夫を厭わせ双方で婚姻関係を地獄にしてきた。

性関係に置いて男は生来の体力と経済社会的に制度化された優位な地位によって、体位上位で「行った、行かせた」と悦に入るようにならされ、女は耐えるか怒る、マルクスが妻とは異なりサービス労働の販売者とした売春婦は、男に行かせて自分も「行った」とよがるのが生業である。

閨房とはいわないまでも寝室のできごとが資本論の剩余価値の世界と何の関係があるのだ！この設問に青柳氏はボーヴォワールと『第二の性』を深い共感で取り入れながら「重大な太い関係がある。これを強いた経済社会制度が崩壊すれば女と男は相愛関係に入る。」と答える。処世ゆえにときには不要な下手に出ながら歯ぎしりして男の支配に耐えてきたわたしの人生の苦痛の原因を、男の青柳氏が俯瞰的に解明されたことに素直に同志の敬愛を捧げるのだ。

## Ⅲ 剰余価値生産の場としての世帯主制労働者家族

第二の設問は、これまで多くの研究者が労働力の再生産を担う寝室のできごとを私的な世界と断じてきたために、その結果として、資本主義的生産制度の腐朽とともに資本がますます支配を貫徹してきた家事労働の場、青柳氏のいう生活維持労働の世界が、女が男に私的に奉仕する世界のままにされ、女の人生が賃金なしで閉じ込められ、女の人生は子どもの人生ともどもに尻尾のように男に付け加えられ、資本に男の労働力の価値として捧げられてきたという論考である。

ウーマンリブやフェミニズムが資本のみならず往々にして男を敵として、家事労働の有償性を認知させるために鳴り響いてきた。第二次世界大戦終結後わずか60年、産業革命から数えてもわずか250年間に、経済振興の道具としての資本の科学技術は、新幹線より早く工場を重厚肥大から軽薄短小へ変えた。女兵士さえ存在する今日の時代に、資本は収めてきた少しの筋肉ぐらいで男に女より高めの賃金を割くことさえしなくなった。女は薄衣をまといながら妖艶にやすやすと男の地位さえ奪うようになった。だが、闘う女は潔く断髪とズボンを標識としてきたその標識は今では不要になったものの、女は男と自由なベッドを楽しみはしても、内面においていかなる動物も持ち合わせている家族のぬくもりやこどもの愛おしさの感性さえも捨て去り、こうした女の咆哮にもかかわらずたどり着いた目下のその地位は、資本の可変資本縮小、剩余価値拡大を利する場所ではないのか。

リブ、フェミニズム、ジェンダーを丁寧に追っていく青柳氏の家事労働の解析は、「女性生殖権剥奪による生殖的身体にたいする国家の上級領有権と夫の私的『裁判権』の社会的容認による下級領有権との関係」とする、その痛快さ！わたしの人生で他にこのように巨視的・総合的、そして正確に、それこそ『資本論』の視覚であるが、女と男の性と婚姻制度をとらえた研究者がいたどううか。

マルクスが、マルクスといえども時代性を背負った男性優位論者であったとしても、今日の社会を生きたなら青柳氏に同意することであろう。

否、青柳氏はマルクスの歴史史観を超えて、「万国の労働者」が抑圧される場、つまり資本の支配する場を、「工場の生産過程」だけではないと論証し、あまねく世界を『資本論』的視覚で網羅したのである。つまり商品再生産の場と労働力再生産の場の双方に資本の支配と搾取は貫徹していることを論証した。

それは多くの研究者が第二次世界大戦後の過度の生産過剰に陥った資本主義的生産制度の状況を受けて、「消費の経済学」などとあたかも消費主権者によって資本の

支配が衰退し消費主権者が世界を変えうるかのような幻想や、通信情報革命（ITC）が双方向民主主義を推進し直近に支配されるものの世界が訪れるかのような幻想をふりまいた責任を問い合わせるものもある。

そして「家事労働」を明確に生産的労働と位置付け、生活維持労働、育児、介護と分割し、あれこれの論客の福祉モデルを確認しながら主としてエスピノ・アンデルセンの福祉モデルと比較し、「生活維持労働」の止揚を予測する。

#### IV 産まないこと、そして訪れる女の解放をかちとる時

第三の設問は、クリトリスと臍の不快のままに、抑圧された女の欲求不満の長い歴史は、女が子産み機械、すなわち私有財産継承制度の維持、労働力の再生産、兵士の再生産の道具とされてきたことに由来したが、資本主義的生産制度もまた世帯主制の労働者家族制度により、女を労働力再生産のための生活維持労働に閉じ込め、同じく女の不感症と欲求不満を育ててきた。だが、死に体の資本主義が性急かつ近視眼的に産業の軽薄短小化や可変資本の縮小を追い求めた結果を受けて、今日女1人1人が静かな子産みストライキに立ちあがっているとする。

すなわち、封建的家父長的大家族制度のみならず、労働力再生産制度の確固とした枠組みとして君臨し、労働組合運動をも私的財産制度維持の道具としてきた世帯主制の労働者家族制度からも女は解放されて、臍の奥で官能を得ることが可能な女上位など自由な性愛体位に解き放たれ、女性生殖権をわが手中にし、つまり子産み機械の役割から解放されて、かつ持続的・専門的労働能力をも手中にし、両性間の真の自由と平等を実現すると。

ちなみにすべての資産は公有、共有であったが、遠慮会釈なく民衆から奪われ私物化されてきたその中でも、日本特有ともいえた持家制度が大きな役割を果たして、労働者家族を私的財産制度に閉じ込める上で資本の拘束に拍車をかけてきた。

青柳氏の人口構成研究はこの未来展望に重要な意味を持つ。すなわちピラミッド型人口構成が激しく紡錘形をなす女の子産みストライキは、日本においては目下すでに渦中にあり、この人口の激減こそが資本と労働の交渉の場において労働に優位を与えるものとなり、血をみない経済社会変革の誘因となり結果となると見る。

わたしが金融労働者であった戦後の労働現場では、女たちが結婚を報告すると弾圧され左遷され、まして妊娠を報告すると迫害されて離職に追い込まれた。わたしにとっては若年人口が減少を続け人口構成が紡錘形をなしていくことは自明の理解であった。ピラミッド型人口論

が脳の隅に濁るように染みついている知識人には盲点となっていたのだが、青柳氏は理論化したのだ。

労働に優位を与えるその根柢として青柳氏は人口構成の推移を見る。青柳氏の人口構成研究は縦軸に、人口統計資料がほとんど用意されなかった産業革命以前の時代を教会資料にまでとり、そして横軸に、世界の歴史発展段階において典型的な欧州、南欧、ロシア、日本と広域にわたる客觀性を追求したものである。青柳氏はマルクスさえ資本論起草の時代に人口構成を二義的な問題とするに足りるとした長期のピラミッド型の人口構成、すなわち資本が労働力の再生産を所与の前提としていたことが必ずしもそうではなかったことを明らかにし、次世代の労働力再生産を確保できなかったときの産業構造の激変を論証し、現下に激進する労働力再生産の激減を資本主義的生産制度の崩壊を予告するものとする。

トマス・ロバート・マルサス（1766~1834）が人口は幾何級数的に増加するとしたために、その人口構成論はヒトラーのユダヤ人大量虐殺に見られるように、ともすると生産力に調和させるための過剰人口処分の視点に利用されがちであったのに対し、人口構成一つを分析するにも視覚と対象の広さと正確さが問われる考え方である。青柳氏の人口構成論が鮮やかである。また、青柳氏が日本の学界で少数派のロシア農業の研究から出発したことがロシアの人口移動に結節され、青柳氏の人口構成論の世界的普遍性を担保しているのも興味深い。

そして、東西冷戦構造崩壊以降あまたの研究者が資本論をさらりと投げ捨て或いは棚上げし、呻吟する労働者・民衆を前に説得的・現実的な展望を示すこともなく市場を礼賛し市場原理主義・グローバル主義さえ受容してきたのだが、その市場原理主義・グローバル主義も破綻が明確になり、資本主義的生産制度の歴史的終焉が速度を速めている今日に、青柳氏は資本論に依拠し論証の帰結として近未来に経済社会制度の変革を予告するのだ。

先進諸国だけではなく発展途上国まで世界が高速で工業化を極めつつあり、女性の脱流動労働化は完了しつつある。個々の女たちが誰に命じられるでもなく指揮されるでもなく、夫を求めず子も成さない、資本にとって「鎖以外に失うものない自由な労働者」として立ち始めたと。

脱流動労働化は「女性の生殖的自由と自由な抽象的人間労働すなわち職業的自由の世界へ向かっての逃亡=脱出であり」、「女性的義務からの逃亡=脱出運動は、労働力人口の供給制限による労働者の交渉力増大にもとづいて、資本主義的長時間労働としての賃労働と家事労働とを強制する体制をも乗り越えた、自由に処分できる時間（disposable time）の世界への可能性を孕んだ運動」

であり、「世帯主制家族の解体を通じて資本主義的生産様式の基礎である「私的(家族的)所有」体制の地殻変動をもたらす革命的性格を内在している」と青柳氏はいう。

青柳氏によるとなんと日本でのその始まりは5年後なのだが、否、地震・津波・原子力発電所損壊複合災害後の今日では、有効に展望を示せるならそれは明日からかもしれないのだ。

青柳氏は序章の課題において、本書の学問的立脚点を「ここがロードスだ、ここで跳べ」と自らを励ましたと述べているが、大学制度大改革とともにわれらが灯台であるはずの大学が、研究業績に平然と产学官連携（この道が軍をも含めていくのは必然）やマスコミ活動歴を掲げることが常態となり、大学の問う学問的業績に捉われ学問的誠実は霧散したのかと思える研究状況のなかで、この姿勢とそれだけに一層精密に研究され実証された学問的成果がわたしは嬉しい。

ヘーゲルの哲学、家族論、ボーヴォワールの『第二の性』、マルクスの『資本論』と縦横の論評も非常に興味深く綴りたいのだが、青柳氏の論考を紹介するとなったら、『フェミニズムと経済学』全部になりかねない。民衆の未来を見出したい多くの知識人、民衆が予断と偏見を捨てて読み込むことを期待したい。

## V 自然・生命の継承と労働力の継承

厳しい冬がどうやら去り春を迎えたが、花冷えが肩をすくめさせた。広く東日本を侵した地震と津波には産業革命・科学技術も歯が立たず、「神（太陽かな）」が地球をころころ転がして人間への戒めとされたのだと打ちひしがれ、わたしはにわか信者の衣をまとう。だが、寛大な「神」は、染井吉野狂信を愚かともそしらず、放射能さえ丸抱えにしてやれないものかと、花霞をしばし止めおくのだ。

そして花々と若緑が噴き出してきた。いのちを繋ぐ饗宴である。

あけび（通草）の雌花は花弁も雌蕊も一杯に広げ雌蕊の先端に光沢を放って粘液を纏い、雄花の雄蕊の花粉を呼び寄せる。熟れるまでの可憐な雌花の花びらや固い雌蕊は、雄蕊の花粉を呼び寄せたりはしないし、受精の後のわわの果実をなしいのちを繋ぐこともしない愛らしい処女である。雄花もまた十分に花弁を開き成熟した雄蕊から花粉を発散させることのない青年は、凜々しくとも雌蕊との出会いを成就させて果実を結ぶことはできない。また、同じ幹の雌花・雄花の受精は決して果実を成さない。近親相姦はここでも厳密に成立しない。待つ雌蕊と、花粉を発散できる雄蕊のその成熟の時を同じくした確かな出会いが次の生命を育てる。雄蕊の花粉の仲人

は蜜蜂と春風である。広大な北アメリカ大陸でりんごの木もまた殺虫剤組み遺伝子操作を含む化学物質の多用により蜜蜂が絶滅し、りんごの受精が不可能になりりんごの収穫を得られなかつた。

花は蝶に、蝶は花に。

なんとボーヴォワール的世界だろう。「膣の奥での快感」を得ることなくしては結実できない万物の営みである。「ボーヴォワールも顔負け」なのではなく、ボーヴォワールは生物人間種の存続についての道理を述べたにすぎない。だが「膣の奥での快感」にわたしさえ淫靡に顔をしかめてみせるのは何故だろう。わたしはマルクスの『資本論』に顔をしかめる「奴等」と同じ本質を潜めているのではなかろうかと、振り返ってみる。

マルクスの時代は精子の保存も人工受精もクローンもips細胞から人間を製造することも開発されていなかつた。女と男が性交して次世代の労働力を再生産する以外にその方法を得られなかつた時代であり、かつその歴史的経緯は性交の方法はともあれ基本的にピラミッド型の人口構成を獲得できた時代であった。そして青柳氏が縷々論証しているように、分割すべき耕地面積の減少やコレラの大流行が原因して、ピラミッド型人口構成に糸余曲折はあった。しかし、これを資本主義的生産制度における絶対的・相対的剩余価値生産を担う労働力の再生産を脅かすものとして認識した研究者は乏しく、まして工場で労働者の首切りだけを夢想している資本家においては皆無であった。あけびの相愛に恥ずかしくも「労働力」は犯せば出てくるものだったのだ。念のために述べるがわたしは生態の科学・化学合成を支持しない。

## VI 男上位体位の否定で青柳氏と同説の キャロリン・マーチャント

ボーヴォワールと青柳氏の「男上位の性交」が生来のものではなく、自然支配の機械論として発生したことを論証しているのはキャロリン・マーチャント（1936～）の『自然の死』（1985.12.10）である。

キャロリン・マーチャントの研究から借りよう。

「生き物としての世界一ルネサンス期の有機体論がフランス・ペー・コン（1561～1626）によって転換させられ、資本主義と科学の連携へといたり、権力としての機械論が唱えられ、力と秩序により実在が再編成された。ペー・コンは全人類のために自然を支配することを唱え、「自然は「奉仕させ」、「奴隸」にし、「抑圧し」、かつ機械的技術によって「形づくられる」べきもの」とした。女の子宮が象徴的な意味で鉗子に屈服したように子宮の秘密も科学技術を通じて力づくで彼女の手からもぎとりうるものとなったのである。ペー・コンについて有機体哲学を打ち負かし機械論哲学を構築したマラン・メルセン

ヌ（1588～1648）、ピエール・ガッサンディ（1592～1655）、ルネ・デカルト（1596～1650）によって、自然は地球における管理者たる人間の支配を受けるべき資源とみなされるようになっていき、トマス・霍ップス（1588～1679）の機械論へ引き継がれた。デカルトは魂を持った男の精子によって卵が受精すると信じていたのだ。

マルティン・ハイディガー（1889～1976）のいうとおり、デカルト以来の西洋哲学の基本的関心は、力であった。機械論の探掘の是認は、地球に対する強姦、経済的追求を是認する結果となった。台頭してきた機械論的な世界観は、物理法則の確実性と、機械の持つ象徴的な力に調和する、自然についての仮定をその基盤としていた。（アリストテレス哲学、ストア哲学、ゲノーシス主義、ヘルメス主義、魔術、自然主義、アニミズムなど）選択可能な哲学の数は多かったが、ヨーロッパのイデオロギーの主流は、機械の特性および機械力についての経験に支配されるところとなつたのである。

この機械論への転換は、女の子産み機械化のみならず、ヨーロッパに広く見られた自然の諸法則と聖書によって永久に共同所有であるとし、個人の利益よりも集団の利益を優先した村落共同体を、ジョン・ロック（1632～1704）が所有権の理論を唱え個人所有へ道を開くものとしていたのである。

わたしはこの機械論こそが科学技術信仰をもたらし、資本主義的生産制度による世界の私物化とその延命に道を開く哲学となったというマーチャントの主張に同意する。わたしは大学の授業で人類の長い歴史である自然主義哲学と対比することもなく、これらにトマス・霍ップスも加えて教授され、人生を賢明に生き抜く知性を得たと悦に入っていたのだが、これらすべてが機械論者の哲学であり資本主義的生産制度、つまり自然と労働者・民衆からの搾取の妥当性を合意することへ道を開くものであったと知り、教育という名の暴力について今更のように認識し、短い生を与えられた人間の迷走を悲しく思うのだ。

マルクスもまた科学技術を避けられないもの社会を発展に導くものと伝えたため、研究者にも科学技術に信頼をおくる人は多い。存在が意識を決定してしまうのである。わたしは母なる大地の腹を切り裂き続けてきたその結果が東日本巨大地震・津波と福島原子力発電所の重大破損として現象したと確信する。

キャロリン・マーチャントは1985年にこの本を著わしたが、その末尾を「将来の共同体におけるエネルギーと資本の分配は、人間と自然の統合に基盤を置くべきだ」と結んでいる。2011年にいたるもマーチャントの意を生かせず地球規模の汚染に立ち至っていること、経

済社会の枠組みが地球規模になるほどに愚かさの規模は膨らみ続け、抑止の力学は遠くなり、究極の愚かさの象徴である原子力発電所の狂気の建設のように、回復不可能な結果を見ない限り学ぶことができない現実に、マーチャントの言葉がわたしの耳に痛いのである。

マルクスが大工場制度により組織され規律あり団結した労働者を生み出し、その労働者が農民と連帯し社会を変革しうる階級となると見た資本主義的生産制度は、情報通信革命（ITC）により一変し、工場でも労働者が場を同じくし協業することは乏しくなった。マルクスは労働者家族に期待を寄せたが、歴史的結果は青柳氏の論証する通り持家など家産形成に注心する利益集団となり、夫婦間も労働者間も労農間も愛と連帯から遠くなつた。現実の事象は離婚率は更新を続け、婚前性交も婚外性交も咎めることではない。だが教育によるでも洗脳によるでも法制によるでもなく、風に舞う黄砂のように分断された女たちが一切の鎖からの自由を雄々しく目指しつつあるのだ。

## VII おわりに

自然からの循環不能な超過搾取と非自然物質の合成を止め、原子力発電所や高速道路や万国共通のばかけたモールや太平洋横断はもちろん地球上くまなく巡らした「蜘蛛の巣」など要らざるものを作らず、薄めでも広くむしりとるにこしたことはないと消費税の重なる引き上げという横暴とは逆に、民衆、以前流にいうなら労働者・農民が創出した富を韓流時代劇でいう「民のため」に、ベーシックインカム方式、つまりこども手当てのようく民衆が広く分かちあれば、民衆は生活に怯えることなく等しく豊かで、女と男の関係は労働力再生産の道具として生活維持労働と私的所有に左右されることもなくなり、あけびのように自由で愛おしい女と男の相愛関係に入り、みんなの子育てと老いた先輩のお世話を広がるだろう。

近づいてきた「民衆の交渉権」を持って、対資本と同時に民衆をはがいじめにする以外にどのような機能があるのかと疑う現在の法制を、自然の中で生きる喜びを感じながら人々が相互に愛し信頼せずにはいられなくなる法制—つまり上部構造にがらがらと組みかえることを想像すると、身震いするではないか。これもまた地震・津波・原子力発電所損壊による「復興日本に向けて」の朝令暮改の毎日を見ると、ただちにできることであろう。

誰が主体なのだ？青柳氏は「砂粒」の未来にまでは紙数を割いていないのだが、ふたたび鈴木富久氏の『グラムシ『獄中ノート』の学的構造』が見事におさえてくれる。グラムシ曰く、「倫理的『改善』が純個人的なことであるというのは、錯覚であり誤謬である。」「知識人

- 民衆ブロック」の「集団的人間」への参入・「一体化」を通じて、…自律的人格性を獲得・発展させる…」と。

最後に青柳氏の膨大な研究を支えた引用の豊かさ丁寧さにより、ジェンダー、資本論関係など多くの分野の知識人から学んだこともわたしの喜びであった。

#### 付録1： 地唄 雪

花も雪も払えば清き袂かな  
ほんに昔のむかしこよ  
わが待つ人も我を待ちけん  
鶯鶯の雄鳥に もの思い羽の凍る  
禡に 鳴く音もさぞな  
さなきだに 心も遠き夜半の鐘  
聞くも淋しき独り寝の 枕に響く霰の音も  
もしやといっそせきかねて

落ちる涙のつららより  
辛き命は惜しからねども  
恋しき人は罪深く 思わずことの悲しさに  
捨てた憂き 捨てた浮き世の山蔓

付録2：If you've recently left a comment on Maui Time's Web site, your personal information could soon be in the hands of the Maui Police Department. Last week, MPD and the country prosecutor's office issued a subpoena ordering the release of Internet Protocol' or IP, addresses for all comments left at mauitime.com during a specified 24-hour period. ("Mauitime" May 26, 2011 JACOB SHAFER 署名記事の冒頭)

(もりい くみこ))



## 森岡論文への疑問

吉田 央

『経済科学通信』2011年5月号（第125号）に掲載された森岡真史論文「ソ連型社会主义の経験と教訓」は、重要な論点がきわめて明快に書かれており、これまでソ連型社会主义に関して漠然と感じていたことははつきりと説明していただいた感じがする。筆者に心から感謝したい。

しかしその一方で、筆者の主張には重要な点で承服しがたいと感じた。以下、それについて述べてみたい。

森岡論文では、社会主义を次の2つの規範を追及する思想であると整理している。一つは労働義務の規範、もう一つは生存・発達の権利の規範である。森岡先生は、さらにこれらの両規範には独立性があり、両者の相対的比重によって、社会主义思想は異なる位相を持つ、と主張している。

私が疑問に感じるのはこの点である。まず社会主义の前者の規範に関して、「労働義務の規範」と整理するだけで充分であろうか。むしろ重要なのは、「労働権利の規範」（働く意思と能力のあるものは、全て雇用される。完全雇用の規範と言い換えてよい）ではないかということが、1点目の疑問である。次に、「労働義務の規範」ではなく、「労働権利の規範」を社会主义思想の柱として位置づけた場合、これは「生存・発達の権利の規範」と独立性があるだろうか、というのが2つ目の疑問である。

後者の疑問に対する答えははつきりしていると思われる。失業は労働者の貧困の最大の原因である。「労働の権利」が保障されていない社会では、労働者は、失業し、貧困に陥る危険に常にさらされている。これでは生存・発達の権利が保障されている社会であるとはとうてい言うことができないであろう。「労働義務の規範」ではなく、「労働権利の規範」を社会主义思想の柱に位置付けた場合、それは「生存・発達の権利の規範」と独立性があるどころか、むしろ「労働権利の規範」と「生存・発達の権利の規範」は表裏一体をなすものというべきである。

それでは、生産手段が私有化されて不労所得が許容される社会で、「労働権利の規範（完全雇用の規範）」を実現することができるだろうか。答えは否である。なぜなら、あくなき利潤最大化を追求する資本の増殖運動は、労働者の抵抗を弾圧し賃金を最低水準に抑え込むために、必然的に大量の失業者＝産業予備軍を必要としているからである。「労働権利の規範」を実現するためには、生産手段の私的所有を廃絶することが条件とならざるをえない。生産手段の私的所有が廃絶されれば、不労所得も廃絶され、「働かざる者食うべからず」という「労働義務の規範」も成立することになる。

もちろん、「労働権利の規範」が徹底し、労働者が怠けていてもそう簡単にはクビにならない、もしクビになっても国家が次の仕事を保障してくれるような社会では、労働者のモラールが低下するのはやむを得ない。職場規律の荒廃、製品の品質やサービスの面での資本主義に対する見劣りなどがソ連国民の不満を高め、ソ連の崩壊消滅につながったのは厳然たる歴史的事実である。1986年の切尔ノブイリ原子力発電所事故は、ソ連社会に積もり積もった矛盾が核爆発的に噴出したものといってもいいだろう。どうすれば労働者の生存・発達の権利を保障しつつ、社会の経済的活力を維持することができるのか。ここがロードス島だ、ここで飛べ！

その一方で、ソ連で生産手段の私的所有が廃絶された結果として起きたと思われる、一つの興味深い現象も指摘しておきたい。それは、共産党書記長に代表される権力者に世襲が見られなかったということである。私的所有でないものを、親から子に世襲することはできない。ソ連社会では生産手段が私的に所有されていなかったため、生産手段を世襲することができず、おそらくその影響で政治的権力も世襲することができなかつたのではないかだろうか。世襲政治家がはびこる日本の現状と比較してみると、最高権力者の世襲が見られなかつたソ連社会は、その点ではうらやましく感じられるのである。

（吉田 央 東京農工大学）



## 労働の権利について（リプライ）

森岡真史

吉田央氏から前号掲載の拙稿に関して、社会主義の規範としては、「労働の義務」よりも「労働の権利」の方がより重要であり、またそれは「生存・発達の権利」と密接に結びついているのではないか、という疑問が提起された。ソ連がどんな社会であったかを問うことは、社会主義とはそもそも何をめざす思想や運動であったのか（あるべきか）を問うことでもある。にもかかわらず、後者の問題が正面から論じられることは、本誌においても、少なかった。この点で、吉田氏の提起を歓迎したい。

私の理解では、従来の社会主義思想における労働権の規範は、労働義務と生存権を、「労働能力を持つ人間は、労働の遂行を条件としてのみ生存の権利をもつ」という形で結合したものである。生存が無条件の権利であるとすれば、それは労働と結びつく必要はない。「働く者食うべからず」の規範（財産所得の否定はこれを前提とする）を承認する場合にはじめて、吉田氏の言う、「働く意思と能力のあるものは、全て雇用される」状態を実現することが必要となる。しかしそれは、労働義務の普遍化を意味しない。なぜなら、労働権の規範は、直接には、〈働く意思のない人々〉への対応を何ら規定していないからである。

マルクス主義を含む社会主義の革命的潮流は、〈働けるのに働かない〉人間の存在を許容してこなかった。この立場によれば、資本主義の罪悪は、働く意思のある人々が労働の機会を得られないこと以上に、財産所有者が財産所得によって、労働を免れて安逸に生活していることにある。20世紀の社会主義革命は、財産所得の廃絶や、旧有産者に対する労働の強制を通じて、〈働けるのに働かない〉者のいない社会を実現しようとした。ソ連などの社会主義諸国で見られた種々の否定的現象の多くは、このことと深く関わっている。

もちろん、働く意思と能力のある者は労働の機会を提供されるべきであるという規範的立場は、それ自体としては、労働の義務と分離可能である。労働の意欲を持つ

者にとって、労働の機会を保証されることが、発達の一つの契機として重要であることは言うまでもない。しかし、この意味での労働の権利の実現をめざすことは、労働を生存の条件とせず、〈働ける〉のに〈働かない〉という選択を認めることと両立する。

吉田氏は、労働の権利は生存・発達の権利と「表裏一体」の関係にあるととらえたうえで、資本主義はその機能のために産業予備軍を必要としているから、資本主義社会において労働の権利を保証することは不可能であると主張する。確かに、非自発的失業が全く生じない資本主義というものは、考えられない。しかし、大量失業の発生を防ぎ、失業者数を抑制・削減する政策をとること、また、雇用保険などの制度を通じて失業がもたらす経済的困難を緩和することは可能である。現代の資本主義諸国では、上の意味での労働の権利が規範として承認されているだけでなく、実際に、（労働の規制緩和が進んだ今日においてもなお）種々の失業対策がとられている。労働運動・社会運動の成果を全面的に否定するのでない限り、『資本論』の時代以降、資本主義社会において、労働の権利という面で大きな前進があった事実を否定することはできない。

原理的に考えると、失業発生の根源は、私的契約の自由にある。この意味では、労働の権利を完全に実現するためには、生産手段の私的所有の廃絶が必要であるという吉田氏の議論は正しい。しかし、生産手段の私的所有の廃絶は、私的・分散的な経済活動の条件を破壊し、それに伴って、政治的・知的・芸術的・宗教的その他の活動を含む、国家から独立したあらゆる社会的活動を困難にする。20世紀社会主義の歴史は、先駆的批判者によって予見されていたこの命題を実証した。独立した社会活動が精神的な面での人間発達の本質的条件の一つであるとすれば、失業の根絶のために私的所有と私的創意の基本的枠組みを廃止することは、生存・発達の権利のより高い次元での保証にはつながらないであろう。

（森岡真史 所員 立命館大学）

## 投稿規定

下記の要項にしたがって、奮ってご投稿ください。

種類と枚数 論文、研究ノート、読書ノート：200字詰 50枚以内

研究動向、書評：同 20枚以内

いずれも、図表、注などを含む。

原 稿

- ・投稿は、編集局宛 (henshu @ kisoken.org) に電子メールの添付ファイルでお送り下さい。ファイル形式は、テキスト形式あるいはMS-Wordで読み込み可能な形式にして下さい。郵送される場合は、返却不要なメディアに上記したファイル形式にして、基礎経済科学研究所宛にお送り下さい。また、その際、コピーを一部添えて下さい。なお、お送りいただいた書類、メディア等は返却致しませんので、あらかじめご了承下さい。
- ・審査は、投稿されてから直近の経済科学通信編集局会議にて、まず匿名査読委員の選定が行われ、査読依頼を行い、その評価に基づき、掲載の可否を編集局会議において決定します。その決定は、論文投稿者に書面にて、郵送でお知らせします。掲載可と判断された論文の掲載号は、経済科学通信の構成及び筆者校正等の日数を鑑みた上で、決定します。
- ・抜刷をご希望の方は実費にて作成可能です。

掲 載 料 下記の金額をお支払い願います（所員・所友・研究生を除く）。

論文・研究ノート・読書ノート 5000円、研究動向・書評 2000円

### 編集後記

▼本号の特集テーマは「原発災害・震災と地域再生」となっています。3月11日以降半年以上が過ぎましたが、いまだに完全な終息とは程遠い状況にあります。さまざまな媒体で語られているテーマではありますが、事態の重大さを鑑みまして本号でも取り上げることいたしました。また、127号は10月8日・9日に立命館大学で開催されます研究大会に関連する特集を組む予定ですが、そこにおいても震災・地域再生が主たる話題となると思われます。本号および次号と連続で読んでいただければ幸いです。

▼特集論文のみでも9本ありますが、この他に掲載されておりますものも全て筆者の皆様の力作です。最近は震災の話題がどこでも主となっており、他の話題は往々にして軽んじられる傾向があります。震災お

よび復興というものが重要事であるのはもちろんですが、このような時こそそれ以外の話題に関しても興味を持っていただければと思います。本号の誌面もいささか震災・原発に偏ったものとなってはいますが、バランスのとれた誌面づくりを心がけ、様々な話題を取り上げたいと考えております。

▼編集後記を担当している田添は今年度より編集局に加わりました。従来誌面づくりを主に担当していた森本が留学中ということでいきなりの担当となりましたが、やはり様々な反省があります。今後の作成にいかしていきたいと思います。

(田添 優史)  
津波被害に関する写真は清水修二氏より提供していただきました。

# 時代はまるで資本論

—貧困と発達を問う全10講

好評につき重版出来

基礎経済科学研究所編 二五二〇円  
「ワーキングプア」、「蟹工船」のリヴァイバル。新しい「貧困」はどう対処するのか。近代経済学の古典『資本論』から現代社会を読み解く鍵をさぐる。

## 国際平和と「日本の道」

—東アジア共同体と憲法九条

望田幸男・田中則夫・杉本昭七・藤岡惇・大西広・浅井基文著 二五一〇円

## 経済統計学 基礎理論の理解と習得

大西広・藤山英樹著 二四五円

## アメリカ・モデルの企業と金融

—グローバル化とITとウォール街 渋谷博史編 三一五〇円  
シリーズ「アメリカ・モデル経済社会」の完結巻(第10巻)。

## ドイツ過去の克服と人間形成

—ジョン・ロックから現代へ 尾澤謙雄編著 四七二五円  
戦後ドイツ人は、いかにして精神的にナチズムから脱却したのか。家族、教育、宗教、記憶をキーワードに、戦後ドイツの人間形成に光をあてる。

## 労働と所有の哲学

—地域づくりの男女共同参画

藤井和佐著 四二〇〇円

〒606-8224 京都市左京区北白川京大農学部前 郵便振替 01060-5-9347 \*定価は税5%込価格  
TEL 075-706-8818 FAX 075-706-8878 国書出版 昭和堂 http://www.kyoto-gakujutsu.co.jp/showado/

## 経済科学通信 第126号 2011年9月30日発行

編集・発行

基礎経済科学研究所「経済科学通信」編集局

〒604-0934 京都市中京区麁屋町通二条下る尾張町 225

第二ふや町ビル 603号

TEL/FAX (075) 255-2450

e-mail henshu@kisoken.org

URL http://www.kisoken.org

振替 01080-8-1972 基礎経済科学研究所・編集局

中谷 武雄

藤岡 悠 角田 修一

大西 広 神谷 章生 田中 幸世 増田 和夫 森岡 真史

森本 壮亮 佐々木雅幸 阪本 将英 大畑 智史 中野 裕史

田添 篤史

モリモト印刷株式会社

〒162-0813 東京都新宿区東五軒町 3-19

TEL 03-3268-6301 (代)

購読料 一部 1300 円 定期購読3号分前納 3600 円 (郵送料を含む)

# 桜井書店

〒113-0033 文京区本郷1-5-17三洋ビル16 <http://www.sakurai-shoten.com/>  
TEL (03) 5803-7353 FAX (03) 5803-7356 値格税別表示

大谷禎之介＝著

A5判上製・430頁／1600円

## マルクスのアソシエーション論

未来社会は資本主義のなかに見えている

〈個人の十全で自由な发展〉を実現する社会をめざしたマルクス。顕微鏡的穿鑿を踏まえて〈發展形態の内的紐帯〉を探るマルクス。そのようなマルクスをどのように読み解けば、彼の理論と思想から現代の社会運動が必要としている指針を読み取ることができるか。長年にわたる渾身のマルクス研究がここにひとつ読み方を示す。

菊本義治・西山博幸・伊藤国彦・藤原忠毅  
齊藤立滋・山口雅生・友野哲彦＝著

A5判上製・2700円

## グローバル化経済の構図と矛盾

世界経済システムとしてのアメリカン・グローバリズム——その実態を〈貿易決済メカニズム〉と〈利潤率決定要因〉に着目して解明する現代資本主義論。

山田喜志夫＝著 渡辺雅男＝跋

A5判上製・3200円

## 現代経済の分析視角

マルクス経済学のエッセンス 現代経済の核心的な諸問題の分析を通して、マルクス経済学の真価を現実に向かつて發揮する視点と方法を指示示す。

有井行夫＝著

A5判上製・1570円

## 株式会社の正当性と所有理論 新版

株式会社論とマルクス理解に新地平を拓いた著作の一九九八年増補版を復刻。マルクス再読の基本視座を提供する。

有井行夫＝著

A5判上製・2200円

## マルクスはいかに考えたか 資本の現象学

ほか 第6回大会に参加して

World Association for Political Economy

吉原直毅

長島誠一＝著

四六判上製・2170円

## 社会科学入門

現代の社会システムとアソシエーション

成瀬龍夫＝著

A5判上製・2600円

## 増補改訂 総説現代社会政策

経済理論学会＝編

B5判並製・21000円

## 季刊 経済理論 第48巻第3号

(2011年10月)

### 特集○中国経済をどうみるか

特集にあたって

世界市場の基軸国へ向かう中国  
「北京コンセンサス」を擁護する

高成長型の政府・市場のベスト・ミックス  
中国における最低賃金制度の諸問題

自虐的発展——グローバル化と中国の環境問題

柴田透  
大西広  
塚本隆敏  
張玉林

Marx-Sraffa 均衡と固有値問題

—Moore-Penrose 疑似逆行列の応用 李封喜／藤森頼明

資本主義の多様性アプローチの制度変化論における近年の展開——制度と制度補完性理解の修正を中心に 「マルクス派最適成長モデル」における

田添篤史／大西広